

ナマステ・ インド

インドへの投資家のための
包括的ガイド



免責事項

- 本免責事項は、本文書の使用について規定するものです。本文書を使用することにより、本免責事項を完全に承諾することになります。
- 本文書は、インドで利用可能な投資オプション、規制準拠、その他の関連情報に関する一般的概要を提供するものであり、いかなる方法であれ、投資に関する財務アドバイスを提供するものではありません。本文書に記載されている情報に依拠する前に、ご自身の法務顧問またはファイナンシャルアドバイザーにご相談ください。
- ドイツ銀行は、利益、収益、売上高、使用、生産、期待される預金、事業、契約、商業機会、のれんの損失または損傷を含むが、これに限定されない、いかなる事業の損失に関しても責任を負いません。
- 本文書に記載されている情報は、私的使用だけを目的としたものであり、当行も、当行の職員も責任を負わないと理解していることを信頼したうえで提供されております。
- 本文書に記載されている情報は、2017年8月31日時点の最新情報です。それ以降の更新につきましては、読者ご自身で、投資アドバイザーや税務コンサルタントにご相談されるか、規制機関のウェブサイトをご参照ください。

PRAVEEN GARG, IAS
Joint Secretary



भारत सरकार
GOVERNMENT OF INDIA
वित्त मंत्रालय
MINISTRY OF FINANCE
आर्थिक कार्य विभाग
DEPARTMENT OF ECONOMIC AFFAIRS
नॉर्थ ब्लॉक, नई दिल्ली – 110001
NORTH BLOCK, NEW DELHI - 110001

30th September, 2017

PREFACE

As the fastest growing major economy in the world, India remains an attractive opportunity for capital market investments. Growth oriented policies by the Government, and bold reforms such as Bankruptcy Act and GST have strengthened the long term potential of Indian economy to become a top-tier leader.

Prudential policy framework for governing financial markets has ensured orderly and transparent market processes. It is important to continue to focus on safe and sound market polices, while developing investor-friendly measures to attract and retain long term capital investments. The FPI regime has fulfilled these objectives over the last three years.

I am pleased to note that Namaste India, a detailed reference guide to the regulatory framework underpinning capital markets, with a particular focus on the FPI model, is entering the fourth edition this year. I commend Deutsche Bank team in continuing the good work and wish the very best to Namaste India Edition 2017.


(Praveen Garg)



G. MAHALINGAM
WHOLE TIME MEMBER

भारतीय प्रतिभूति
और विनिमय बोर्ड
*Securities and Exchange
Board of India*

Preface

India continues to remain one of the top 3 investment destinations globally attracting foreign investments through the portfolio route and as foreign direct investment. The various initiatives taken by the government, coupled with robust domestic demand, a growing middle class and high return on investment adds to the attractiveness of India as an investment destination. Having an investor friendly regulatory framework plays a crucial role in facilitating investment into the country.

Foreign Portfolio Investors (FPI) Regulations 2014, designed as a harmonized and universal entry model for foreign portfolio investments into India has been a major contributor in increasing inflows through the portfolio route. As the FPI Regulations reach the three-year milestone, efforts continue to fine tune the regulations to make them investor friendly; while enhancing transparency and safety for the capital markets. Deutsche Bank team has been playing a commendable role in bringing clarity as well as necessary guidance on the regulations to the global investors through their annual publication Namaste India- A comprehensive guide for FPI investors.

I will like to congratulate the Deutsche Bank team for their continued effort in putting together the Fourth Edition of this publication


G MAHALINGAM 28/9/2017



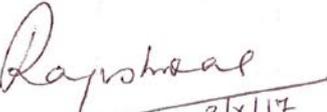
भारतीय रिज़र्व बैंक
RESERVE BANK OF INDIA

www.rbi.org.in

कार्यपालक निदेशक
Executive Director

Against a backdrop of global economic uncertainties in recent years, India has remained one of the more stable, consistent, and high performing economies in the world. As India's growth story continues to attract global capital through both the Foreign Direct Investment (FDI) and Foreign Portfolio Investments (FPI) routes, it is important for Indian capital markets to continue to offer a sound and highly evolved framework to support investors.

With the variety of asset classes and products available in the Indian financial markets, a reference guide like Namaste India can help participants to gain better insights about the regulatory framework. I appreciate the efforts of the Deutsche Bank team in publishing this fourth edition of the Namaste India guide and hope this proves to be a useful reference for foreign investors.


(M. Rajeshwar Rao) 3/X/17

केन्द्रीय कार्यालय भवन, शहीद भगतसिंह मार्ग, मुम्बई - 400 001. भारत
फोन : (91) 22-2270 4222 फैक्स : (91) 22-2270 4221 ई-मेल : mrajeshwarrao@rbi.org.in

Central Office Building, Shahid Bhagat Singh Marg, Mumbai - 400 001. INDIA
Tel : (91) 22-2270 4222 Fax: (91) 22-2270 4221 E-mail : mrajeshwarrao@rbi.org.in

हिंदी आसान है, इसका प्रयोग बढ़ाइए

目次

1. 序文	19
1.1. 背景 — FPI	22
1.2. 2017年版の新着情報	22
1.3. 本ガイド全体のナビゲーション	22
2. インドの証券市場 – 概要	24
2.1. 市場：参加者と構成	24
2.2. 法的枠組み	25
2.3. 規制構造	27
2.4. 最近の市場の動向	30
2.4.1. 事業展開の容易さ	30
2.5. 資本市場概要	31
2.6. 取引ガイドラインの概要	33
2.7. 証券識別	33
2.8. 資産クラス	34
2.8.1. 株式	34
2.8.2. 債券	34
2.8.3. デリバティブ	36
2.8.4. インド預託証券(IDR)	36
2.8.5. 海外発行のINR建て債券(マサラ債)	36
2.8.6. その他の商品	36
2.9. 商品デリバティブ	36
2.10. 外国為替	39
3. インドへの投資ルート	40
3.1. 外国投資の手段	40
3.1.1. 外国ポートフォリオ投資家(FPI)	41
3.1.2. 在外インド人(NRI)	43
3.1.3. 外国直接投資(FDI)	43
3.1.4. 外国ベンチャーキャピタル投資(FVCI)	44
3.1.5. 預託証券	44
3.2. FDI概要	44
3.2.1. 総合上限	45
3.3. FVCI概要	46
3.4. アクセス商品	46
4. 直接投資	47
4.1. 外国直接投資	47
4.1.1. 規制枠組み	47
4.1.2. 政府承認ルートの手順	47
4.1.3. FDIが禁止されているセクター	49
4.1.4. 適格水準	50
4.1.5. 投資上限	50
4.1.6. 投資に関する条件	50
4.1.7. 送金、報告	51
4.1.8. 一般的条件	53
4.2. 外国ベンチャーキャピタル投資家	54
4.2.1. 市場参入	54
4.2.2. 定義	54
4.2.3. 書類要件	56
4.2.4. 申請のオンライン提出	56
4.2.5. 手数料	57
4.2.6. 投資基準	57
4.2.7. FPIとしての登録が許可されているFVCI	59

5.	外国ポートフォリオ投資家(FPI) - 市場参入	60
5.1.	序文	60
5.2.	適格基準	61
5.3.	カテゴリー分類	62
5.4.	登録プロセスと必要書類	63
5.5.	指定預託機関参加者(DDP)の役割	63
5.6.	登録有効期間と手数料	64
	5.6.1. 登録手数料	64
	5.6.2. 条件付登録	64
	5.6.3. 投資顧問会社を理由とするカテゴリー分類	65
	5.6.4. 登録の取り消し	65
	5.6.5. 登録期限失効後の証券売却手続	65
5.7.	その他の適用される規範	65
	5.7.1. 自国管轄区域での遵守 - ステータスの変更	65
	5.7.2. 重要情報の変更	65
	5.7.3. 名称の変更	66
5.8.	PAN(Permanent Account Number : 納税者番号)に関する要件	66
5.9.	外国ポートフォリオ投資家に関する一般的義務・責任	68
5.10.	行動規範	68
5.11.	インドに投資を行う外国投資家のための口座構造	69
6.	比較表	70
6.1.	カテゴリー分類の効果	70
6.2.	外国投資家に許可されている投資	72
7.	顧客確認(KYC)フレームワーク	74
7.1.	FPI向けKYC	74
7.2.	外国直接投資と外国ベンチャーキャピタル投資家	76
8.	投資ガイドライン	78
8.1.	株式	79
	8.1.1. 外国人保有比率の上限額	79
	8.1.2. 投資上限額のモニタリング	79
8.2.	債券投資	80
	8.2.1. 国債上限額のオークション	81
	8.2.2. 国債へのFPI投資のためのNDS-OMに関する証券ごとの上限額 モニタリング	82
	8.2.3. すぐに入手できる状態で購入した国債の再投資	82
	8.2.4. 国債のクーポンへの再投資	82
	8.2.5. カテゴリー再分類によるFPIの国債上限額の活用	83
	8.2.6. 社債(インドの企業がオンショアとオフショアで発行した、INR建ての 債券)	83
	8.2.7. デフォルト時の社債	84
	8.2.8. 非上場の非転換無担保社債／社債	84
	8.2.9. 証券化債務証券	85
	8.2.10. 信用強化債券への投資	85
	8.2.11. 上限額を得るオークションメカニズムでの社債と国債の比較	86
	8.2.12. 証券化会社が発行するセキュリティ・レシート(入庫される株式)	87
	8.2.13. オフショア発行のINR建て債券(マサラ債)	87
8.3.	REIT、InvIT、AIF	89
8.4.	一般的な投資制限	89
8.5.	デリバティブ	90
	8.5.1. 金利先物(IRF)と金利オプション	91
	8.5.2. 通貨デリバティブ	91
8.6.	証券貸借	91
8.7.	報告要件	94

9.	オフショアデリバティブ商品 - ODI	98
9.1.	2014年FPI規制に基づくODI商品の発行条件	98
9.2.	デリバティブを原資産とするODIの発行の禁止	99
9.3.	KYC遵守	99
9.4.	ODIの発行と譲渡	100
9.5.	FPIによるODI／参加証書発行の報告	100
9.5.1.	提出方法	101
9.5.2.	ODIのポジションの再確認	101
9.5.3.	定期的運用評価	101
9.5.4.	ODIの一定期間の適用除外	101
10.	銀行取引および為替ヘッジに関するガイドライン	103
10.1.	許容される金融機関	103
10.2.	為替ヘッジ	103
10.2.1.	外国ポートフォリオ投資家に許容される枠	103
10.2.2.	先渡外国為替契約	104
10.3.	ASBAに基づく新規株式公開関連フローに認められる外国通貨-INRスワップ	104
10.4.	取引所の通貨デリバティブセグメントへの参加	104
10.5.	FPIの責務	107
10.6.	ポジションのモニタリング	107
10.7.	通貨トレンド	108
11.	清算と決済の環境	109
11.1.	序文	109
11.2.	株式	109
11.3.	債券	112
11.4.	デリバティブセグメント	119
11.4.1.	取引主体識別コード	120
11.5.	証券貸借	121
11.6.	リスク管理 - 概要	122
11.7.	証拠金	125
11.7.1.	現物市場における証拠金	125
11.7.2.	SLBセグメントにおける証拠金	126
11.7.3.	取引所の債券セグメントにおける証拠金	126
11.7.4.	国債市場における証拠金	127
11.7.5.	デリバティブセグメントにおける証拠金	127
11.8.	投資の手段	128
11.8.1.	プライマリー市場	128
11.8.2.	セカンダリー市場	129
11.8.3.	国債	129
11.9.	資産サービス(コーポレート・アクション概要)	130
11.9.1.	コーポレート・アクションの種類	131
11.9.2.	通知	131
11.9.3.	ライフサイクル - 必須のコーポレート・アクション	132
11.9.4.	ライフサイクル - 任意のコーポレート・アクション	133
11.10.	議決	134
11.10.1.	議決手順	134
11.10.2.	通知	135
11.10.3.	会議の結果の公表	135
11.10.4.	電子議決	135
12.	税金面	136
12.1.	FPI向けのインドでの税制	136
12.1.1.	源泉課税(WHT)	137
12.1.2.	キャピタル・ゲイン課税	137
12.1.3.	有価証券取引税	137

12.1.4.	税率	138
12.1.5.	予納税	139
12.2.	課税フロー	140
12.3.	二重課税防止	140
12.4.	最低代替税(MAT)	140
12.5.	一般的租税回避防止規定(GAAR)	141
12.6.	外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)／共通報告基準(CRS)	141
12.6.1.	FATCA	141
12.6.2.	CRS	141
12.6.3.	報告金融機関(RFI)のための報告要件	141
12.7.	物品サービス税	141
12.8.	インドへのファンド管理の国内移転	142
12.9.	間接移転に対する課税	142
13.	REIT、InvIT、AIF	143
13.1.	不動産投資信託(REIT)	143
13.1.1.	REITとは何か？	143
13.1.2.	ユニットの発行と割当	144
13.1.3.	ユニットの上場と売買	144
13.1.4.	バリュエーション	145
13.2.	インフラ投資信託(InvIT)	145
13.2.1.	InvITの重要な特徴	146
13.2.2.	投資条件：主要ハイライト	146
13.2.3.	ユニットの発行と割当	147
13.2.4.	ユニットの上場と売買	147
13.2.5.	InvITのユニットでの売買および決済に関連して取引所が通知した規範	149
13.2.6.	登録	150
13.3.	オルタナティブ投資ファンド(AIF)	150
13.3.1.	定義	150
13.3.2.	私募	150
13.3.3.	オルタナティブ投資ファンドの登録	150
13.3.4.	AIFの投資制限および条件	151
13.3.5.	一般的投資条件	152
13.3.6.	バリュエーション	152
13.3.7.	上場	153
13.3.8.	適格投資家	153
14.	グジャラート州国際金融テックシティ(GIFT)	154
14.1.	背景	154
14.2.	GIFTのポジショニング	154
14.3.	国際金融サービスセンター(IFSC)	154
14.4.	GIFT-IFSCに進出するメリット	154
14.5.	IFSCに関する規則	155
14.6.	IFSC内での商品／許容証券	155
14.7.	IFSCでの事業展開を許可されている仲介機関	156
14.8.	GIFT IFSCでIFSCユニットを開設できる事業体	156
14.8.1.	銀行セクター	156
14.8.2.	保険セクター	156
14.8.3.	資本市場	157
14.8.4.	外国投資家	157
14.8.5.	ポートフォリオマネージャー、AIFまたはミューチュアル・ファンド	157
14.9.	GIFT IFSCから事業を開始した事業体	157
14.10.	GIFT-IFSCにおける課税枠組み	158
14.11.	利用可能通貨	158
14.12.	IFSCで展開している証券取引所	158

14.12.1.	India INX	158
14.12.2.	NSE IFSC	158
14.12.3.	IFSCの証券取引所で現在提供されている商品	158
14.12.4.	取引と決済	158
14.13.	重要なリンク	159
15.	重要なお知らせ	160
15.1.	一次規則	160
15.2.	重要な回状	160
15.2.1.	外国ポートフォリオ投資家	160
15.2.2.	外国直接投資	165
16.	業界見通し	166
添付		181
添付1 :	FPI登録用申請書フォーマット	181
添付2 :	FPI登録に必要な書類	190
添付3 :	役立つ参照リンク一覧	207
添付4 :	インドの主要連絡先	208
添付5 :	本ガイド内で使用されている略語の一覧	213

Foreword

Continuing the yearly tradition of releasing the updated version of our annual publication: 'Namaste India: The comprehensive guide for professionals investing in India', the Deutsche team is ready with the Fourth Edition. This edition focuses on all the latest procedural aspects required for Foreign Investors to commence their portfolio investments into India while also providing insights into the other available investment routes for foreign investors interested in accessing India market such as FDI, FVCI.

The current government has been relentless in its efforts to improve the ease of doing business in India and the positive impact can be seen through the improvement in India rankings as per various international reports. Foreign investors continue to compete with each other to get a bigger slice of the India growth story as India's attractiveness as a top notch investment destination continues unabated in 2017.

The FPI regime has completed 3 years since its launch in June 2014. The new regime has been a major contributor towards increasing investment flow through the FPI route. As the regulators continue their effort in further rationalising the access and investment norms, we at Deutsche Bank, are certain that the efforts put by the team in releasing the Fourth Edition of Namaste India will be useful for investors wanting to make an informed decision on investing in India.

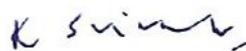
We would like to thank our clients, partners and other intermediaries who have provided us with valuable feedback and assistance contributing to the contents and printing of this book.



Anjali Mohanty

Managing Director
Head of Global Transaction Banking, India
Deutsche Bank AG
Tel: +91 22 7180 4041

Email: anjali.mohanty@db.com



Sriram Krishnan

Director
Head of Securities Services, GTB, India
Deutsche Bank AG
Tel: +91 22 7180 3579

Email: sriram-a.krishnan@db.com

Foreword

It's that time of the year, when team Deutsche Bank gets ready with its updated version of the annual publication, Namaste India. Positive feedback from the clients continues to motivate the team to not only update but take the new version to the next level.

Political stability coupled with big bang reforms undertaken by the existing Government in India, has ensured steady investment flows into India in 2017 as well. The regulators on their part have been providing much needed impetus by working towards easing the existing access norms.

New investors wanting to access India, for the first time, would love to access a comprehensive guide that tells them exactly, what is required to get started. The team has been constantly working towards beating expectations through this book.

I would like to make a special mention of the image on the front cover – the peacock is not only India's national bird but also a symbol of integrity, perfection, beauty and pride. It conveys our underlying Values & Beliefs and clients commend us for this positive impact that we consistently deliver.

My congratulations to the India team for having done a great job of putting together the Fourth Edition.



Anand Rengarajan

Managing Director
Head of Securities Services, Asia Pacific
Global Transaction Banking

Email: anand.rengarajan@db.com

序文

依然として、インドは外国投資家が好む投資先となっています。株式市場でのバリュエーションが割高であるため、インド市場に対して投資家はオーバーウェイトの姿勢を取っているにもかかわらず、機関投資家にとってインドでの機会は引き続き好調です。

新政権は最近、3年目を終えました。この3年の間に、画期的な改革が数多く実施された一方で、マクロ展望も大幅に改善されました。

インド経済でこれまでに行われた最も重要な改革の1つである物品サービス税(GST)が法制化され、インド全体で展開されています。このGSTは、間接税制のシンプル化を支援し、地理的分断を解消し、税務基盤を拡大するとともに、経済の潜在成長率を高めることで、中長期的にインド経済を変革させるだろうと予想されています。

この3年間で、改革のモメンタムは大幅に勢いを増し、これは経済の複数の局面において今後も続く可能性があります。インドは、STAR(Simple : シンプル、Transparent : 透明、Affluent : 豊か、Resilient : 堅調)経済へと転換する旅への一歩を踏み出しました。これまでの進捗状況は有望です。

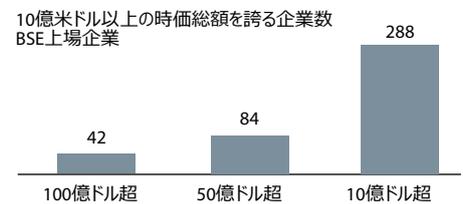
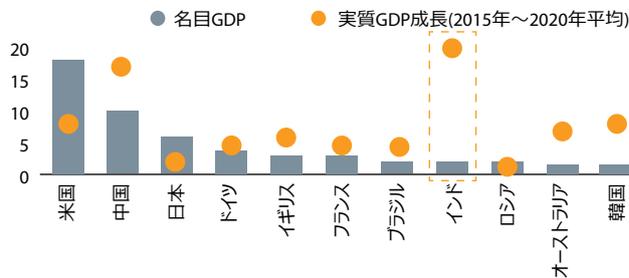
- **Simple(シンプル)** : 事業展開の容易さランキングが改善し、FDI規範をさらに自由化して シンプルにし、GSTを導入して間接税制をシンプルに
- **Transparent(透明)** : 国家資源のe入札という公正かつ透明な方法で、ガソリン価格とディーゼル価格の 規制緩和を通じた歪みと自由裁量の削減、直接便益移転を通じた補助提供の改善、倒産法の導入による貸付プロセスの透明性の確保、経済においてブラックマネーと現金の使用を削減することを目的とした高額紙幣の廃止、ベナミ法の施行、20万INRを上回る現金取引の廃止、各資金源からの寄付上限を2,000INRとする政治資金の透明性向上
- **Affluent(豊か)** : 貧困緩和よりも富の創造に焦点を当てた政策スタンスへの転換。インドをより繁栄させるためのデジタル化とともに、スマートシティのミッションを通じて都市化のペースを加速することに注力
- **Resilient(堅調)** : インフレ率を低く抑制、経済におけるプラスの実質金利の維持、財政再建、世界的なマクロ背景が困難な中でINRの安定を維持する努力へのコミットメント

モディ政権の3年間 「インドをSTAR経済へと転換する」

Simple	Transparent	Affluent	Resilient
<ul style="list-style-type: none"> 一 課税 一 シングル・ウィンドウ・クリアランス 	<ul style="list-style-type: none"> 一 仲介機関のカット 一 直接便益移転 	<ul style="list-style-type: none"> 一 富の創造のための政策 一 急速な都市化 	<ul style="list-style-type: none"> 一 財政再建 一 低インフレ
事業展開の容易さ 130位 ▲4	GST (物品サービス税) 単一税制により様々な中央税と州税を統合	インドで製造 2兆米ドルの投資コミットメントを受領	GDP 成長 7.1%、世界最速レベル
世界投資報告書 9位 ▲6	アドハーベースの決済システム バイオメトリックベースの直接便益移転	スキル・インド 職業訓練の人数枠が1億8,500万件(2014年から22%増)	経常収支赤字 17年度予想は0.9%(13年度実績は4.8%)
FDI 600.8億米ドル、2016年4月～2017年3月、前年比8%増	倒産法 債権回収のための単一フレームワーク	スタートアップ・インド 2020年までに毎年2,000社の新規スタートアップ企業	インフレ 2.99%(2017年4月) 10%(2014年)
グリーンフィールド投資 630億米ドル 新興市場で最高	ペナミ法 腐敗とブラックマネーを取り締まるため	金融包摂 2億4,000万を銀行領域に追加	与信の伸び 緩やかな回復の兆候を示している
労働改革 労働関連の問題のためのシングル・ウィンドウ・コンプライアンス	二重課税回避協定 既存の国(モリシャス)との協定を修正、新たな国(キプロス)との協定に署名	スマートシティ 98市のスマートシティ+500市のインフラ近代化	補助金負担の削減 2017年度はGDPの1.75%、2013年の2.5%より減少

GDPが1兆米ドルを上回る国で、今後5～6年間にインドほど早い速度で成長する可能性が高い国はありません

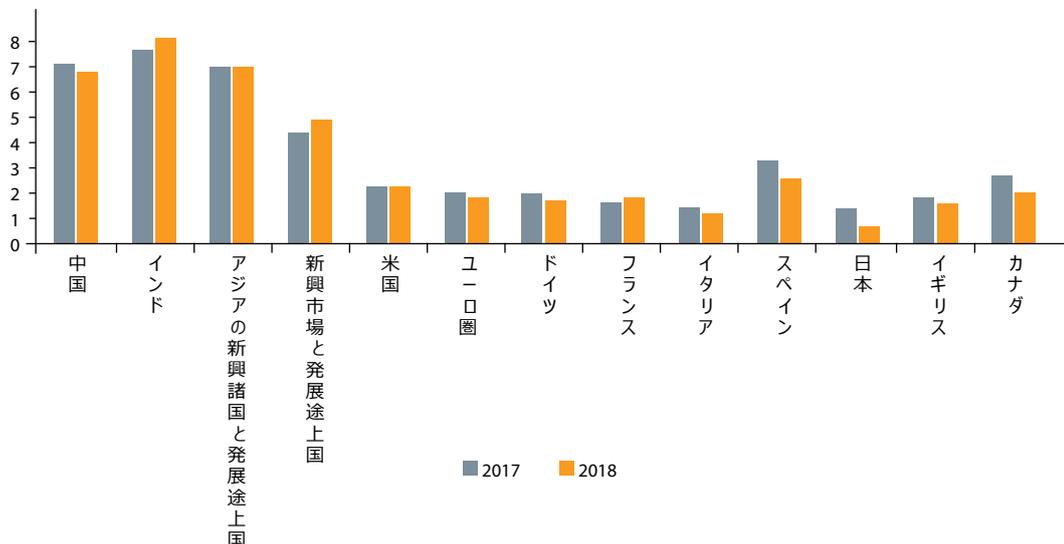
インド企業の時価総額は2兆米ドルを上回ります



インドは依然として世界で最も急速に成長している国の1つとなっていますが、成長とインフレの構成の質が近年変化しました。現在インドの実質GDP成長率の幅は7～7.5%で、CPIインフレ率の幅は4.5～5.0%となっています。これにより、成長とインフレのバランスが改善し、中長期的にもこの状態が続くと予想されています。低インフレまたは許容できるインフレで高い経済成長率を達成することが、今後のインド経済の重要な強さとなります。

インドの株式市場と債券市場は、グローバル投資コミュニティにとって、依然として最も魅力的な投資先となっています。外国投資家からの資金流入は、中期的に成長が続くと予想されています。

世界経済成長の見通し(前年比パーセント)



インドへの外国直接投資は近年大幅に増加しました。これにより、資本流入の質が改善しています。過去3年間で、インドでは政策環境が目に見えて改善されたことと、FDI規範が大幅に自由化されたことから、FDIの流入が急増しました。2017年度はFDI流入総額が438億米ドルに達しました。2016年度と2015年度の実績はそれぞれ449億米ドルと353億米ドルでした。

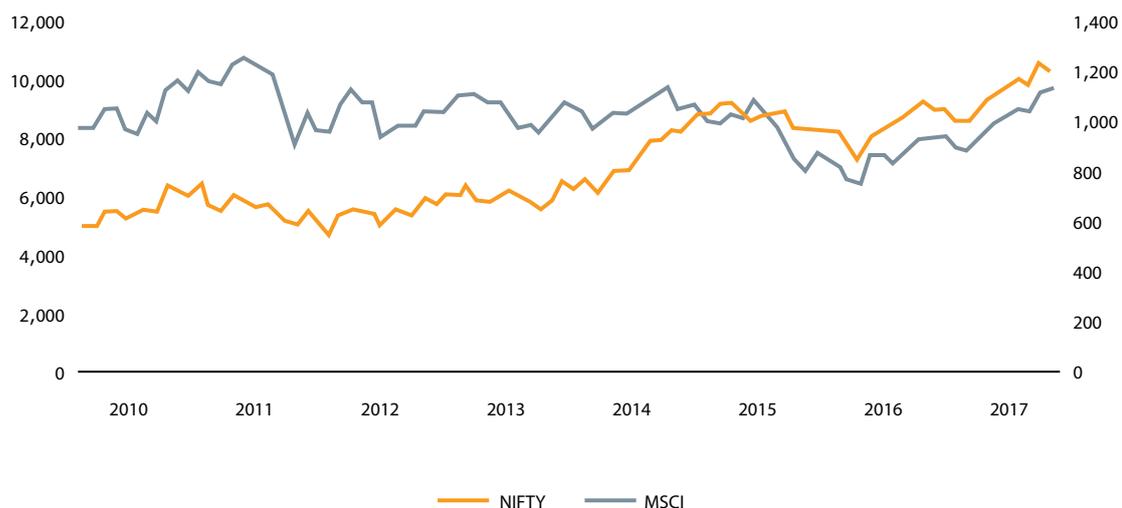
政府：主要な取り組み

製造インフラ、起業家精神、開発スキルを奨励するための政府の取り組みは、投資家の関心をさらに高めると予想されています。投資需要の高まりを受け、また、外国投資家がこの経済成長に参入できるよう、政府は外国投資家の参入や投資を緩和し、投資に向けた新しいセクターを開始し、ITや新しいテクノロジーを効率的に活用するためのステップも実施しました。

インドの人口動態は依然としてポジティブです。インドの15歳から64歳の人口は、現在の7億8,100万人から20年後には約10億人に達すると予想されています。つまり、労働人口は30%以上増となります(出典：国連人口データベース)。なかでも、都市化の高まりが、中産階級の消費の急増につながる可能性が高いと思われます。インドは今後数十年の間に中産階級の需要をリードする有力な源となり、2030年までに米国と中国を追い抜く予定です。

インドの消費者にとってポジティブな信頼環境を設計するため、複数の原動力が正しく配置されています。中央政府雇用者に対する一人当たり可処分所得の引き上げが、季節風の恵み(干ばつが2年連続した後)、低金利、流動性緩和が相俟って、短期的な総需要を大きく高めるはずで

企業景況感の高まり、経済成長の加速、財政再建、インフレ後退、安定した通貨、短期的な巨額のインフラ投資により、インドへの投資が魅力的なものになります。労働人口の拡大、対GDP債務比率が低いことといった長期的競争力や、IT/FinTechなど新世代産業における優位性、金融セクター成長の見込みや投資機会など、インドが持つ利点を包括して見ると、限界がないように思われます。



インドの経済政策立案者は、引き続き対内資金流入や規制フレームワークを奨励していることから、依然として海外からの投資誘致に重点を置くことが主要目的になると予想されます。

1.1. 背景 - FPI

2014年1月、インド証券取引委員会(SEBI)により、2014年外国ポートフォリオ投資家(FPI)規制が発表され、2014年6月1日から運用開始されました。外国投資家向けのFPI市場アクセスモデルは、以前のFII/サブ・アカウント/QFIモデルから統一FPI制度へと進化したもので、現在は、過去2年間で安定しており、今後のさらなる進展に向けて見直しを進めています。

FPIモデルの導入には、市場参入プロセスに効率をもたらすことを目的に、SEBIがインドのカストディアンに委託した指定預託機関参加者(DDP)の役割も含まれています。これは、リスクベースの顧客確認の実装を伴うものです。

本文書は、投資家、投資専門家、仲介機関、市場参加者に対し、FPIモデルに関する包括的ガイドを提供することを目的としています。外国直接投資(FDI)と外国ベンチャーキャピタル投資家(FVCI)を含む全ての投資ルートに関する概要が、インドにおける証券市場の構造についての要約とともに記載されています。

1.2. 2017年版の新着情報

この版では、2017年8月31日までに通知されたあらゆる規制や手順の変更だけでなく、外国ポートフォリオ投資家に関連する重要側面についての追加資料についてもカバーしています。

この版での重要な改定の概要は以下の通りです。

- 過去3年間でインドへのFDI投資が着実に成長していることを踏まえ、2017年版ではFDI/FVCIルートに関するセクションを分けたことで、大きな追加がありました。
- 2017年版では、AIFのコンセプトとともに、REITやInvTに関する詳細を個別のセクションとして用意しました。
- インド政府は、グジャラート州アフマダーバードのグジャラート・インターナショナル・フィナンズ・テック＝シティ(GIFT City)に開発した新しい国際金融サービスセンター(IFSC)を推進しています。2017年版ではこの国際金融サービスセンターについて個別の章を設け、IFSC環境について扱っています。
- 昨年導入されたすべての規制変更を一カ所ですぐに参照できるよう、新しい規制通知、重要な政策発表、今年発行された諮問書を新しく設けた章で簡単にまとめました。
- 社債市場メカニズムの変化。

1.3. 本ガイド全体のナビゲーション

- 第2章と第3章では、インドの証券市場に関する概要情報やインドへの投資ルートとして普及している様々なものを紹介し、FPIモデルに対するコンテキストを提供しています。
- インドへの外国直接投資(FDI)が着実に増えていることから、FDIルートやFVCIルートについて詳しく説明できるよう、個別に章を用意して第4章としました。
- 第5章では、市場参入のプロセスに関する包括的情報を記載しています。
- 第6章では、3つの海外投資ルート全般にわたる投資許可やカテゴリー分類の影響といった重要側面について比較表を掲載しています。
- 第7章では、FPIに適用されるリスクベースのKYCフレームワークや、その他の外国投資ルートに適用されるリスクベースのKYCフレームワークに関する詳細メモを記載しています。第8章では、FPIルートに適用される投資ガイドラインについて詳述しています。ここでは、債券、株式、その他の許可された金融商品、投資プラットフォーム、制限などに関する情報を記載しています。

- 第9章では、ODIを管轄する規制に関する包括的情報を記載しています。ヘッジ条件への追加事項に関する最新の変更も記載しています。
- 第10章では、銀行業務、送金ルール、通貨のヘッジングに関連したガイドラインを記載しています。
- 第11章では、インドの証券市場における清算や決済の環境に関する概要を記載しています。FPIは、インドの証券市場で国内参加者と同じくらい高度に発達しており、安定した清算・決済構造を経験することになります。このセクションでは、重要な側面を伝えることを目的とした要約情報を提供しています。資産管理サービス環境に関する詳細内容も記載しています。
- 第12章では、適用される税構造について説明しています。ここに記載される情報は目安としてのみ提供しており、実際に適用される税については、様々な要因に応じてケースバイケースで異なります。本章では、課税環境、国際税務などに対する大きな変更に関する最新情報も記載しています。
- 新たに追加した第13章では、REIT、InvT、AIFのコンセプトについて説明しています。
- 第14章も新たに追加されたもので、GIFT CityアフマダバーダのIFSCについて説明しています。
- 今年通知された新しい規制、討議資料、諮問書をすぐに参照できるよう、最新の重要な発表内容のリストを第15章にまとめました。
- 第16章では、「業界見通し」というタイトルにて、インドの金融市場に関して市場の専門家が重要側面について記事を寄稿しています。(これらの記事に表明されている見解は著者の見解であり、ドイツ銀行の見解を表すものではありません。)
- 添付書類には、FPI市場参入に関連するフォームやテンプレートの他に、役立つ参照リンク、主要連絡先リストが含まれます。

インドの証券市場-概要

インドの証券市場は、2000年度～2001年度以降改革に取り組みました。この改革では、市場の構造を改善し、オペレーションを近代化するとともに、投資家のための投資に関する選択肢を広げました。同時に、効率性や信頼性を改善し、利害関係者全員にとって、市場がより安全なものになるようにしました。

2.1. 市場：参加者と構成

証券市場は基本的に、証券の発行体、証券の投資家、仲介機関(ブローカー、商業銀行、カストディアンなど)という3つのカテゴリーの参加者からなっています。発行体と投資家は、仲介機関が提供するサービスの消費者です。また、仲介機関は、市場で発行体と投資家の間の橋渡しの役を務めます。

証券は、広義に以下の通り分類されます。

- 株式、債券、無担保社債、転換商品またはその他の市場性証券 同等のものや法人・企業の市場性証券
- 国債
- 証券に対する権利または利息

証券市場には、プライマリー市場(新規発行)とセカンダリー市場(証券の取引)という2つの相互依存のセグメントがあります。

- **プライマリー市場**：資本リソースを調達することを目的とした、証券の初回発行です。企業体は 債券や持分証券(株式、無担保社債など)を発行し、政府(中央政府や州政府)は債務証券(期限付き証券、短期国債)を発行します。プライマリー市場は「公募債」(全てのカテゴリーの投資家がアクセスできるもの)と「私募債」(一部の個人や機関に発行されるもの)を特徴としています。
- **セカンダリー市場**：ここでは、プライマリー市場に公開された証券や、証券取引所に上場された証券が取引されます。取引の大半はセカンダリー市場(株式と債券の両方)で行われます。セカンダリー市場にはさらに以下の2つの構成要素があります。
 - **店頭(OTC)市場**：証券の交渉が行われ、話がまとまれば即時受渡と 決済が行われる非公式な市場。但し、事業体によるこういったすべてのOTC取引の報告と決済はSEBIとRBIの規制下にあるため、取引所の清算機関を通じて行う必要があります。
 - **取引所市場**：ここでは、証券取引所で取引が執行され、清算機関(ノーションと決済保証を提供)が清算と決済を行います。

インドの株式市場は主に取引所主導型ですが、債券市場については、OTCと取引所の両方のモデルが存在します。

インドの証券市場には、投資家が利用できる単一の株式や指数に基づいた様々なデリバティブを備えた、活気ある先物市場が存在します。

デリバティブ市場

先物市場や先物市場がセカンダリー市場の重要な一部となっており、ここでは、将来の受渡や決済を目的として資産の取引が行われています。非公式な市場での先物のバージョンが先物およびオプションとなっています。先物市場では、将来の受渡や決済を目的として、標準化された証券が取引されますが、オプションの場合、条件付きの将来の受渡を目的として証券が取引されます。オプションにはプット・オプションとコール・オプションという2種類があります。プット・オプションは、保有者に対して、事前に決定された価格でオプションの売手に証券を売却する権利を与えるものです。一方、コール・オプションは、保有者に対して、事前に決定された価格でオプションの売手から証券を購入する権利を与えるものです。

インドでのデリバティブ取引は、このような取引契約が公認の証券取引所で行われ、OTCデリバティブを除外する場合にのみ、合法かつ有効となっています。デリバティブの正式な定義は以下の通りです。

- 債務証券、株式、融資(担保付、無担保両方)、リスク商品、
差金決済取引(CFD)、または証券のその他のあらゆる形式のものから派生した証券
- 価格の価値、価格の指数の価値、または原資産の証券の価値から派生した取引契約

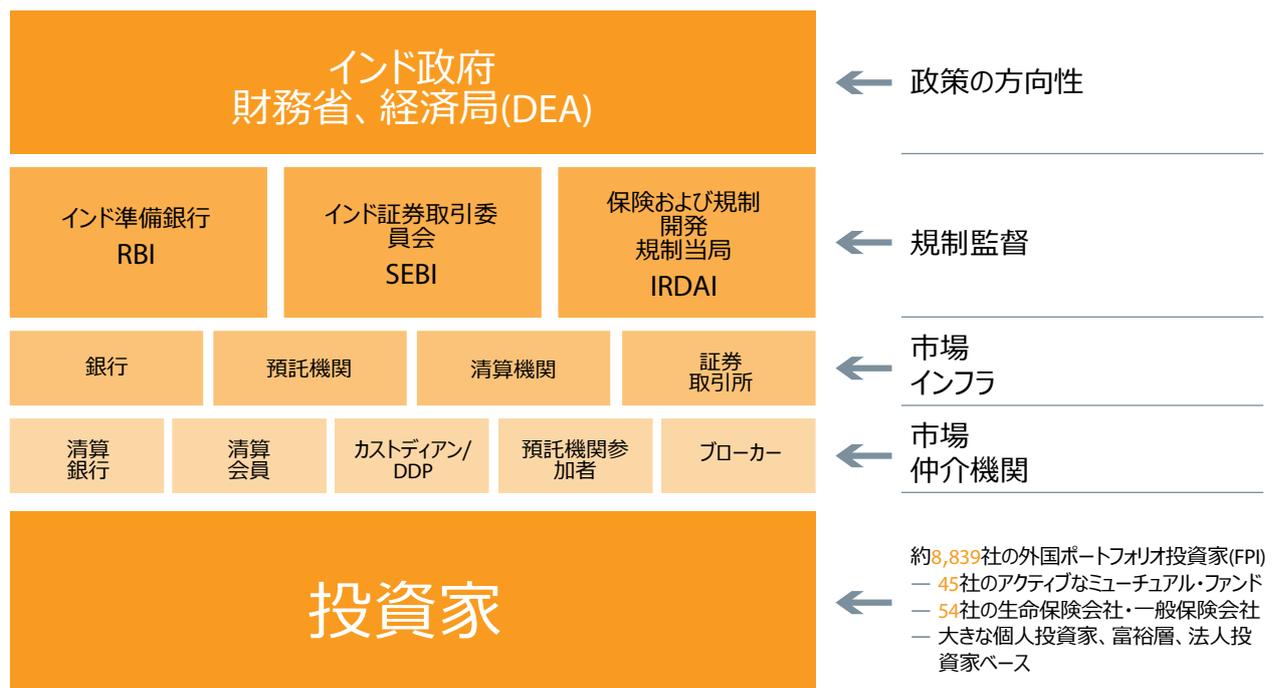
2.2. 法的枠組み

インドの証券市場を管理する重要な法律は次の通りです。

- **1956年会社法および2013年会社法**は、枠組みを提供すると同時に、会社の設立、会社、取締役の責任、会社の解散について規制しています。証券の発行、割当、譲渡や公開に際して行うべき開示に関連する、企業部門のための行動規範も記載しています。また、発行に関する引受、プレミアムやディスカウントの使用、株主割当発行増資や無償増資、利息や配当の支払、アニュアルレポートやその他情報の提供に関しても規制しています。
- **1992年インド証券取引委員会法**により、投資家の保護と証券市場の発展・規制を目的として、インド証券取引委員会(SEBI)が設立されました。規制管轄権は、証券市場に関連する全ての仲介機関や人物に加え、出資や証券の譲渡にまで及びます。SEBIは、同法に基づき、同法の規定ならびに同法に基づく規則および規制に違反した場合、全ての関係者について問い合わせ、監査、調査を行い、違反を裁定する権限を有しています。
- **1956年証券契約(規制)法(SCRA)**は、証券取引所に対する管理を通じ、証券取引の規制を行います。次に挙げるものに関して、中央政府に対し、規制管轄権を与えます。
 - 認識プロセスと継続的監督を通じた証券取引
 - 証券の契約
 - 証券取引所への証券の上場
- **1996年預託機関法**は、証券市場における預託機関の設立について規制するもので、迅速、正確、安全な方法で証券の自由な譲渡性を確保することを目的としています。これは証書発行を伴わない(Demat)証券の所有権の電子的な維持および譲渡を保証します。
 - 全ての証券を証書発行を伴わない代替可能な形式で預託機関に保管することができます。
 - 預託機関が、発行体の帳簿内の証券の名義上の証券保有者となることができます。
 - 預託機関が記入帳と実質所有者の索引を維持するものとします。
 - 名義上の証券保有者としての預託機関は、預託機関が保有する証券に関して、いかなる議決権またはその他のすべての権利を有しません。
 - 実質所有者は、預託機関が保有する実質所有者の証券について、すべての権利および責任を有します。
- **2016年破産・倒産法**は、破綻処理のための適時プロセスを規定します。

- インド準備銀行(RBI)の為替管理マニュアル(ECM)は、2000年5月まで、インドにおける外国為替取引のための規制を定めていました。2000年5月に、1999年外国為替管理法(FEMA)の下で規制が施行され、それ以降、外国為替取引に関連する全ての通知がFEMAの下で規定されています。
- 2002年マネーロンダリング防止法(PMLA)は、顧客、取引記録、マネーロンダリング防止手段、モニタリング要件、報告要件などの確認に関する基本的な法定フレームワークを提供します。PMLAは、証券市場に適用されるKYCならびにSEBIおよびRBIの関連規定の枠組みが作られる、広範な構造を定義します。
- 証券取引所の規則、規制、付則
- 外国投資家に適用される重要な法令には以下のものも含まれます。
 - 1999年外国為替管理法(FEMA)
 - RBIの為替管理マニュアル
 - 2014年SEBI外国ポートフォリオ投資家規制
 - カストディアン、株式ブローカーなどの主要市場仲介機関に適用される SEBI規制や投資家クラス - 投資信託/集合投資ファンド、オルタナティブ投資ファンド、ポートフォリオマネージャーなどを管理する規制

監督枠組み



SEBIは、SEBI法と預託機関法の下、全ての市場仲介機関の登録と規制、不公正な取引慣行やインサイダー取引などの防止を目的に、規制を立案しました。これらの法律に基づき、政府とSEBIは、市場参加者が編纂する必要のある通知、ガイドライン、回状を発行します。証券市場の規制は、以下の機関が共同で担当しています。

1. 経済庁(DEA)
2. 企業省(MCA)
3. インド準備銀行(RBI)
4. インド証券取引委員会(SEBI)

証券法、法令、政策は、インド政府およびSEBIの管理規則が立案します。SCRAに基づくDEAの権限も、SEBIが同時に行使します。証券法に基づくSEBIの命令は、証券上訴法廷(SAT)と裁判所に上訴することができます。

国債、金関連証券、短期金融証券、これら証券から派生した証券、負債証券の現金担保債券貸借取引の売却・購入を行うための契約に関する権限は、RBIが同時に行使します。

2.3. 規制構造

市場監督機関

インドには以下の通り、様々な監督機関が存在します。

インド政府(GoI)財務省

財務省は、インド政府の財政の管理を担当する最高省庁です。主要責務は次の通りです。

- 開発活動のためのリソースの移動など、国に影響を与えるあらゆる経済・金融に関連する事柄の管理。
- 様々な州のリソースの移動など、中央政府の支出の調整。

財務・企業省は以下の庁から構成されています。

- 経済庁
- 歳出庁
- 歳入庁
- 金融業務庁
- 投資・公的資産管理庁 - DIPAM(旧称 政府保有株式売却庁)

経済庁(DEA)はインド政府の結び目の役割を果たす機関で、インドの銀行、保険、資本市場の機能に関連する政策といったマクロレベルのインドの経済政策およびプログラムの立案や監視を行います。

DEA内の資本市場部門が、証券市場の成長・発展やSEBIの秩序ある機能に関連するあらゆる政策課題を主体的に担当します。

財務省

連絡先 : Department of Economic Affairs
North Block, New Delhi

ウェブアドレス : www.finmin.nic.in

インド証券取引委員会(SEBI)

SEBIは、証券市場とつながっている様々な仲介機関や機関投資家(ブローカー、投資信託、FPI、カストディアン、商業銀行など)にとっての規制・登録機関です。1992年インド証券取引委員会法は、議会法により、1992年1月30日に発効されたもので、SEBIに対し、市場仲介機関や投資家を統制する様々な規制を発行する権限を与えるものです。中でも、SEBIは、1995年インド証券取引委員会外国機関投資家規則[現在は2014年インド証券取引委員会(外国ポートフォリオ投資家)規則]、1996年インド証券取引委員会カストディアン規則、2000年インド証券取引委員会外国ベンチャーキャピタル投資家規則を発行しました。これらはそれぞれ、インドにおける外国ポートフォリオ投資、カストディサービス、外国ベンチャーキャピタル投資についての規則を規定するものです。

インド証券取引委員会(SEBI)

連絡先：インド証券取引委員会

SEBI Bhavan, Plot Number C4-A, G Block, Bandra Kurla Complex,
Bandra (E), Mumbai – 400 051

+91 22 26449000

ウェブアドレス：www.sebi.gov.in

インド準備銀行(RBI)

RBIはインドの中央銀行で、以下のような様々な機能を果たしています。

- 価格の安定性維持、生産性の高いセクターへの十分な与信の流入の確保を目的として、金融政策の策定、実施、モニタリングを行っています。
- インドの銀行・金融システムが機能する範囲内での銀行のオペレーションのパラメータを規定します。
- 外国為替予備金のカストディアンとなることで、外国投資の流入と流出を規制します。
- FPIに承認を行い、現金勘定と外国為替勘定を開設・運用できるようにします。
- プライマリーディーラーを通じて債券市場を監督し、市場参加者に流動性サポートを提供します。

インド準備銀行(RBI)

連絡先：Foreign Exchange Department

Central Office Building, 11th Floor, Mumbai – 400 023

+91 22 2260 1000

ウェブアドレス：www.rbi.org.in

インド政府 直接税中央委員会

財務省の下で歳入庁の一部となっており、所得税を含む直接税を管轄しています。二重課税回避協定、FATCAおよびCRSに基づく情報交換、GAAR実装の責任も負っています。

証券取引所の監督

インドの証券取引所は、SEBIの全体的な規制下にあります。取締役会が監督する独自のルール、規制、付則に基づく自主規制機関となっています。継続的な管理とは別に、秩序があり、透明性の高い公正な取引慣行の確保、会員の入会と退会の管理、投資家保護基金の維持、投資家の苦情への対処を行う責任を負っています。

取引が執行される主要取引所は、インド国立証券取引所(NSE)、ボンベイ証券取引所(BSE)、インド・メトロポリタン証券取引所(MSE)です。これらの取引所で上場・売買されている証券を以下に挙げます。以下のインドの株式市場で取引可能な金融商品は全て、無券面化が可能です。

債券	国債、社債、無担保社債、公営企業(PSU)債券、国債のSTRIPS
株式	株式、優先株、ワラント、ADR・GDR 転換株式
短期金融市場*	短期国債
デリバティブ	指数先物、指数オプション、個別株式オプション、株式先物、金利デリバティブ、為替デリバティブ
その他	投資信託ユニット、上場投資信託(ETF)、外貨転換社債(FCEB)、インド預託証券(IDR)

* FPIは、短期国債、定期預金、コマーシャル・ペーパー、および残余期間3年未満のその他の短期金融商品への投資ができません。流動性が高い短期金融市場投資信託も、FPIの投資の対象となりません。

インドの証券取引所では、外国の証券を取引することはできません。但し、SEBIは、外国企業がインドの証券取引所で取引できるよう、IDRを発行することは許可しています。FPIは、IDRへの投資を行う場合、RBIからの特別許可を取得する必要があります。

2.4. 最近の市場の動向

2.4.1. 事業展開の容易さ

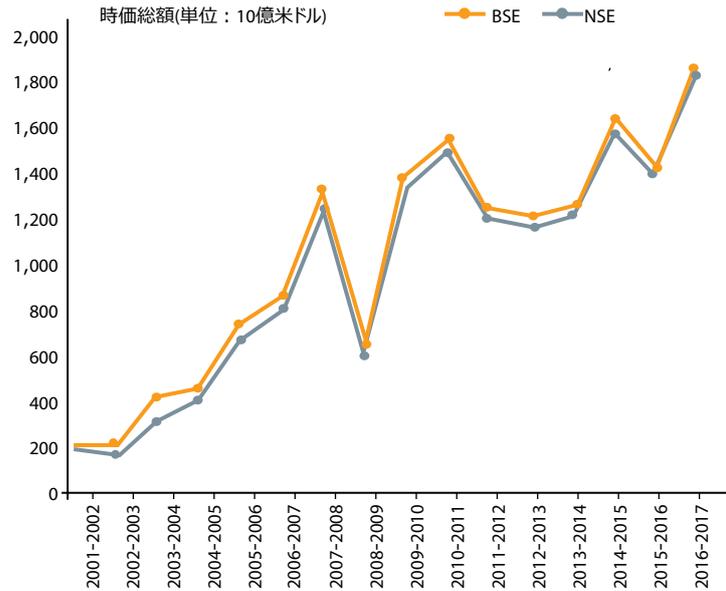
投資を引き付け、推奨するうえで、事業展開を容易にすることは、インド政府の重要な取り組みとなっています。この取り組みの一環として、政府は規制、市場参入、投資規範などの簡略化に着手しました。

取り組みに基づく重要な変更の一部を以下に表示しています。

規制の変更	市場と顧客に対するインパクト
FPIには、ブローカーと関わらずに社債を取引することが許可されました	FPIの執行時間とコストを削減
FPIには、プライマリーメンバーを通じてNDS-OMにアクセスすることが許可されました	FPIは、プライマリーメンバーを通じてNDS-OMを取引できます T+1決済で取引を実行できます
インド政府は、「事業展開の容易さ」ランキングで上位25位を達成するという目標を定めました	ランキングで上位25位達成を目的とした改革により、投資手順が簡略化され、迅速化すると考えられます
監督機関は、KYC遵守のため、外国投資家が電子納税者番号(E-PAN)を使用することを許可しました	KYCプロセスの簡略化と迅速化
物品サービス税の導入	インド国内での物品やサービスの州間のフローを簡略化することで、市場のコスト効率性を促進し、投資収益率を改善します
<ul style="list-style-type: none"> — インドでFDIを許可するための、新しい標準業務手順の導入 — 外国投資促進委員会(FIPB)の廃止 — 政府承認ルートを通じてFDI投資許可の手続を行うための外国投資促進ポータルへの導入 	インドでのFDI承認をシンプルにします
オンラインのFVCI登録ポータルへの導入	FVCI投資家向けの登録プロセスを簡略化します
FPIは、非上場の社債に投資を行うことを許可されています	インドへの外国投資家が、以前より門戸が広がった投資手段を利用できるようになります
取引主体識別番号の導入	透明性とより優れたシステミックリスク管理を促進します

2.5. 資本市場概要

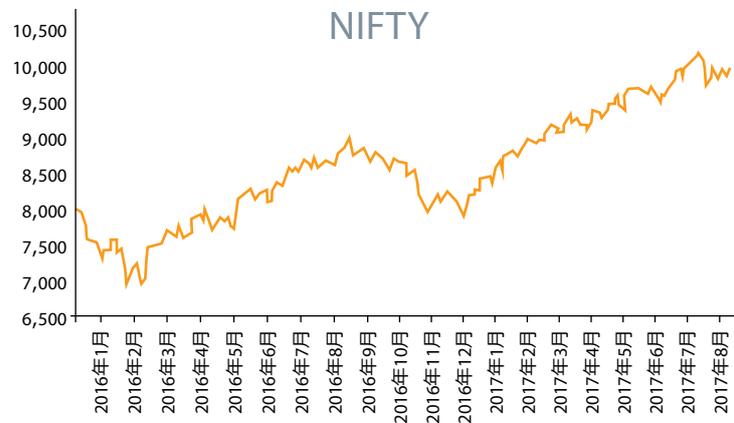
監督機関	<ul style="list-style-type: none"> — インド準備銀行 (RBI) — インド証券取引委員会 (SEBI)
証券取引所 およびCCP	<ul style="list-style-type: none"> — インド国立証券取引所 (NSE) およびNational Securities Clearing Corporation Limited (NSCCL) — ボンベイ証券取引所 (BSE) およびIndian Clearing Corporation Limited (ICCL) — インド・メトロポリタン証券取引所およびMetropolitan Clearing Corporation of India Limited (MCCIL)
国債市場	<ul style="list-style-type: none"> — 取引、報告のための相対取引システムオーダー・マッチング (NDS-OM) — 清算、決済のためのClearing Corporation of India Ltd. (CCIL)
預託機関	<ul style="list-style-type: none"> — National Securities Depository Limited (NSDL) — Central Depository Services (India) Limited (CDSL) — インド準備銀行 (RBI)
市場参加者	<ul style="list-style-type: none"> — ブローカー、カストディアン、指定預託機関参加者、外国 ポートフォリオ投資家、国内資産運用会社、保険会社、銀行、金融機関、現地企業、個人投資家
市場商品	<ul style="list-style-type: none"> — 株式 — 優先株式 — 社債および国債 — 無担保社債および証券化債務証券 — 投資信託/ETF — デリバティブ — インド預託証券 — 流動性が高い短期金融商品 — 短期国債 — コマーシャル・ペーパー — 定期預金
市場統計	<ul style="list-style-type: none"> — 時価総額 <li style="padding-left: 20px;">BSE : 2兆600億米ドル(2017年8月) <li style="padding-left: 20px;">NSE : 2兆390億米ドル(2017年8月)



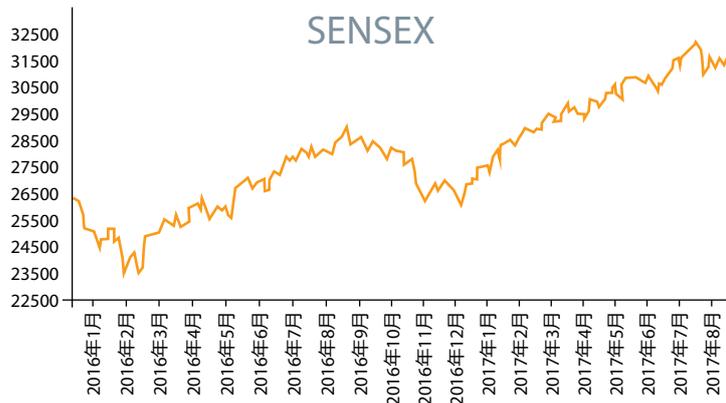
出典：取引所

- 外貨準備高総額：4,010億米ドル(2017年9月)
- 外国ポートフォリオ投資家向け債務残高の上限額
 - 国債：2兆7,510億INR
 - 社債：2兆4,430億INR

株価指数



出典：NSE



出典：BSE

2.6. 取引ガイドラインの概要

決済用通貨	— インドルピー (INR) - 転換可能 (オンショア)
取引時間	<ul style="list-style-type: none"> — 株式市場の開場時間は月曜日から金曜日 : 9:15 am ~ 3:30 pm (プレオープニング・セッション - 9:00 am ~ 9:15 am) — 証券貸借のためのSLBセグメントと社債のための債券セグメントも同じスケジュールに従います — F&Oセグメントの開場時間は9:15 am ~ 3:30 pm — 通貨デリバティブセグメントの開場時間は9:00 am ~ 5:00 pm — NDS-OM : 国債市場は 9:00 am ~ 5:00 pm
決済サイクル	<ul style="list-style-type: none"> — 株式はT+2 — デリバティブはT+1 — SLBはT+1 — 国債はT+1 (国内投資家全員、および取引の一方または両方の当事者がFPIであるNDS-OMで執行された取引) — T+2 (取引の一方または両方の当事者がFPIでOTCで執行された全ての取引) — 社債はT ~ T+2
口座の構造	<ul style="list-style-type: none"> — 分離証券口座 — 分離現金口座 — 分離預金口座
空売り	許可されています - SLB (証券貸借) セグメントにおける借りポジションに対してFPIにのみ
ロックイン期間	株式の場合はなし。特定の債務証券の場合、ロックインがある場合あり。
取引のプリマッチング	利用可
取引の失敗	取引所が強制買収を実行します 違約金が課されます
証券貸出	<ul style="list-style-type: none"> — 取引所ベースのメカニズムとして利用可 — 外国投資家は証券の貸与ができます — 外国投資家の場合、空売り受渡のみ証券の借入ができます

2.7. 証券識別

インドにおける証券は、ISIN (国際証券識別コード) と呼ばれる標準コードを使って識別されます。National Securities Depository Limited (NSDL) は、ISIN 発行に際する、インドにおける国立付番機関に任命されています。取引の観点から言うと、証券取引所における取引は、証券取引所が発行する個別コードでも識別できます。

2.8. 資産クラス

外国投資家が利用できる資産クラスは以下の通りです。

- － 株式
- － 債券
- － デリバティブ
- － IDR

2.8.1. 株式

- － 普通株式
- － 優先株式
- － ワラント

株式は、現物、または無券面化された形式で保有できます。証券取引所で上場・取引されている全ての株式は、無券面化された形式で、T+2のローリング決済サイクルをベースに決済されます。

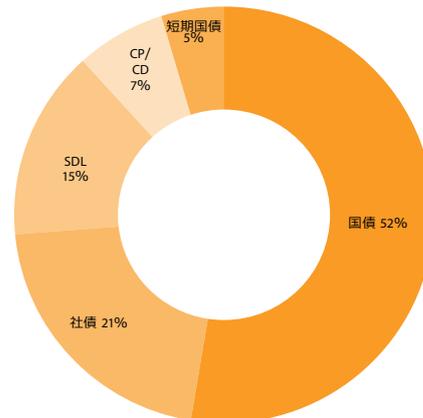
SEBIは、外国投資家による取引決済は無券面化された形式で行うべきという命令を下しています。また、全てのIPOは、無券面化された形式での取引が必須という命令も下しています。

2.8.2. 債券

債券は、証券の発行体の特徴をベースに以下のセグメントに分類されます。

市場セグメント	発行体	商品
インド 国債	中央政府	短期国債／ゼロクーポン債、クーポン債、国債のSTRIPS
	州政府	クーポン債
	地方自治体	地方債
公共セクター債	政府機関／制定法上の機関	政府保証債、無担保社債
	公共セクターユニット	PSU債券、無担保社債
民間セクター債	企業	無担保社債、債券、変動利付債、ゼロクーポン債、コマーシャル・ペーパー、インター・コーポレート・デポジット、外貨建て他社株転換社債(FCEB)、外貨建て転換社債(FCCB)
	銀行	無担保社債、定期預金
	金融機関	債券

債券市場の構成と動向



インド市場では、国債は法定流動性準備率(SLR)証券とも呼ばれています。これは、銀行がSLR比率を維持するうえで、国債を使用しているためです。国債以外の全ての証券は非SLR証券と呼ばれています。

様々な債券の主要な特徴は以下の通りです。

国債

- 国債とは、インドの財政赤字に資金を調達する目的で、インド準備銀行(RBI)がインド政府(GoI)に代わって発行する中長期の金融商品です。
- 無記名式で発行されますが、保有者には、登記を行うという選択肢もあります。
- 証券はRBIに振替株式として保管されます。
- 預託機関(NSDLやCDSL)で電子形式で管理する オプションもあります。
- FPIは、残余期間3年未満の短期国債や国債への投資はできません。

社債と無担保社債

- 社債は様々な特徴を持った形式で発行されます。
- 償還期限が18カ月の有担保、無担保の社債の場合、承認された信用格付機関からの特定の信用格付を有していることが求められます。
- 社債は、現物または無券面化された形式で入手可能です。FPIは、無券面化された形式でのみ社債の取引が可能です。
- 社債は、株式と同様の登記プロセスを経て譲渡可能です。
- 現物形式で社債所有権の移転を行う場合、譲渡証書と証明書を発行体に登記する必要があります。
- 公募の無担保社債は全て取引所に上場されています。
- FPIは、残余期間3年未満の社債への投資はできません。
- FPIは、エンドユーザー使用制限を遵守する条件で、非上場債券証券への投資が許可されています。

コマーシャル・ペーパー

- コマーシャル・ペーパー(CP)とは、短期のINR建ての無担保の譲渡可能な約束手形で、インド企業、プライマリー・ディーラー(PD)、金融機関(FI)が発行するものです。
- 2001年6月以降、金融機関は、無券面化された形式でのみ、コマーシャル・ペーパーの新規発行と保有ができるようになりました。
- FPIは、コマーシャル・ペーパーへの投資はできません。

定期 預金

- 定期預金とは、短期のINR建ての預金で、インドの商業銀行およびインドの開発金融機関(DFI)が発行するものです。
- FPIは、定期預金への投資はできません。

2.8.3. デリバティブ

- － 指数先物
- － 指数オプション
- － 個別株の先物とオプション
- － 金利デリバティブ
- － クロスカレンシー先物およびオプションを含む通貨デリバティブ

2.8.4. インド預託証券(IDR)

外国企業の場合、IDR発行を通じて資金調達目的でインドの証券市場にアクセスできます。IDRとは、INR建ての金融商品で、預託証券の形式を取っており、国内預託機関(SEBIに登録している証券のカストディアン)が作成します。発行会社の原資産の株式に対して発行するもので、外国企業がインドの証券市場から資金を調達できるようにします。

2.8.5. 海外発行のINR建て債券(マサラ債)

適格居住者事業体であれば、金融活動作業部会(FATF)準拠の金融センターにおいて、プレーンバニラ型のINR建て債券を海外向けに発行できます。この債券は、投資先国の規則に従い、私募または公募とできます。

2.8.6. その他の商品

- － 投資信託ユニット(MF) - (流動性/短期金融市場、FPIは利用不可)
- － パス・スルー証券(PTC)
- － 上場投資信託(ETF)
- － 米国預託証券/国際預託証券(ADR/GDR)
- － 2002年金融資産の証券化および再建ならびに担保強制執行法に基づき、証券化会社または資産再建会社が発行した預託証券
- － 銀行が発行したティア1およびティア2の複合資本調達商品
- － 集合投資ファンド(CIS)が発行したユニット
- － 外貨建て他社株転換社債(FCEB)、外貨建て転換社債(FCCB)

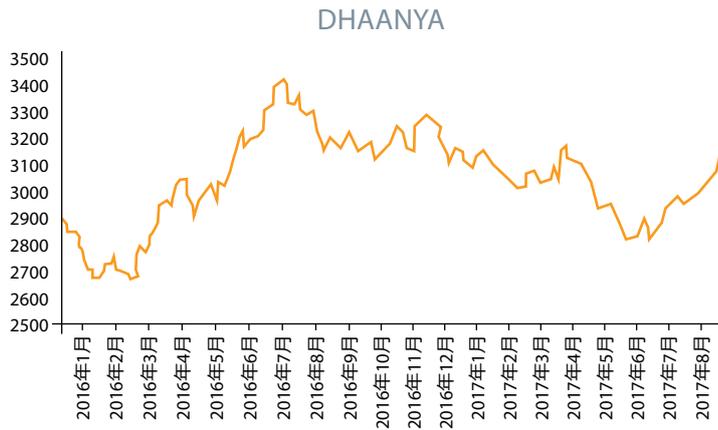
2.9. 商品デリバティブ

デリバティブは、インドの商品市場では、証券市場と同じくらい古くから使用されてきました。インドの商品先物市場は、綿のデリバティブ商品を取引する目的で、「ボンベイ綿花取引協会」という名称で1875年に設立されました。この協会はその後、油料種子、穀物などの先物取引を行うための機関となりました。1952年先物契約(規制)法の施行により、商品デリバティブが管理されるようになり、先物市場委員会(FMC)が設立されました。1960年代中旬には、ほとんどの商品で、商品先物取引が禁止され、この禁止措置は1980年代まで続きました。

1980年のクソロ委員会からの勧告をもとに、政府は一部の商品について先物取引を開始しました。1994年のカブラ委員会の報告をもとに、予算発表を通じて、商品先物取引のメカニズムが確立されました。インド政府は2003年4月1日、商品の先物取引を許可する旨の通知を行いました。オプション取引は引き続き禁止されました。

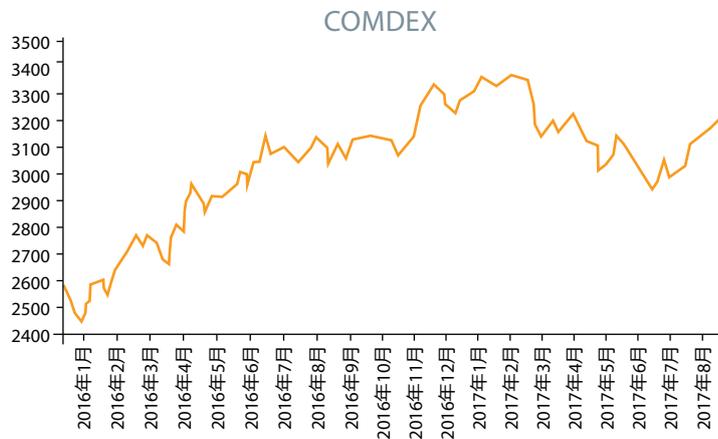
インドの商品デリバティブ市場は、2015年財政法により大きく変化しました。この法律により、商品デリバティブ市場がインドの証券市場監督機関であるSEBIの管轄下に置かれ、商品・証券市場が統一して監督されるようになりました。これにより、商品デリバティブは、1956年証券契約(規制)法(SCRA)の下で、SEBIに規制されるようになりました。

法的 枠組み	<ul style="list-style-type: none"> — 1956年証券契約(規制)法 — 1956年証券契約(規制)規則
監督機関	<ul style="list-style-type: none"> — インド証券取引委員会(SEBI)
証券 取引所	<ul style="list-style-type: none"> — National Commodity and Derivatives Exchange Limited(NCDEX) — インド・マルチ商品取引所(MCX)
清算 機関	<ul style="list-style-type: none"> — SEBIは、清算機能と決済機能を別の清算機関に移管するよう取引所に指示しました
参加者	<ul style="list-style-type: none"> — 現在、商品デリバティブへの投資が認められているのはカテゴリーIII AIF だけです。FPIは現在、直接、または商品デリバティブを取引しているカテゴリーIII AIFなどの別の投資ビークルを通じて、商品デリバティブに投資することは認められていません
取引 商品	<ul style="list-style-type: none"> — 地金 - 金および銀 — 金属 - アルミニウム、銅、鉛、ニッケル、亜鉛、鋼 — エネルギー - 原油および天然ガス — 農作物 - 綿、カルダモン、ヒマ種子、ゴム、グアーガム、香辛料、穀物、雑豆など
取引時間	<ul style="list-style-type: none"> — 海外で参照できる非農産品 - 10:00 a.m.~11:30 p.m. — 海外で参照できる非農産品 - 10:00 am~9:00 pm — その他の商品 - 10:00 a.m.~5:00 p.m.
決済 サイクル	<p>現在、すべての取引が商品の終値でマーク・トゥ・マーケットとなっており、マーク・トゥ・マーケット要件はT+1で決済されます</p>
投資 制限	<p>カテゴリーIII AIFは、原資産の商品1つに対する投資可能資金の10%以上を投資することはできません</p>
主要指数	<p>DHAANYA</p> <ul style="list-style-type: none"> — DHAANYAiはNCDEXが算出する農産品指数です。この指数は、NCDEXプラットフォームで取引されている10点の農産品先物の価格を使用して算出されます — DHAANYAは、大麦、ヒマ種子、コリアンダー、綿実、油粕、グアーガム10 MT、ジューラ、マスタードシード、大豆、ターメリック、小麦から構成されています — DHAANYAの構成銘柄は、3カ月ごとに定期的に見直しを行っています。指数は、最も流動性の高い農産物先物を指数に組み入れられるよう構築されています



MCX COMDEX

取引所の商品先物価格に基づくMCX COMDEXの調整前のリアルタイム総合商品指数。指数の構成銘柄は、取引所で取引されている流動性の高い商品です。MCX COMDEXは、MCX AGRI、MCX METAL、MCX ENERGYという3つのグループの指数の単純加重平均です。



FPIは現在、直接、または商品デリバティブに参加しているカテゴリーIII AIFなどの別の商品を通じて、商品デリバティブに間接的に投資することは認められていません

2.10. 外国為替

インド通貨であるINRは、転換不可能な通貨であり、外国為替(FX)環境はインド準備銀行(RBI)により厳しく規制・監督されています。

- FX取引は、RBIの承認取引者を通じて予約できます。登録済み 外国投資家(FPI)の場合、証券取引を目的とする場合のみ、外国為替の転換が許可されています。

契約の種類	説明	FX決済
直物	直物FXは、外国為替取引で最も一般的なものです。直物取引は2営業日以内に決済される必要があります。	Tに予約されたFXはT+2の受渡日に決済されます
トムネ	トムネFXは翌日物とも呼ばれます。翌日に決済されます。	Tに予約されたFXはT+1の受渡日に決済されます
現金／同日中	現金FXは、取引が行われたその日に満期となります。	Tに予約されたFXはTの受渡日に決済されます
先物	<p>RBIは、株式と債務証券について、FPIがインドの資本市場で最高100%までのエクスポージャーをカバーする先物を予約することを許可しています。FPIが予約した先物契約は、キャンセルされた場合、キャンセルした額の最高10%まで再度予約できます。先物予約は、満期日まで(当日を含む)ロールオーバーすることも可能です。</p> <p>RBIは、FPIがそれから12か月以内に満期になるインドの債券に投資したことから生じるクーポンの受取をヘッジすることも許可しています。ヘッジ契約は、キャンセルしたものを再予約することはできません。クーポンの金額をまだ受け取っていない場合は、契約は満期までロールオーバーできます。</p>	先物契約の満期までの期間は通常1年まで延長されます
外国為替 – INRスワップ	FPIは、ASBA(ブロックされた金額でサポートされているアプリケーション)メカニズムに基づくIPOに関連したフローのヘッジングを目的とする場合のみ、外国為替INRスワップを実行できます。	スワップの満期までの期間は30日以内とする必要があります

インドへの投資ルート

3.1. 外国投資の手段

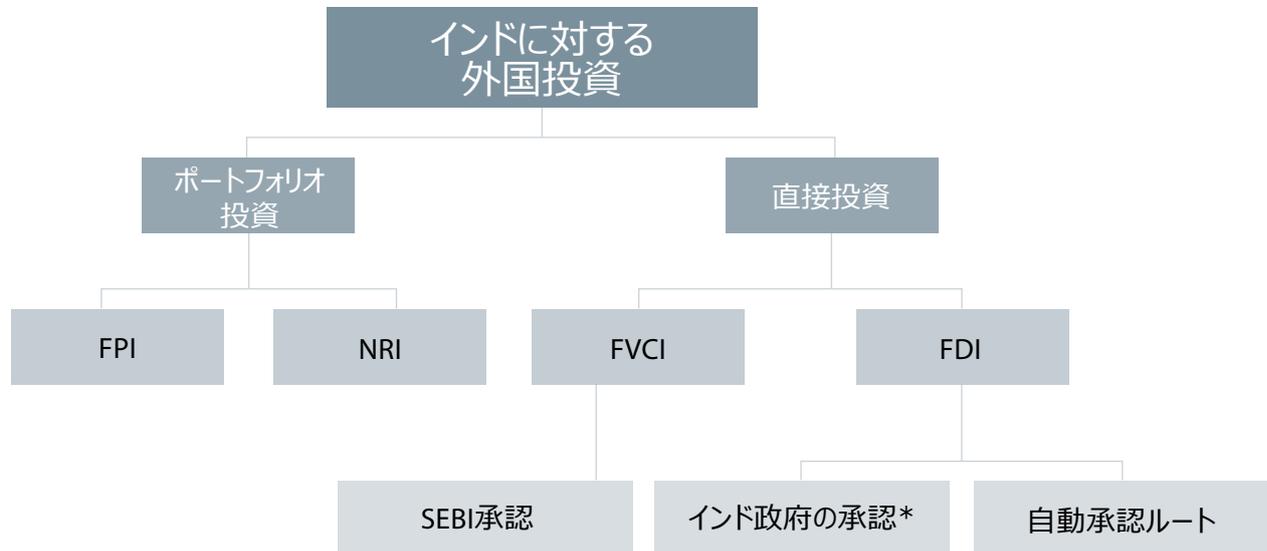
インド政府が「外国機関投資のためのガイドライン」を発行した1992年以降、外国投資家によるインド株式市場への投資が許可されています。その後、1995年11月、1995年SEBI(外国機関投資家)規則が発表されました。これは主に以前のガイドラインに基づいています。

2014年、SEBIは、外国ポートフォリオ投資家(FPI)と呼ばれるインドにおける外国投資のための新しい統一されたフレームワークを確立しました。FPIの主な特徴は、このセクションの次の部分に詳述されています。

外国投資家がインドにおいて資金を投資するうえで、以下のルートが現在利用可能となっています。

- **外国ポートフォリオ投資家**：インドの上場証券への投資が許可されている、インド国外で設立または法人化された機関。
- **在外インド人／インド系移民(NRI／PIO)**：インド国外での事業における雇用、事業運営、仕事のために国外に在住するインド国籍の人物、または、インドを出自とするインド居住者ではない外国籍の人物。
- **外国直接投資(FDI)(インド企業に対する戦略的投資)**：投資は、自動投資ルートを通じて直接、または、インド準備銀行(RBI)もしくはインド政府の該当部署からの事前承認を得たうえで実行できます。以前は、この承認プロセスは、外国投資促進委員会(FIPB)が行っていましたが、2017年度予算案にて、このプロセスを排除することが発表されました。現在、この承認プロセスを行っているのは、担当部署または省庁です。産業政策推進局(DIPP)が、外国直接投資(FDI)の提案を処理するための詳細な標準業務手順(SOP)を発行しました。提案内容は、産業政策推進局の外国投資促進ポータルにアップロードする必要があります。アップロードされた後、産業政策推進局が、関係する省庁または部署を識別し、それに従って提案内容を該当部門に転送します。
- **外国ベンチャーキャピタル投資家**：特定のセクターにおけるベンチャーキャピタルに対する投資。SEBIからの事前承認が必要。SEBIは、外国ベンチャーキャピタル投資家(FVCI)規則の規定に従った登録、報告、書類提出のためのオンラインシステムの導入を通知しました。既存のSEBI登録済みFVCIには、オンラインアカウントをアクティベートすることが求められます。

以下は、外国投資家がインドの資本市場にアクセスするうえで利用可能な様々な投資ルートに関する概観です。



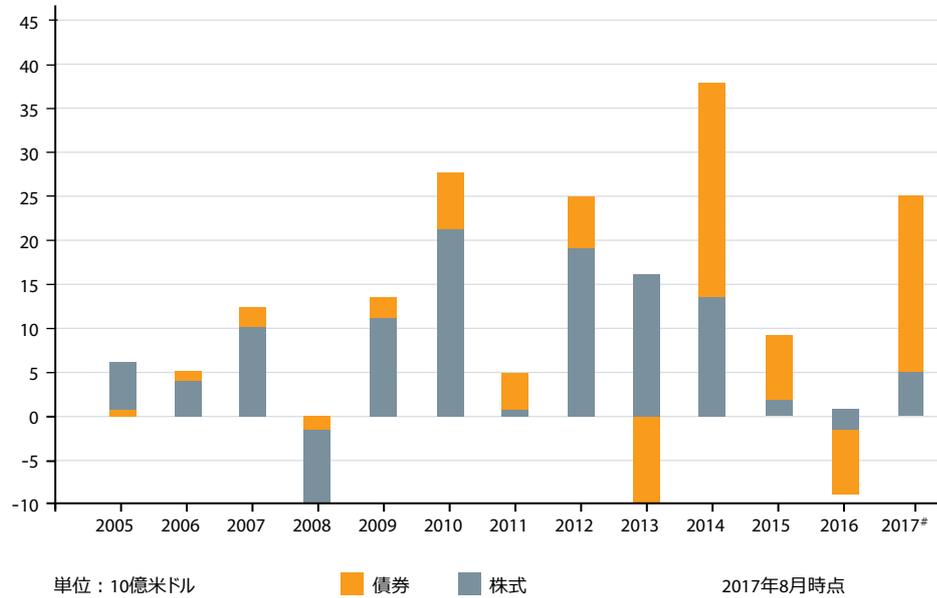
*現在、この承認プロセスを行っているのは、インド政府の代理の担当省庁または部署です。機密情報取扱許可が必要な特定の業種でも、内政省からの許可が必要です。

3.1.1 外国ポートフォリオ投資家(FPI)

- 2014年6月1日発効の統一されたルートで、外国機関投資家(FII)、適格外国投資家(QFI)などの2つの既存の投資モデルを統合したものです
- SEBIの代理で市場登録プロセスを実行する指定預託機関参加者(DDP)を通じた市場参入
- FPIが委託したDDPもFPIに対するカストディアンとしての役割を果たします
- クライアント登録のための分類モデル
- 3年毎の手数料の支払いで登録は自動更新
- 既存のFIIとサブ・アカウントがFPIに移行する場合の一回限りの転換手数料
- リスクベースのKYCが適用可能
- 個々の投資上限額はどんな会社でも株式の10%未満、総合上限額は全体の24%で、セクターに適用されるセクター上限まで増額することができます

FPIの投資統計

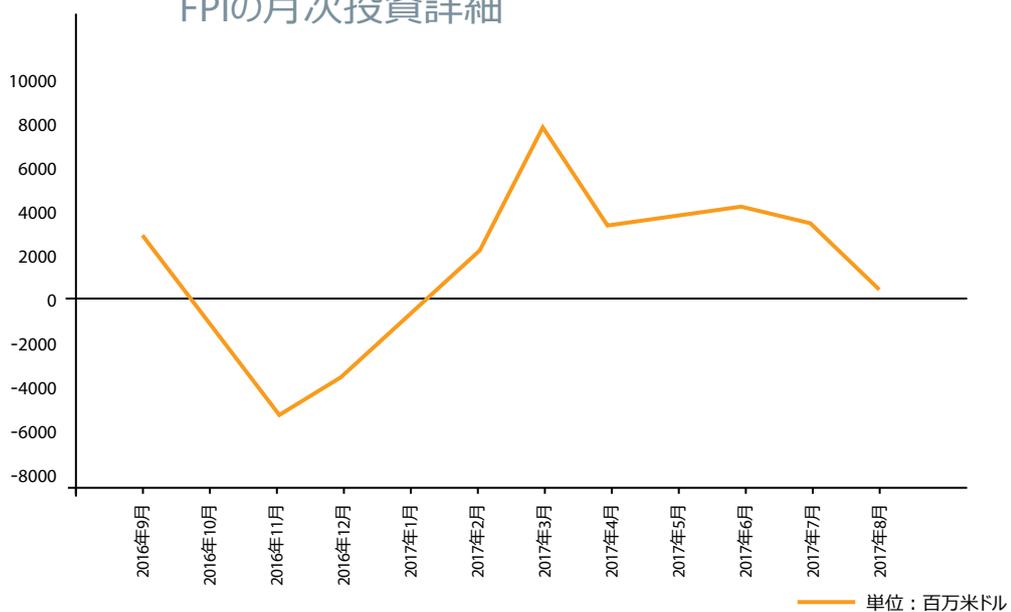
FPIルートを通じた純投資額



出典：NSDLの統計

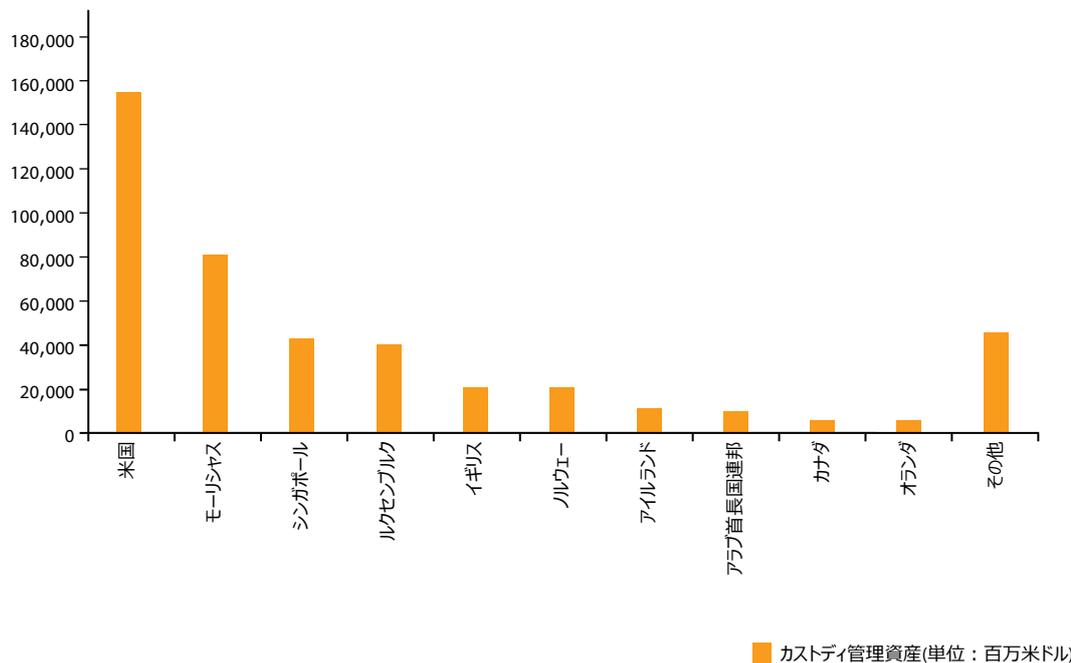
FPIの投資トレンド - 2016年9月～2017年8月

FPIの月次投資詳細



出典：NSDLのウェブサイト

FPIの投資トレンド(上位10カ国)



出典：NSDLのウェブサイト

3.1.2. 在外インド人(NRI)

在外インド人(NRI)およびインド系移民(PIO)と分類されるエンティティのためのポートフォリオ投資ルート

- 政府のガイドラインに従うNRI/PIOとしての適格エンティティのみこのルートの資格を満たします。海外インド市民権(OCI)保持者もNRIの定義に含まれます。カストディアンの任命は必須ではありません。
- 上場証券およびその他FEMAに基づき許可された証券への投資
- 個々の投資上限額はどんな会社でも株式の5%、総合上限額は全体の10%この10%という上限額は24%に引き上げ可能
- NRIは、特定の条件をもとに、取引所に上場されている通貨デリバティブ(ETCD) 市場にアクセス可能
- 一定のKYCガイドラインが適用される

3.1.3. 外国直接投資(FDI)

FDIルートを通じて行った投資は戦略的投資です

- セクター別の参入規則、自動または政府の承認。現在、ほとんどが自動承認ルートです
- 参入、退出、価格設定、株主間契約などにRBIガイドラインが適用されます
- 任意の条項を含め、上場/未上場株式の第三者割当、強制転換社債(CCD)。債券への投資は、FDIルートでは許可されていません
- 新規株式公開(IPO)には参加できません
- 国際的に承認された規範に従った価格設定ガイドライン
- SEBI公開買付(SAST)規則に従い、非居住者の投資家が既に投資先企業を買収済で掌握を維持していることを条件に、登録済ブローカーを通じて証券取引所に上場されている株式の購入が許可されています
- インド政府は、政府承認ルートに基づくFDI申込のためのオンラインポータルである 外国投資促進ポータルを導入しました

3.1.4. 外国ベンチャーキャピタル投資(FVCI)

経済の特定のセクターを奨励する目的で、政府が特定した一部のベンチャー／業界に対する外国投資を誘致するためのものです

- － 手数料支払いとともにSEBI登録が必要です
- － カストディアンの利用必須
- － IPOを通じた投資は許可されています(適格機関投資家 - QIBステータス)
- － 投資は10セクターに制限されていますが、FVCIは、従事しているセクターに関係なく、株式や株式連動商品、スタートアップ企業が発行した債務証券に投資を行うことが許可されています
- － 価格設定ガイドラインはありません
- － SEBIは、FVCI向けに、登録申請、規制関連書類提出、申請のためのオンラインポータルを導入しました

上記に加え、外国投資は、預託証券のメカニズムを通じたオフショアプラットフォームから行うことができます。

3.1.5. 預託証券

インド企業は、(a) 外貨建て転換社債(FCCB)、(b) 預託証券、例えば外国投資家(海外在住の機関投資家または個人、NRIを含む)向けの国際預託証券(GDR)／米国預託証券(ADR)という2つの主なソースを通じて、外貨建てリソースを調達することを許可されています。預託証券(DR)とは、米ドル建ての証書形式の譲渡可能な金融商品のことです。証書は、特定の原資産の株式に対して、海外の預託銀行が発行するものです。DRはクロスボーダーの取引および決済を容易にし、取引コストを最低限に抑え、ポテンシャルベース、特に機関投資家のベースを広げてくれます。

米国預託証券(ADR)： 売買可能な米国の証書で、非米国企業の株式の所有権を表します。ADRは米国の証券市場で米ドル建てで値付けされ、取引されます。また、投資家への配当金支払いも米ドル建てで行われます。

国際預託証券(GDR)： 全世界での提供を通じ、2つ以上の市場で発行体が同時に資金を調達できるグローバルな金融手段として定義されます。GDRは米国内外で、公開市場または非公開市場で使用されます。

預託証券ルートを通じた外国投資は、FDI(外国直接投資)セグメントの一部です。

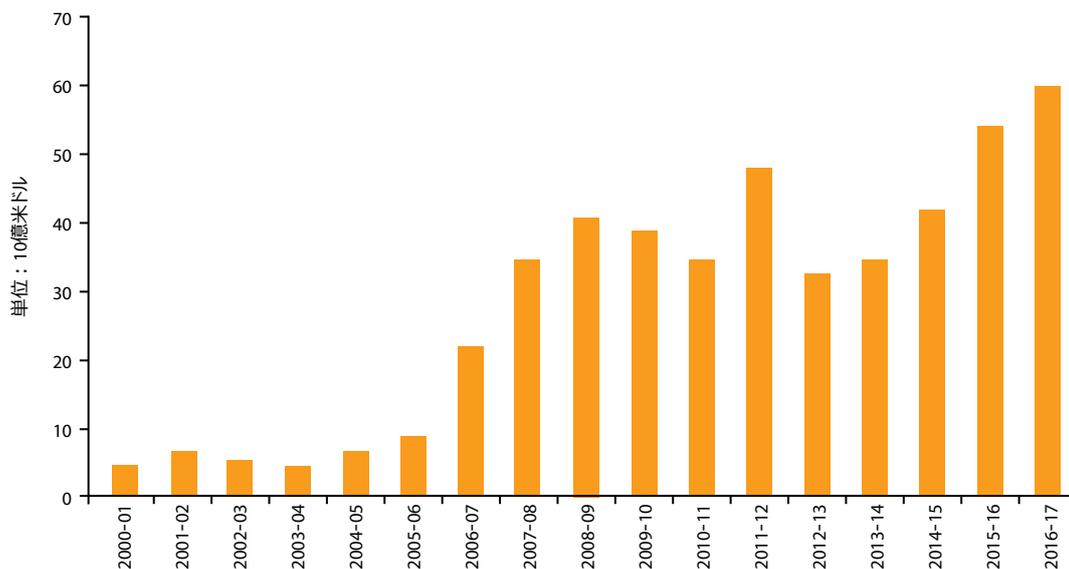
ADR／GDR投資家、FCCB投資家、FDI、FPI、FVCI投資家の場合、分離無券面化口座を開設する必要があります。他に利用できる投資ルートを通じて行われた投資は、FPIルートを通じて行った投資と混合させることはできません。

3.2. FDI概要

インドに対する外国直接投資は、既存または新興のインド企業に対する戦略的投資です。2015年以降、インド政府は、FDIにとってのインドの魅力を高める取り組みを行ってきました。具体的には、規制やビジネスプロセスのリエンジニアリングおよびITの使用を通じた関連する規制環境の緩和などです。現在では、ほとんどのセクターが、政府からの特定の承認を求めめるのではなく、自動承認が得られるようになりました。

FDIを引き付けるための政府の取り組みは功を奏しています。インドは2015年、グリーンフィールドプロジェクト向けのFDI投資先として最も人気が高まり、2年連続で、世界で最もグリーンフィールドFDI投資が多い国として、1位のポジションを維持しました。2016年のFDI投資額は623億ドルでした(出典：2017年FDI報告書)。

インドに対するFDI投資(純額)



出典：産業政策推進局

非居住者によるFDI投資は、自動ルート、または政府ルートを通じて、インド企業の株式、強制転換社債、優先株に対して行うことができます。

自動ルート：外国投資は、インド政府とRBIが発行するFDIポリシーに規定されている全ての活動／セクターにおいて、政府またはRBIからの事前承認なしに、自動ルートの下で許可されています。

政府ルート：自動ルートで扱われていない活動における外国投資については、政府からの事前承認が必要です。政府は、承認を担当していたFIPBを廃止し、現在、申請の受付は、関係する省庁や部署が行っています。申請はオンラインにて、産業政策推進局の外国投資促進ポータルで行う必要があります。

3.2.1. 総合上限

インド政府は、外国投資を誘致する目的でFDIポリシーを簡略化するための総合上限を導入することで、現存のFDIポリシーに対する修正について公示しました。

セクター別上限は混合式で、投資がFDI、外国ポートフォリオ投資(FPI)、外国ベンチャーキャピタル投資(FVCI)、有限責任組合(LLP)、預託証券(DR)、在外インド人(NRI)による投資かどうかに関係なく、あらゆる種類の直接および間接の外国投資を含みます。

原資産の金融商品があるFCCBとDRは債券の性質を有し、外国投資として扱われるべきではありませんが、インド国外在住の人物が保有する株式で、契約に基づいた債務証券の転換から生じるものは、外国投資とみなされます。

総合上限の重要事項には次のものが含まれます。

- 政府の承認ルートに基づくセクターへの外国投資の結果、インドに在住するインド国籍の人物が所有かつ／または管理しているインド事業体が非居住事業体に譲渡された場合は、政府の承認が必要になります。自動ルートに基づく(但し融資条件付き)セクターへの外国投資の結果、インドに在住するインド国籍の人物が所有かつ／または管理しているインド事業体が非居住者事業体に譲渡された場合は、その融資条件に準拠することになります。
- 既に100%自動ルートに基づいており、融資条件がないセクターは影響を受けません。
- ポートフォリオ投資の結果、インドに在住するインド国籍の人物が所有や管理しているインド事業体が非居住者事業体に譲渡されない場合、場合に応じて、49%という累計外国投資レベルまでのポートフォリオ投資は、政府の承認またはセクター別条件準拠の対象にはなりません。
- あらゆる事業体に対する外国投資合計額が、直接投資であれ間接投資であれ、セクター別上限／法定上限を超えないこと。
- 現行のポリシーに従って既に行われた既存の外国投資の場合、これらの改定に合わせるために修正を行う必要はありません。
- 投資先企業は条項を遵守する責任があります。
- セクター別上限が100%の防衛セクターでは、49%を超える投資は政府ルートに基づくもののみ許可されています。

銀行セクターでは、私企業セクターで許可されている外国投資の完全な代替用性が許可されています。従って、相応の手續に従い、FPIは、経営権の移動と投資先企業の経営陣の変更がない場合、これでセクター上限の74%まで投資できるようになります。

3.3. FVCI概要

外国ベンチャーキャピタル投資家(FVCI)とは、インド国外で法人化または設立された投資家で、国内ベンチャーキャピタルファンド、または、インドのベンチャーキャピタル事業(国内の非上場企業)に投資ができます。FVCIとして登録している者に対し、規制機関は、資金の利用に関して一定の制限を課しています。

3.4. アクセス商品

オフショアデリバティブ商品(ODI)は外国投資家が、インドの資本市場で外国投資家として直接登録することなく、インドの資本市場にアクセスするために使用する市場アクセス商品です。外国投資家がこのルートを使用する理由は様々で、新しい事業体を設立する必要なしに税効率を達成する、資金の管理や複数の通貨にまたがる通貨リスク管理要件を処理する、直接の設立や関連するリソースコミットメントに関わる費用を節約するなどがあります。

既存の規則に従い、カテゴリ-Iとカテゴリ-IIのFPIは、規定された基準に従うことを条件に、ODIの発行を許可されています。カテゴリ-IIIのFPIおよび規制された投資運用会社を理由にカテゴリ-IIと分類されているFPIは、ODIを発行することが禁じられています。ODIの詳細は第9章に記載しています。

インドへの直接投資

4.1. 外国直接投資(FDI)

インドにおける外国直接投資(FDI)は1999年インド外国為替管理法の規定を引き付けるもので、インド準備銀行(RBI)が発令した規則を条件とします。外国投資家による投資のための授權規則は、2000年5月3日付公示No. FEMA 20/2000-RB参照(改正を含む)で告示されました。

4.1.1. 規制枠組み

FDI投資を管轄する規制枠組みは以下の通りです。

1. 商工省産業政策推進局(DIPP)

産業政策推進局は、国家的優先事項や社会経済的目的を念頭に置きつつ、産業部門の成長のための推進措置と開発措置の策定および実施を担当しています。インド経済が漸進的に自由化するのに伴い、産業政策推進局の役割と機能は常に変化しています。産業政策推進局の役割は、産業部門の規制および管理から始まり、投資およびテクノロジーの流れを推進し、自由化された環境における産業発展のモニタリングへと変化してきました。

2. インド準備銀行

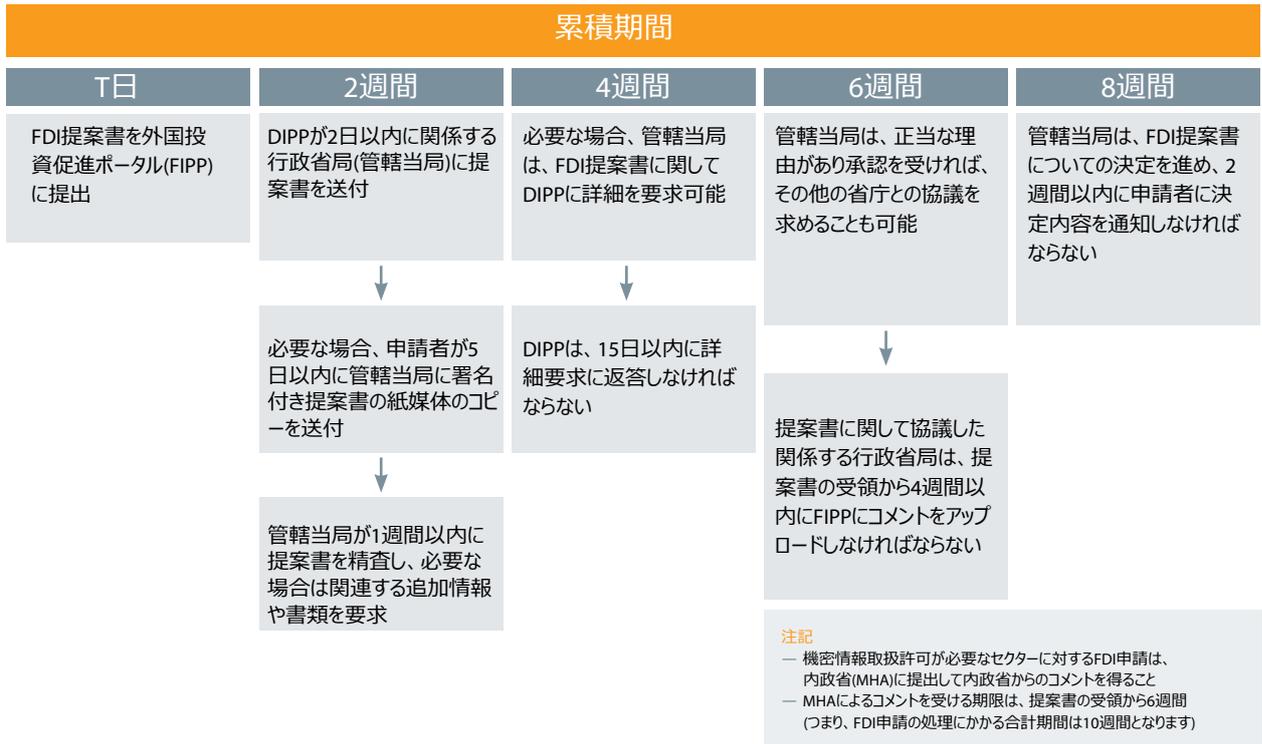
RBIはインドの中央銀行で、インドに対する外国投資の資金流入と流出を規制監督しています。

4.1.2. 政府承認ルートの手順

申請のオンライン提出

- 申請者は、外国投資の提案書をオンラインポータルから提出し、関連書類をアップロードするよう求められます
- 提案書がオンラインで提出された後、DIPPが関係する行政省局を特定し、2日以内に、関係する行政省局(管轄当局)に提案書を電子転送します
- 申請書がデジタル署名されている場合、紙媒体のコピーを提出する必要はありません。デジタル署名されていない申請書については、DIPPが申請者に対してオンライン連絡にて、署名付きの提案書の紙媒体のコピー1部を管轄当局に送付するよう伝えます。申請者は、DIPPからそのような連絡があったから5日以内に、署名付き提案書の紙媒体のコピーを提出することが求められます

申請承認までのタイムライン



政府の承認が必要なセクター／活動のための承認付与を行う管轄当局の名称のリストを以下に示しています。

行政省局	セクター／活動
鉱業省	鉱業
国防省、国防装備品庁	国防
内政省	小型武器製造、民間軍事会社、パキスタンやバンラデシュからの投資
情報放送省	放送、活字メディア
民間航空省	民間航空
宇宙庁	衛星
通信省、電気通信庁	通信
商工省、産業政策推進局(DIPP)	(単一およびマルチブランド、ならびに食品小売)貿易、資本財／機械／機器(中古機械は除く)の輸入に対する株式の発行、業務展開前／会社設立前に発生した経費(賃料支払を含む)に対する株式の発行
	政府承認が必要なNRI／EOUによる提案

財務省、 経済庁	承認が必要な金融サービス、コア投資会社／投資会社への外国投資
財務省、 金融業務庁	銀行業(公開および非公開)
化学肥料省、薬事庁	医薬品

外国投資の承認を求める申請書の処理に関する詳細な手順および期限が、以下の通り通知されました。

- 提案書が受理されると、DIPPがオンラインでRBIに伝え、RBIは 1999年外国為替管理法(FEMA)の観点からコメントします。機密情報取扱許可を必要とするセクターへの外国投資への提案書の場合、さらに内政省にも伝えてコメントを得る必要があります。さらに、提案書はすべて、外務省(MEA)と歳入庁(DoR)に参考として転送されます。
- 内政省からの機密情報取扱許可を必要とする提案書については、SOPが提供します
- 総額500億INRを超える外国株式資金流入が関与する提案書の場合は、管轄当局に加えて、内閣経済対策委員会の審議を受けることが必要になります。内閣経済対策委員会の決定を受けた後、1週間以内に承認レターが発行されます

SOP詳細はこちらからご覧いただけます：www.dipp.gov.in

FDIポリシーの回状

外国直接投資(FDI)スキームに基づき、投資は、非居住者が、自動ルートまたは政府ルートを通じて、インド企業の株式、完全強制転換社債、完全強制優先株に対して行うことができます。

インド政府のFPIポリシーはこちらからご覧いただけます。

http://www.dipp.gov.in/sites/default/files/FDI_Circular_2016%281%29.pdf

自動ルートに基づくセクター

条件付きで、自動ルートに基づき許可されているセクターは、こちらからご覧いただけます。

http://www.dipp.gov.in/sites/default/files/Sectors_Under_Automatic_Route_With_Conditions.pdf

政府の承認ルートに基づくセクター

政府の承認が必要なセクターはこちらからご覧いただけます。

http://www.dipp.gov.in/sites/default/files/Sectors_Where_Government_Approval_Is_Required.pdf

4.1.3. FDIが禁止されているセクター

以下のセクターではFDIが禁止されています。

- 宝くじ事業(政府／民間の宝くじ、オンライン宝くじ等を含む)*
- ギャンブルおよび賭博(カジノ等を含む)
- 無尽事業(チットファンド)
- 互助金融(ニディカンパニー)
- 譲渡可能開発権(TDR)の取引業
- 不動産事業または農場の建設、葉巻、両切り葉巻きたばこ、シガリロ、たばこ、たばこ代用品の製造業
- 民間部門による投資に開放されていない活動／セクター((I) 原子力、(II) 鉄道輸送など)

*宝くじ事業とギャンブル・賭博活動の場合、フランチャイズ、商標、商標名、マネージメント契約など、いかなる形式の外国技術協力も禁止されています。

4.1.4. 適格水準

FDIポリシーに従うことを条件として、禁止されているセクターやアクティビティを除き、非居住者はインドへの投資ができます。但し、バングラデッシュ国民、または同国で法人化された事業体は、政府ルートに基づいてのみ投資ができます。さらに、パキスタン国民、または同国で法人化された事業体は、政府ルートに基づいてのみ、防衛、宇宙および原子力以外のセクターや活動、および外国投資が禁止されているセクターや活動以外にのみ、投資ができます。適格投資家は、統一KYCを遵守する必要があります。FDIは預託機関参加者と電子株式を保有するための口座を開設することは許可されていますが、現金口座が許可されているのは、6か月間のエスクロー口座だけです。

4.1.5. 投資上限

居住インド事業体の資本での非居住者による投資は、FDIポリシーに規定された資本合計額のパーセントの割合で行うことができます。

4.1.6. 投資に関する条件

特定のセクターに対する投資には、特定の参入条件があります。条件には、次のようなものが挙げられます。

1. 最低資本金の基準
2. ロックイン期間など

外国投資に関する参入条件に加え、投資や投資家には、関連するセクターの法律、規制、規則、セキュリティ条件、州や地方レベルの法律や規制にすべて従うことが求められます。

資金流入

インド国外に在住している人物が、FDIスキームに基づき株式や転換社債を発行しているインド企業から受け取る対価は、以下を通じて受け取ることができます。

- (i) 通常の銀行チャネルを通じた被仕向送金
- (ii) 承認取引者カテゴリーI銀行で維持されている、関係人物のNRE/FCNR口座への入金
- (iii) 支払期日が到来している著作権使用料／一時金／技術的ノウハウ手数料／SEZのユニットによる資本財の輸入の兌換、または、ECBの兌換は、株式発行の対価として扱われるものとします
- (iv) 輸入手形／法人設立前費用／株式交換の兌換は、FIPBの承認を得て、株式発行の対価として扱うことができます
- (v) 承認取引者カテゴリーI銀行の承認を得て開設され、居住者および非居住者の代理で承認取引者カテゴリーI銀行にて維持されている、株式購入の対価の支払いとしてのインド国内にあるINRの無利息エスクロー口座への入金

株式または転換社債が、NRE／FCNR (B)／エスクロー口座への被仕向送金受領日、または入金日から180日以内に発行されない場合、対価の金額は返金されるものとします。さらに、インド準備銀行は、申請書と十分な理由により、対価が受領日から180日を超えてもまだ未払いである場合は、証券の発行について受領した対価について、インドの会社が払い戻しを行ったり株式を配分することを許可することができます。

4.1.7. 送金、報告

送金と本国送金

- 承認取引者カテゴリーI銀行は、次に挙げることを条件として、(該当する税控除後の) 証券売却益をインド国外に居住する株式の売主に本国送金を行うことを許可できます。
 - その証券がレパトリ(資金本国送還)ベースで保有されていること
 - その証券の売却が、規定のガイドラインに従って行われたこと
 - 所得税部門からのNOC/納税完了通知照明書が作成されていること
- 承認取引者カテゴリーI銀行は、申請者が次に挙げるものを提出することを条件として、該当する税金を支払う条件で、清算手続中のインド国内にある企業の裁判所による清算の利益を送金することを許可されています。
 - 送金に関して、所得税部門の異論がなく、納税完了通知照明書がないこと
 - インドでのすべての債務が支払われている、または、支払う資金が十分であることを確認する 監査人の証明書
 - 裁判所による清算が、会社法の規定に従ったものであることを示す監査人の証明書
 - 裁判所以外の手段による清算手続の場合、清算手続中の申請者または企業に対して、インド国内の裁判所で保留中の法的手続がなく、送金を許可するうえでの法的障害がないことを示す監査人の証明書
- 配当金に関しては、一切の制限なく自由に本国送還できます(ケースによって、源泉徴収または配当税控除後)
- 完全強制転換社債の利子についても、一切の制限なく自由に本国送還できます(適用される税の控除後)

報告

FDI報告要件：以下の提出物はすべて、e-Bizポータルのオンラインモードを通じてのみ行うことが必須となります。

外国直接投資(FDI)に関連した取引の報告を容易にするため、インド準備銀行は、インド政府のe-Bizプロジェクトの後援を受け、上記のリターンについてインド準備銀行にオンライン申告ができるようにしました。

報告	報告先	頻度	担当	注記
FDI報告要件				
流入の報告	RBI	対価受領から30日以内	承認取引者カテゴリーI銀行を通じたインドの企業	事前送金フォーム(ARF)とともに、外国法人のFIRCおよびKYCレポートのコピーも提供する
株式発行 (フォームFC-GPR)	RBI	株式発行から30日以内に申告	資金を受領するインドの企業の承認取引者カテゴリーI銀行	
株式譲渡 (フォームFC-TRS)	RBI	対価受領から60日以内に申告	承認取引者カテゴリーI銀行を通じた居住者の譲渡者/譲受者	フォームFC-TRSは非居住者が署名すること

モニタリングとレビュー

- 管轄当局は、決定を保留中の外国投資提案書について、毎月定期会合を開催します
- DIPPが招集する共同の四半期レビュー会合は、インド政府従属のDIPP長官とDEA長官を共同議長として開催されます

外国直接投資スキームに基づく投資の方法

インドに対する外国直接投資は、以下の方法を通じて行うことができます。

- (i) 企業による新規株式発行：インドの企業は、FDIスキームに基づき、現行のFDIポリシーとFEMA規則を遵守することを条件に、インド国外に在住している人物に対して、新規に株式や転換社債を発行できます
- (ii) インド国内または国外に在住する人物による既存株式の譲渡を通じた取得：非居住者から非居住者へ：インド国外に在住する人物(NRIおよびOCB以外)は、売却または贈与という形式により、株式または転換社債をインド国外に在住する人物(NRIは含まれますがOCBは含まれません)に譲渡できます
- (iii) RBIは、RBIが規定した条件に従うことを条件として、外国直接投資(FDI)ポリシーに基づく以下の取引の事前承認取得要件を撤廃しました

取引

事前承認の免除条件

FDIスキームに基づく、非居住者から居住者への株式譲渡

- | | |
|---|--|
| <p>1999年外国為替管理法(FEMA)に基づく価格ガイドラインを満たしていない、非居住者から居住者への株式譲渡</p> | <ul style="list-style-type: none"> — 当初の投資と投資結果が、セクター別上限、条件(最低資本金など)、報告要件、書類などの面で現行のFDIポリシーおよびFEMA規則を遵守していること — 新規株式公開(IPO)、ブックビルディング、ブロック取引、上場廃止、エグジット、公開買付/大量取得/SEBI株式の大量取得および買収(SAST)、買戻しなど、価格が特定の/明示的な、現行の関連するSEBI規則やガイドラインを遵守していること — 上記の関連するSEBI規則やガイドラインを遵守している旨を証明する勅許会計士の証明書が、承認取引者銀行に提出するフォームFC-TRSに添付されていること |
|---|--|

居住者から非居住者への株式譲渡

- | | |
|----------------------------------|---|
| <p>事前承認が必要な株式譲渡</p> | <ul style="list-style-type: none"> — 各部署からの承認を得ていること — 株式譲渡が、RBIの規定するガイドラインおよび文書要件を遵守していること |
| <p>SEBI(SAST)ガイドラインが促されている場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> — RBIが適宜規定する価格ガイドラインおよび文書要件を遵守していること |

1999年FEMAに基づく価格ガイドラインを満たしていない場合	<ul style="list-style-type: none"> — FDI投資結果が、セクター別上限、条件 (最低資本金など)、報告要件、書類などの面で現行のFDIポリシーおよびFEMA規則を遵守していること — IPO、ブックビルディング、ブロック取引、上場廃止、エグジット、公開買付／大量取得／SEBI SASTなど、取引価格が特定の／明示的な、現行の関連するSEBI規則やガイドラインを遵守していること — 上記の関連するSEBI規則やガイドラインを遵守している旨を証明する勅許会計士の証明書が、承認取引者銀行に提出するフォームFC-TRSに添付されていること
投資先企業が金融セクターの場合	<ul style="list-style-type: none"> — 個々の金融セクターの規制当局が適宜規定している、非居住者投資家に関する「適格／デューデリジェンス」要件を遵守していること — 最低資本金、報告要件、書類などの面でFDIポリシーおよびFEMA規則を遵守していること

4.1.8. 一般的条件

- 居住事業体の資本での非居住者による投資は、FDIポリシーに規定された資本合計額のパーセントの割合で行うことができます
- 非居住者による投資は、参入条件がある特定のセクター／活動における居住事業体の 株式資本でのみ許可されています
- インド企業に対する外国投資は直接投資または間接投資が可能です。間接投資は カスケード投資(多層構造を通す等)となる場合もあります
- 承認取引者銀行は、証券がレパトリーブスで保有されており、証券の売却が 規定されたガイドラインに従って行われ、所得税部門からの異議なし証明書(NOC)／税務手続終了証書が発行されていることを条件に、証券売却金(適用される税金控除後)をインド外在住の株式の売手に送金することを許可しています
- 任意条項は、以下の条件に従い、FDIスキームに基づき、株式持ち分、完全強制転換社債および完全強制転換優先株式で許可されています
 - ロックイン期間満了後、該当する場合はFDIポリシーの規定を条件として、オプション／権利を行使している非居住者の投資家は、適宜RBIが発行する価格設定／バリュエーションガイドラインに従い、確実なリターンなしに退出する資格があります
 - 最低ロックイン期間は1年間で、該当する金融商品の割当日に発効となります

バリュエーション基準

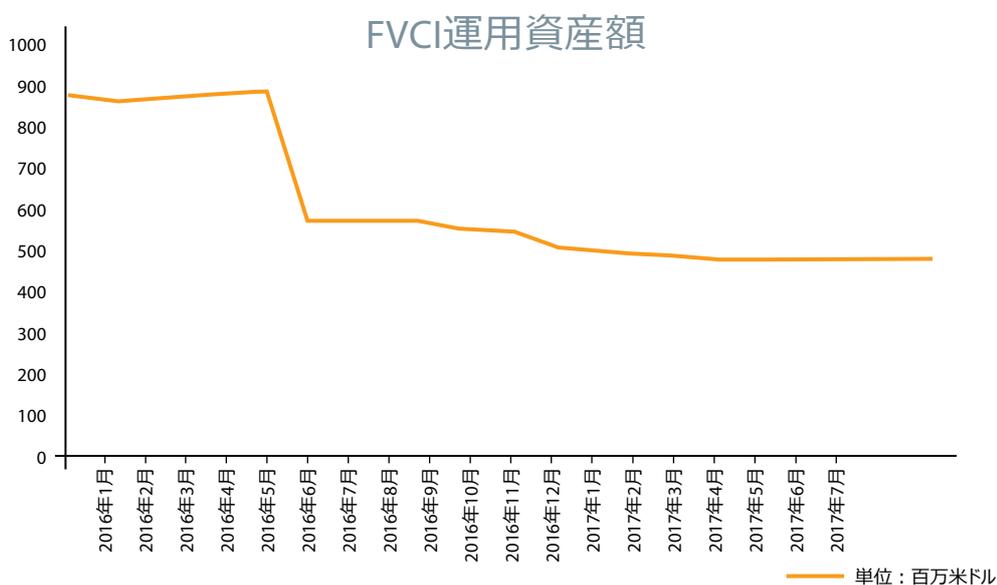
転換金融商品の価格／転換式は、商品の発行時点に先んじて決定されるものとします。転換時点の価格は、いかなる場合であっても、現行のFEMA規則に従い、かかる商品の発行時点で、算出された公正価額を下回るものとします。株式または無担保社債の価格設定は、非上場企業については国際的に認知された価格設定手法でアームズ・レングス原則、上場企業についてはSEBI(ICDR)規則の観点のバリュエーションに従うものとします。

4.2. 外国ベンチャーキャピタル投資家(FVCI)

ベンチャーキャピタル投資は、イノベーション、企業、科学技術と知識ベースのアイデアの商業生産への転換を促進する重要なチャンネルとみなされています。知識ベースの産業の成長を促進するうえでのベンチャーキャピタルファンドの大きな可能性は、情報技術、バイオテクノロジー、医薬品、農業、食品加工、通信、サービスなどのいくつかの分野に関連があります。

4.2.1. 市場参入

インド証券取引委員会(SEBI)は、2000年SEBI(外国ベンチャーキャピタル投資家)規則として知られる詳細な規則を発行しました。インド準備銀行(RBI)も、SEBIに登録した外国ベンチャーキャピタル投資家(FVCI)がインドに投資を行うことを許可しました。



出典：NSDLのウェブサイト

インドへの投資を希望するFVCIは、資本市場規制当局であるSEBIに登録することが求められます。2016年4月から、RBIから事前承認を取得するという要件が排除されました。

4.2.2. 定義

ベンチャーキャピタルファンドとは、1996年SEBI(ベンチャーキャピタルファンド)規則、または2012年SEBI(オルタナティブ投資ファンド)規則に基づき、当局に、カテゴリ-1オルタナティブ投資ファンドの「ベンチャーキャピタルファンド」のサブカテゴリに登録したファンドを言います。

ベンチャーキャピタル事業とは、以下に該当する国内企業を指します。

- 投資実行時点で、インドの公認の証券取引所に上場されていないこと
- サービスの提供や物品の製造を行うビジネスに従事しており、以下の活動やセクターが含まれないこと
 - RBIに登録されたノン・バンク金融会社(NBFC)、インフラセクターのコア投資会社(CIC)以外の会社、資産金融会社(AFC)、インフラ金融会社(IFC)
 - ゴールドファイナンス
 - インド政府の産業政策で許可されていない活動
 - インド政府との協議のうえ、当局が指定する可能性のあるその他のあらゆる活動

投資先企業とは、オルタナティブ投資ファンドが投資を行っているすべての企業、特別目的事業体、リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ、法人、不動産投資信託、またはインフラ投資信託を意味します。

登録 これらの規則に基づいて登録を求める場合、申請者は、2000年SEBI(外国ベンチャーキャピタル投資家)規則に従い、担当局にフォームAを申請手数料とともに提出します。

<p>適格基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> — 申請者は、インド国外で法人化された投資会社、投資信託、投資パートナーシップ、年金、ミューチュアルファンド、資産運用会社、投資会社、投資運用会社、またはその他の投資事業体とします — 申請者は、その法域内で、FVCIまたはオルタナティブ投資ファンドとして、ベンチャーキャピタルファンド、または進行中の生産活動に投資を行う承認を受けています — 専門的能力、財務健全性、経験、公平性に関する一般的な評判、整合性 — 申請者は、該当する外国規制当局の規制下にあるか、所得税納税者です。または、申請者が規制下にある事業体でも所得税納税者でもない場合は、申請者または発起人の実績に関する銀行からの証書を提出します — 申請者が適格人物かを判断するうえで、当局は、申請者、主たる役員、取締役、発起人、および経営に関わる主要人物(名称にかかわらず)に関連して、以下の基準を含むがこれに限定されない適切と思われるあらゆる考慮事項を考慮する可能性があります <ul style="list-style-type: none"> — 整合性、評判、人格 — 有罪判決や禁止命令がないこと — 財務流動性や純資産などの財務能力 — 故意の債務不履行者に分類されていないこと
<p>提供する情報</p>	<p>投資戦略、投資家からのコミットメントレター、ファンドのライフサイクルなど、登録プロセスに関連する情報や説明</p>
<p>証書の付与の手順</p>	<ul style="list-style-type: none"> — 申請内容が承認され、証書の付与が決まった場合、監督機関が告示を行います — 申請時点に手数料2,500米ドル、原則として承認の受領後に残額の10,000米ドルを支払うものとします
<p>証書の条件</p>	<p>条件に従い、外国ベンチャーキャピタルに証書が付与されます</p> <ul style="list-style-type: none"> — 法律および以下の規則の条項に従います — 証券のため、国内のカストディアンを指名します — 非居住者INRと外国通貨の取扱口座を開設する必要があります

4.2.3. 文書要件

SEBIに登録予定のFVCIは、FVCI登録のための申請書(フォームA)とともに、以下の書類や宣言書を提出する必要があります。

- 申請書
- 自国規制当局での登録の証明書の控え、または自国で申告した所得税申告書の控え、または申請者の公正取引実績に関する銀行証明書の控え
- 氏名、住所、連絡先電話番号、Eメールアドレスを記載した、連絡先人物の詳細
- 氏名、住所、連絡先電話番号、Eメールアドレスを記載した、取締役全員の詳細
- 申請者の覚書および定款／規定文書の控え。申請者は、主要目的が申請者にベンチャーキャピタル活動を継続することを許可することを保証しなければいけません
- 申請者の構造線図
- 申請者または申請者の取締役のいずれかが、SEBI当局により証明書を拒否されていないかどうかを記述します
- 申請者がSEBIまたはインドにおけるその他の規制当局に何らかの形で登録されているかどうか、または、SEBIへの登録を他の形で申告したかどうかを記述します
- FVCIの取締役／役員に関する詳述。詳述には、学歴、職務経験などを記載する必要があります。
- 2000年SEBI(外国ベンチャーキャピタル投資家)規則の規則11(a)で求められる投資戦略の開示。ファンドのライフサイクルの期間を記載した投資戦略
- 2000年SEBI(外国ベンチャーキャピタル投資家)規則4A、および2008年インド証券取引委員会(仲介機関)規則の附則IIIに記載されている基準に従う「適格かつ適切な人物」基準に関する宣言
- 申請者または発起人の最新の財務諸表の控え
- 国内のカストディアンと締結したカストディアン契約書の控え
- 申請者が登録されている海外の規制当局が発行した営業免許(ある場合)の謄本
- 申請者がインドで指定銀行を任命したことの確認
- 特定期間内に「x」の金額(INR建て)を投資することを明記した、申請者からの「確約レター」。これは、SEBIからの非常に重要な要件です。また、記載された金額は確定した金額でなければならず、「およそ、または暫定」の金額とはできないことに注意してください
- 最低100万米ドルの拠出に関する、申請者である投資家からの確約レター
- この申請が行われている期間の前の会計年度に関して、確約レターを提出した申請者である投資家の財務諸表の控え
- 確約レターを提出する申請者である投資家全員の氏名、住所、連絡先電話番号、Eメールアドレス

4.2.4. 申請のオンライン提出

- FVCI登録のための新規申請はすべて、SEBI仲介ポータルを通じてのみオンラインで受理されます
- 登録されたすべてのFVCIは、FVCI規則に基づくあらゆるリクエストについて、オンラインシステムからコンプライアンスレポートを提出し、申請を送信することが求められています。SEBI登録済みFVCIには、オンラインアカウントをアクティベートすることが求められます。

FVCIは国内カストディアンを任命する必要があり、特別の非居住者向けのINR口座および／または外貨口座を開設するために、指定銀行との合意を締結する必要があります。FVCI、またはFVCIの代理業者であるグローバル・カストディアンは、国内カストディアンとの契約を締結します。

記入漏れがある申請書は、SEBIにより却下されます。このような申請却下が行われる前に、記載された異議内容の解決期間として、申請者には、連絡を受領した日から30日間が与えられています。この期間は、SEBIの独自裁量により延長が可能ですが、90日以上延長されることはありません。

4.2.5. 手数料

手数料の種類	金額(米ドル)	支払時期
申請手数料	2,500	申請時点
登録手数料	10,000	原則承認の付与時点

手数料は、NEFT／RTGS／IMPSを通じた銀行口座への振込、または、ムンバイの「インド証券取引委員会」宛て銀行手形で支払を行います。RBIが許可しているその他の方法も受け付けています。

4.2.6. 投資基準

2000年インド証券取引委員会(FVCI)規則に基づき登録を受けたFVCIは、以下への投資を行うことができます。

- 当該証券や商品の発行時点で株式が公認の証券取引所に上場されておらず、以下のいずれのセクターでも事業展開していないインド企業が発行した株式または株式連動商品または債務証券。
 - バイオテクノロジー
 - ハードウェアおよびソフトウェアの開発関連のIT
 - ナノテクノロジー
 - 種子の研究開発
 - 医薬品セクターの新しい化学物質の研究開発
 - 乳業
 - 養鶏業
 - バイオ燃料の生産
 - 3,000人以上の収容能力があるホテル兼コンベンションセンター
 - インフラセクター(これには、適宜修正される現行のFEMA規則に基づき通知される、対外商業借入ガイドライン／ポリシーに基づくインフラの定義の範囲に含まれる活動が含まれます)
- スタートアップ企業(従事しているセクターは問わない)が発行した株式または株式連動商品または債務証券

スタートアップ企業とは、5年以内にインドで設立または登記された、前年度の売上高が2億5,000万INRを超えない、テクノロジーや知的財産が促進する新製品、プロセスまたはサービスのイノベーション、開発、展開、商品化に向けて取り組んでおり、規則で定められた一定の条件を満たしている事業体(非公開有限責任会社、登録パートナーシップ会社またはリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ)を意味します

- (2012年SEBI(AIF)規則に基づき登録された)ベンチャーキャピタルファンド(VCF)またはカテゴリーIオルタナティブ投資ファンド(カテゴリーI AIF)のユニット、または、スキームもしくはVCFかカテゴリーI AIFが設定したファンドのユニット

FVCIからの投資を受けた、ベンチャーキャピタルファンド(VCF)またはカテゴリーI AIFによるダウンストリーム・インベストメントは、主要規則の附則11に規定されたダウンストリーム・インベストメントの規定を遵守しなければならないことが明らかにされています。

附則11の詳細はこちらからアクセスできます。

<https://rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx?Id=10130&Mode=0>

FVCIが保有する証券／商品をインド国内外の居住者に譲渡することについては、制限はありません。FVCIが行う投資は全て、以下の条件に従うものとします。

- FVCIは、投資戦略(およびその後の変更全て)をSEBIに開示しなければいけません。この開示情報は、登録証明書の請求中にSEBIに提出する必要があります
- ファンドのライフサイクルの期間を開示します
- 資金全額を1つのベンチャーキャピタルファンドまたはAIFにコミットできます
- FVCIは、2000年SEBI FVCI規則のネガティブリストに分類された活動に従事しているベンチャーキャピタル事業への投資はできません
- FVCI投資には、以下の投資制限が適用されます。
 - a. 投資可能資金の66.67%以上を、ベンチャーキャピタル事業または上で定義された投資先企業の非上場株式または株式連動商品に投資すること。株式連動商品には、株式または株式ワラントに転換可能な商品、優先株式、株式に強制転換できる社債、株式に任意転換できる社債が含まれます
 - b. 投資可能資金の最高33.33%まで、以下の手段を通じて投資できます。
 - 株式を上場予定のベンチャーキャピタル事業または上記で定義された投資先企業の新規株式公開
 - 外国ベンチャーキャピタル投資家が既に株式の形式で投資を行っているベンチャーキャピタル事業または上記で定義された投資先企業の債券または債務証券
 - 1年間のロックイン期間を条件とする、上場企業の株式の優先割当
 - 財務基盤が弱い企業の株式または株式連動商品。財務基盤が弱い企業とは、前会計年度末時点で累積損失があり、その結果、前会計年度開始時点の純資産の50%以上100%未満の損失が生じた企業を意味します
 - 2000年SEBI FVCI規則に基づき、投資の促進または奨励を目的として作られた特別目的事業体

投資可能資金とは、事務管理費用と資金の管理費用控除後の、インドへの投資にコミットされた資金を意味します。

- FVCIは、買手と売手/発行体が双方合意した価格で証券を取得または売却することができます
 - FVCIは、私募/第三者からの購入を通じて、適格証券(株式、株式連動商品、債券、債務証券、インドのベンチャーキャピタル事業(IVCU)またはベンチャーキャピタルファンド(VCF)の無担保社債、VCFまたはカテゴリ-Iオルタナティブ投資ファンド(カテゴリ-I AIF)が設定したファンドスキームのユニットなどに投資できます
- FVCIには、各暦四半期ごとにベンチャーキャピタル活動(株式、債券またはVCFという投資カテゴリ別、および業種別)についてSEBIに報告することが求められています
 - また、RBIは、FVCIが2000年SEBI(FVCI)規則に基づき規定された条件の下で、公認の証券取引所の証券に投資できることも明確化しました

RBIからの一般許可では、FVCIが以下のことを行うことを許可しています。

- 口座が2000年FEMA(インド非居住者による有価証券の譲渡または発行)規則の附則VIに基づく取引のためだけに使用されることを条件として、被仕向送金の送金を行うための承認取引者銀行の指定支店に外貨建て口座を開設すること
- FVCIによる全ての投資の対価は、通常の銀行チャネルまたは売却/満期受取高または前述通りに既に行われた投資から生じた収益を通じて、海外からの被仕向送金から支払われるものとします
- 市場為替レートで、外国為替口座から特別非居住者口座に資金を移動させること
- 特別非居住者INR口座にある残高から、(所定の規則に従い)VCUまたはVCFへの投資を行うこと
- 取引所の実勢レートで、適用される税控除を条件に、外国為替口座または特別非居住者INR口座から海外に資金を送金すること
- 投資に関連するFVCIの現地の経費を満たすこと
- FVCIが締結した先物契約に基づく損失を借方とすること

FVCIは、被仕向送金総額の範囲内で、先物カバーを予約することが認められています。

FVCIが投資の一部を現金化して送金した場合、投資原価は対象のカバーから差し引かれます。FVCI投資家のFX取引は、承認取引者と執行しなければいけません。

4.2.7. FPIとしての登録が許可されているFVCI

以下に挙げるものを条件に、FVCIとしての登録を保持している申請者に対し、指定預託機関参加者(DDP)が外国ポートフォリオ投資家(FPI)としての登録を付与することが許可されています。

- 2014年SEBI(FPI)規則に規定されている適格基準を遵守する申請者で、FPI規則で定義されている不透明な構造ではないもの
- 調達、割当、投資された資金が、FPIおよびFVCIとして明確に分離されていること
- 申請者は、FPIおよびFVCIとして活動するうえで同じカストディアンを指名すること
- 分離口座は、取引執行用のカストディアンで維持するだけでなく、FVCIとFPI登録で保持している証券でも維持すること
- 取引の報告は、特定の登録に基づき適用される条件に従って別々に行わなければいけません
- それぞれの登録内容に基づいて事業体に適用される条件全てが、特定の登録に関する分離資金と活動のレベルで準拠されていること
- FPIに適用される投資制限は、FVCI申請者にも適用されること

当行はまた、企業の発行済資本の10%未満という投資上限額が、共同拠出のFPIとFVCI投資全体を通じて適用されなければならないことを理解しています。

報告

FVCI報告要件：登録されたすべてのFVCIは、オンラインシステムからコンプライアンスレポートを提出することが求められています。

ポータルにはこちらからアクセスできます。

<https://siportal.sebi.gov.in/intermediary/index.html>

報告	報告先	頻度	責任	注記
FVCI				
所定のフォーマットでの外国為替の流入・流出の報告	RBI	月次	承認取引者カテゴリーI銀行を通じたFVCI	前月の翌月の10日以内
許可されたセクターへの投資詳細は、所定のフォーマットに従う	RBI	月次	承認取引者カテゴリーI銀行を通じたFVCI	前月の翌月の10日以内
許可されたセクターへの投資詳細に関するオンライン記入	SEBI	毎四半期	FVCI	前四半期末から3営業日以内

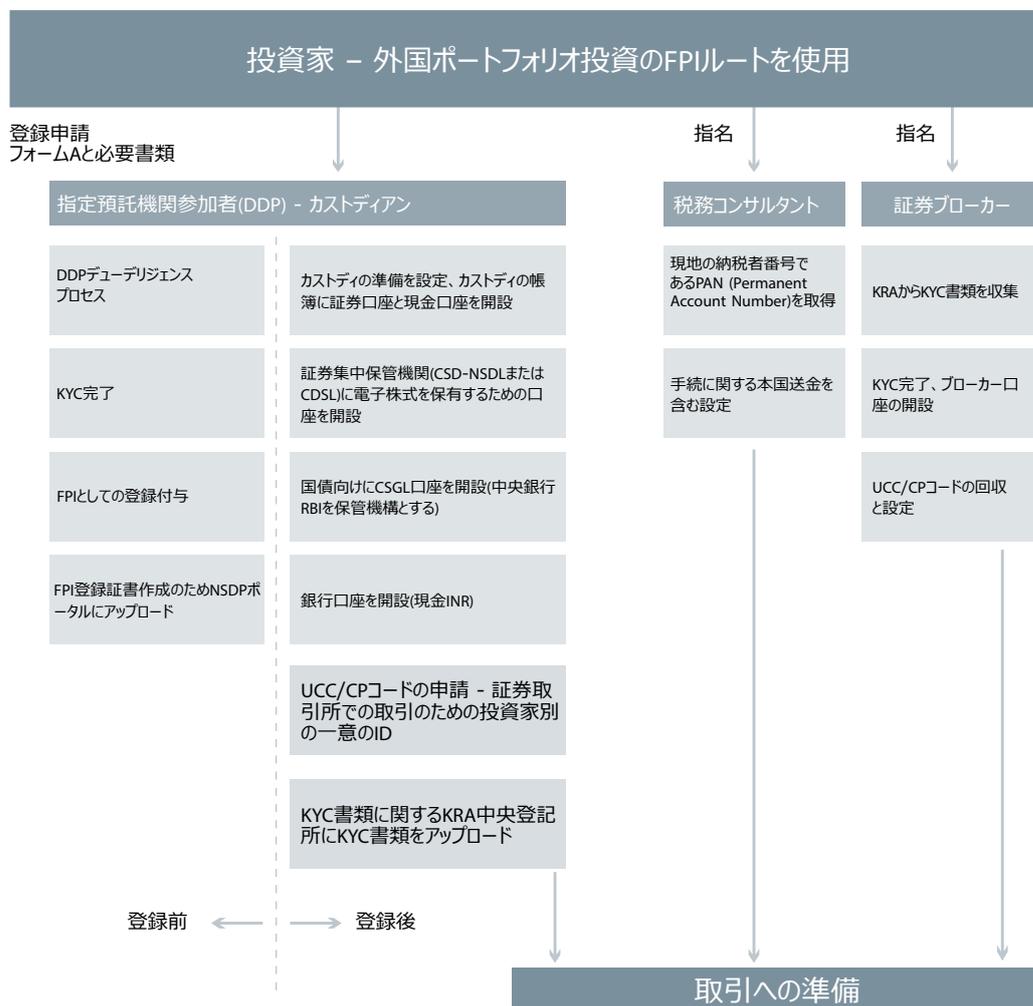
外国ポートフォリオ投資家 (FPI) - 市場参入

5.1. 序文

インドへの外国投資ルートを一元化させる取り組みの一環として、規制当局とインド政府(K M Chandrasekhar委員会)の共同イニシアティブが、FPI(外国ポートフォリオ投資家)と呼ばれる外国投資家のための単一参入のポートフォリオ投資ルートを導入しました。

かつてのFIIとQFI体制が合併されてFPI体制になりました。このイニシアティブは、重要な市場プロセスにおける効率性とグローバル基準を目的とした市場メカニズムに重要な変更をもたらしました。

外国ポートフォリオ投資家(FPI) - 市場参入のフローチャート



5.2. 適格基準

下記の参入基準は、FPIルートを通じたインドの資本市場へのアクセスに関心を持つ事業者向けに規定されたものです。

- 申請者は、インドに居住していない人物とします。
- 在外インド人(NRI)はインドへの投資ルートにアクセスできません
- 申請者は、居住国の証券市場規制当局が証券監督者国際機構(IOSCO)の多国間覚書(MMoU)(付録A - 加盟国)に参加調印している、または、居住国がSEBIと二国間覚書(MOU)に参加調印している国の人物とします
- SEBIは現在、インドとの国交があり、FEMAに準拠している国々を含めるため、カテゴリーIのFPIへのFPI登録付与資格を満たす管轄区域を拡大するための見直しを行っています

許容されているIOSCO法域の現在のリストはこちら：

<https://www.iosco.org/about/?subSection=mmou&subSection1=signatories>

SEBIと二国間覚書(MOU)を結んでいる国のリストはこちら：

http://www.sebi.gov.in/cms/sebi_data/internationalAffr/IA_BilMoU.html

- 申請者が銀行の場合、居住国の中央銀行が国際決済銀行(BIS)のメンバーである国の銀行とします

中央銀行がBISのメンバーである国のリストはこちら：

http://www.bis.org/about/member_cb.htm

- 申請者が、金融活動作業部会(FATF)の声明書に、以下に挙げる事項として記載されている国に居住していないこと。
 - 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロの資金調達撲滅(CFT)に対する対策の適用が不足している管轄区域、または、
 - 不足に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、もしくは、不足に対処するためのFATFとの行動計画に取り組んでいない管轄区域

FATF発行の声明書に記載されている国のリストはこちら：<http://www.fatf-gafi.org/topics/high-riskandnon-cooperativejurisdictions> [参照：規則 4(b)、4(c)、4(d)]

- 申請者が、法人化を行った、もしくは事業を設立した、または事業を展開している国の外での証券の投資について、法的に許可を受けていること
- 申請者が、自身で、またはクライアントの代理で投資を行ううえで、基本定款や定款、または、これらに相当する文書や規約により承認を受けていること
- 申請者が十分な経験と優れた実績を備えており、プロとしての能力があり、財務面で健全であり、公正さと誠実さについて一般的に優れた評判を備えていること。
- 申請者に対する証書付与が、証券市場の発展にとって利益になること
- 申請者が、2008年インド証券取引委員会(仲介機関)規則の附則IIIに記載されている基準に基づく適当かつ適切な人物であること。FPI基準の緩和に関する諮問書で検討されている提案の1つとして、カテゴリーIおよびII投資家の適合・適切な基準を確認するための規則に基づく追加の文書および手続要件の廃止が挙げられます
- SEBIが適宜指定するその他のあらゆる基準

FPIとしての不透明な構造は許可されていない

不透明な構造とは、保護セル会社、分離セル会社またはこれらと同等のものであり、最終実質所有者の詳細にアクセスできない、または、実質所有者がお互いに目的を特定した上で隔離されている、もしくは、施行に関して実質所有者が目的を特定した上で隔離されているような、あらゆる構造のものを意味します。

構造が不透明な投資家は、事業者の自国の管轄区域における法律に基づいてそのような構造を取ることが必須であり、以下の基準を満たしている場合を除いて、FPI登録に際して考慮されません。

- 申請者が本国の管轄区域で規制下にあること
- 申請者の各ファンドまたはサブ・ファンドがブロード・ベースという基準を満たしていること(投資家が最低20名で、持ち分やユニットの比率が49%を超える投資家がないこと)
- SEBIが実質所有者に関する情報を求めた場合、申請者はこの情報を提供すること

5.3. カテゴリー分類

外国投資家は、以下の3つのカテゴリーのいずれかの下で、FPIとしての登録を求めるものとします。

カテゴリー	事業体
I	中央銀行、政府機関、ソブリン・ウェルス・ファンド、国際組織・機関または多国籍組織・機関などの政府および政府関連の投資家
II	<ul style="list-style-type: none"> — ミューチュアル・ファンド、投資信託、保険／再保険会社などの適切な規制下にあるブロード・ベースド・ファンド — 銀行、資産運用会社、投資顧問会社、ポートフォリオマネージャーなどの適切な規制下にある人物 — 以下の事柄を条件として、適切な規制下にはないものの、投資顧問会社が適切な規制を受けているブロード・ベースド・ファンド <ul style="list-style-type: none"> — かかるブロード・ベースド・ファンドの投資顧問会社自身がカテゴリーIIのFPIとして登録されていること、かつ、 — 投資顧問会社が、そのすべての原資産のブロード・ベースド・ファンドに関する任務および不作為のすべて、ならびにかかるブロード・ベースド・ファンドが規則の下で行なうその他の行為および事柄のすべてに責任を負うことを保証すること — 大学基金および年金基金、および、 — 既にFIIまたはサブ・アカウントとして部局に登録されている大学関連のエンダウメント
III	エンダウメント、慈善団体、公益信託、財団、法人団体、信託、個人、ファミリーオフィスなど、FPIのカテゴリーIおよびIIの資格を満たさないその他全てのものを含むものとします

カテゴリー分類表に関する注記

- **適切な規制下にあること**：FPIとしての登録を志願する申請者は、関与している外国の管轄区域の証券市場監督機関もしくは銀行監督機関により規制または監督を受けている場合、インドにおける投資を提案する場合も同じ立場で「適切な規制下にある」とみなされるものとします
- **ブロード・ベースド・ファンド**：インド国外で設立または法人化されたファンドで、最低20名の投資家を持ち、ファンドの持ち分やユニットの比率が49%を超える投資家がないもの
 - ブロード・ベースド・ファンドに、ファンドの持ち分やユニットの比率が49%を超える機関投資家が存在する場合、この機関投資家自身がブロード・ベースド・ファンドとなります
 - ある事業体がブロード・ベースドの基準を満たすかを決定するには、ファンドにおける投資家の数、直接投資家、原資産の投資家の確認を行ってください。但し、ファンドにプールし投資を行うことだけを目的に設立された事業体の投資家だけが、原資産の投資家を決定する目的のために検討されず
 - ファンドの当該原資産の投資家の条件に基づいて、ブロード・ベースドとみなされる原資産の投資家としての銀行、ソブリン・ウェルス・ファンド、保険／再保険会社、年金基金、ETFを持つFPI申請者が、常に申請者の資金に対して個別または共同で過半数を保有することを許可することについて協議が行われています

- **保険・再保険会社**：保険会社や再保険会社が、関与している外国の管轄区域の関連する監督機関により規制または監督を受けている場合、インドにおける投資を提案する場合と同じ行為能力で適切な規制下にあるとみなされることが明確にされているものとします
- **投資顧問会社**：投資顧問会社とは、投資運用、投資顧問、受託者、またはあらゆる同等の役割を行う事業体を意味し、FPIに関する投資関連のコンプライアンスを担当します

5.4. 登録プロセスおよび書類 要件

FPIとしての証書付与を受けるための申請は、FPI規則の附則1に規定のフォームAで指定預託機関参加者(DDP)宛てに行い、附則2のパートAに規定されている手数料を添えたうえで申請する必要があります。

FPIとしての登録に必要な書類は以下の通りです。

- DDPへの申請(フォームA)
- DDPに提出する標準宣言書／約束事項
- その他の登録関連書類(付録を参照のこと)

5.5. 指定預託機関参加者の役割

指定預託機関参加者(DDP)とは、SEBI当局の承認を受けた人物で、SEBIに登録されている証券のカストディアンであり、RBIと預託機関参加者が承認した承認取引者カテゴリー銀行のことです。市場参入プロセスに効率性をもたらすことを目的に、2014年FPI規制に基づき、外国投資家のための登録プロセスはSEBIからDDPに変更になりました。

これは、かつてのプロセスからのシフトであり、以前SEBIが行っていたデューデリジェンスを現在はDDPが行うようになり、登録は、申請書類受領日から30日以内に申請者に付与されるようになりました。

また、FPIは、これらの規則に従って投資を行う前に証券のカストディアンとして活動するため、DDPと契約を締結します。

DDPによるFPI申請の処理手続における遅延を最低限に抑え、透明性を高めるため、SEBIはDDPに対し、完成書類受領後にFPIに対して通知を発行するよう指示しています。DDPはさらに、完成書類／手数料／保留中の問い合わせの回答を受け取っていない場合、10日間という合計期間内に2回の通知／リマインダーをした後、クライアントから何も返答がなかった場合、そのまま保留にしておくのではなく、申請の終了／返送を検討することができます。

DDPの変更

FPIがDDPの変更を希望する場合は、変更のリクエストは、計画中のDDP経由でSEBI宛てに行い、承認を待つものとします。必要提出書類は以下の通りです。

- DDPの変更に関するFPIからのリクエスト
- 現在の／譲渡人DDPが発行するNOC
- 提案の／譲受人DDPからの受諾レター

SEBIからの事前承認を得るための現行のプロセスは現在討議中で、廃止されると予想されます。新しいプロセスに基づいて、譲渡人／現地のカストディアン／DDPからの異議がない場合、譲渡人／現地のカストディアン／DDPは、その変更を承認し、変更についてSEBIに詳細を知らせるものとします。

5.6. 登録有効期間と手数料

5.6.1. 登録手数料

FPIとしての登録は、3年間の一定期間にわたって有効です。カテゴリIIとカテゴリIIIの投資家はそれぞれ、DDPに3,000米ドルと300米ドルを支払う必要があります。DDPは責任を持って、資金をSEBIの指定銀行口座に送金します。手数料は、SEBIの指定口座に電信送金にて支払います。さらに、SEBIは、カテゴリIIIからカテゴリIIに再分類されたFPIは、カテゴリIIIとカテゴリIIの差額だけでなくカテゴリII(3,000米ドル)に適用される登録料全額を支払わなければならないことを明らかにしました。

外国ポートフォリオ投資家(FPI)の登録の変更と継続のための申請と手数料の支払は、現在の登録内容の有効期限が満了する少なくとも15日前に申請者から指定預託機関参加者(DDP)に提出しなければいけません。

手数料体系を以下に要約しています。

カテゴリ	事業体	登録有効期間
I	免除(以下の注記を参照)	3年
II	3,000米ドル	3年
III	300米ドル	3年

注記： カテゴリI投資家の場合、登録手数料の支払は免除されますが、共通の実質所有者を持つFPIの場合、登録手数料免除という特権は、実質所有者が世界銀行やその他の機関などの国際機関／多国籍機関であり、援助提供目的でインド国外で設立されており、中央政府から関税およびその他税金の支払について特権および免除を与えられている場合を除き、1つのFPIだけに適用され、残りの機関はカテゴリIIIに該当する登録手数料を支払うものとします。

5.6.2. 条件付登録

申請者が、カテゴリIIの下でブロード・ベースド・ファンドとして登録することを希望する、新規に法人化／設立された機関であるが、申請時点でブロード・ベースの基準を満たしていない場合は、DDPは、以下の条件を満たす場合、この申請から180日間という有効期間を付与したうえで、条件付登録付与を検討する場合があります。

- 申請者がインド専用ファンドであるか、インドのファンドの元本の最低5%の投資を行うことを保証すること
- 申請者が、条件付登録の有効期限(即ち180日以内)より前に、ブロード・ベースの基準を遵守すると約束すること
- ブロード・ベースの基準への遵守について評価するうえで、FPIはDDPに対し、投資家に関する詳細を提供するものとします。適切なデューデリジェンスを終えた後、DDPは、ブロード・ベースの基準が満たされた場合、ブロード・ベースの基準を満たしたことについて通知を行うことができます
- ブロード・ベースの基準を満たしたことに関する通知をDDPが行う場合、条件付登録はこれ以降登録とみなされるものとします

FPIは、180日間以内にブロード・ベースの基準を満たすことについてDDPの要求を満たすことが出来なかった場合、カテゴリIIIとして再分類されます。これに該当した事業体の口座は、カテゴリIIIに基づく残りのKYC書類が整うまでブロックされます。FPIは新しく購入取引を行うことはできませんが、クライアントの口座に現在ある株式を保有／売却することはできます。さらに、クライアントがカテゴリIIIの下で保有できない証券を保有している場合は、かかる証券への投資を引き上げる必要があります。

現在検討中の推奨の1つとして、一部のオフショアグローバル投資家のエグジットによりブロード・ベースドのステータスを失うファンドに対して、ブロード・ベースドのステータスを再取得するために3カ月の期間を設けることとします。

5.6.3. 投資顧問会社を理由とするカテゴリー分類

規制を受けていないブロード・ベースド・ファンドの場合、このようなブロード・ベースド事業体の投資顧問会社がカテゴリーIIのFPIとして適切な規制・登録を受けている場合は、カテゴリーIIのFPIとしての登録を求めることができます。

5.6.4. 登録の取り消し

FPIが登録証書の取り消しを希望する場合、DDPに申請を行うことができます。DDPは、以下の事項を確認後、登録の取り消しを受諾するものとします。

- 申請者がSEBIに支払うべき未払残高が存在しないこと
- 該当する申請者の証券口座と銀行口座の保有額がゼロであること
- SEBIがNOCを提供済みであること

5.6.5. 登録期限失効後の証券売却手続

- 登録継続を希望せずに一定の証券の保有を希望するFPIは、登録期限失効後にかかる証券を保有することができます。このようなFPIは、FPI登録期限失効後、この件に関してDDPから特定の許可を受けることを条件に、後ほど処分するために残余分の証券を保有することを許可されるものとします
- 登録期限失効後にFPIが投資の引揚げを行うための許可を依頼する際の手順は以下の通りです。
 - 登録期限失効時点で、投資引揚げの許可を希望するFPIは、保有銘柄の詳細とともにDDPにリクエストを行います
 - DDPは、6カ月間の初期有効期間を持つ投資引揚げ許可を付与することができます
- 必要な売却取引は、DDPからの許可を受けて初めて、FPIが実行するものとします
- 許可は、登録期限失効日時点でFPIが保有している証券の売却を許可することだけを目的に付与されるものとします。登録期限失効後は、一切の購入取引は許可されません
- 現在保有している証券に関連する給付や株主割当発行の申込は許可されます
- FPIが6カ月以内に証券を売却することが不可能な場合、DDPに連絡のうえ、延長許可を願い出ることができます。許可を願い出の場合、延長を依頼する理由を述べ、現在の保有銘柄の明細書を要求されたフォーマットで提出する必要があります。願出は、ケースのメリットに基づいて検討されます

5.7. その他の適用される規範

5.7.1. 自国管轄区域での遵守 – ステータスの変更

- FPI登録付与時点でSEBI(FPI)規則に遵守していた管轄区域が非遵守となった場合(IOSCO/BISのメンバーではなくなった、関与している管轄区域がFATFの声明書により「高リスク」で「非協力的」管轄区域であるとしてリストアップされたなど)、関与しているDDPは、かかる管轄区域に属しているそのFPIが、その管轄区域がSEBI(FPI)規則を遵守するようになるまで、新しく購入を行うことを許可してはならないものとします。但し、FPIは、既に自身が購入した証券を引き続き保有することはできます
- 関与しているDDPは、SEBIに対し、かかる管轄区域のリストとともに、その管轄区域に属しているFPIの詳細について通知を行わなければならないものとします

5.7.2. 重要情報の変更

- 規則に基づき、DDPおよび／またはSEBIに対してFPIが以前に提供した情報(SEBIに代わってDDPが付与した証書に関係があるもの)に重要な変更がある場合、変更について直ちにDDPおよび／またはSEBIに通知を行わなければならないものとします
- 重要な変更の例としては、管理権の直接的または間接的な変更、規制状況の変更、合併、分割、事業再編、カテゴリーの変更、構造の変更などが挙げられます
- DDPは、このような重要な変更について全て精査し、FPIの適格性について再評価するものとします
- FPIからDDPに重要な変更の通知が6カ月以上遅れて行われた場合、DDPは、直ちに全てのケースをSEBIに通知し、適切な措置を請うものとします

5.7.3. 名称の変更

FPIが名称を変更した場合、新名称の更新／取込リクエストは、名称の変更を証明する書類を添えたうえで、FPIがDDPに提出する必要があります。名称変更に関連する書類は以下の通りです。

- 旧名称で付与された当初のFPI登録証明書
- 名称の変更を示す自国の監督機関からの書類の謄本
- 名称の変更を示す会社登記官(または同等の機関)(該当する場合)からの書類の謄本
- 単に名称の変更だけであり、実質所有者に変更はないことを記したFPIによる約束宣言書

上記書類とともに名称変更の依頼の受領を受け、DDPは、登録証明書とデータベースに名称変更を実行するものとします。FPIからDDPに名称変更の通知が6か月を超えて遅れて行われた場合、規則23(1)(c)違反となり、適切とみなされる場合、SEBIにより刑罰措置が適用されるものとします。適切な措置を取るために、DDPには、かかる報告遅延のケースのすべてについて、SEBIに通知することが求められています。

名称変更を行うFPIは、所得税課が発行した新名称でのPANカードを取得する必要があります。クライアントには税務コンサルタントに連絡を行うことが要求されます。新名称のPANカードはKRAのKYCを完成させるうえで必要になります。

5.8. PAN(Permanent Account Number : 税務番号)に関する要件

インドでFPIとして登録されているすべての事業体には、インドで事業を開始する(電子株式を保有するための口座を運用してインドの証券に投資する等)前に、PAN(納税者番号)を取得することが求められています。PANは、税務当局とのあらゆる連絡の際に記載する必要があります。

PANカード取得手順

PAN取得に際し、FPIは、規定のフォーム(フォーム49AA)で申請を行うことが求められています。この正式に記載された申請フォームは、必要情報および必要書類とともに、指定当局に送信することが必要です。PAN取得に必要な情報や書類は、企業、信託、パートナーシップ、個人など、申請者の法的ステータス／形式によって異なります。PANカード取得に際しては、一般的にはFPIが指名した税務コンサルタントが支援を行います。

直接税中央委員会(CBDT)は、法人申請者に対し、PANサービスのプロバイダーであるM/s NSDL eGov(NSDL e-Governance Infrastructure Limited)およびM/s UTIITSL(UTI Infrastructure Technology and Services Limited)ポータル上で、PANおよび税控除アカウント番号／徴税アカウント番号(TAN)向けのデジタル署名証明書(DSC)ベースの申請プロセスの導入を通知しました。新しいプロセスでは、PANとTANは有効なオンライン申請から1日以内に割り当てられます。

新しいPAN申請プロセスの重要情報

- 新しいプロセスでは、PANは24時間以内に割り当てられます
- PAN申請は電子的に行う必要があります
- PANのオンライン申請には、申請者である企業の正式署名者に、インドのベンダーが発行したデジタル署名証明書(DSC)が必要になります
- DSCの取得については、申請者には申請フォームだけでなく文書(アポスティーユの付いたもの／公印承認されたもの)をインド当局に提出することが求められています。DSCを取得するプロセスには通常約1週間かかります
- 本人確認や住所確認のための追加文書(アポスティーユの付いたもの／公印承認されたもの)を、PANフォームとともにアップロードする必要があります

申請書を正常に提出すると、申請番号という形式で通知が送信され、この申請番号で申請状況を追跡できます。送信された詳細が確認され、手続がなされると、申請者に書留郵便でPANカードが送付されます。

PANに必要な情報および書類

申請者が企業／信託／パートナーシップ(外国の個人以外など)などの法的事業体である場合

申請に必要な情報	
1	名称(フルネーム)
2	設立日(DD/MM/YYYY)
3	登録番号
4	オフィスのフルネームと所在地(州名、国名、郵便番号も含める)
5	正式署名者の氏名、役職、メールアドレス
6	電話番号／携帯電話番号(ISDコードとSTD／局番も含める)
7	法人設立国での申請者の法的ステータス
8	収入源に関する詳細(収入源は必須) a. 事業／職業から得ている収入 b. キャピタルゲインから得ている収入 c. その他収入源から得ている収入
9	所定の顧客確認(KYC)要件

カストディアンは、預金口座を開設する前に、所得税局ウェブサイトにあるインドの所得税局が発行したPANカードを承認する必要があります。このため、申請者の事業体は、預金口座を開設するための認証目的で、PANカード原本、またはコピーをカストディアンに提出する必要があります。

SEBIは、口座開設時に、仲介機関が所得税部門が認可したウェブサイトからオンラインでFPIのPANを確認することも許可しています。これにより、口座開設時にFPIからPANカードのコピーを取得する要件が緩和されます。

但し、FPIは、以下の期間までに、PANカードのコピーを仲介機関に提出する必要があります。

- 口座開設から60日以内か、
- インド国外に資金を送金する前のいずれか早い方

現行のプロセスをさらに簡略化するための次のステップとして、直接税中央委員会(CBDT)は、PANが割り当てられたすべての申請者に、物理的PANカードの発行に加えてEメールで送信されるE-PANカードを導入しました。FPIは口座開設時に電子納税者番号(E-PAN)カードを市場仲介機関と共有することができるため、KYC基準への遵守が確実にになります。

5.9. 外国ポートフォリオ投資家に関する一般的義務・責任

外国ポートフォリオ投資家は、以下の事項に従うものとします。

- 適用される範囲のFPI規則の条項、それに基づき発行された回状、SEBIが適宜指定するその他すべての規約を遵守すること
- 以前にSEBIまたはDDPに対して提出した情報に、重要な点において間違いまたは誤解を招くとみなした情報が見つかった場合、直ちに書面にてSEBIおよびDDPに通知すること
- 以前にSEBIまたはDDPに対して提供した情報に重大な変更があった場合、直ちに書面にてSEBIおよびDDPに通知すること
- SEBIまたはその他の政府機関が必要とする場合、FPIとしての活動に関連するあらゆる情報、記録、書類を提出すること
- 罰則、係争中の訴訟または訴訟手続き、海外の規制当局によって措置がすでに取りられた、または取られている最中である調査や捜査がある場合、直ちにSEBIおよびDDPに通知すること
- 所得税部門からPANを取得すること。明確化された通り、投資を行っていないFPIを含め、すべてのFPIがPANを取得する必要があります
- FPIとしての活動に関連して、常に、現行のインドの法律、規則、規制、適宜発行される回状に従い、DDPに対してこの趣旨を約束することを表明すること
- DDPが要求する表明および約束を行うこと
- DDPが要求する付加的情報または書類を提出して、2002年マネーロンダリング防止法、ならびにそれに従って規定される規制および規則、金融活動作業部会基準、SEBIが適宜発行する回状を必ず遵守すること

共同保有預金口座の場合、各保有者は、FPI向けに指定されている要件を満たさなければならず、各保有者は、FPIとして預金口座を保有するとみなされるものとします。一連の最終的実質所有者が複数の事業体を通じて投資を行う場合、かかる事業体は、同一の投資家グループとして扱われ、かかる事業体全ての投資上限額は、単一のFPIに適用される投資上限額と合算されます。FPIの構造または実質所有権に直接的もしくは間接的な変更が生じた場合、この変更を直ちにDDPに通知を行うものとします。

5.10. 行動規範

FPIは、常に、FPI規則の附則3に規定されている行動規範に従うこと

- FPIとその主要人物は、インドの証券市場におけるあらゆる取引について、高水準の公正さ、誠実性、プロフェッショナリズムを以て、仲介機関、規制当局、およびその他の政府機関と接すること
- FPIは、常に高水準のサービスを提供し、デューデリジェンスおよび独立したプロとしての判断を執行すること
- FPIは、自身および／またはクライアントの代理で行う取引に関し、機密性を保証・維持すること
- FPIは、以下の事項を保証するものとします。
 - 自身の資金／証券とクライアントの資金／証券を明確に区別すること
 - ファンド運用／投資事業とその他の事業とのアームズ・レングス関係を維持すること
 - FPIは、適切なレベルの知識と競争力を維持し、実行する活動に適用され、関連がある法律、規則、ならびにこれらに基づき発行された回状およびガイドラインの条項を遵守すること。外国ポートフォリオ投資家は各自、オンブズマンの裁定および2003年インド証券取引委員会(オンブズマン)規則の決定事項も遵守すること
 - FPIは、DDPおよび／またはSEBIに提供するいかなる書類、報告書、情報においても、真実でない記述または重要事実の隠蔽を行ってはならない
 - FPIは、優れた企業ポリシーとコーポレートガバナンスに従っていることを保証すること
 - FPIは、インドの証券取引所に上場されている証券の取引において、詐欺取引および操作取引に従事してはならない
 - FPIまたはその取締役もしくは経営者は、自身の口座または関係者もしくは家族、親戚、友人の口座を通じて、いかなるインサイダー取引も行ってはならない

- FPIは、以下に挙げる事項に関して、当事者となったり、支援を行ったりしてはならない。
 - インドの証券取引所に上場されている、または上場予定である証券において、虚偽の市場を作り出すこと
 - インドの証券取引所に上場されている、または、上場予定の証券の価格つり上げや価格操作を行うこと
 - 価格に関する機密情報を証券市場に属する人物や仲介機関に伝達すること

5.11. インドに投資を行う外国投資家のための口座構造

インドは受益者識別市場であるため、分離口座を投資家レベルで開設する必要があります。オムニバス構造は許可されていません。

投資家カテゴリー	預金/ 証券口座	現金口座
FPI	分離預金口座	分離現金口座
FDI	分離預金口座	最長6か月という期間でエスクロルート経由で許可された現金口座
FVCI	分離預金口座	分離現金口座

比較表

6.1. カテゴリー分類の効果

下表は、FPIに適用されるカテゴリー分類モデルの違いを示したものです。

	詳細	カテゴリーI	カテゴリーII	カテゴリーIII
1	手数料(登録と更新)	手数料なし*	3,000米ドル	300米ドル
2	KYC	簡略化された書類要件	事業体レベルで合理化された書類	事業体レベルと実質所有者レベルでの徹底的な書類要件
3	適格機関投資家(QIB)ステータス	QIBステータスが付与される	QIBステータスが付与される	QIBステータスなし
4	オフショアデリバティブ商品(ODI)の発行	許可されている FPIは、保有株式をヘッジする目的で取ったデリバティブポジションを除き、デリバティブを原資産とするODIを1対1ベースで発行することは禁止されています	許可されている 但し、投資顧問会社が規制下にあることを理由にカテゴリーIIと分類されている投資家は、ODIの発行は許可されていない FPIは、保有株式をヘッジする目的で取ったデリバティブポジションを除き、デリバティブを原資産とするODIを1対1ベースで発行することは禁止されています	許可されていない

	詳細	カテゴリ-I	カテゴリ-II	カテゴリ-III
5	株式取引に対する証拠金	Tには証拠金は適用されない 早期払込が行われない限り、T+1に証拠金が適用される	Tには証拠金は適用されない 早期払込が行われない限り、T+1に証拠金が適用される	カテゴリ-IIIでは、Tにおける証拠金前払いが、企業、個人、ファミリーオフィスであるFPIに適用される。その他全てのカテゴリ-IIIのFPIの場合、要件はカテゴリ-IおよびIIのFPIと同じ
6	通貨デリバティブ部門のポジション上限額	カテゴリ-IのFPIには通常より高いポジション上限額が定められている。全ての契約の建玉総額が、建玉残高合計額の15%、または各通貨ペアに対して指定されている最高上限額のいずれか高い方を超えてはならない	カテゴリ-IIのFPIには通常より高いポジション上限額が定められている。全ての契約の建玉総額が、建玉残高合計額の15%、または各通貨ペアに対して指定されている最高上限額のいずれか高い方を超えてはならない	カテゴリ-IIIのFPIには、通常より低いポジション上限額が定められている。全ての契約の建玉総額が、建玉残高合計額の6%、または各通貨ペアに対して指定されている最高上限額のいずれか高い方を超えてはならない
7	株式デリバティブと金利先物	カテゴリ-IのFPIには、デリバティブセグメントのFIIに適用されるポジション上限額がある	カテゴリ-IIのFPIには、デリバティブセグメントのFIIに適用されるポジション上限額がある	カテゴリ-IIIのFPIには、クライアントレベルのポジション上限額に似たポジション上限額があり、デリバティブセグメントに適用される
8	ブローカー経由の取引	社債市場での取引は、ブローカーを介さずに許可されている	社債市場での取引は、ブローカーを介さずに許可されている	社債取引にはブローカーが必要

* カテゴリ-I投資家の場合、登録手数料の支払は免除されますが、共通の実質所有者を持つFPIの場合、登録手数料免除という特権は、実質所有者が世界銀行やその他の機関などの国際機関／多国籍機関であり、援助提供目的でインド国外で設立されており、中央政府から関税およびその他税金の支払について特権および免除を与えられている場合を除き、1つのFPIだけに適用され、残りの機関はカテゴリ-IIIに該当する登録手数料を支払うものとして扱われます。

6.2. 外国投資家に許可されている投資

下表は、様々なカテゴリーの投資家が利用できる投資商品の種類についてまとめたものです。

市場セグメント	商品の種類	FPI	FDI	FVCI
株式市場	上場株式	✓	✓*	✓*
	非上場株式	不可	✓	✓
	優先株式	✓	✓	✓
	ワラント	✓	✓	✓
	分割払い込み株式	✓	✓	不可
債券	長期国債	✓	不可	不可
	短期国債	不可	不可	不可
	コマーシャル・ペーパー	不可	不可	不可
	定期預金	不可	不可	不可
	社債 - 転換不可能	✓	不可	✓*
	社債 - 転換可能	✓*	✓	✓
	デフォルト時の社債	✓	不可	不可
	非上場社債 - 転換不可能***	✓	不可	✓*
	信用強化債券	✓	不可	不可
投資信託	投資信託のユニット	✓**	不可	不可
	上場投資信託(ETF)(金ETFを除く)	✓	不可	不可
デリバティブ商品	指数先物	✓	不可	不可
	指数オプション	✓	不可	不可
	株式先物	✓	不可	不可
	株式オプション	✓	不可	不可
	金利先物	✓	不可	不可
	通貨デリバティブ	✓	不可	不可
	クロスカレンシーデリバティブ	✓	不可	不可
その他	銀行のTier I、Upper Tier II商品などの永久債務証券	✓	不可	不可
	集合投資ファンド	✓	不可	不可
	資産運営会社(ARC)	✓	✓	不可
	ARC/証券化会社が発行するセキュリティ・レシート(入庫される株式)	✓	不可	不可

市場セグメント	商品の種類	FPI	FDI	FVCI
	証券貸借(SLB)	✓	不可	不可
	カテゴリ-Iオルタナティブ投資ファンド	不可	✓	✓
	カテゴリ-IIオルタナティブ投資ファンド	不可	✓	不可
	カテゴリ-IIIオルタナティブ投資ファンド	✓	✓	不可
	不動産投資信託(REIT)	✓	✓	不可
	インフラ投資信託	✓	✓	不可
	証券化債務	✓	不可	不可

* 特定の資産クラスや投資ルートでは、追加の制限や条件が適用される場合があります。

** 投資信託の短期投資スキームのユニット - 流動/短期金融市場 スキーム。3年未満の固定満期計画 (FMP)は許可されていません。債券投資信託への投資は、社債上限額に基づいて計算されます。

*** 非上場社債はエンドユーザー使用制限遵守条件があります。

顧客確認(KYC)フレームワーク

カテゴリー分類モデルの導入により、SEBIとRBIが規定するリスクベースのKYCの採用が容易になりました。カテゴリー分類では、外国ポートフォリオ投資家(FPI)に適用されるカテゴリーによって、書類要件は異なります。下表から分かるように、カテゴリーIでは書類要件が最小限であるのに対し、カテゴリーIIIでは徹底的な書類要件が規定されています。申請者は、SEBIが発行した標準KYCフォームに記入し、カテゴリーに従って以下のリストに記載されている必要補足書類を提出する必要があります。カストディアン/DDPは、DDPによる登録プロセスが完了すると、以下の書類をKRAポータルにアップロードして、他の市場仲介機関がKYC要件にアクセスして完了できるようにします。下記のKYCの要件とは別に、各仲介機関は、社内ポリシーに従って強化されたデューデリジェンスを実施するために、追加の書類要件を求める場合があります。

現行の市場規範に従って、すべての市場仲介機関が口座開設要件としてFATCA/CRS自己申告証明を要求しています。標準的なKYC要件の一部ではありませんが、各仲介機関は新しいクライアントのオンボーディング前に自己申告証明フォームを要求する場合があります。

7.1. FPI向けKYC

書類要件	書類	FPIカテゴリー - I	FPIカテゴリー - II	FPIカテゴリー - III
	制定文書	必要	必要	必要
	住所証明	必要- 所在地を記載した委任状(POA)が住所証明として受け付けられている	必要 - 所在地を記載したPOAが住所証明として受け付けられている	必要- POAとは異なる住所証明を提出
事業体レベル	PANカード	必要	必要	必要
	財務書類	免除 *	免除 *	リスクベース - 財務データで十分
	SEBI登録証明書	必要	必要	必要
	取締役会決議 #	免除 *	必要	必要

書類要件	書類	FPIカテゴリー - I	FPIカテゴリー - II	FPIカテゴリー - III
経営陣(常勤取締役/パートナー/受託者など)	十分な銀行関係のためのバンク・レター	不要	不要	必要
	KYCフォーム	必要	必要	必要
	リスト	必要	必要	必要
	身分証明	免除 *	免除 *	レターヘッドに記載した事業体の宣言* - フルネーム、国籍、生年月日、または写真付き身分証明
	住所証明	免除 *	免除 *	レターヘッドに記載した宣言*
	写真	免除	免除	免除 *
正式署名	リストおよび署名	必要 - GCへのPOAの場合、グローバル・カस्टディアン(GC)の署名リストが提供される場合がある	必要 - GCへのPOAの場合、GCの署名リストが提供される場合がある	必要
	身分証明	免除 *	免除 *	必要
	住所証明	免除 *	免除 *	レターヘッドに記載した宣言書/詳細が必要 *
	写真	免除	免除	必要/RBI KYCは免除*
最終的実質所有者(UBO)	リスト	免除 *	必要 - または、多国籍投資家事業体の場合、UBO保有が25%を超えないという宣言書	必要
	身分証明	免除 *	免除 *	必要
	住所証明	免除 *	免除 *	レターヘッドに記載した宣言書/詳細が必要 *
	写真	免除	免除	免除 *

* 銀行口座の開設では不要。但し、対象のFPIは、監督機関/法執行機関の要求により、銀行に関連書類を提出するという約束書を提出します。

CBDTが電子納税者番号(E-PAN)カードを導入しました。FPIは口座開設時にE-PANカードを市場仲介機関と共有することができるため、顧客確認(KYC)規範の遵守が確実になります。

KYC目的の取締役会決議の代わりにの代替書類

- グローバル・カストディアン／現地カストディアンに付与される委任状
- 目論見書／インフォメーション・メモランダム／株式公開買い付け公示文書／投資顧問契約／監督機関提出書類

顧客は、SEBIが規定するKYC要件に従う必要があり、FPIとしての申請を行った時点でKYCデータをKYC登録機関(KRA)システムにアップロードしなければいけません。

追加ガイドライン

- 顧客と契約上の合意を行っているブローカーなどのカストディアンまたは仲介機関は、FPIの代理としてKRAポータルに最新版のKYC情報の全てをアップロードする必要があります
- KYC書類を提出しなかった場合、その投資家には取引は許可されません
- 信頼できる公開情報源から得られる情報(監督機関、取引所、自主規制機関、登記局ウェブサイトなど)に依拠することは許容されます。但し、かかる書類の控えを適格外国投資家／FPIに送付し、情報の有効性を確認しなければいけません。これらの書類は、(a) 書類の出所、および (b) それに署名を明記したうえで、仲介機関の正式承認を受けた担当官が認証する必要があります。KYC目的で提出された書類は、以下に記述されたカテゴリーのいずれか1つにより、自己証明と認証が行わなければいけません
- 公証人、指定商業銀行／協同組合銀行、または多国籍外国銀行のマネージャー(控えに名前、役職、押印が必要です)
- 在外インド人(NRI)の場合、インドに登録されている指定商業銀行の海外支店の承認を受けた担当官、顧客が所在している当地の公証人、治安判事、判事、インド大使館／領事館が書類の認証を行うことが許可されています
- グローバル・カストディアン銀行
- 委任状に記載されている所在地が、KYCフォームに記載されている所在地と異なる場合、特定の住所について追加の住所証明を提出する必要があります
- 住所証明には、2カ月以内に発行された公共料金請求書や海外の銀行残高証明書が利用できます
- 定期的KYC：KYC詳細事項は更新後も、適宜、監督機関からの規定に応じて、定期的な見直しプロセスの対象となります

7.2. 外国直接投資と外国ベンチャーキャピタル投資家

書類の種類	書類	企業	パートナーシップ会社	信託
	制定文書	必要 - 覚書、定款および会社設立証の控え	必要 - パートナーシップ証書の控え 登録証明書(登録済みの場合)	信託証書の控え 登録済み信託の登録証明書
事業体レベル	住所証明	必要	必要	必要
	PANカード	必要	必要	必要

書類の種類	書類	企業	パートナーシップ会社	信託
	財務書類	過去2年間の貸借対照表の控え(毎年提出)	過去2年間の貸借対照表の控え(毎年提出)	過去2年間の貸借対照表の控え(毎年提出)
	SEBI登録証明書	FVCI投資家にはSEBI登録が必要		
事業体レベル	取締役会／パートナー／メンバーの決議、または証券市場への投資を許可するその他の同等の書類	必要	必要	必要
	KYCフォーム - 添付K	必要	必要	必要
経営陣(常勤取締役／パートナー／受託者など)	リスト	必要	必要	必要
	身分証明	必要	必要	必要
	住所証明	必要	必要	必要
	写真	必要	必要	必要
正式署名	リストおよび署名	必要	必要	必要
	身分証明	必要	必要	必要
	写真	必要	必要	必要
最終的実質所有者(UBO)／株式保有パターン	リスト	必要 - 最終的実質所有者まで	必要 - 最終的実質所有者まで	必要 - 最終的実質所有者まで
	身分証明	相当な割合を保有するUBOが特定されている場合は必要	相当な割合を保有するUBOが特定されている場合は必要	相当な割合を保有するUBOが特定されている場合は必要

投資ガイドライン

FPIは、以下における商品に投資を行うことを許可されています。

株式市場	債券市場	デリバティブ商品	その他
— 上場株式	— 残余期間3年以上の長期国債	— 指数先物	— 銀行のTier I、Upper Tier II商品などの永久債務証券
— 分割払い込み株式	— 社債と無担保社債(上場および非上場)	— 指数オプション	— 集合投資ファンド
— 優先株式	— デフォルトになった非転換社債(NCD)／債券	— 株式先物	— インド預託証券
— ワラント	— 公営企業(PSU)債券	— 株式オプション	— 資産運営会社
— 投資信託のユニット	— 信用強化債券	— 金利先物	— 証券貸借
	— セキュリティ・レシート(入庫される株式)	— 通貨デリバティブ	— 不動産投資信託(REIT)
			— インフラ投資信託
			— カテゴリーIIIオルタナティブ投資ファンド

注記

FPIは、次の資産クラスへの投資はできません。

- 定期預金
- コマーシャル・ペーパー
- 短期国債
- 残余期間3年未満の国債および社債
- 流動性のある投資信託のユニットおよび市場金利連動型投資信託のユニット
- 翌日物および短期金融市場
- 商品市場に投資しているカテゴリーIII AIF

非上場社債へのFPI投資は、エンドユーザー使用制限遵守条件があります

8.1. 株式

8.1.1. 外国人保有比率の上限

インドの証券取引所に上場されている企業の株式に対してFPIが投資を行う場合、以下に挙げる外国人保有比率の上限が存在します。

- 各FPI(自身で投資を行っている)の株式保有持ち分は、常に、企業の発行済株式の10%を下回っている必要があります。実質所有者が一般的である参加証書／ODIに加えて、ADR／GDR、FDI、FPI、FVCIへの投資に対して、10%という投資上限が適用されます。但し、ADR／GDRの場合、ADR／GDRを保有している投資家がこれらを原資産の株式に転換した場合、転換された株式だけが、10%の投資上限の算出に考慮されることとなります
- 預託機関は、事業体レベルでFPIの保有銘柄をモニタリングします。複数のFPIが同一の投資家グループに属する場合、(セクション8.1.2で以下に定義する通り)かかるFPI全ての投資上限額は、単一のFPIに適用される投資上限額と合算されます。これは、預託機関が責任を持って行います。DDPが、投資グループに関する詳細を預託機関に報告します
- 全てのFPIを合わせた場合に、ある企業一社の株式に対して許容されている上限は、その企業の発行済資本の24%となっています
- 24%という上限は、特定のセクターに規定されたFDIの上限まで引き上げることができ、これには株主とRBIからの承認が必要です
- 公共セクターの銀行の場合、外国人保有比率の上限は20%となっています。民間セクターの銀行の場合、外国銀行でも国内銀行でも、投資家の持ち分が5%を上回った場合、RBIの事前承認が必要となります
- FPIが信用情報会社(CIC)の1%を上回る持ち分を取得した場合、必須要件としてこれをRBIに報告する必要があります
- FPIは、公認の証券取引所または公認の清算機関における払込済み株式資本の5%まで、取得または保有ができます。公認の証券取引所または公認の清算機関における払込済み株式資本の2%を上回る取得については全て、取得から15日以内にSEBI当局の承認を受ける必要があります
- 外国ポートフォリオ投資家(FPI)は、初期割当を通じて証券取引所、清算機関および預託機関における株式を取得することを許可されています

8.1.2. 投資上限額のモニタリング

- RBIはPISに基づき、FPIの投資が24%、または適用されるセクター上限／法定限度に収まっているかのモニタリングを行います。一定の外国人株式保有比率の中間限度(24%と該当セクターの全体的なFDI上限間など)がある会社の場合、FPIが中間限度に違反していないか確認する責任があります
- 外国投資家(FPI／NRI)全員にとって、RBIに保有銘柄を開示することが必須となっています。承認取引者カテゴリー銀行は、日次ベースでRBIに外国投資の詳細を報告する責任があります
- これを報告することで、外国事業体によるインド企業への投資上限額をRBIが確実にモニタリングできるようになります
- ある企業が上記の警戒上限額に達した場合、これらの株式の購入を希望するFPIはDDPに通知する必要があります。その後、DDPがRBIにアプローチし、これらの株式購入に関する許可を求めます
- トリガー上限額に達した株式への投資の承認については、RBIがケースバイケースで行い、FPIは、RBIの承認から3日以内に株式を購入する必要があります。それより後は承認がキャンセルされます
- 全体の所有上限額に達した場合、FPI間の取引のみが可能で、このような取引は、個別にRBIに報告する必要があります
- 上限額の合算：投資家グループ
 - 同一の投資家グループに属する全てのFPIの投資上限額は、常に、投資先企業の発行済資本の10%未満でなければいけません。預託機関が投資上限額を合算し、これら全てのFPIを合わせた保有分が、常に、投資先企業の発行済資本の10%以下となるようにしなければいけません
 - 投資家グループに確認する目的で、関与しているDDPは、同一の投資家グループに属しているこのような全ての事業体で、50%以上の直接的または間接的な普通株式保有／実質所有権／実質持ち分を持っているものを検討しなければいけません。DDPが、投資グループに関する詳細を預託機関に報告します

- FPIは、このデータを提出するため、グループの一部として、50%以上の直接的または間接的な普通株式保有／実質所有権／実質持ち分を持っている事業体全てに関する詳細を提供しなければいけません。共通の実質所有者は、FPI全体の50%を超える(a) 株式保有、(b) 議決権、(c)その他の形の管理権に基づいて特定されるものとします
- 一連の最終的実質所有者が複数の事業体を通じて投資を行う場合、かかる事業体は、同一の投資家グループとして扱われ、かかる事業体全ての投資上限額は、単一のポートフォリオ投資家に適用される投資上限額と合算されます
- 預託機関による上限額の追跡：FPIが行った取引は、監督機関や預託機関に日次ベースで、適宜規定されたフォームややり方に基づいて行われます。預託機関が、同一の投資家グループに属しているFPIの投資上限額を合算し、同一の投資家グループに属している全てのFPIを合わせた保有分が、常に、投資先企業の発行済資本の10%未満となるようにしなければいけません

8.2. 債券投資

FPIは、許可されている限度内に限り、債券市場に投資を行うことを許可されています。

RBIは、2015～2016年度の隔月発表の第4回政策声明で、国債に対する上限額は、2018年3月までに、未償還証券総額の5%にまで引き上げられることを発表しました。これに向けて、四半期毎に上限額は徐々に引き上げられます。国債への投資に対する上限額の次のトランシエは、2018年1月までに発行されると予想されます。

FPIによる国債および社債に対する投資の全体上限額は以下の通りです。

上限額の種類	カテゴリー	現在の上限額 (単位：10億INR)
国債	全てのカテゴリー	1,897
	長期FPI	603
州開発融資	全てのカテゴリー	300
	長期FPI	93
社債	全てのカテゴリー	2,178.22*
	インフラセクターにおける長期FPI	95

*FPIの法人債券上限額2兆2,732.2億INRには、社債向けの以下のサブ上限額が含まれています。

- 信用強化債券 - 2,395.3億INR
- 非公開社債および証券化債券 - 3,500億INR

SDLに対する債券上限額を国債と調和させるため、RBIはSDLの上限額の形式を改定しました。この改定内容は、FPIの一般のカテゴリーと長期カテゴリーが利用できる上限額として発表されます。また、RBIはFPIの長期カテゴリーに基づく上限額の未使用分を一般カテゴリーに移動する慣習を廃止し、国債またはSDLの上限額の変更を次の通りに分割することを発表しました。

- FPIの「長期」カテゴリーに75%
- FPIの「一般」カテゴリーに25%

- RBIは、2017～2018年の第3次金融政策において、金利先物の長期ポジションに対して、500億INRの個別上限額を導入することを発表しました。正式な通知は現在発表待ちです。これが施行されれば、FPIによる国債投資に規定されている上限額が、国債取得のためだけに独占的に利用できるようになります
- 各国債の発行済資本の20%という上限額が、FPIによる国債投資について設定されました。したがって、
 - FPI投資総計額が発行済資本の20%に達した国債はネガティブリストに入れられ、これらの国債に新しく投資を行うことは許可されません
- 国債投資を行うFPI向けの証券別のモニタリングは、相対取引システム – オーダー・マッチング(NDS-OM)上で行われます

8.2.1. 国債上限額のオークション

外国投資家は、全体投資額が90%に達するまで、残りの上限額の割り当てのためにオークションメカニズムが開始されてから、購入上限額なしに国債に投資を行うことが許可されています。90%のトリガー上限に違反した場合、上限額は、証券取引所でのオークションを通じて割り当てられます。

割り当てられた投資上限額の90%という閾値に違反しないようにするため、SEBIは以下の事項を強調しています。

- 預託機関のウェブサイトに表示されている利用上限額が90%を下回っている場合、FPIには、90%の上限額に違反する可能性がある取引を一切実行しない／取引に一切合意しないことが求められています
- カストディアンは、自身がサービスを提供している単一FPIまたは複数FPIのいずれかが行ういずれの取引も、90%の上限額に違反していない場合のみ承認されるように確認する必要があります。従って、上限額に違反する可能性がある場合、カストディアンはFPIに代わって国債の取引を承認しないものとします
 - カストディアンは、90%の上限額に違反する可能性のある複数の購入取引指示を受けた場合、FPIの顧客またはグローバルカストディアンから受けた取引決済指示に基づき、先入先出(FIFO)ベースで承認に優先順位を付ける必要があります
- 上記の上限額モニタリングプロセスが検討されるのは購入取引においてだけです

FPIによる債券上限額の利用ステータスや投資のモニタリングは、預託機関が行います。

FPIの債券の利用状況に関する詳細は、預託機関のウェブサイト上で日次ベースでアクセスできます。

- National Securities Depository Limited(NSDL) :
<https://www.fpi.nsdl.co.in/web/Reports/ReportDetail.aspx?ReplD=1>
- Central Depository Securities (India) Limited :
<https://www.cdslindia.com/publications/Fills.aspx>

カストディアンは、預託機関に必要データを日次ベースで提供するものとします。ウェブサイトに公開されているポジションは、その日の終了時点のポジションです。

SEBIは、90%のトリガー上限違反に際し、国債に対する投資上限額を確保するため、証券取引所でのオークションセッションを管轄する以下の規範を発行しました。

- 預託機関 - National Securities and Depository Limited(NSDL)とCentral Depository Services (India) Limited(CDSL)は、指定預託機関参加者(DDP)に対して、90%のトリガー上限に違反した国債において、FPIの購入全てを停止するよう指示するものとします
- 預託機関はまた、オークションを実施するため、未使用の債券上限額に関して証券取引所に通知を行う必要があります。預託機関から情報を受領後、証券取引所は、翌営業日に、未使用の債券上限額の割り当てを行うためのオークションを実施するものとします
- オークションは、インド国立証券取引所(NSE)とボンベイ証券取引所(BSE)で交代で開催されます
- オークションは、利用可能上限額が10億INR以上の場合のみ開催されます
- 債券上限額利用分が85%を下回った場合、オークションメカニズムが停止され、投資に際して再度上限額まで利用できるようになります
- 長期および全てのカテゴリーに基づくSDLは、オークションメカニズムではなく、すぐに投資できます

8.2.2. 国債へのFPI投資のためのNDS-OMに関する証券ごとの上限額モニタリング

RBIは、個別証券に対する20%という限度の限度モニタリングをNDS-OMシステムへと変更しました。

2016年1月18日付で、国債に対するFPIの投資総額が、発行済総額の20%に達したNDS-OM上の国債購入取引の報告は、リアルタイムベースでのNDS-OMシステムによって制限されます。

リアルタイムでの上限額モニタリングの結果、一日の開始時点でネガティブリストに記載されていなかった証券が、NDS-OMに報告された購入取引が原因で、同日中にネガティブリストに記載されてしまう可能性が出てきます。上限額に違反した後に受けた購入取引は全て、システムへの報告から制限されます。このため、取引が執行されてすぐに取引指示を送信することが推奨されます。

預託機関(NDSLおよびCDSL)は、FPIのカストディアンによる日次報告のために必要なシステムを実施しており、ウェブサイト上にて、日次債券活用データとともに、ネガティブ投資リスト、FPIによる証券の総合保有額、クーポン投資データに関する情報を公開しています。

8.2.3. すぐに入手できる状態で購入した国債の再投資

FPIは、以下の規範に基づいてすぐに利用可能だった上限額で購入された国債に再投資を行うことを許可されています。

- FPIは、すぐに利用可能だった上限額で購入した既存の国債の売却／償還または満期の同日に国債を購入することを許可されています
- この枠は、一般的カテゴリーおよび長期FPIカテゴリーに基づき、全てのFPIが利用できるようになります
- 買い取引は、売り取引の確認／決済があって初めて執行できるものとします。買い取引の金額は、売り取引の金額を上回ることはできません
- 買い取引の利益は、同じ日に執行された確認済み／決済済みの売り取引を持っている同じFPIのみが利用できます
- マルチ投資顧問(MIM)の構造でFPIに登録している場合、同日の再投資の利益は、同じMIM構造で登録しているその他のFPIが利用できます

現行の規範に従い、FPIは行った買い取引について、T+1の午後1時までには報告することを許可されています。但し、FPIがすぐに購入された国債の売却から得られた代金の再投資の利益を活用したいと考える場合は、かかる取引の報告は、Tにカストディアンに対して行う必要があります。

8.2.4. 国債のクーポンへの再投資

- FPIは、上限額を全て使ってしまった場合でも、国債に対する既存の投資で得られたクーポンを再投資することを許可されています。FPIには、クーポン受取日から5営業日以内という投資期間が与えられます
- FPIによる、国債に対するこれらの投資は、INRで再設定されている適用上限額外に設定されています。クーポン受取からこのような形式で取得された国債の売却／償還から得られた利益は、5営業日という再投資期間の条件を満たすものとします
- このような形式で取得された国債から得られた別のクーポンも、同じ枠を持ちます
- FPIによる国債投資におけるその他全ての既存の条件は、この追加枠の場合も変更はありません
- 国債購入の際に投資されたクーポンは、割り当てられた国際上限額を上回る別の投資カテゴリーに分類されます
- FPIのカストディアンが報告するクーポンの投資データおよび日次ベースの取引での日次債券利用額データの開示は、預託機関が責任を持って行います

8.2.5. カテゴリー再分類によるFPIの国債上限額の活用

SEBIは、FPIがカテゴリー再分類により長期FPIとなった、または、その逆の場合の国債上限額の活用について明確化しました

- すでに保有している国債(つまり、FPIやみなしFPIにカテゴリー再分類される前から)については再分類されません
- FPIやみなしFPIのカテゴリー再分類に基づき、今後の国債投資はすべて、適切な債券上限額に対して適用されます
- FPIやみなしFPIには、初回投資時点から適用される再投資期間が適用されることとなります

8.2.6. 社債(インドの企業がオンショアで発行したINR建ての債券)

- 外国ポートフォリオ投資(FPI)向けの社債の上限額は、現行の510億米ドルに相当するINRに再設定されました。2017年10月3日以前は、この金額は2兆4,432.3億INRに再設定され、インドの企業がオンショアとオフショアで発行した、INR建ての債券に対する、全ての外国投資の総合した社債上限額として再定義されました
- 2017年10月3日付けで、海外で発行されたINR建て債券は、社債に対するFPI投資に割り当てられた上限額合計から除外されました。これに従い、海外で発行されたINR建て債券の除外から生じた4,400.1億INRの金額分が、今後2四半期にわたるトランシェで社債へのFPI投資に開放されます。INR建て社債を発行することは、対外商業借入(ECB)の一部を構成することであり、これに応じてモニタリングされます。INR建ての社債発行を提案する適格インド事業者は、インド準備銀行のムンバイ中央支店外国為替部に連絡することができます

上限額は以下の通り開放されます。

- 2017年10月3日 - 2,700億INR
- 2018年1月1日 - 1,700.1億INR

さらに、四半期ごとに開放される950億INRの上限額は、インフラセクターに投資を行う長期FPIに引き当てられます。「インフラ」の定義は、インド準備銀行が発行したECBに関する標準指示書に基づき定義されたものと同じとします。長期FPIは、引き続きインフラ以外のセクターにも投資することができます。

今後2四半期にわたって開放される上限額は以下の通りです。

番号	上限額	2017年10月3日に開放された上限額(単位：10億INR)	2017年1月1日に開放された上限額(単位：10億INR)
1	開放された上限額	270	170.01
2	インフラセクターの長期FPIに引き当てられた上限額	95	95
3	全てのFPIが利用可能な上限額残高(2)-(1)	175	75.01
	開放された上限額合計	270	170.01

下表は、2017年10月3日に発効された、FPIによる社債投資の改定後上限額をまとめたものです

番号	詳細	金額(単位：10億INR)
1	2017年10月3日以前の(マサラ債を含む)社債へのFPI投資上限額	2,443.23
2	INR建てオフショア債券	440.01
3	海外で発行されたINR建て債券除外後の改定後FPI上限額(2-1)	2,003.22
4	活用のために2017年10月3日に開放された追加上限額	270.00
5	社債投資に対するFPI上限額合計(3+4)	2,273.22
6	インフラセクター限定の投資における長期FPIに引き当てられた上限額	95.00
7	長期FPIを含む全てのFPIが利用できるFPI社債投資上限額(5-6)	2,178.22

- 改定後の社債上限額である2兆1,782.2億INRは、活用された上限額が利用可能合計上限額の95%に達するまでは、「すぐに」投資に利用できます。上限額が95%を超えてしまうと、それ以上の投資は、証券取引所で実施されるオークションを通じて上限額を取得した後にのみ実行できます

8.2.7. デフォルト時の社債

RBIは、外国ポートフォリオ投資家(FPI)に対して、以下の条件に従うことを前提に、デフォルトになっている社債に投資することを許可しています。

- 減償債券の場合、FPIは、全部または一部がデフォルトになっている非転換社債(NCD)／債券について、満期の元本返済または元本割賦で取得できます(この件についてFPIはRBIが指示する減償に従うものとします)
- かかるNCD／債券の改定満期期間は、発行元のインド企業との交渉に基づき、3年以上に再設定されません
- かかるNCD／債券の取得を提案するFPIは、無担保社債の受託者に対し、既存の無担保社債保有者／取得先である実質所有者に対する公募の条件を開示しなければいけません
- かかる投資は適宜、社債に規定されている全体上限額内に収めます

8.2.8. 非上場の非転換無担保社債／社債

FPIは、以下を遵守することを条件に、インド企業が発行した非上場の非転換無担保社債／社債に投資を行うことが認められています。

- インド政府の企業省が発行したガイドライン
- 残余期間3年以上
- 無券面化された形式で保有すること
- 不動産事業への投資、資本市場への投資、土地の購入に関するエンドユーザー使用制限遵守条件。FPIのカस्टディアン銀行は、この条件への遵守を保証します

不動産事業の定義：利益を上げることを目的として、土地や不動産物件の取引を行うこと。タウンシップの開発、居住用商業施設の建設、道路や橋梁の建設、教育施設の建設、娯楽施設の建設、都市および地域レベルのインフラは含まれません。また、譲渡せずに物件を貸し出すことで賃貸収入を得ることは、不動産事業とはみなされません。

8.2.9. 債務証券

FPIは、以下を含む債務証券に投資を行うことを許可されています。

- 銀行、金融機関(FI)、またはノン・バンク金融会社(NBFC)をオリジネーターとして資産の証券化を目的として設立された特別目的事業体(SPV)によって発行された証書または商品
- 2008年SEBI(債務証券の公開または上場)規則の観点から発行および上場された証書または商品

FPIによる債務証券への投資は、3年以上の残余期間要件の対象とはなりません

FPIによる非上場の社債および債務証券への投資は、社債に規定されている現行の投資上限額の範囲内で3,500億INRを上回ってはならないものとします

8.2.10. 信用強化債券への投資

信用強化とは、企業がその債券や信用度を改善するためにとる方法を意味します。信用強化を通じて、借手が追加の担保、保険、または第三者保証を通じて債務を履行するという約束が貸手に与えられることとなります。信用強化は、負債のクレジットリスクやデフォルトリスクを低減することで、全体的な信用度を高め、利子率を引き下げます。

信用強化債券への投資に関するガイドラインは以下の通りです。

- FPIは、投資額合計が2,395.3億INRの90%(50億米ドルの90%、即ち45億米ドル)に達するまでは、自由に信用強化債券に投資できます
- カストディアン-DDPIは、各預託機関(NSDLおよびCDSL)に対して、同日中に(即ち、取引が実行された当日、預託機関が指定した時間まで)日次ベースで取引の詳細を提供しなければいけません
- 預託機関は、日次ベースで、共同でFPIによる信用強化債券への投資総額を公開しなければいけません
- FPIによる全ての投資総額が投資上限の90%に達した場合、預託機関はこれについてウェブサイトに公開し、カストディアンと証券取引所に通知するものとします。預託機関からの事前承認なく新規に購入することはできません
- 追加購入は、預託機関からの承認を受領して初めて行うことができます
- FPIは、カストディアンを通じて関与している預託機関に事前承認をリクエストします。その際に、FPIの名称、PAN、そのFPIに関連するその他の一意の識別番号を記載します
- 関与している預託機関は、受領した事前承認リクエストの詳細をその他の預託機関に提供します
- 承認は、預託機関が、その他の預託機関との協力で、先着順に市場閉場後に行います。順番は、預託機関がリクエストした事前承認の受領時間に基づきます。承認の有効期間は、翌2営業日の間となります
- FPIの保有額合計が全体の投資上限額を上回った場合、預託機関が共同でそれぞれのカストディアン-DDPIに対して、上限額に違反したFPIの名称を添えて、違反について知らせます
- 何らかの理由でFPIの保有額合計が全体の投資上限額を上回った場合、上限額に違反したことが原因により、FPIは、預託機関が預託機関参加者(DP)に違反を通知してから7営業日以内に、超過保有分を強制的に売却しなければいけません
- また、預託機関は、FPIによる全ての投資総額が投資上限の90%を下回った場合、これをカストディアンと証券取引所に通知しなければいけません
- カストディアン-DDPIは、かかる超過保有分のディスプレイメントのための口座開設時点で、FPIから必要な承認を得なければいけません

社債上限額に対するオークションメカニズム

SEBIは、社債上限額に対するオークションメカニズムを導入しました。利用された債券上限額が利用可能上限額総額の95%に達すると、オークションメカニズムが発動します。上限額利用分が92%を超えるまで、市場は引き続きオークションメカニズムに基づいて機能します。債券の上限額利用分が92%を下回った場合、オークションメカニズムが停止され、投資に際して再度上限額まで利用できるようになります。売却/償還時の再投資枠は終了され、利用分が再び95%を上回った場合、同じ上限額で利用することはできません。

社債に対する全体のFPI投資が95%を上回る場合は、以下の手順に従う必要があります。

- 預託機関であるNational Securities and Depository Limited(NSDL)とCentral Depository Services (India) Limited(CDSL)が、カストディアンにFPIの社債購入全てを停止するよう指示します
- 預託機関が、取引所であるインド国立証券取引所(NSE)とボンベイ証券取引所(BSE)に対し、未使用の債券上限額についてオークションを実施するよう伝えます。預託機関から情報を受領次第、取引所(BSEから先に開始します)は、預託機関からの情報を受け取った日から取引日2日目に、未使用の債券上限額の割り当てを行うためのオークションを実施します。その後、オークションはNSEとBSEの交代制で実施されます
- オークションは、利用可能上限額が10億INR以上の場合のみ開催されます。15取引日にわたって連続して利用可能上限額が10億INRを下回る場合は、取引日16日目にオークションを実施し、利用可能上限額の割り当てを行います

8.2.11. 上限額を得るオークションメカニズムでの社債と国債の比較

トピック	社債	国債
類似点		
入札期限	入札は3:30 p.m.から5:30 p.m.の2時間にわたって行われます	入札は3:30 p.m.から5:30 p.m.の2時間にわたって行われます
プラットフォームへのアクセス	取引会員またはカストディアン	取引会員またはカストディアン
最低入札額	1,000万INR	1,000万INR
最高入札額	オークションされている利用可能上限額の10分の1	オークションされている利用可能上限額の10分の1
買付規模	1,000万INR	1,000万INR
割当方法	価格優先および時間優先	価格優先および時間優先
入札の価格設定	1,000INRの固定費用、または入札価格のいずれか高い方	1,000INRの固定費用、または入札価格のいずれか高い方
オークションのプラットフォーム	BSEとNSEを交互に	BSEとNSEを交互に
最高上限額	単一のFPI/FPIグループで、オークションされている上限額の10%を超える入札をすることはできません	単一のFPI/FPIグループで、オークションされている上限額の10%を超える入札をすることはできません
相違点		
オークション発動要因	上限額利用分が95%を超えた場合	上限額利用分が90%を超えた場合
オークション終了要因	上限額利用分が92%を下回った場合	上限額利用分が85%を下回った場合
オークションの最低利用可能上限額	利用可能上限額が10億INR以上。但し、15取引日にわたって連続して利用可能上限額が10億INRを下回る場合は、取引日16日目にオークションが実施されます	利用可能上限額が10億INR以上

トピック	社債	国債
利用期間	割り当てられた上限額を使用した債券への投資期間は、10取引日間です。10取引日間以内に使用されなかった上限額は、利用可能上限額のプールに戻ることになります	割り当てられた上限額を使用した証券への投資期間は、15日間です。15日間以内に使用されなかった上限額は、利用可能上限額のプールに戻ることになります
売却／償還の場合の再投資期間	債券の売却または償還時点で、FPIには、2取引日の再投資期間があります。2取引日以内に再投資が行われなかった場合、上限額は利用可能上限額のプールに戻ることになります	債券の売却または償還時点で、FPIには、5営業日の再投資期間があります。5営業日以内に再投資が行われなかった場合、上限額は利用可能上限額のプールに戻ることになります
その後のオークション	その後のオークションは、利用可能上限額が10億INR以上であるという条件下で、前回のオークションの日から12取引日間開催されます	その後のオークションは、利用可能上限額が10億INR以上で、債券上限額の利用分が引き続き85%超えるという条件下で、前回のオークションの日から20日間開催されます

8.2.12. 証券化会社が発行するセキュリティ・レシート(入庫される株式)

RBIは、外国機関投資家／外国ポートフォリオ投資家(FPI)および長期FPI(ソブリン・ウェルス・ファンド、多国籍機関、寄付基金、保険基金、年金基金、外国の中央銀行)が、証券化会社が発行するセキュリティ・レシートに投資することを許可する外国為替管理法を改正しました。現行のSEBI規則に従い、資産運営会社が発行するセキュリティ・レシートに対するFPI投資は、社債に対する現行のFPI上限額で計算されます。証券化会社が発行するセキュリティ・レシートに対するFPI投資に関するSEBIの通知が待たれていますが、当行では、証券化会社が発行するセキュリティ・レシートに対する投資も、社債に対する現行のFPI上限額で計算されると考えています

8.2.13. オフショアで発行されるINR建て債券(マサラ債)

世界銀行の投資部門である国際金融公社(IFC)は、2014年11月、インドにおけるインフラプロジェクトに資金提供を行うため、100億INR相当の債券を発行しました。これらの債券はロンドン証券取引所(LSE)に上場されました。IFCはインドの文化と料理を想起させるよう、この債券をマサラ債(マサラとはインドで香辛料を意味します)と名付けました。マサラ債はオフショアで発行されるINR建ての債券です。

海外のINR建て債券発行のためのフレームワークにより、適格居民事業体が海外でプレーンバニラ型のINR建て債券のみを発行できます。債券は、金融活動作業部会(FATF)準拠の金融センターで発行できます。この債券は、投資先国の規則に従い、私募または公募とすることができます。

RBIは、海外で発行されるINR建て債券に対する投資に関して、以下の規範を通知しました。

- 自動ルートに基づき、海外INR建て債券の発行により事業体が借入を行うことができる会計年度あたりの最高額は、現行の年間当たり7億5,000万米ドルから500億INRに再設定されました
- 会計年度に500億INRを超える借入を行うための提案には、準備銀行からの事前承認が必要です
- INR建て債券は、一国だけでのみ発行でき、その国の居住者だけが購入できます。
 - 金融活動作業部会(FATF)のメンバー、またはFATFスタイルの地域団体のメンバーであること
 - 申請者は、居住国の証券市場規制当局が証券監督者国際機構(IOSCO)の多国間覚書(付録A：加盟国)に参加調印している、または、居住国が情報共有協定についてインド証券取引委員会(SEBI)と二国間覚書に参加調印している国の人物であること
 - 以下の通り、FATFの公開声明書に記載されている国ではないこと
 - 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロの資金調達撲滅に対する対策の適用が不足している管轄区域、または
 - 不足に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、または、不足に対処するための金融活動作業部会との行動計画に取り組んでいない管轄区域

- インドが加盟国である多国間および地域金融機関も公認の投資家とみなされます
- IND-AS(インド会計基準)24に規定されている意味での関連当事者は、かかる債券の購入申込、投資または購入はできません
- 適用されるプルデンシャル規制に従うことを条件として、インドの銀行はアレンジャーおよびアンダーライターの役を務めることができます。インドの銀行が発行のアンダーライターを担当する場合、保有額が、発行から6カ月後の発行額の5%を上回ることはできません。インドの銀行の海外支店や子会社がインドの銀行による発行のアンダーライターとなることは許可されません
- かかる債券の全て込み費用の上限は、該当する満期のインド国債の実勢利回りを300ベースポイント上回る分となります
- 最低発行時満期期間は次の通りです。
 - 会計年度につき5,000万米ドル相当額のINRを上回らない金額分調達されたマサラ債については、最低満期期間は3年間
 - 会計年度につき5,000万米ドル相当額のINRを上回る金額分調達されたマサラ債については、最低満期期間は5年間
- 海外INR建て債券を発行している借手は、自身がプライマリー債券保有者のリストを取得し、必要に応じてインドにおける規制当局にも同じものを提供できるよう、合意／公募書類内に条項を記載する必要があります。合意／公募書類には、債券は、前述のIOSCO／FATF法域要件に従うことを条件に、海外で証券として販売／譲渡／公募のみでできることも記載するものとします
- インドの銀行にも、このルートを通じた資金調達が認められています

利用可能なルート

これらの債券の発行のための適格インド事業体による借入の提案は、ムンバイ中央支店外国為替部で審査され、かかる要求はAD銀行のみを介して行われる必要があります。海外でのINR建て債券の発行は、適用されるECBガイドラインの範囲内で行われます。

対象となる借手

あらゆる法人または企業が、かかる債券を発行できます。SEBIの規制枠組みに基づくREITおよびInvITも発行できます。

エンドユーザー使用制限遵守条件

借入金は、以下を除くすべての目的に使用することができます。

- タウンシップ／手頃な価格の住宅プロジェクトの開発以外の不動産活動
- 資本市場に投資し、利益を国内の株式投資に使用する
- 外国直接投資ガイドラインで禁止されている活動
- 上記の目的のために他の事業体に転貸すること
- 土地の購入

換算率

INRの換算は、債券の発行および履行のために行われる取引については、決済日の市場レートとします。

ヘッジング

海外投資家は、インド国内の承認取引者カテゴリーI銀行と、許可されたデリバティブ商品を通じて、INRに対するエクスポージャーのヘッジを行うことができます。また、海外投資家は、海外のインドの銀行の支店や子会社、または、インドに拠点を持つ海外銀行の支店を通じ、バック・ツー・バックベースで国内市場にアクセスすることもできます。

報告

承認取引者カテゴリーI銀行は、対外商業借入部門の外国為替部に対し、関連する融資登録番号を記載した、関連する借手による実際の貸出や返済の金額を報告する必要があります。かかる報告は、Eメールによって、取引が行われた日に行うものとします。

投資規範

- 特定された事業体(FII／サブ・アカウント／FPIを含む)間での証券化された債券や社債の取引は、DVP1ベースでNational Securities Clearing Corporation Ltd(NSCCL)またはIndian Clearing Corporation Limited(ICCL)を通じて決済されます

- FPIは、金融商品の当初／残余期間が3年以上であっても、3年未満で行使可能なオプション規定がある債務証券に投資を行うことは許可されていません
 - FPIは、金融商品のデュレーションが3年以上であるという条件に、償却債券に投資を行うことを許可されています
 - カテゴリーIおよびカテゴリーIIのFPIによる社債市場への取引、ならびに公認の証券取引所の電子ブックプロバイダー(EBP)プラットフォーム上での取引は、株式ブローカーを仲介機関とせずに実行できます
- FPIは、ウェブモジュールを含む相対取引システム-オーダー・マッチング(NDS-OM)の主要メンバーを通じたセカンダリー市場で国債を取引することを許可されています

8.3. REIT、InvIT、AIF

外国ポートフォリオ投資家(FPI)は、以下の商品のユニットへの投資が許可されています。

- 不動産投資信託(REIT)
- インフラ投資信託(InvIT)
- 商品デリバティブ市場に投資しているものを除く、カテゴリーIIIオルタナティブ投資ファンド(AIF)
- FPIは、カテゴリーIII AIFに対して最高25%までの持ち分を保有することが許可されています

8.4. 一般的な投資制限

- 一社に対するFPIポートフォリオ投資合計額上限は、特定セクターに対して指定されているFDI上限額の24%です
- セカンダリー市場の全てのオペレーションは、ブローカーの関与なしにセカンダリー市場から直接できる国債や社債(カテゴリーIおよびIIIに適用される)の場合を除き、証券取引所で公認のブローカー経由で実勢価格のみ実行できます
- 一般的規則では、FPIが繰り越し枠を利用することを許可していません。取引所やその他の取引先に対する支払債務を満たすためには、FPIは、自身の口座に入金するか、十分な現金残高を維持する必要があります
- FPIによるデリバティブ取引は、FPIに指定されたポジション上限額を条件とします
- 証券貸借取引には、上限額があります
- かつてのFIIルートに基づいて購入した未上場企業への投資で、発行体企業の新規株式公開(IPO)／上場後にFPIが引き続き保有している既存の投資は、政府の既存のFDIポリシーに基づき、該当する株式のFDI保有分に適用される同一の期間のロックインを条件とします
 - FPIは、裸売りはできません。FPIは、SEBIの証券貸借スキームに基づいて証券を借り、決済日に株式を清算機関に受け渡すという条件で、証券の空売りを行うことができます。さらに、FPIは、空売りに受渡を行うことだけのために証券を借りることを許可されています
 - インドでは、それぞれSEBI／RBIからの承認なしに、FOP資産移管／現金移転を行うことは許可されていません。以下に該当する場合、承認は得られないことをSEBIは明確化しました。
 - 持分を譲渡する人事業体が、モーリシャス、シンガポールなどの税制優遇措置地域に所在し、持分を譲渡される事業体はそれ以外の地域に所在しているため、納税義務を回避する目的で要求が行われているように思われる場合
 - 持分を譲渡する事業体および譲渡される事業体が、当初は共通の実質所有権を宣言しておらず、預託機関が管理している共通のFPIグループ詳細がこれに応じて更新されなかった場合
- 各FPIは、単一のカストディアンと、現金口座、証券口座、預金口座を1つだけ開設できます(複数の口座を持つことは許可されていません)

FPIは無券面化された形式でのみ証券の保有や引渡ができます。これらの規制が開始される前に、無券面化されていない形式で株式を保有している場合は、かかる株式を無券面化できない場合、無券面化されていない形式で引き続き保有することができます。

8.5. デリバティブ

FPIは、公認の証券取引所でデリバティブに投資することを許可されています。デリバティブには、指数先物、指数オプション、個別株式オプション、株式先物、金利デリバティブ、為替デリバティブが含まれます。

投資ポジション上限額：

- カテゴリーIおよびIIのFPIには、デリバティブセグメントの取引メンバーに適用されるポジション上限額があります
- カテゴリーIIIのFPIには、クライアントレベルのポジション上限額に似たポジション上限額があり、デリバティブセグメントに適用されます

取引会員ごとのポジション上限額

	指数オプション	指数先物	株式オプションおよび先物
FPIレベル (カテゴリーIおよびII)	50億INR、または、株式指数オプションの市場の建玉残高合計の15%のいずれか高い方。この上限額は、特定の原資産の指数に対する全てのオプション契約における建玉に適用されます	50億INR、または指数先物の市場の建玉残高合計の15%のいずれか高い方。この上限額は、特定の原資産の指数に対する全ての先物契約における建玉に適用されます	先物とオプションのポジション上限額の合計は、該当する市場全体のポジション上限額(MWPL)の20%となります

顧客レベルのポジション上限額(FPIカテゴリーIII)

ある原資産に対する全てのデリバティブ契約全体で、各顧客の建玉残高合計は、以下を超えることはできません。

- 浮動株時価総額の1%(株数の観点で)
または
- 同一の原資産の株式に対する全てのデリバティブ契約における建玉残高の5%(株数の観点で) いずれか高い方。

原資産ベースの顧客レベルのポジション上限額は、NSEのウェブサイト上でメンバーに利用可能となっています。

8.5.1. 金利先物(IRF)と金利オプション

FPIは、取引所で取引されている現金決済の金利先物にも投資できます。

現在利用可能なIRFは以下の通りです。

- 91日物短期国債(FPIの短期国債への投資は禁止されているため、FPIはこれらには投資できません)
- 6年物インド国債
- 10年物インド国債
- 13年物インド国債

IRF契約に対するポジション上限額(インド国債)

- 顧客/カテゴリーIIIのFPI：個々の満期バケット内の満期顧客の全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の3%、または20億INRのいずれか高い方
- 取引メンバー/カテゴリーIとIIのFPI：取引メンバーの個々の満期バケット内の全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の10%、または60億INRのいずれか高い方
- FPI向けの追加制限：いかなる時点においても、IRFにおいて各FPIの空売り(売却済み)ポジション合計が、金利先物における国債の買いポジションを超えてはいけません。全てのFPIについて総合した現金市場とIRF市場における買い(購入済み)ポジション合計が、FPIに許可されている国債投資の許容上限額合計を超えてはいけません
- 未決済建玉総額にリンクしているポジション上限額は、ポジション開始時点で適用されます。各満期バケット内のIRF契約における未決済建玉総額が下落した場合、市場参加者による即座のかかるポジションの解消は求められません
- 証券取引所は、市場参加者のポジションが適用される規定時間内に上限額に収まるよう、市場参加者に対してポジションの引き下げを指示します

- 市場参加者は、適用される上限額を遵守するまで、未決済建玉を増やしたり、各満期バケットのIRFで新しいポジションを作ったりすることはできません

FPIは、上記上限額を必ず遵守することが求められています。

RBIは、金利オプションの導入を通知しました。2017年1月31日から、原資産の金利リスクを抱える外国ポートフォリオ投資家を含むすべての事業体が、その原資産のリスクをヘッジするため、ユーザーとして参加できるようになりました。

金利オプションは、SEBIが認可した取引所、および店頭(OTC)市場で許可されています。取引所は、金利オプション導入前に、RBIから事前承認を受ける必要があります。

規則は通知されましたが、取引所は、金利オプションに関連する商品提供をまだ開始していません。

8.5.2. 通貨デリバティブ

FPIは、取引所の通貨デリバティブセグメントへの参加を許可されるようになりました(詳細は第10章を参照してください)。

8.6. 証券貸借

SEBIとRBIは、オンショアの空売りと証券貸借(SLB)を許可しました。FPIは、取引所が提供するSLBメカニズムを通じて証券貸借ができ、また、借りたポジションに対して証券の空売りを行うことを許可されています。

インドにおけるSLBメカニズムは、完全に取引所主導型で、OTCモデルは許可されていません。

SEBIは、全てのSLB取引が、取引所の清算機関を通じてルートされることを命令しました。この結果、清算機関であるNSCCLとICCLだけが、SLB取引に対する承認済仲介機関(AI)となることができます。借手と貸手はISのSLBプラットフォーム上で取引を行うための直接アクセスを持っていないため、既存のNSEとBSEの清算会員(銀行、カストディアンなど)がSLB参加者になるという仕組みを通じて、取引を執行しなければいけません。投資家によるSLB取引の清算と決済は、機関投資家の指定カストディアンを通じて行われます。

SLBの目立った特徴の例

- AIが提供したオンラインプラットフォーム上での自動売買
- 各取引についてAIがカウンターパーティーとして行動
- 毎月第1木曜日が満期の月次契約12件が利用可能
- 全てのデリバティブ株と少数の追加スクリプトについて利用可能
- 枠のリコールと返済が可能
- コーポレート・アクションは、貸手が全ての利益を必ず得られるよう調整されます。配当や株式分割以外のコーポレート・アクションがあった場合、清算機関が抵当権を実行します
- 空売りとは、売手が保有していない証券を売却することです。裸売りは禁じられています。このため、投資家全員が、決済時点で証券の受渡を行うという義務を履行することが強制されています
- 空売りは、デリバティブ商品が提供されている証券でのみ許可されています。但し、RBIの外国資本の所有禁止リストや警戒リストにある株式については、空売りはできません
- FPIは、SLB返済義務を果たす目的で、RBIからの事前承認なく、購入している企業の株式が、SLB取引執行時点の外国資本の所有制限(警戒または禁止)になっていない条件で、外国資本の所有禁止リスト/警戒リストにある企業の株式を購入することができます
- 全ての取引は、カストディアンのレベルで機関投資家向けに総計され、機関には、総額ベースで義務を履行することが求められます。デイトレーディング(即ち日に完了させる取引)は許可されていません
- 取引所の清算機関が担保を回収し、中央カウンターパーティーとしての役を務めるスクリーンベースの取引所売買型のシステムが、SLBで実施されています。このため、その他の市場とは異なり、OTC SLB取引は許可されていません
- FPIが株式を借りるのは、空売りの受渡をする目的の場合のみとします

- SLB契約は、最長12カ月までの期間までの保有条件が認められています。承認済仲介機関、即ち清算機関には、最長12カ月間という条件で、契約の保有条件を決定する柔軟性があります。
- 証拠金／担保は現金の形式でFPIのみが維持します。かかる証拠金／担保に関し、FPIには利子は支払われません

機関投資家は、空売りの注文を発注する前に、前金で空売りをを行うという意図を開示することが求められます。ブローカーは、空売りに対するスクリップの詳細を収集して取りまとめ、翌日に取引が開始される前に取引所にアップロードすることが求められます。

NSEとBSEは、既存の借りまたは貸しのポジションを延長してロールオーバーしたいと考える貸手や借手の便宜を図る目的で、証券貸借スキーム(SLBS)におけるロールオーバーを許可しています。

主なハイライトは以下の通りです。

- ロールオーバーは、3カ月という期間(元々の契約プラスロールオーバーの契約2件)を許可しています
- ロールオーバー契約の最終取引日は、決済がない休祝日を除き、個々の期近物の満期の4営業日前とします
- 証券が抵当権実行となってしまうコーポレート・アクションの場合、証券が抵当権実行になった時点からロールオーバーはできなくなります

全てのコーポレート・アクションの停止期間終了日は、決算開始日、または、コーポレート・アクションの記録日のいずれかとなります。停止期間中は、ロールオーバーを含め、証券の一切の取引ができません。

ドイツ銀行証券サービス(カスタディチーム)はNSCCLとICCLの登録参加者であり、SLBセグメントでの執行サービス提供を可能にしています。当行がSLBセグメントで提供している貸手商品は「SLB Plus」と呼ばれ、SLB取引の清算や決済に加え、顧客に対して「機会と執行のスポット」サービスを提供しています

ポジション上限額

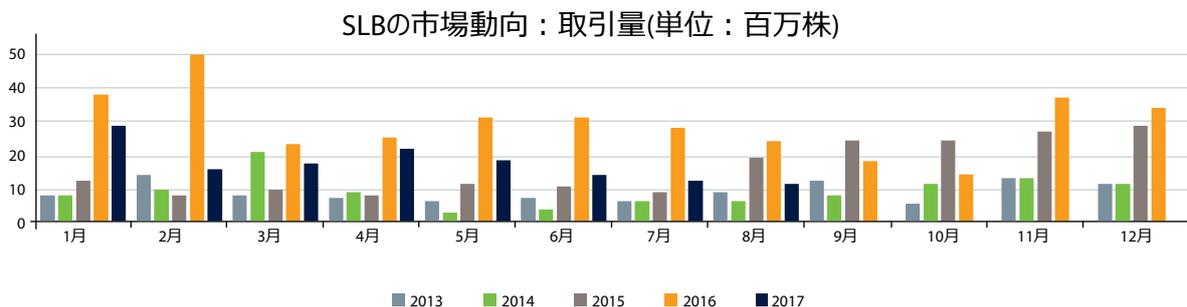
SLB取引には以下のポジション上限額が適用されます

レベル	ポジション上限額	情報源
市場全体の上限額	会社の浮動資本金の10%(株数の観点で)	市場全体の上限額については、月末にNSCCL/ICCLが公表します
清算会員/参加者	建玉は、市場全体の上限額の10%、または、5億INR(基礎価額)のいずれか低い方に制限されています	清算会員/参加者が計算します
FPI	建玉は、市場全体の上限額の10%、または、5億INR(基礎価額)のいずれか低い方に制限されています	FPIレベルでこの上限額が適用されます

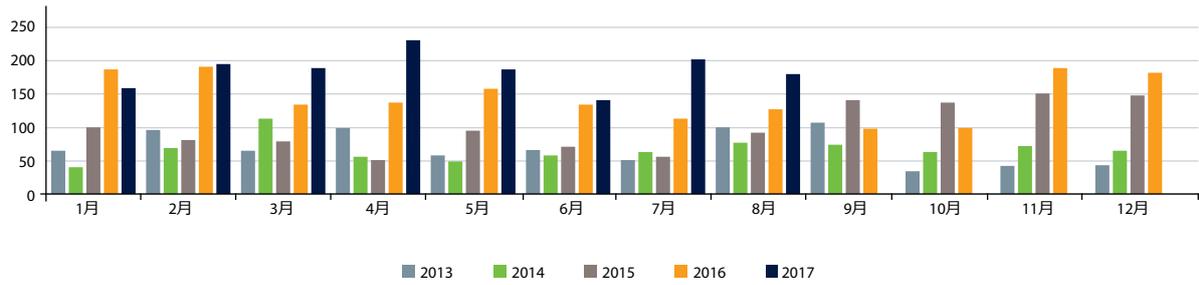
以下は、インドのSLB市場の出来高、利回り、投資家などが得る貸出手数料に関する重要な統計です。

出典 - NSE

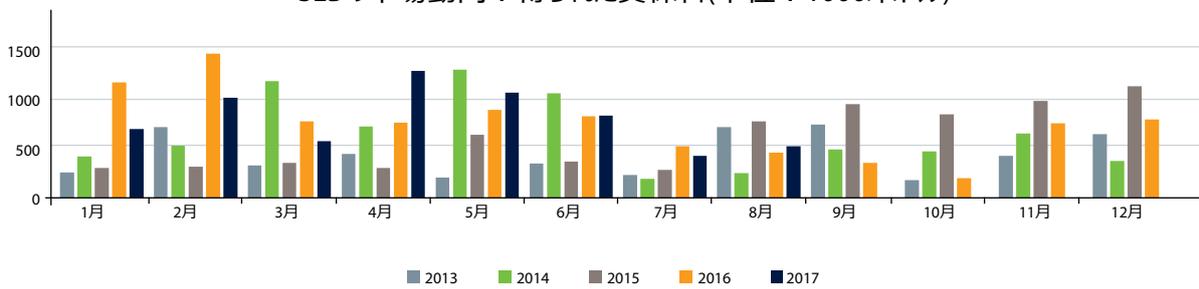
議決権株式の公開買付



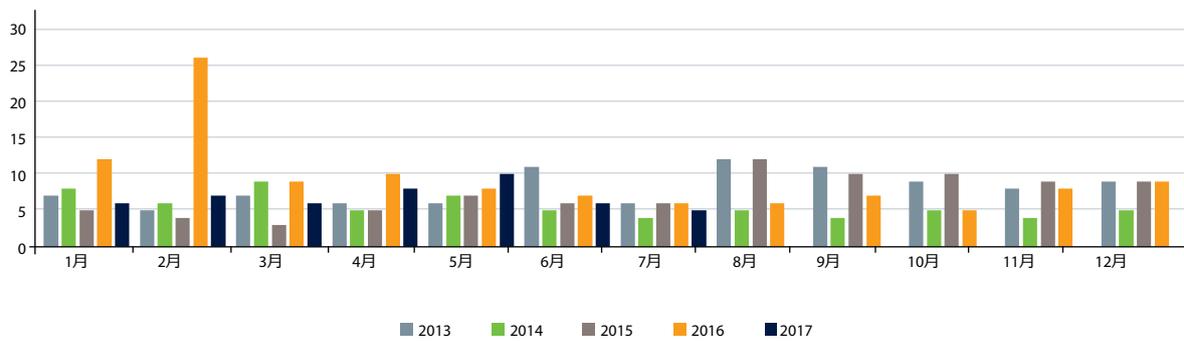
SLBの市場動向：出来高(単位：百万米ドル)



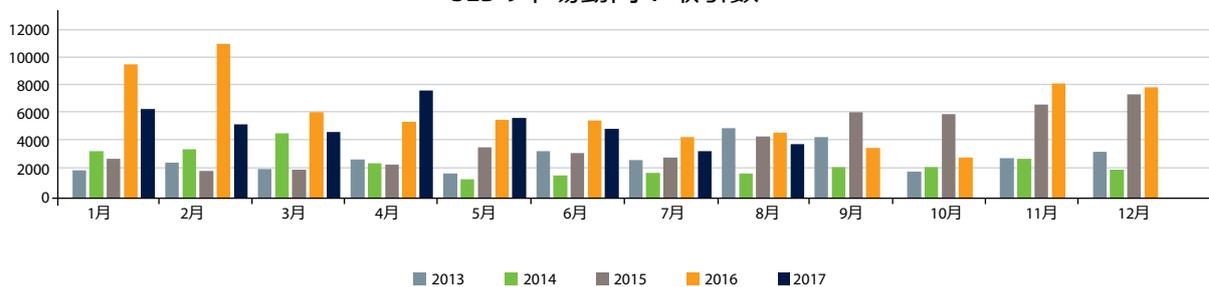
SLBの市場動向：得られた貸株料(単位：1000米ドル)



SLBの市場動向：得られた平均利回り



SLBの市場動向：取引数



8.7. 報告要件

下表は、FPI、FDI、FVCIなどの海外投資ルートに基づく報告要件について要約したものです。

報告内容	報告先	頻度	責任	注記
FPI				
預かり資産	SEBI	2週間毎、月次	カストディアン	
株式・債券取引	SEBI、RBI、預託機関(NSDL、CDSL)	日次	カストディアン	
取引に関するCSGL報告	RBI	週次	カストディアン	
債券の発行時満期に関するFPIの保有	SEBI	月次	カストディアン	
残余期間の報告	SEBI RBI	月次 週次	カストディアン	
負債上限額の報告	預託機関(NSDL、CDSL)	日次	カストディアン	FPIの日次債券利用上限額の計算を容易にするため。上限額は、一日の終わりまでに預託機関がウェブサイト上で公開します
FPIによるGOI証券の保有パターン	RBI	日次	カストディアン	
使用済-未使用の債券上限額	SEBIおよびRBI	該当する時	カストディアン	
FPIによる社債および国債保有	RBI	2週間毎	カストディアン	各FPIのISINレベルでの購入/売却詳細を記した保有額が報告される
クライアントごとの債券保有	預託機関(NSDL、CDSL)	月次	カストディアン	
外国為替の流入・流出詳細	RBI	日次、週次、月次	NRE/FCNR口座への入金	
GDR本国送金の報告	RBI	月次	NRE/FCNR口座への入金	
FPI顧客の残高	RBI	週次	NRE/FCNR口座への入金	
先渡契約建玉の詳細	RBI	月次	NRE/FCNR口座への入金	
取引以外のデータ(配当金、利子など)	RBI	毎四半期	NRE/FCNR口座への入金	

報告内容	報告先	頻度	責任	注記
通貨デリバティブ部門の許可されているポジション上限額の違反	SEBI/RBI	違反が発生した場合	カストディアン銀行	
2011年SAST規制に基づく報告	<ul style="list-style-type: none"> - 対象会社の株式が上場されている証券取引所 - 登記事務所の対象会社。 	<p>以下の所定の上限額に達した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> - 対象会社の株式の5%以上 - 対象会社の保有ポジションの2%増加または減少 <p>2営業日以内に報告</p>	FPI/FDI/FVCI	
インサイダー取引規則	企業宛て	<p>法律の規定に従った開示の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> - 初回開示 - 継続的開示 - その他の関連人物による開示 	FPI/FDI/FVCI	
<p>ODIの発行：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 取引の報告(株式、債券、F&O) - ODIの完全な送金軌跡の報告 - 概要報告 <p>(所定のフォーマットに従う)</p>	SEBI	月次	ODIを発行するFPI	
ODIのポジションの再確認	SEBI	年2回	ODIを発行するFPI	例外的報告：報告された月次データから逸脱する場合のみ
定期的業務評価証明書	SEBI	年次	発行体のCEOまたは同等の役職の者	

- SEBI(公開買付)規則に基づく、買付側の株式の公開オファーのトリガー制限は、ある企業の議決権付資本の25%となっています
- ある企業の25%以上の株式または議決権を保有する買付側は、公開オファーを行うという要件をトリガーせずに、会計年度毎に最高5%までの買付を行うことができます。これは、この買付の結果、買付側は、許可されている最高の非公開株式保有の違反につながらないことを条件とします
- 支配権の取得 - 対象会社の株式もしくは議決権の買収または保有にかかわらず、買収側は、買収側が対象会社の株式取得のための公開買付を行うという公表を行わない限り、これらの規則に従って、この対象会社の支配権を、直接的または間接的に取得することはないものとします

買付規模

- 買付側が行う公開買付で調達する株式の最低金額は、ある企業の議決権付資本の26%となっています
- 買付側が行う、株式取得を目的とした公開買付は、対象会社の株式合計の最低26%で、買付期間終了から10営業日目時点とします。買付期間とは、株主が、公開買付を受諾して株式を買付できる期間のことです

2011年SEBI(SAST)規制に基づく報告

- 2011年SEBI(SAST)規則に基づき、対象会社の株式や議決権の買収を行う者は、対象会社の株式の5%以上を総計で保有する場合、およびその者と協力する者がこれを保有する場合、株式保有や議決権の総計について、株式の割り当ての通知の受領または株式もしくは議決権の取得から2営業日以内に、以下に対して開示するものとします
 - 対象会社の株式が上場されている各証券取引所
 - 登記先事務所での対象会社
- 対象会社の株式や議決権の買収を行う者、およびその者と協力する者は、対象会社の株式の5%以上を総計で保有する場合、対象会社の株式もしくは議決権の2%以上の取得または売却の度に、株式の割り当ての通知の受領または対象会社の株式もしくは議決権の取得から2営業日以内に、以下に対して開示するものとします
 - 対象会社の株式が上場されている各証券取引所
 - 登記先事務所での対象会社
- 負債により取得した株式は買収として扱われ、負債の譲渡は売却として扱われるものとします
- 継続的開示：対象企業の25%以上の議決権を行使する権利を与える株式や議決権を保有している各事業体は、3月31日時点の対象企業の株式保有と議決権の総計を、各会計年度末から7営業日以内に、以下に対して開示するものとします
 - 対象会社の株式が上場されている各証券取引所
 - 登記先事務所での対象会社

2015年SEBI(インサイダー取引の禁止)規則

SEBIは、2015年1月15日、2015年SEBI(インサイダー取引の禁止)規則を公示しました。これは、1992年SEBI(インサイダー取引の禁止)規則に取って代わるものです。

承認された規則の主要ハイライトは以下の通りです

- 価格に影響を与える未公開情報を持っている、または、かかる情報にアクセスできる人物は、かかる情報の入手またはアクセスの方法に関係なく、「インサイダー」としてみなされます
- 「価格に影響を与える未公開情報(USPI)」とは、一般的に入手不可能な情報で、価格に影響を与える可能性がある情報として定義されるものです
- 「インサイダー」の定義は、USPIにアクセスできる契約上、信用上、雇用上の関係者をベースにつながりを持っている人が含まれます。インサイダーには、USPIを持っている、またはUSPIにアクセスできる人物も含まれます。推測に反論する権利を持つ直近の親族が、つながりを持っている人と考えられます
- 各投資家の証券市場に対する関心を考慮し、取引の最低2日前に、価格に影響を与える未公開情報を前もって開示することが、価格に影響を与える未公開情報の伝達が許可されている場合に必須となっています

- 価格に影響を与える未公開情報(USPI)の伝達に関する明確な禁止は、合法的な目的、義務の履行、法的義務の放棄を除き、明示されています
- その他の法域でもよくある通り、市場の情報非対称性を排除するため、取引前にUSPIを公開することが必須となっています
- 「公平な開示に関する原則」と「行動規範」が規定されています
- 一部の場合において、無実を証明するために、インサイダーが提示できる特定状況が示されています

オフショアデリバティブ商品 (ODI)

オフショアデリバティブ商品／参加証書(Pノート)は、カテゴリ-Iまたは許可されているカテゴリ-IIの外国ポートフォリオ投資家によって、インドのカストディアンで管理するFPI口座に保有するインド証券を原資産とするデリバティブ商品として、海外で発行されるものです。

未規制のプロード・ベースド・ファンドは、適切に規制された投資顧問自体がカテゴリ-IIのFPIとして登録されていることを理由に、カテゴリ-IIIに登録されているため、直接的または間接的にODIの発行、申込、取引ができません。

9.1. 2014年FPI規制に基づくODI商品の発行条件

SEBIは、ODIや参加証書の発行について以下のガイドラインを発行することで、FPIルートに基づいた適格な参入および投資規範、ならびにODI／参加証書を通じた応募に沿うようにしました

- FPIは、以下に記載されている適格基準を満たす応募者にのみ、ODIを発行できます。これは、2014年SEBI(外国ポートフォリオ投資家)規制第4条に沿うものです
 - 申請者は、証券市場監督機関が証券監督者国際機構(IOSCO)の多国間覚書(MoU)に参加調印している国、または当局と二国間覚書に参加調印している国の居住者として
 - 申請者が銀行の場合、居住国の中央銀行が国際決済銀行(BIS)のメンバーである国の銀行として
 - 申請者が、金融活動作業部会の声明書に、以下に挙げる事項として記載されている国に居住していないこと
 - 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロの資金調達撲滅に対する対策の適用が不足している管轄区域
 - 不足に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、または、不足に対処するための金融活動作業部会との行動計画に取り組んでいない管轄区域
- FPIは、不透明な構造を持つ応募者に対して、ODIを発行することはできません。FPI規則に従い、不透明な構造とは、保護セル会社、分離セル会社またはこれらと同等のものであり、最終実質所有者にアクセスできない、または、実質所有者がお互いに目的を特定した上で隔離されている、もしくは、施行に関して実質所有者が目的を特定した上で隔離されているような、あらゆる構造のものと定義されます
 - 共通の実質所有者(BO)を持つ2名以上のODI応募者は、FPIの場合と同様、合わせて単一のODI応募者としてみなされます。このため、FPIとして保有する投資と、インド企業を原資産とするODIの応募者として保有するポジションを合計して、企業の発行済資本の10%未満という投資上限額をモニタリングします
- 改定版要件に従っていない既存のODIポジションは全て、ODI契約の満期まで続行が許可されています。それ以降は、このようなポジションを追加で応募者に発行／更新／ロールオーバーすることは許可されていません
- FPIは、ODI発行の改定版要件を必ず遵守するよう、必要なシステムを実施していることが求められます
- ODIの新規発行は、資格を満たす応募者に対してのみ行うものとし、改定版規範および2014年SEBI(外国ポートフォリオ投資家)規則やその他の適用される規範を遵守することを条件とします

9.2. デリバティブを原資産とするODIの発行の禁止

- FPIは、保有株式をヘッジする目的で取ったデリバティブポジションを除き、デリバティブを原資産と知るODIを1対1ベースで発行することは禁止されています
- デリバティブを原資産とする新規ODIを発行する場合、ODIを発行しているFPIのコンプライアンスオフィサー(または同等の役職の者)が発行した証明書が発行される必要があり、証明書には、ODIが発行されているデリバティブポジションが、1対1ベースで、株式保有のヘッジを行う目的でのみ発行されていることを証明しなければいけません。この証明書を月次ODIレポートとともに提出します
- 当該原資産デリバティブのポジションが、FPIが保有する持分株式のヘッジングを目的としていない既存のODIは、遅くとも、ODI商品の満期日、または2020年12月31日のいずれか早い方までに清算する必要があります。ただし、ODIを発行しているFPIは、当該タイムラインに先立ち、かかるODI商品の清算に努めなければいけません
- 「持分株式のヘッジング」とは、持分株式と同じ原資産を持つデリバティブに対してのみ1対1のポジションを取ることを意味します

9.3. KYC遵守

SEBIは、FPI規制とインドのPMLA規範の要件に沿ってODIを発行するFPIが従うべき、強化されたKYC要件を発行しました

- ODI発行体は、以下に示す基準値を上回る保有額を持つ応募者事業体における実質所有者を特定・確認することが求められています
- 企業の場合は25%
- パートナーシップ企業／信託／非法人団体の場合は15%
- 実質所有者が特定されていない場合、ODI発行体は、前述した重要性の基準値に基づく支配持ち分または意思決定権を有する人物を特定・確認することが求められています
- 「実質所有者」という用語の定義は、2005年マネー・ロンダリング防止規則の第9規則のサブ規則(3)に記載された通りです
- ODI発行体は、該当するODI応募者における基準値制限を上回る実質所有者に関し、各ODI応募者から、身分証明書や住所証明などの特定のKYC書類を求めるものとします。実質所有者を特定するための重要性の基準値はODI応募者レベルで適用する必要があり、重要株式保有者／保有者事業体の実質所有者を特定するため、ルックスルー原則が適用される必要があります。
- 重要性の基準値を使ってODI応募者で実質所有者が特定されなかった場合、ODI応募者の上級管理職の役職を有している自然人の身分証明と住所証明が必要になります。
- 所定のKYC書類は常にODI発行体で管理され、必要に応じてSEBIに提出する必要があります

2005年マネー・ロンダリング防止規則(記録の保持)の第9規則のサブ規則(3)による「実質所有者」の定義は、以下の通りです

- 顧客が企業の場合、実質所有者は、単独行動か共同行動か、または、1つの法人か複数の法人を通じているかを問わず、支配的利権を有している、または、他の手段によって支配的利権を行使している自然人となります
 - 「支配的利権」とは、企業の株式、資本または利益の25%以上に対する所有権または権利を意味します
 - 「支配権」には、取締役の過半数を任命する権利、または株式保有や経営権、株主契約、議決権契約を通じて、経営または方針の決定を支配する権利が含まれるものとします
- 顧客がパートナーシップ企業の場合、実質所有者は、単独行動か共同行動か、または、1つの法人か複数の法人を通じているかを問わず、パートナーシップの資本または利益の15%以上に対する所有権または権利を有している自然人となります
- 顧客が法人化されていない協会または個人の団体の場合、実質所有者は、単独行動か共同行動か、または、1つの法人か複数の法人を通じているかを問わず、かかる協会または個人の団体の財産、資本または利益の15%以上に対する所有権または権利を有している自然人となります
- 上記 (a)、(b) または (c) に基づく自然人が特定されない場合、実質所有者は、経営陣の役職を有する関連する自然人となります

- 顧客が信託の場合、実質所有者の特定には、信託の作成者、受託者、信託の15%以上の利益を有する受益者、および一連の支配または所有権を通じて信託に対する最終的支配権を行使しているその他すべての自然人を特定することが含まれます。また
- 顧客または支配的利権の所有者が証券取引所に上場している企業、またはかかる企業の子会社である場合、かかる企業の株主または実質所有者の身元を特定して確認する必要はありません

SEBIはまた、以下の頻度で、ODI発行体が決定したリスク基準をもとに、KYCを定期的に見直すことを義務付けています。

- 新規ODI応募者
 - 低リスクの顧客の場合、オンボーディング時および3年に1回
 - その他の顧客の場合、オンボーディング時および1年に1回
- 既存ODI応募者
 - 低リスクの顧客の場合、通知日(2016年7月1日)から3年以内
 - その他の顧客の場合、通知日(2016年7月1日)から1年以内

9.4. ODIの発行と譲渡

ODI発行体は、自身または代理で発行したODIのすべての譲渡は、以下の条件に必ず従うようにするものとします。

- かかるODIは、2014年SEBI(外国ポートフォリオ投資家)規則の規則22 (1)に従う人物にのみ譲渡されるものとします。また、
- ODIの譲渡先の人物がFPIによる事前承認を受けている場合を除き、かかる譲渡についてFPIの事前承認を得るものとします。

以下の人物に対するオフショアデリバティブ商品(ODI)の発行または譲渡は許可されていません。

- 在住インド人
- 在外インド人(NRI)
- 在住インド人またはNRIが実質所有者である事業体

2017年4月1日付で、FPIは、あらゆるオフショアデリバティブ商品(ODI)応募者から「規制手数料」として1,000米ドルを徴収し、その金額をSEBIに入金することが求められます。手数料は、SEBIが指定した銀行口座への電子送金を通じてSEBIに入金する必要があります。規制手数料は、3年毎に入金する必要があります。

ODI応募者は、ODIのさらなる／今後の発行／譲渡について、元のODI発行体からの事前承認を求めなければいけません。FPIは、自身で行うオフショアデリバティブ商品の今後の発行や譲渡が、必ず適切な監督機関の規制とFPIの事前承認を受けている人物に対してのみ行われるようにしなければいけません。

9.5. FPIによるODI／参加証書発行の報告

- ODIを発行するFPIには、SEBIが規定した報告書を提出することが求められています
- ODI／参加証書発行体は、前月のODI取引の月次要旨報告書とともに、関連添付書類の取引詳細を翌月の10日までに提出しなければいけません
 - ODI発行体には、SEBIに提出する月次報告書において、当月中の全ての仲介機関による譲渡の詳細を記載することが求められています。ODI発行体(A)が、別のFPI(B)に対して、さらにODIを発行するODIを発行した場合は、(B)がFPIとしての範囲内でSEBIに対して月次ODI報告書を提供し、報告フォーム(B)がSEBIの要件を満たして報告重複を避けることを前提として、(A)の報告を行うODIが、応募者として(B)を指名することに限定されます
 - 適用される規範に従い、FPIは、所定のフォーマットで、SEBIに対して、ODIの発行を開始した月から報告を開始するものとします

9.5.1. 提出方法

上記の報告書は、パスワードで保護されたExcelフォーマットで提出するものとします。メールは、各FPIのコンプライアンスオフィサーのみが送信するものとし、専用メールアドレス(odireporting@sebi.gov.in)に、件名「ODI/PN Report of [FPI Name and Registration No.] for the month of [...]」としてメール送信します。パスワードは別メールで送信してください。

9.5.2. ODIのポジションの再確認

ODI発行体によるポジションの照合確認は年2回の頻度で行われます。月次データ報告からの逸脱がある場合、所定のフォーマットでSEBIに通知する必要があります。

9.5.3. 定期的業務評価

- ODI発行体には、ODIに関して、必要なシステムを備え、コントロール、システム、手順に関する定期的見直しと評価を実行することが求められます
- これに関する証明書は、ODI発行体の最高経営責任者(CEO)または同等の役職の者が、年次ベース(毎暦年終了時から1カ月以内)でSEBIに提出する必要があります

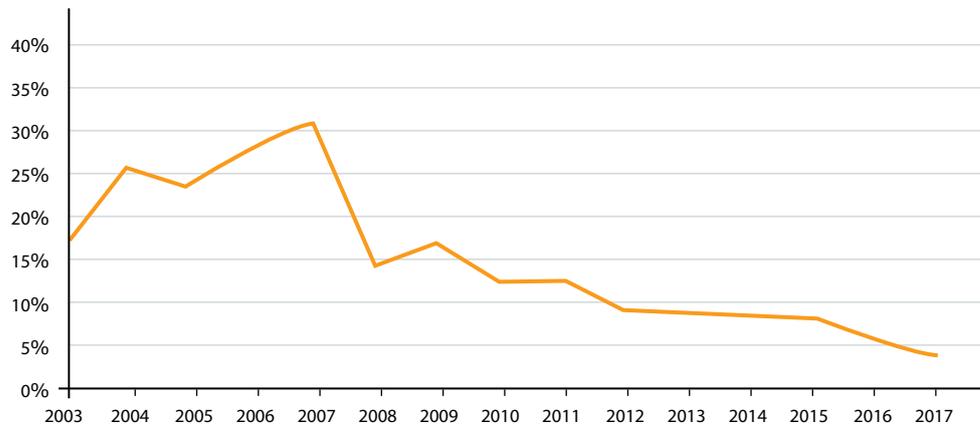
9.5.4. ODIの一定期間の適用除外

ODIの発行体と応募者の適用免除に関して、2016年8月1日を発効日として、SEBIは以下の発表を行いました

- 外国機関投資家(FII)規則に基づきODIに応募したODI応募者は、以下の条件に従うことを条件に、外国ポートフォリオ投資家(FPI)規則に基づいて引き続きODIに応募することを許可されています
- オフショアデリバティブ商品の発行の条件(2014年SEBI FPI規則に規定の通り)に準拠すること
- SEBIが通知した適格基準を満たすこと
- 新規ODIは、上記の適格基準を満たす事業体にのみ発行されます
- 投資顧問会社が適切な規制を受けていない、規制下でないファンドを含め、基準を満たしていないODI応募者の現行のポジションについては、そのポジションの有効期限、または2020年12月31日のいずれか早い方まで、そのポジションを保有しておくことが許可されています。かかる応募者は、新規のポジションを取ったり、古いポジションを更新したりすることはできません。

規制当局は、SEBIに登録されたFPIによる海外デリバティブ商品の発行および報告の条件を合理化および強化することによって、資金流入の透明性確保に向けた措置を講じています。この結果、FPIフローの割合で見たODIによる投資は、過去数年間で減少しています。インドにおけるFPIフロー合計額に対する拠出額は、2007年6月に55.7%という最高に達したのを最後に、2010年12月には15.1%にまで下落しました。2016年3月時点で、FPIフロー合計額のわずか10%に過ぎず、2017年8月にはさらに下落して4%となりました。

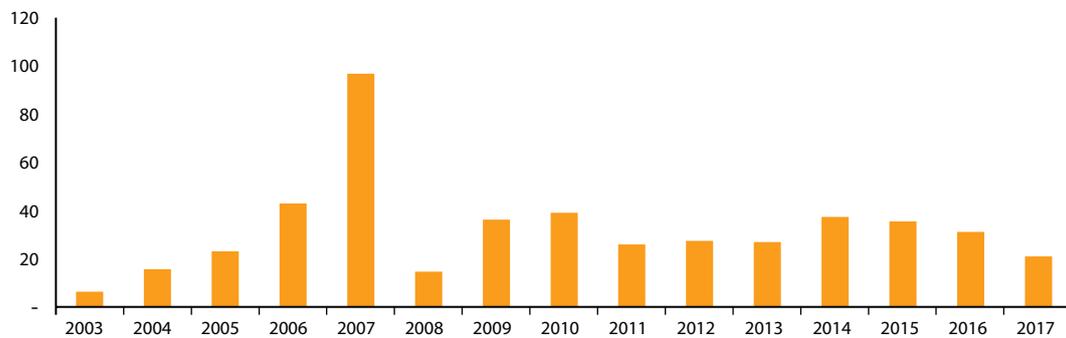
FPIに対してODIが占める割合



2017年8月時点のデータ

出典：SEBI

ODIの名目元本総額(単位：10億米ドル)



2017年8月時点のデータ

出典：SEBI

銀行取引および為替ヘッジに関するガイドライン

10.1. 許容される金融機関

外国為替管理法(FEMA)では、FPIが、ポートフォリオ投資スキームに基づいて、投資を目的として、承認取引者カテゴリーI銀行で、単一の特別非居住者INR口座と、許可された通貨による外貨建て口座を開設することを許可しています。INR口座と外貨建て口座のいずれも、利息の発生しない口座となっています。ドイツ銀行は、指定承認取引者(AD)銀行として、INR(INR)建ての現金口座だけでなく、外貨口座を管理しています。RBIが発行したFEMAガイドラインでは、SEBIに登録しているFPIは、以下のことを行うことを許可されています。

- 投資の保護預かりと取引決済融通のためのカストディアンを指名すること
- 外国為替口座からの兌換、株式／無担保社債／債券／国債などの売上利益、配当金や受取利息を通じて受領した資金の入金を容易にするために、承認取引者カテゴリーI銀行で単一の特別非居住者INR(SNRR)口座を開設すること
- SNRR口座は、株式／無担保社債／債券／国債の購入、証券やデリバティブに関わる証券取引所／清算機関への証拠金の支払いや、取引に関連する仲介手数料の支払いの引き落としに利用できます
- また、公認会計士／税理士への手数料が、投資に関する不可欠な部分を占めている場合は、このような手数料の支払いの引き落としにも利用できます
- 市場為替レートで、外国為替口座からINR口座に資金を移動させること
- 市場為替レートで、INR口座から外国為替口座に資金を移動させること。かかる資金移動は、所得税法に従い、適用税率での納税後に可能です
- 外国投資家は、指定AD銀行とは別に、あらゆる承認取引者カテゴリーI銀行を通じた外国為替取引(被仕向送金と仕向送金の両方)の予約を行うことを許可されています

10.2. 通貨のヘッジング

FPIは、インドにおける株式および／または債券に対する投資全額について、以下の商品を使用して特定の日にヘッジを行うことを許可されています。

- 通貨の一つとしてのINR、および外国通貨-INRオプションとの外国為替契約
- IPO関連フローのための外国通貨-INRスワップ
- 取引所の通貨デリバティブセグメントへの参加

10.2.1. 外国ポートフォリオ投資家に許容されている枠

- インドにおける株式および／または債券に対する投資全額の市場価額について、特定の日に為替リスクのヘッジを行うこと
- 12カ月以内に満期になる債券に投資したことから生じるクーポンの受取をヘッジすること
- ブロックされた量でサポートされているアプリケーション(ASBA)メカニズムに基づく、新規株式公開(IPO)関連の一時的資金フローをヘッジすること

10.2.2. 先渡外国為替契約

RBIは、承認取引者カテゴリーI銀行が、以下の条件に従って、FPIに対して先物為替契約を提供することを許可しています。

- 先物契約は、売り取引、つまり、外国為替に対してINRを売却することに
対してのみ許可されていること
- ヘッジは、インドにおける株式および／または債券に対するFPIの投資全額の市場価額まで許可されています
- 為替資金の適格性は、以下の事項に基づいて決定されます。
 - 指定承認取引者カテゴリーI銀行が提供するバリュエーション証明書、および
 - 全世界でのヘッジ残高と全ての承認取引者カテゴリーI銀行全体でキャンセルされたデリバティブ契約
が、投資の市場価額内に収まっているというFPIからの宣言書
- 承認取引者カテゴリーI銀行は、少なくとも毎四半期に定期的レビューを受けることで、先物契約の残高
が、必ず原資産のエクスポージャーでサポートされるようにします。また、FPIは、カストディアン銀行に対し、
承認取引者カテゴリーI銀行全体で予約したデリバティブ契約の合計金額が、株式／債券投資の市場価
額内に収まっているという宣言書を四半期毎に提出しなければいけません
- 証券売却以外の理由でポートフォリオの縮小により、ヘッジの一部または全部がネーキッドになった場合、こ
のヘッジは、承認取引者カテゴリーI銀行の裁量にて、発行時満期まで続けることが許可されています
- FPIが予約した先物契約は、満期またはキャンセルの日まで(当日を含む)
ロールオーバーすることが可能です
- FPIが予約した先物契約は、キャンセルされた場合、キャンセルした額の10%まで再度予約できます
- 指定承認取引者銀行以外の承認取引者銀行で行ったヘッジは、銀行チャネルを通じて指定AD銀行で
管理されているSNRR口座経由で決済しなければいけません
- ヘッジ費用は、通常の銀行チャネル経由で本国へ送金可能な資金および／または被仕向送金からのも
のである必要があります
- ヘッジに付帯している全ての仕向送金は、適用される税控除後です
- 株式の先物契約の満期までの期間については、制限はありません。債券の先物契約の満期までの期間
は、現物の債券の満期に制限されています
- FPIが、PN／ODIを発行したものに対して、それが保有する証券のその部分に関連するエクスポージャーの
ために先渡契約の締結を希望する場合、そのために、PN／ODI所有者からの指令を得なければいけません
。承認取引者カテゴリーI銀行は、かかる指令を確認することが求められる場合、またはこれが困難にな
る場合、ヘッジ操作の必要性を確立するPN／ODIの性質／構造に関して、また
このような操作が、FPIの最終顧客から得られた特定の指令に対して実行されているという旨のFPIからの宣
言書を取得することができます

FPIは、以下に挙げる事柄を条件として、12カ月以内に満期になるインドの債券に投資したことから生じるクー
ポンの受取をヘッジすることが許可されています。

- ヘッジ契約は、キャンセルしたものを再予約することはできません
- クーポンの金額をまだ受け取っていない場合は、契約は満期までロールオーバーできます

10.3. ASBAに基づく新規株式公開関連フローに認められ る外国通貨-INRスワップ

FPIは、以下の事項を条件とし、ブロックされた量でサポートされているアプリケーション(ASBA)に基づくIPO投資
に関連した資金流入のヘッジのみ、外国通貨-INRスワップを行うことが許可されています。

- スワップの金額は、IPOで投資予定の金額を上回ることはできません
- スワップの満期までの期間は30日以内とする必要があります
- 契約は、一旦キャンセルしてしまうと、再予約することはできません。このスキームに基づくロールオーバーも
許可されていません

10.4. 取引所の通貨デリバティブセグメントへの参加

インドに投資しているFPIには、取引所で取引されている通貨先物やオプションにアクセスして、債券や株式への
投資に対するエクスポージャーの市場価値から生じる為替リスクをヘッジすることが許可されています。これらの
契約は、以下の条件に従うものとします。

- FPIは、原資産のエクスポージャーなしに、各取引所ごとに最高1,500万米ドルまで外国通貨に対するロン
グ(買い)ポジションとショート(売り)ポジションの両方を取ることができます

- さらに、原資産のエクスポージャーなしに、各取引所ごとに最高で500万米ドルまで、EUR-INR、GBP-INR、JPY-INRの通貨ペアのロング(買い)ポジションとショート(売り)ポジションを取ることができます
- 取引所は、米ドル以外の通貨で行われた契約の固定上限額が、500万米ドル相当以内に収まるよう規定することを許可されています
- FPIは、単一の通貨ペアまたは通貨ペアの組み合わせに対して、500万米ドル相当のポジションを取ることができ、EUR-INR、GBP-INR、JPY-INRに対するポジションを全て合わせたものが、500万米ドル相当額を上回らないようにしなければいけません
- FPIは、全ての取引全体にわたって、取引所1カ所につき、ショートポジションがUSD-INRペアで1,500万米ドルを上回らず、EUR-INR、GBP-INR、JPY-INRペアを全て合わせたものがいずれの時点においても500万米ドル相当を上回らないようにしなければいけません
- FPIは、インドの債券や株式に対する原資産のエクスポージャーと同等のものがあることを条件に、上記の上限額を上回るロングポジションを取ることができません
- FPIは、取引所1カ所につき、USD-INRペアについては1,500万米ドルを上回るショートポジション、その他全ての通貨ペアについては合計で500万米ドルを上回るショートポジションを取ることができません
- 既存のUSD-INRペアに加え、以下の通貨ペアで取引所で取引されているオプション契約が導入されました
 - GBP-INR
 - EUR-INR
 - JPY-INR
- オプションのデリバティブは、各通貨ペアの上限額の一部となっています
- エクスポージャーの上限額は、一日の終わりとは日中の両方に適用されます
- これらの上限額のモニタリングは取引所が行い、違反した場合にはRBIの金融市場規制部門に報告される可能性があります

取引所ごとの許可された通貨ペアに対するポジション上限額

カテゴリ-Iおよびカテゴリ-IIのFPIのポジション上限額は以下の通りです。

通貨ペア	ポジション上限額
USD-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または1億米ドルのいずれか高い方を超えないこと
EUR-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または5,000万ユーロのいずれか高い方を超えないこと
GBP-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または5,000万ポンドのいずれか高い方を超えないこと
JPY-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または20億円のいずれか高い方を超えないこと

カテゴリ-IIIのFPI向けのポジション上限額

通貨ペア	ポジション上限額
USD-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または1,000万米ドルのいずれか高い方を超えないこと
EUR-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または500万ユーロのいずれか高い方を超えないこと
GBP-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または500万ポンドのいずれか高い方を超えないこと
JPY-INR	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または2億円のいずれか高い方を超えないこと

- 未決済建玉総額にリンクしているポジション上限額は、ポジション開始時点で適用されます。証券取引所で未決済建玉総額が下落した場合、かかるポジションの解消は求められません
- このようなシナリオでは、適格な市場参加者は、適用される上限額を遵守するまで、未決済建玉を増やしたり、通貨ペアで新しいポジションを作ったりすることはできません
- 証券取引所は、市場参加者のポジションが適用されるポジションを遵守する金額内に収まるよう、市場参加者に対して時間制限を定めます
- 規制当局は、取引所で取引されるクロスカレンシー取引およびオプション契約を導入しました。取引所は、商品提供に関して、規制当局から承認を取得するプロセスを開始しました。必要な承認が得られると、クロスカレンシー・デリバティブの取引が開始されます
- SEBIおよびRBIが規定する適用規範に従うことを条件に、FPIは、以下の通貨ペアについて、取引所で取引されているクロスカレンシー取引およびオプション契約へのポジションを取ることができます
- EUR-USD
- GBP-USD
- USD-JPY

カテゴリーIおよびIIのFPI向けポジション上限額は、各セクター別規制当局および承認取引者カテゴリーI銀行が許可する通りです。

通貨ペア	ポジション上限額
EUR-USD	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または1億ユーロのいずれか高い方を超えないこと
GBP-USD	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または1億ポンドのいずれか高い方を超えないこと
USD-JPY	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の15%、または1億米ドルのいずれか高い方を超えないこと

カテゴリーIIIのFPI向けのポジション上限額

通貨ペア	ポジション上限額
EUR-USD	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または1,000万ユーロのいずれか高い方を超えないこと
GBP-USD	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または、500万ポンドのいずれか高い方を超えないこと
USD-JPY	全ての契約の建玉総額の建玉残高合計額の6%、または500万米ドルのいずれか高い方を超えないこと

その他通貨ペアにおける500万米ドル相当額の算出方法

- 取引所は、100万米ドルを個々の通貨ペアに換算するための固定比率を提供します。取引所が提供する比率は、市場参加者に対して十分な余裕を持って通知を行った後、四半期ベースで修正されます
- 例えば、取引所が提供した換算比率が以下の通りである場合、顧客／FPIは、EUR-INRで455万ユーロまで、GBP-INRで330万ポンドまで、JPY-INRで5億9,550万円までのポジションを取ることができます
 - 100万米ドル = 91万ユーロ
 - 100万米ドル = 66万ポンド
 - 100万米ドル = 1億1,910万円

顧客のポジションに関する警告

- 顧客の建玉総額が、一日の終わりに前述のポジション上限額を上回った場合、取引所は清算機関またはカストディアンに警告を発します
- 建玉総額は、そのシンボルにおける前日の取引の建玉残高に基づき、ロングポジション(先物のロング、コールオプションのロング、プットオプションのショート)、または、ショートポジション(先物のショート、コールオプションのショート、プットオプションのロング)の高い方として計算されます

10.5. FPIの責務

- FPIは、上限額を上回るあらゆる契約の予約が、株式／債券の同等の原資産のエクスポージャーによって確実にサポートされるようにする責任があります
- 契約総額が、いずれかの時点で保有している証券の市場価額を上回る場合、関与しているFPIは、インド証券取引委員会(SEBI)に規定されるように、刑事的民事訴訟に問われることになり、また、1999年外国為替管理法(FEMA)に基づき、RBIが措置を講じる可能性があります

10.6. ポジションのモニタリング

- 取引所／清算機関は、一日の終わり時点での建玉や日中で最高のポジションに関するFPIの情報を各カストディアン銀行に提供します
- カストディアン銀行が、証券取引所や自身、その他の承認取引者(AD)銀行で予約した店頭(OTC)契約の各FPIのポジションを総計します
- 指定カストディアン銀行は、ポジション合計をモニタリングして違反がないかを確認し、あった場合はRBI／SEBIに通知します
- 上限額は、一日の終わり時点のポジションベースでモニタリングされます。3つの通貨ペアのショートポジションと3つの通貨ペアのロングポジションについては、500万米ドルの上限額が別々に検討されます。
- 取引所は、一日の終わり時点の報告書を通じて、FPIがその日に行った日中で最も高いポジションのFPIのカストディアンにそれとなく知らせます。

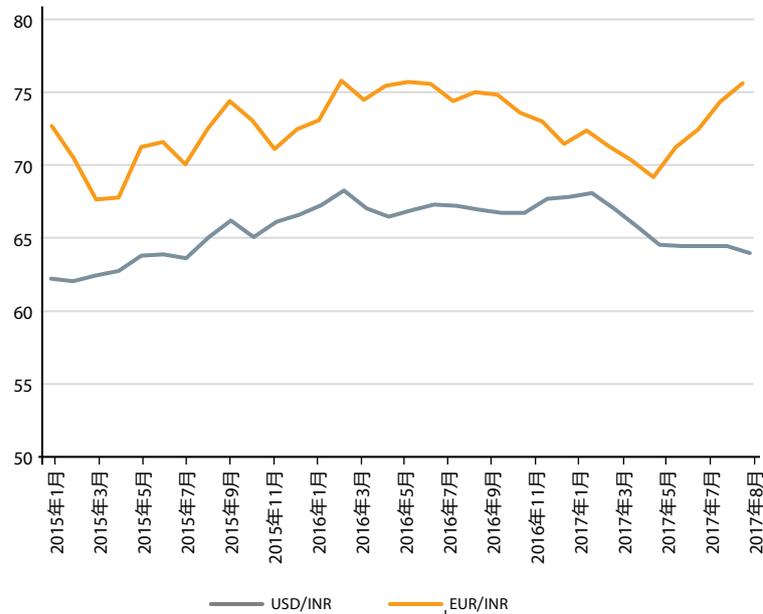
インド国立証券取引所(NSE)も、通貨デリバティブセグメントにおける外国ポートフォリオ投資家(FPI)投資に関連したよくある質問(FAQ)を公開しています。

FAQには以下のリンクをクリックするとアクセスできます。

http://www.nseindia.com/invest/resources/download/CDS_FAQ_FPI.pdf

10.7. 通貨トレンド

以下のチャートは、2015年1月から2017年8月までの為替動向(USD/INRとEUR/INR)を表しています



出典：RBI

以下のグラフは、2000年1月以降の通貨トレンドを表しています。



出典：ブルームバーグ

清算と決済の環境

11.1 序文

インドの証券市場では、清算と決済メカニズムについていくつかの革新が見られました。これには、以下に挙げるものの利用が含まれます。

- 最新のインフォメーションテクノロジー
- 決済サイクルの短縮
- 証券の無券面化と電子取引
- 証券貸借
- 効率的なリスク管理システム
- カウンターパーティリスク管理のための清算機関

上記に加え、インドの証券取引所は、現物市場の取引に会計期間決済のシステムに従っていましたが、その後、全ての証券についてT+2のローリング決済が導入されました。T+2決済の資金や証券の払込と払出は、取引執行から2営業日後となります

証券の移動は、預託機関であるNational Securities Depositories Ltd.(NSDL)とCentral Depositories Services Ltd.(CDSL)が証券の電子振替を提供していることから、無券面化されており、ほぼ瞬時になりました。

清算と決済

インド国立証券取引所(NSE)、ボンベイ証券取引所(BSE)、インド・メトロポリタン証券取引所(MSE)などの証券取引所が、取引会員に対して取引プラットフォームを提供しています。National Securities Clearing Corporation Ltd.(NSCCL)、Indian Clearing Corporation Limited(ICCL)、Metropolitan Clearing Corporation of India Ltd.(MCCIL)が取引会員の資金/証券の債務を決定し、取引会員が確実に株式の債務を果たせるようにします。国債はClearing Corporation of India Limited(CCIL)を通じて決済されます。清算機関は、会員がデフォルトした場合でも関係なく、全ての決済債務を満たすことが義務付けられています。

決済に関与している主な機能は以下の通りです。

- 取引の記録
- 取引の確認
- 債務の決定
- 資金と証券の払込
- 資金と証券の払出
- リスク管理

11.2. 株式

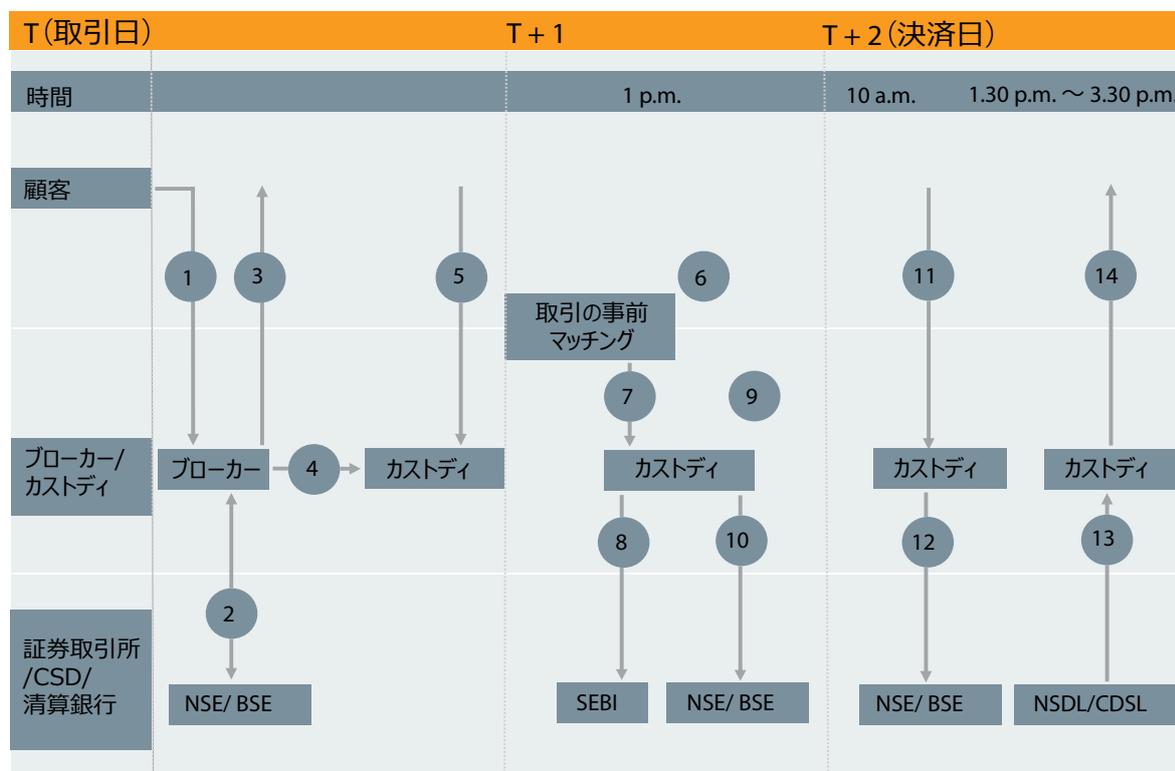
インドの株式市場は、2003年4月から、T+2ローリング決済にうまく移行しました。株式取引の決済に対する清算参加者が、仲介機関とともに以下の役割を果たします。

- National Securities Clearing Corporation Ltd.(NSCCL)、Indian Clearing Corporation Limited(ICCL)、Metropolitan Clearing Corporation of India Ltd.(MCCIL)などの清算機関。取引の清算

および決済とリスク管理がこれら機関の中心的機能となっています取引所の取引後の活動についても責任を持って行います

- 取引会員は、証券取引所での取引を執行し、手渡し取引の場合の取引決済を責任を持って行います
- 清算会員は、清算機関の決定に従い、債務の決済を担当します。清算会員は、決済日に、指定口座に利用できる資金および/または証券がなければいけません
- カストディアン：清算会員としてのカストディアンは、取引会員が割り当てた取引の決済を行います
- 清算銀行は、資金決済のための清算会員と清算機関との間のリンクとして機能します
- 預託機関預託機関(NSDLとCDSL)は、証券発行を伴わない証券の決済を助けます
- プロフェッショナル清算会員：清算機関が任命した特別カテゴリーの会員は、顧客(個人、機関など)のために取引の清算と決済を行なうことができます

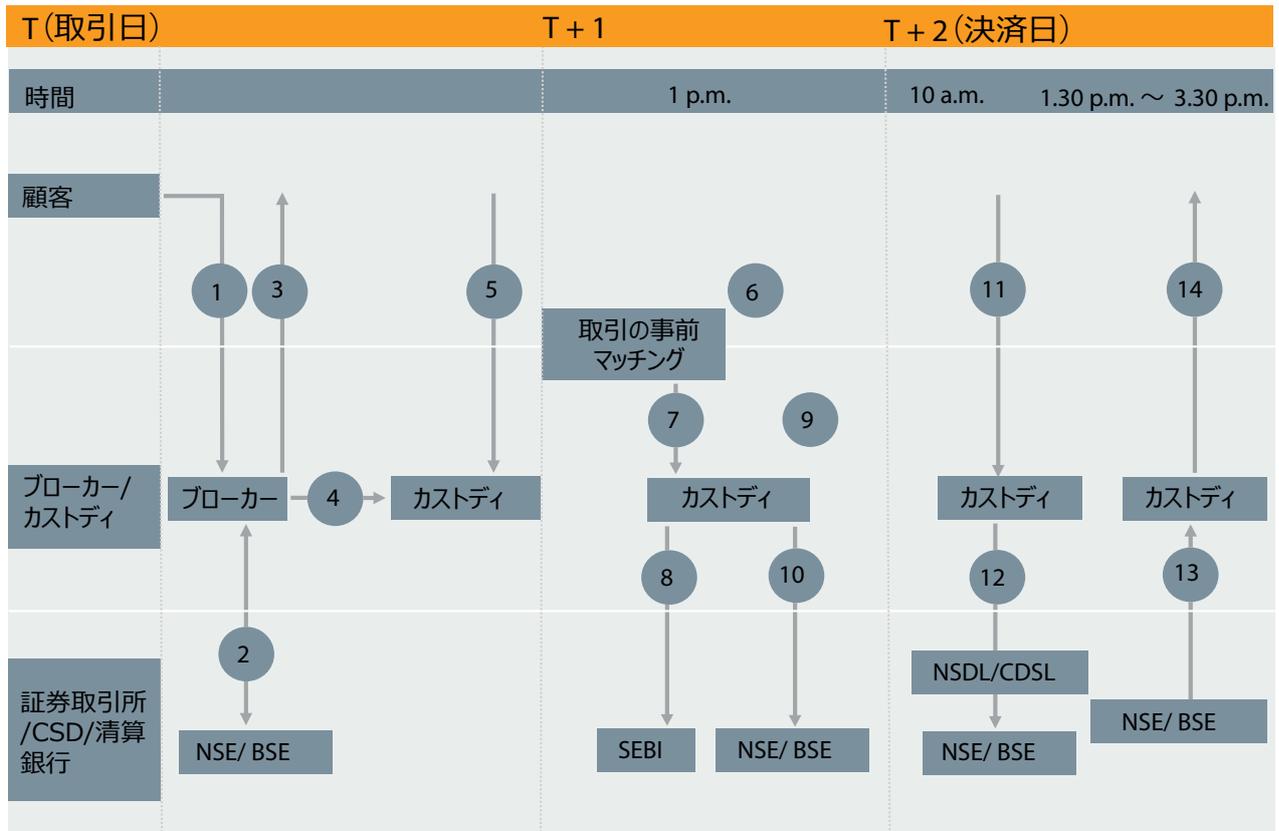
決済フロー - 株式購入取引



説明文

1. 顧客がブローカーに取引指示を送信
2. 取引所でブローカーが取引を執行
3. ブローカーが顧客に取引確認を送信
4. ブローカーがT(日)にSTPゲートウェイを通じてカストディアンに売買報告書を送信
5. Tの一日の終わりまでに顧客がカストディアンに決済指示を送信
6. 証拠金/完全決済(早期払込)のため顧客がINR資金をアレンジ
7. カストディが、T+1の1pmまでに事前マッチング完了と取引確認
8. 取引に関する報告をSEBIに行う
9. 証拠金/早期払込代金のためカストディアンで維持されている顧客の銀行口座から引き落とし
10. 清算銀行を通じて取引所に証拠金支払/資金の早期払込
11. 証拠金を選択した顧客の場合、T+2の10amまでに顧客の口座から差金決済金額分を引き落とし
12. 清算銀行を通じて取引所に決済代金を支払
13. 預託機関を通じて証券を払出、カストディアンが維持する顧客の証券口座に入金
14. 顧客に決済確認を送付

決済フロー - 株式売却取引



説明文

1. 顧客がブローカーに取引指示を送信
2. 取引所でブローカーが取引を執行
3. ブローカーが顧客に取引確認を送信
4. ブローカーがT(日)にSTPゲートウェイを通じてカストディアンに売買報告書を送信
5. Tの一日の終わりまでに顧客がカストディアンに決済指示を送信
6. 証券の早期払込のため、顧客が証拠金代金/指示をアレンジ
7. カストディが、T+1の1pmまでに事前マッチング完了と取引確認
8. 取引に関する報告をSEBIに行う
9. 証拠金をカストディアンで管理している顧客の銀行口座から引き落とし(顧客が証券の早期払込を選択した場合を除く)
10. 証券の証拠金を取引所に支払/早期払込
11. 証拠金を選択した顧客の場合、T+2の10amまでに顧客の口座から証券を引き落とし
12. 10amまでに証券を預託機関に払込
13. 清算銀行を通じて払出された資金を受領
14. 顧客の口座に売却代金を支払い、顧客に決済確認を送付

11.3. 債券

国債

国債は主に、Negotiated Dealing System- Order Matching(NDS-OM)と呼ばれる匿名のオーダー・マッチング・プラットフォーム経由で取引されます。取引所でも国債の取引が可能です。NSEでは、国債取引は、交渉取引報告プラットフォームで執行されます。BSEでは、国債は債券市場セグメントまたはリテール債券市場セグメントで取引されます。そのため、国債の清算および決済は、これらのセグメントに関する条例、規則、規制、回状に従う必要があります。NSEとBSE両方のリテール債券市場(RDM)セグメントにおける取引のための取引メカニズムは、株取引に使用されているメカニズムと同じです。NSEとBSEのホールセール債券市場(WDM)セグメントで執行される国債取引は、取引所の清算機関を通じてルートされます。

国債における全ての取引は、RBIのNDS-OMを通じてRBI-SGLに報告され、Clearing Corporation of India Limited(CCIL)が現金担保債券貸借取引(債券レポ取引)を含む国債の取引に対して決済保証を提供します。

保管所としてのRBI

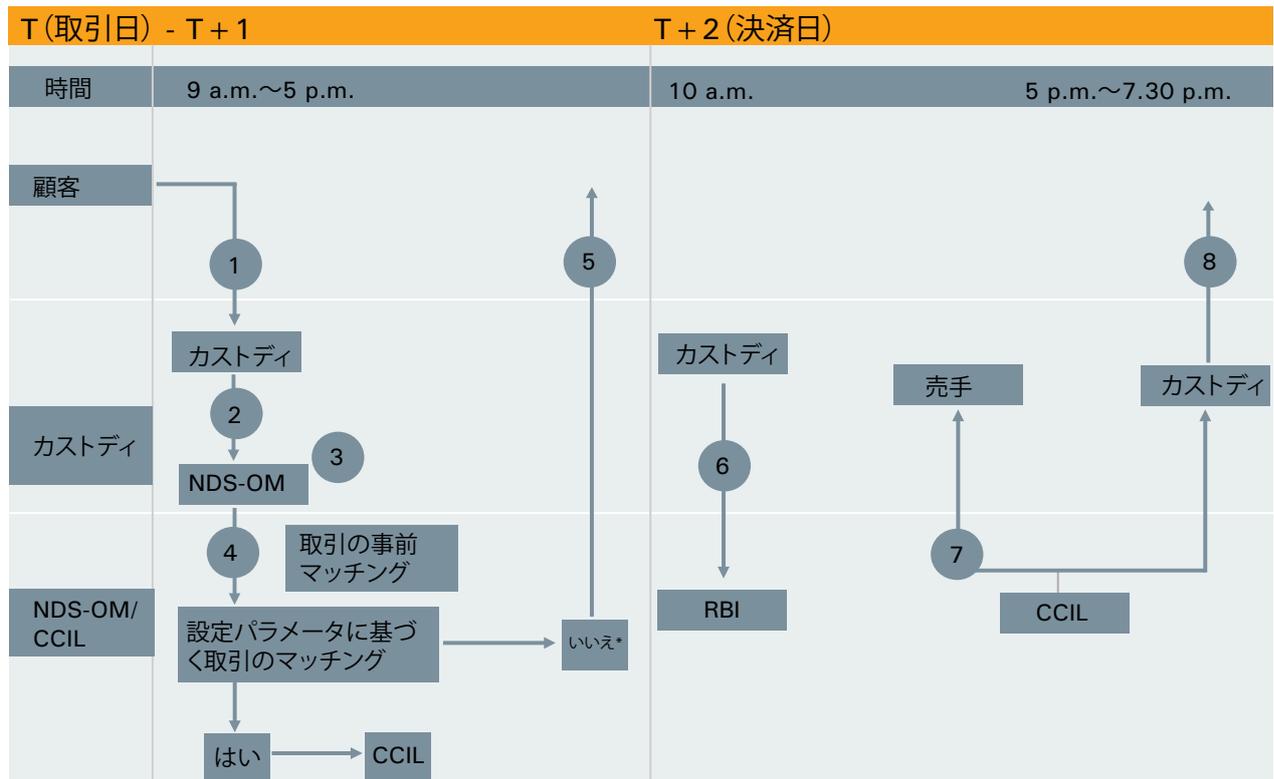
ムンバイにあるインド準備銀行の公債オフィス(PDO)が、国債の登記所兼中央保管所としての役割を果たしています。

- 無券面化形式：2002年5月20日以降、RBIの規制下にある事業体全てが、国債を証券発行を伴わない証券(SGL)の形式で保有・取引することが必須となりました。また、証券発行を伴わない証券の送金やサービス提供が電子化するため、取引が楽になります。保有者は、証券を、以下の2つのいずれかの方法で、無券面化された形式で維持できます。
 - SGL口座：インド準備銀行はSubsidiary General Ledger(SGL)口座枠を提供し、インド準備銀行の公債オフィスで維持するSGL口座で証券を維持できる事業体を選択します。
 - ギルト口座：RBIでSGL口座を開設・維持する資格は制限されているため、投資家には、Constituents' Subsidiary General Ledger Account(CSGL)を開設する資格を満たす銀行やプライマリーディーラーでギルト口座を開設するという選択肢があります。このアレンジメントでは、銀行またはプライマリーディーラーが、ギルト口座保有者のカストディアンとして、RBIのCSGL口座(SGL II口座としても知られています)にある構成要素の保有分を維持します。ギルト口座で保有される証券に関するサービス提供が電子的に行われることで、証券の取引や維持が容易になります。満期受取金や定期的な利息の受取についても今までより早くなります。その理由は、受取金が、インド準備銀行(RBI)におけるカストディアン銀行/プライマリーディーラーの当座預金に振り込まれると、カストディアン(CSGL口座保有者)が直ちにこれをギルト口座保有者(GAH)に振り込むためです。

国債の全てのセカンダリー市場のアウトライト取引の決済は、T+1に標準化されました。但し、FPIが行った取引の決済は唯一の例外となります。RBIは、FPIが執行した国債取引の報告タイミングと決済をT+2ベースに延長を許可しました。これに従い、国債に対する全ての買い・売り取引は、当事者のいずれか一方がFPIの場合、T+2ベースで決済されます。

証券を売却するFPIのカストディアン銀行、または、FPIに証券を売却するカウンターパーティーの事業体は、規定の報告期間内に、自身の取引について取引実行日に取引を報告する必要があります。証券を購入するFPIのカストディアン銀行は、翌営業日(T+1)の1pmまでに取引を報告すれば良いことになっています。決済に関するその他全ての条件は、T+2ベースで決済された取引に引き続き適用されることとなります。FPIには、ブローカーのサービスを利用せずに、国債を直接取引することが許可されています。FPIは、レポ取引への投資はできません。

決済フロー – 国債購入取引



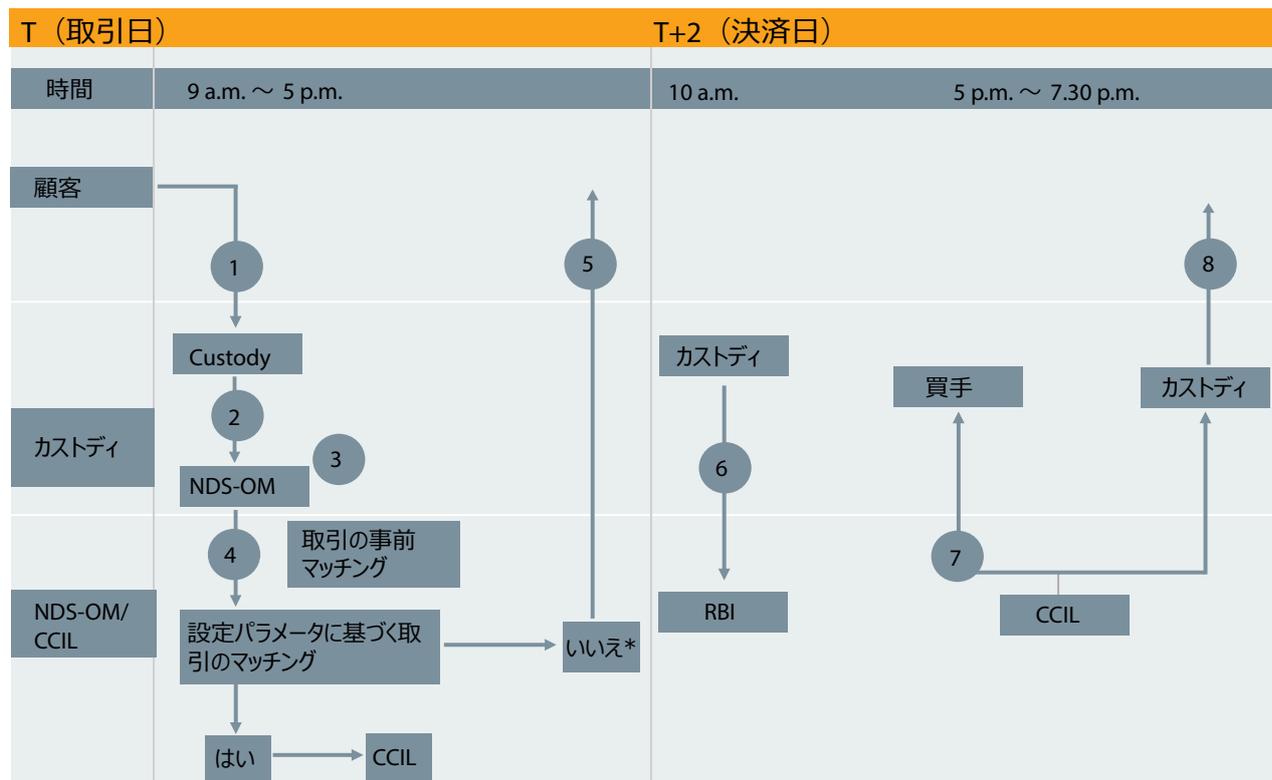
説明文

NDS-OM – Negotiated Dealing System Order Matching Platform(相対取引システム オーダー・マッチング・プラットフォーム)CCIL – Clearing Corporation of India(インド清算会社)、NDSプラットフォーム上での取引清算を担当

1. 顧客がカストディアンに取引指示を送信
2. NDS-OMへの(買手と売手からの)取引報告が取引執行から15分以内に完了
3. 国債購入取引の報告/確認は、TまたはT+1の1pmまで可能
4. 設定パラメータに基づき、カウンターパーティとの事前マッチングが完了。マッチングされた場合、決済のため取引をCCILに送信
5. マッチングができなかった場合、顧客に暗示して取引内容を変更
6. 顧客の口座から決済金額を引き落とし、10amまでにRBIに支払い
7. CCILが売手に資金を、カストディアンにある買手のCSGL口座に証券を送金
8. 顧客に決済確認を送信

*NDS-OMプラットフォームでマッチされていないまま残っている取引は、一日の終了時刻までにキャンセルされる

決済フロー – 国債売却取引



説明文

NDS-OM – Negotiated Dealing System Order Matching Platform(相対取引システム オーダー・マッチング・プラットフォーム) CCIL – Clearing Corporation of India(インド清算会社)、NDSプラットフォーム上での取引清算を担当

1. 顧客がカस्टディアンに取引指示を送信
2. NDS-OMへの(買手と売手からの)取引報告が取引執行から15分以内に完了
3. 国債取引の報告と確認は、Tの5pmまでに行わなければならない
4. 設定パラメータに基づき、カウンターパーティとの事前マッチングが完了。マッチングされた場合、決済のため取引をCCILに送信

5. マッチングができなかった場合、顧客に暗示して取引内容を変更

6. 顧客の国債口座から証券を引き落とし

7. CCILが売手に資金を、カस्टディアンにある買手のCSGL口座に証券を送金

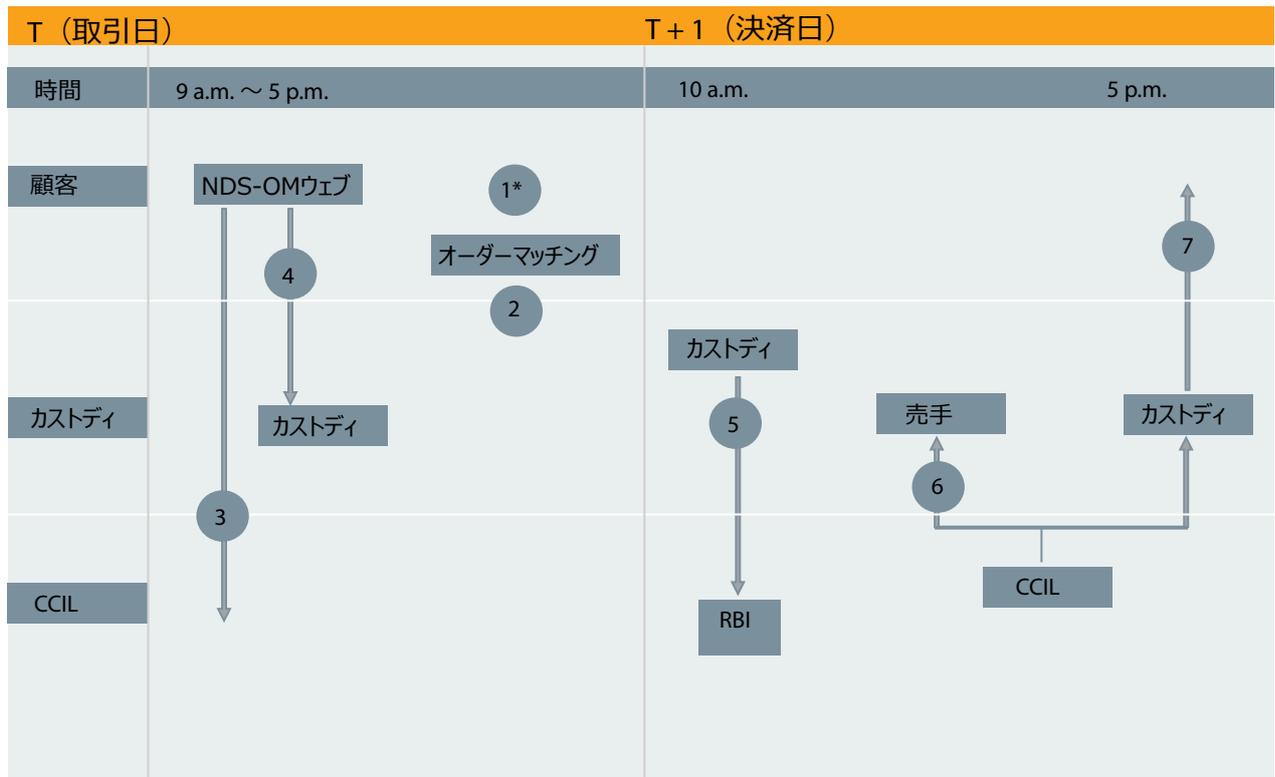
8. 顧客の現金口座に送金、顧客に決済確認を送付

*NDS-OMプラットフォームでマッチされていないまま残っている取引は、一日の終了時刻までにキャンセルされる。

NDS-OM機能は現在、ウェブモジュール上でFPIに提供されています。

NDS-OMウェブモジュールを使用するFPIによる取引は、T+1ベースで決済されます。

決済フロー – NDS-OMウェブで執行される国債購入



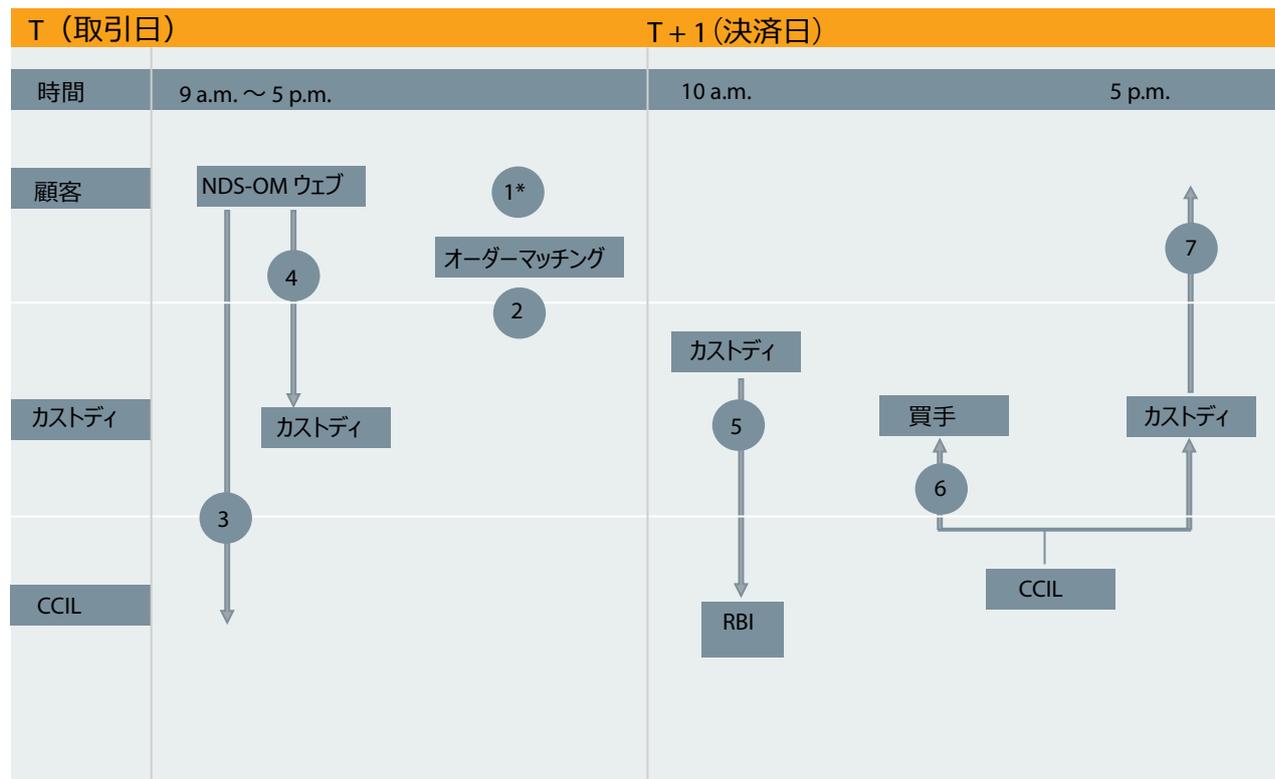
説明文

NDS-OM – Negotiated Dealing System Order Matching Platform(相対取引システム オーダー・マッチング・プラットフォーム) CCIL – Clearing Corporation of India(インド清算会社)、NDSプラットフォーム上での取引清算を担当

1. 顧客がNDS-OMウェブで注文を執行
2. 取引注文は、所定の基準に従ってシステムによりマッチングが行われ、マッチする取引が形成される
3. NDS-OMでマッチした取引がシステムにより自動的にCCILに送信され、決済手続きが行われる
4. マッチした取引に関する指示がカストディアンに送信され、決済手続きが行われる
5. 購入取引の場合、顧客の口座から決済金額を引き落とし、10amまでにRBIに支払い
6. CCILが買手/売手に証券/資金を、カストディアンにある顧客の現金/CSGL口座に入金
7. 顧客に決済確認を送信

*NDS-OMプラットフォームでマッチされていないまま残っている取引注文は、一日の終了時刻までにキャンセルされる。

決済フロー – NDS-OMウェブで執行される国債売却



説明文

NDS-OM – Negotiated Dealing System Order Matching Platform(相対取引システム オーダー・マッチング・プラットフォーム) CCIL – Clearing Corporation of India(インド清算会社)、NDSプラットフォーム上での取引清算を担当

1. 顧客がNDS-OMウェブで注文を執行
2. 取引注文は、所定の基準に従ってシステムによりマッチングが行われ、マッチする取引が形成される
3. NDS-OMでマッチした取引がシステムにより自動的にCCILに送信され、決済手続きが行われる
4. マッチした取引に関する指示がカストディアンに送信され、決済手続きが行われる
5. 売却取引の場合、顧客の口座から証券を引き出し、10amまでにRBIに転送
6. CCILが売手に資金を、買手のギルト口座に証券を転送
7. 顧客に決済確認を送信

*NDS-OMプラットフォームでマッチされていないまま残っている取引注文は、一日の終了時刻までにキャンセルされる。

FPI投資家にとってのNDS-OMウェブモジュールを使用するメリット

- GAHはプライマリー会員としてNDS-OMと同じオーダーブックにアクセスします。GAHは注文(発注/修正/キャンセル/保留/開放)をコントロールするうえでより優れた立場にあり、市場でのリアルタイムの呼値にアクセスします
- 執行された注文の通知や様々なクエリはオンラインでGAHに提供されるため、GAHは自らのポジションを管理するうえで有利な立場にあります
- このため、カストディアンの銀行/PDで既に管理されているギルト口座を活用したウェブベースのインターフェースは、運用上効率的なシステムを提供します

社債 – OTC

社債市場における取引の大部分は、取引の当事者間で双方向に執行されています。インド証券取引委員会 (SEBI)、インド準備銀行(RBI)、インド保険規制開発庁(IRDAI)の規制下にある事業体には、取引所の取引報告プラットフォーム上での社債取引について報告を行い、NSCCL(インド国立証券取引所)、ICCL(ボンベイ証券

取引所)などの取引所の清算機関を通じて決済することが求められています。取引所で報告されたOTC取引、または、清算機関を通じて決済されたOTC取引は、取引所または清算機関による保証がありません。社債取引の決済は、月曜日から金曜日の間に、3つの決済サイクル、即ち、T+0、T+1、T+2で行われるものとして、FPIには、ブローカーのサービスを利用せずに、社債市場と直接取引するという選択肢があります。

次の取引は、仲介機関として証券ブローカーを介さずにFPIが実行することができます。

- カテゴリーIおよびカテゴリーIIのFPIによる社債市場での取引。カテゴリーIIIのFPIは、社債市場における取引を実行するためには、引き続きブローカーのサービスを使用しなければいけません
- 公認の証券取引所の電子ブックプロバイダー(EBP)プラットフォーム上での取引

FPIは、第7章で扱っている特定の制限事項に従うことを条件として、非上場の社債に投資を行うことも許可されています。

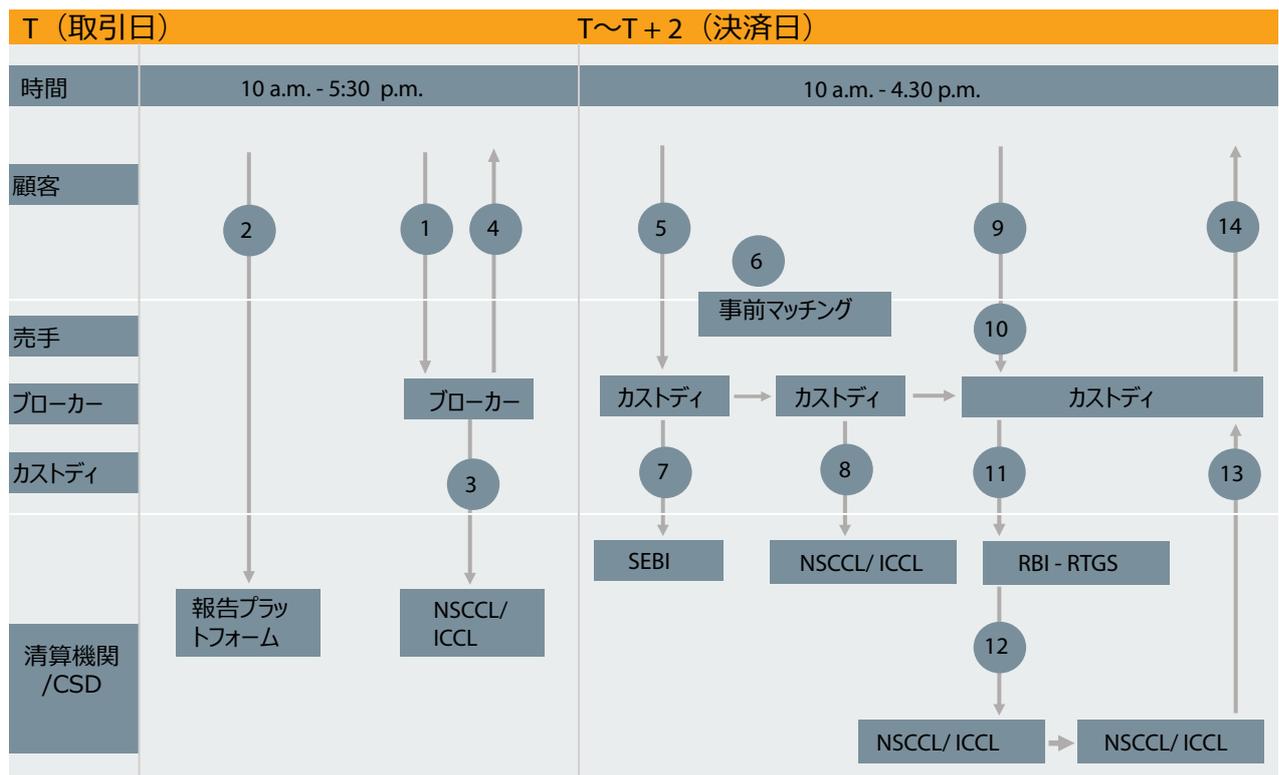
NSEが提供する債券報告プラットフォームは、CBRICS(Corporate Bond Reporting and Integrated Clearing and Settlement：社債報告および統合清算・決済)プラットフォームとして知られています。NSEは、このアプリケーションの安全性をさらに強化するため、債券報告プラットフォームのユーザーに対し、2要素認証(2FA)を導入しました。

BSEは2016年7月14日から、債券報告プラットフォームとして、新規債券報告・決済プラットフォーム - インド社債市場(ICDM)を使用しています。このプラットフォームは、顧客および決済関連の詳細に加え、取引確認などの決済機能を備えています。

報告プラットフォームは、以下の機能を提供しています。

- 報告と決済のための単一システム
- ポートフォリオ作成機能
- 社債、CP、CD、国債報告のための単一オーダーエントリー画面
- 同一のオーダーエントリーウィンドウからの報告と決済
- 取引履歴
- 日次市場分析レポート

決済フロー - 社債購入取引

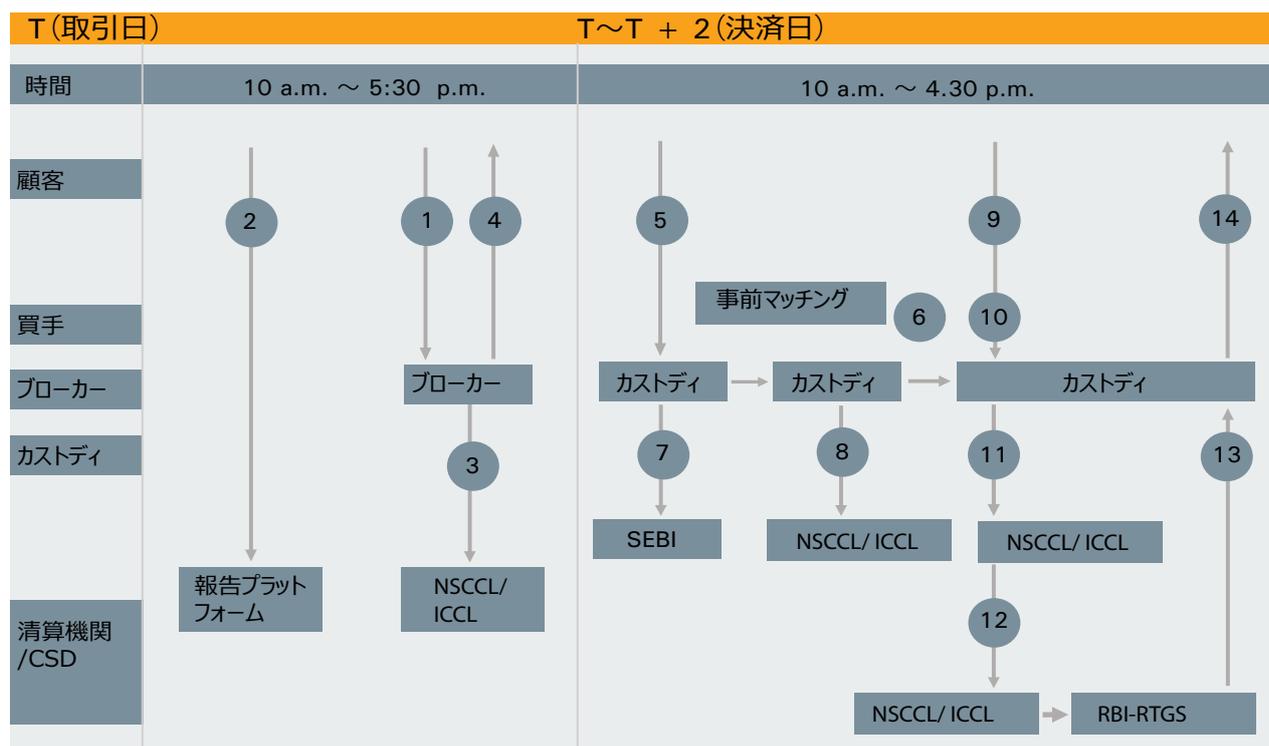


説明文

NSCCL – National Securities Clearing Corporation Limited
 ICCL – Indian Clearing Corporation Limited

1. 顧客がブローカーに取引指示を送信
2. 取引所の報告プラットフォームに取引が報告される
3. ブローカーが取引所に取引を報告
4. 顧客に対して、ブローカーの売買報告書とともに取引確認を送付
5. 合意したタイムラインに従い決済指示
6. 顧客の指示内容と債券報告プラットフォームの入力内容との間の事前マッチング
7. SEBIに取引を報告
8. NSCCLとICCLで取引を確認
9. 口座に資金があるかを顧客が確認
10. 顧客の現金口座から引き落とし
11. RBI-RTGSを通じて清算機関に資金を払出
12. 清算機関を通じて決済
13. 債券の受渡と預託機関を通じた顧客口座への支払い
14. 顧客に決済確認を送信

決済フロー - 社債売却取引



説明文

NSCCL – National Securities Clearing Corporation Limited
 ICCL – Indian Clearing Corporation Limited

1. 顧客がブローカーに取引指示を送信
2. 取引所の報告プラットフォームに取引が報告される
3. ブローカーが取引所に取引を報告
4. 顧客に対して、ブローカーの売買報告書とともに取引確認を送付
5. 合意したタイムラインに従い決済指示

6. 顧客の指示内容と債券報告プラットフォームの入力内容との間での事前マッチング
7. SEBIに取引を報告
8. NSCCLとICCLで取引を確認
9. 売却可能株式が十分あるかを顧客が確認
10. 顧客の証券口座から引き出し、証券を払込
11. 預託機関を通じて証券を払込
12. 清算機関を通じて決済
13. RBI-RTGSを通じて資金を受取
14. 顧客の現金口座に送金、決済確認を送付

取引所プラットフォームを通じて執行・決済された社債

また、取引所は、債券市場プラットフォーム上で取引を執行することも許可しています。取引所プラットフォームで執行された取引は、取引所の個々の清算機関を通じて決済されます。取引所の取引プラットフォームで執行されたかかる取引は、清算機関により保証されています。

SEBIの指示に従い、取引所は、受渡期間が短い場合には、証券取引所プラットフォーム上で取引される社債のオークションと手仕舞いのため、次のメカニズムを導入することが求められています。

受渡不足の場合、証券取引所/清算機関は、取引日の最高価格(この価格が取引価格となります) + 1%のマークアップの価格で手仕舞いを行います。

- 決済は総債務額ベースで、証書発行を伴わない方法で強制的に行われ、決済保証があります
- 売手が証券の受渡ができなかった場合、公表されたオークションスケジュールに従い、清算機関による株式のオークションが行われます
 - オークションはT+1に実施され、T+2に決済されます
 - 預託機関は、9:30a.m.までにそれぞれの「清算機関決済プール口座」にこれらの証券の譲渡を行うことを容易にします
 - オークション金額は受渡の短い会員に請求されます
- 債券について決済日に受渡がされない債券のバリュエーション価格については、関連当局が適宜規定している場合を除き、T日における債券の終値となります
- オークションで株式を調達できなかった、または、オークション売手がオークションの払込日に株式の一部または全部を受渡できなかった場合、打ち切りとなります
 - 手仕舞いは、T日の最高価格(この価格が取引価格となります) + その取引価格1%のマークアップで行われます。

11.4. デリバティブセグメント

- 株式デリバティブ：取引所の清算機関が、デリバティブ(先物 & オプション)セグメントで執行された全ての取引の清算・決済代行業者として行動します。NSCCLは、NSEのF&Oセグメントでのあらゆる取引に対して、法的カウンターパーティの役を務め、決済を保証します。ICCLは、BSEのF&Oセグメントでのあらゆる取引に対して、法的カウンターパーティの役を務め、決済を保証します

LEIは、グローバル取引主体識別財団(GLEIF)が認可したローカルオペレーティングユニット(LOU)から取得できます。GLEIFがLOUのリストを提供しています。リストには以下のリンクからアクセスできます。

<https://www.gleif.org/en/about-lei/how-to-get-an-lei-find-lei-issuing-organisations>

インドでは、LEIコードはLegal Entity Identifier India Ltd.(LEIL)から取得できます。

<https://www.ccilindia-lei.co.in>

現在および将来の参加者全員が、以下に示すタイムラインに従い、一意のLEIコードを取得する必要があります。LEIコードのない事業体は、以下に指定された日以降は、OTCデリバティブ市場に参加する資格がなくなります。

フェーズ	事業体	締切
フェーズI	— 以下の規制下にある事業体 — RBI — インド証券取引委員会(SEBI) — インド保険規制開発庁(IRDA) — 年金基金規制開発機構(PFRDA) — 純資産100億INR超の企業	2017年8月1日
フェーズII	— 純資産20億INRから100億INRの企業	2017年10月1日
フェーズIII	— 純資産7億INRから20億INRの企業	2017年12月1日
フェーズIV	— 純資産7億INR未満の企業	2018年3月31日

11.5. 証券貸借

SEBIとRBIは、全てのクラスの投資家に対し、オンショアの空売りと証券貸借(SLB)を許可しました。このため、SEBIの規制下にある全ての機関投資家が空売りができます。インドの証券市場では裸売りは許可されておらず、投資家は、決済時点で証券の受渡を行うという義務を果たすことが強制されています。これに従い、証券貸借のためのスキームが導入されました。

SEBIは、SLB取引が、取引所の清算機関を通じてルートされることを命令しました。この結果、清算機関であるNSCCLとICCLだけが、現在のSLB取引に対する承認済仲介機関(AI)となっています。

借手と貸手はISのSLBプラットフォーム上で取引を行うための直接アクセスを持っていないため、既存のNSEとBSEの清算会員(銀行、カストディアンなど)がSLB参加者になるという仕組みを通じて、取引を執行しなければいけません。投資家によるSLB取引の清算と決済は、機関投資家の指定カストディアンを通じて行われます。

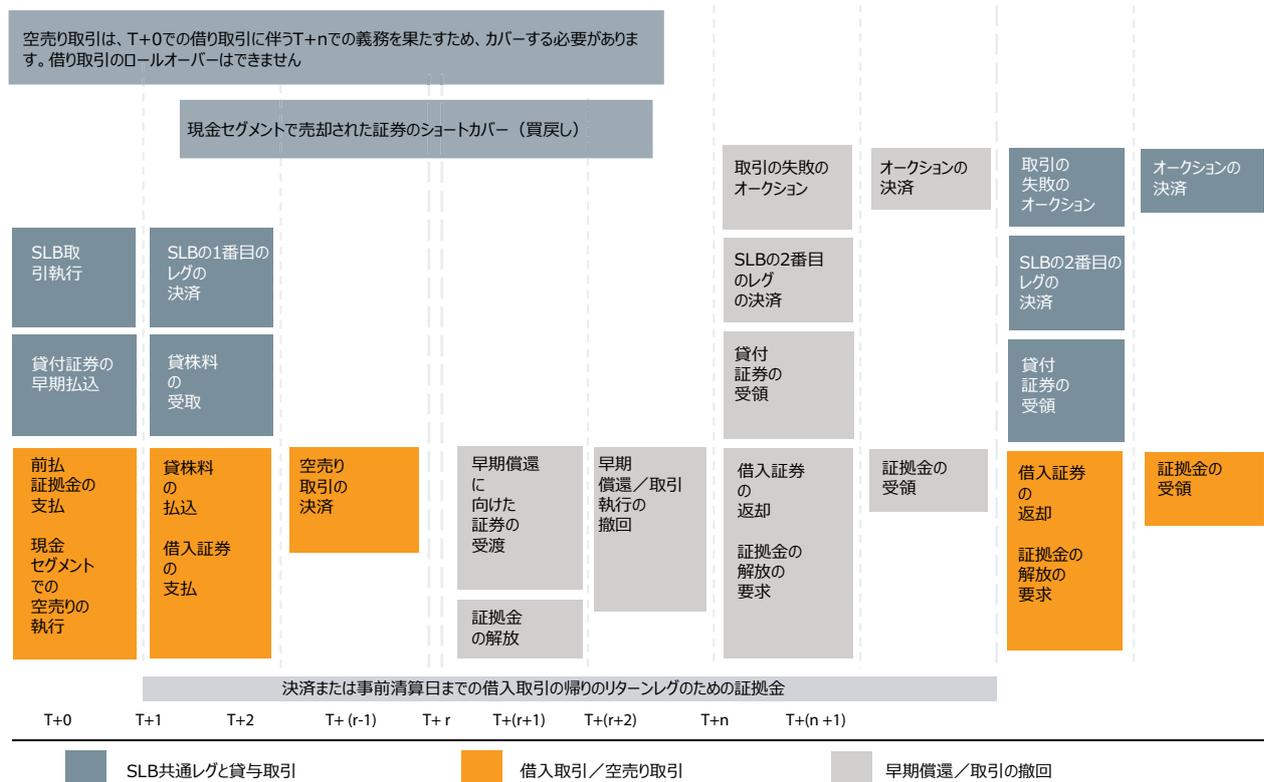
「参加者」として言及される銀行やカストディアンを含め、承認済仲介清算機関(NSCCL/ICCL)の清算会員全員が、SLBへの参加資格があります。SLBに参加するには、清算会員はSLBの参加者として登録しなければいけません。証券貸借を希望する参加者は、自身の口座または顧客の代理のいずれかでこれを行うことができます。

NSCCL手数料

階段式に増加*(INR建ての貸株料総額)	実効率
100万INRまで	2.00%
100万INR超～500万INR未満	1.75%
500万INR超～1,000万INR	1.25%
1,000万INR超	0.50%

*階段式に増加する率は、参加者が執行した借入取引と貸出取引の両方に関連する貸株料の月額合計である貸株料総額に基づきます

SLB取引フロー - 運用モデル



11.6. リスク管理 - 概要

規制当局/取引所は、会員の資本の充実、十分な証拠金要件、エクスポージャーや出来高に関する上限額、賠償責任保険、オンラインでのポジションのモニタリング、自動無効化などに関して、包括した広範なリスク管理システムを開発しました。また、過度なボラティリティを抑制し、価格操作を察知・回避するため、効果の高い監視システムも管理しています。

証拠金- リスク管理システムの主要部分は証拠金です。株価の動向の不確実性がリスクにつながりますが、株式市場の証拠金システムでこれに対処できます。日次証拠金は以下の通りです。

- バリュー・アット・リスク(VaR)証拠金
- 極端な損失の証拠金
- マーク・トゥ・マーケット(MTM)

2008年4月21日から、FPIを含めた機関投資家全員による取引の証拠金は、カストディアンによる取引確認後のT+1から請求されます。

注記：法人、個人、ファミリーオフィスの形式を取るFPIは、機関投資家ではない取引のためのかつての証拠金フレームワークに従い、前払いベース(即ちT+0)で請求されます。

自己資本比率要件：リスク管理の中心にあるのは、会員が取引所/清算機関に預託した流動性資産です。会員は、様々な証拠金や基本自己資本比率要件最低額を十分にカバーする流動性資産を提供するよう求められます。

コア決済保証資金(CSGF)：SEBIは、清算会員のデフォルトに効率的に対処するために清算機関の現在のリスク管理システムの堅調さを強化する目的で、コア決済保証資金(コアSGF)、デフォルト・ウォーターフォール、ストレステストのための規範を規定しました。取引会員による取引が失敗に終わった場合、資金は、取引所取引の力

ウンターパーティリスクをなくすよう、うまく決済を完了させるために使用されます。そのため、取引所はCSGFを設立しました。これには、清算機関が各セグメントの最低資本要件(MRC)の最高50%まで拠出することになっています。取引所はMRCの最高25%まで拠出し、残りの25%については各セグメントの清算会員が拠出します。

これらの規範は、主に以下の目的を達成することを意図しています。

- エクスポージャーがなく、清算会員が決済債務を負担することができなくなった場合に、清算機関の決済債務を即時かつ無条件に満たすことのできるSGF内でコア資金(コア決済保証資金と呼ばれる)を設定すること
- 金融市場インフラ原則(FMI)(信用リスクのためのストレステスト、流動性リスクのためのストレステスト、頻度やシナリオなどの反対ストレステストのための規範)に清算機関のストレステスト実践を一致させること
- 機関投資家取引でのデフォルトの可能性が原因のリスクについてストレステストを行うこと
- 清算機関全体にわたって、デフォルト・ウォーターフォールを統一させること
- 中央カウンターパーティ(CCP)に対するエクスポージャーのためのバーゼル自己資本要件の面でデフォルトしない会員の責任を制限すること
- その他セグメントでのデフォルトによる清算機関の各セグメント目的を特定した上で隔離すること
- 異なる清算機関、特に会員のデフォルトに関して、ストレステストとリスク管理に統一性をもたらすこと

コアSGFに対する拠出

いかなる時点でも、あらゆるセグメントのコアSGFに対する様々な拠出者の拠出額は、以下の通りでなければいけません。

- 清算機関(CC)の拠出：コアSGFに対するCCの拠出は、最低必要資本(MRC)の50%以上とします。CCは、自身の資金からこれを拠出するものとします。コアSGFに対するCCの拠出は、純資産の一部としてみなされるものとします
- 証券取引所の拠出：コアSGFに対する証券取引所の拠出は、MRCの25%以上とします(これらのガイドラインを考慮して見直されるSECC規則第33規則に従い、証券取引所が利益を譲渡することに対して調整可能です)
- 清算会員の主な拠出：CCが希望する場合、以下に挙げる事項を条件として、セグメントの清算会員(CM)(カストディの清算会員を含む)からコアSGFに対して、リスクベースの拠出を求めることができます。
 - CMからの総拠出額がMRCの25%を超えないこと
 - いかなるCMのコアSGF拠出についても、エクスポージャーを利用できないこと(CCで利用できるエクスポージャーのないCMの担保は、CMのコアSGF拠出とみなされる可能性があります)
 - 各CMの必要拠出額が、システムにもたらすリスクに基づくものと比例していること

CCは、CMのプライマリー拠出を収集するうえで、前払いか、期間中の分割か選択できる柔軟性があります。分割拠出の場合、CCが残高を満たすことで、常にコアSGF合計が十分であると保証されなければいけません。かかるCC拠出額は、CMを受け取った場合に、さらなる拠出の場合にCCが引き出しできるような状態になっている必要があります。

以上で規定したCC、SE、SMによる上限額は、SEBIが、その時の市況を検討しながら適宜見直しを行います。

CCが課す罰金(SECC規則第34規則による)は、コアSGFコーパスに支払うものとします。

コアSGFに対する現金拠出に関する利息も、コアSGFに生じるものとし、現金拠出額に比例して拠出者に対して比例配分されます。

CCは、コアSGF拠出に現金担保を受け付けるものとしますが、CCは、銀行FDという形式でのCM拠出も受け付けることができます。CCは、これに関してSEBIが適宜発行する特定のガイダンスに従うものとします。

コアSGFへのアクセス

会員が決済の義務をはたせなかった場合、CCはコアSGFを使用できます。

デフォルト・ウォーターフォール

すべてのセグメントのCCのデフォルト・ウォーターフォールで、通常、以下の順序に従います。

- デフォルトを起こした会員の資金(デフォルトを起こした会員のコアSGFに対するプライマリー拠出額やその他セグメントにおける不履行者の過剰資金を含みます)
- 保険(該当する場合)

- CCの資金源(セグメントMRCの5%に相当)
- 以下に挙げる順序のセグメントのコアSGF
 - 罰金
 - セグメントMRCの25%以上のCC拠出
 - 残りのコアSGF：CC拠出額、証券取引所の拠出額、デフォルトしていない会員のプライマリー拠出額を、コアCGFに対して比例配分ベースで配分します
- 残りのCC資金源(その他セグメントのコアSGFに対するCC拠出額と10億INRを除く)の比率は、セグメントMRC対全てのセグメントのMRCの合計に等しいものとします。*
- その他セグメントのコアCGFに対するCC/SEの拠出額(これらのセグメントの債務を満たした後)とSEBIが承認した残りのCC資金源
- セグメントのデフォルトしていない会員によるキャッピングされた追加の拠出額。**
- 残りの損失は、払出に対する比例配分ベースのヘアカット(債務削減)によって補われます。***

*残りのCC資金源(その他セグメントのコアSGFに対するCC拠出額を除く)が10億INRを上回る場合のみ、10億INRが除外されます

**CCは、コアSGFに対する複数の必要なプライマリー拠出への追加拠出に対する。デフォルトしていない会員の責任を制限するものとします。デフォルトしていない会員からの評価金額の回収で不足が生じた場合、SEBIの承認により、「VI」層に損失を割り当てることができます。

***損失の割当てが払出へのヘアカットによって行なわれた場合、その後の資金の使用はSEBIの事前承認を必要とします。さらに、この層を使用した後にCCが退出する場合は、SEBIが公共の利益について決定した規定に従うものとします。

SPAN(Standardized Portfolio Analysis of Risk)モニタリング：これは、各会員の先物契約やオプション契約からなるポートフォリオの全体的なリスクを特定することを目的とします。システムは、先物契約とオプション契約を一律に扱いながら、同時に、非常に不利なアウト・オブ・ザ・マネーのショートポジション、月間リスクやコモディティ間リスクなどのオプションのポートフォリオに関連する特有のエクスポージャーを認識します。

見返預金：参加者は、現金同等物、即ち、現金、固定預金証書、銀行保証、国債、外債の形式で担保を預けることができます。参加者が預けた担保は、参加者の証拠金要件に対して使用されます。

段階的監視措置：証券取引所は、市場の安全を確保し、投資家の利益を守るために、段階的監視措置(GSM)を導入しました。GSMは、収益、帳簿価額、固定資産、純資産、株価収益率(PER)などの財務健全性やファンダメンタルに見合わない異常な価格上昇が見られる証券に導入されます。

GSMの主なハイライトは以下の通りです。

- GSMに基づき特定された証券リストは別個に通知され、取引所のウェブサイトで公開されます。GSMフレームワークは、このリストの公開後1週間以内に実行されます
- かかる特定された証券の取引を行う市場参加者は、注意を払い、誠実な行動を行う必要があります。取引所およびSEBIは、以下のようなこれら証券に対して追加の制限を設ける場合があります。
 - 取引されている証券を取引カテゴリーに配置する/継続する
 - 監視預金として追加金の預金を要求する。この追加金は長期間保管されます
 - かかる証券の取引を1週間に1回、または、1か月に1回しか許可しない
 - 取引価格の上限額を固定する
- これらの措置は、一定の基準に基づいて行われ、短期間の通知で発効されます

かかる証券を自身の口座または顧客の代理で取引する会員は、取引所による厳重な監視下に置かれます。いかなる不正行為も深刻なものとみなされます。

取引所は、GSMメカニズムを説明するため、一連のFAQを用意しました。FAQには以下のリンクからアクセスできます。

<http://www.bseindia.com/markets/MarketInfo/DispNewNoticesCirculars.aspx?page=20170321-13>

https://www.nseindia.com/invest/content/FAQs_Graded_Surveillance_Measure.pdf

11.7. 証拠金

機関投資家の株取引は、取引日+1(T+1)に証拠金請求が行われます。証拠金は顧客レベルで計算・請求され、確認済みの全ての取引に対して、カストディアンから回収されます。次に、カストディアンが顧客から証拠金を回収します。未確認の機関投資家取引の証拠金は、取引を執行したブローカーに請求されます。

請求される証拠金の種類

以下の証拠金は、2008年4月21日から、T+1ベースで機関投資家取引に対して請求されます

- バリュースコア・アット・リスク(VaR)証拠金
- 極端な損失の証拠金(ELM)
- マーク・トゥ・マーケット(MTM)

11.7.1. 現物市場における証拠金

取引の種類	債務	払い手	方法	決済日
購入	<ul style="list-style-type: none"> — VARおよびELM証拠金：これら証拠金は、カストディアンに対するT+1日の終了時点で証券取引所が適用します。同様に、カストディアンは、顧客からこれらの証拠金を回収することが求められています — MTM証拠金：T+1の終了時点で適用されるものを支払います。MTM証拠金は、T+2のインド標準時間9:30 amまでに支払います 	買手	現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物、またはNSCCLやICCLが指定した証券で支払可能です。但し、銀行保証と定期預金は、FPIによる担保とすることはできません。証拠金の支払を避けるため、資金を早期に払い込むことが許可されています	T+1
売却	<ul style="list-style-type: none"> — VaR証拠金 ELM証拠金：これら証拠金は、カストディアンに対するT+1日の終了時点で証券取引所が適用します。同様に、カストディアンは、顧客からこれらの証拠金を回収することが求められています — MTM証拠金：T+1の終了時点で適用されるものを支払います。MTM証拠金は、T+2の9:30 am(インド標準時間)までに支払います 	売手	現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物、またはNSCCLやICCLが指定した証券で支払可能です。但し、銀行保証と定期預金は、FPIによる担保とすることはできません。証拠金の支払を避けるため、証券を早期に払い込むことが許可されています	T+1

- 決済金がある証拠金のネットティング - T+1に取引所に支払われる証拠金とT+2に支払う決済金との間でネットティングを行うことが許可されています。ネットティング枠に基づき、決済債務は、機関投資家が支払った現金証拠金を差し引いた後のネットベースで決定されます。現金以外の証拠金(定期預金、銀行保証または承認済証券)を証拠金として投資家が差し入れた場合、このメリットは利用できなくなります
- 早期払込 - 機関投資家には、証拠金での取引を避けるため、資金や証券を早期に払い込むことが許可されています。早期払込を行なった取引の場合、上記の証拠金の対象とはなりません
- カテゴリーIおよびIIのFPIの取引は、既存の規範に従って取引日+1(T+1)ベースで証拠金が課されます
- 法人、個人、ファミリーオフィスの形式を取るカテゴリーIIIのFPIは、機関投資家取引以外の取引のための現行の証拠金フレームワークに従い、前払いベース(即ちT+0)で請求されます。即ち、顧客は、Tに市場でポジションを取る前に、適用される証拠金を事前に準備する必要があります。カテゴリーIIIのその他の種類の投資家は、カテゴリーIおよびIIと同じ証拠金メカニズムとなっています

11.7.2. SLBセグメントにおける証拠金

取引の種類	債務	払い手	方法	決済日	開放日
借入取引	貸株料	借手	現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物、またはNSCCLやICCLが指定した証券で支払可能です。但し、FPIの場合、証拠金の支払は現金のみとなります	T	T+1
借入取引 - リバースレグ	— VaR証拠金 — ELM証拠金 — MTM 証拠金 — NSCCL/ICCLが指定する貸付価格	借手	現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物、またはNSCCLやICCLが指定した証券で支払可能です。但し、FPIの場合、証拠金の支払は現金のみとなります	T+1	証券返却時点
貸出取引	— MTM 証拠金 — NSCCL/ ICCLが指定する貸付価格の固定割合 (25%)	貸手	現金、もしくは銀行保証、定期預金などの現金同等物、またはNSCCLやICCLが指定した証券で支払可能です。但し、FPIの場合、証拠金の支払は現金のみとなります。証拠金の支払を避けるため、証券を早期に払い込むことが許可されています	T	払込

- (借手の場合)現金または(貸手の場合)証券のいずれかの決済債務の「早期払込」を執行することで、証拠金の支払を避けることができます
- 証拠金計算のための正確な計算式は、取引所ごとに異なる場合があります、適宜修正される可能性があります

11.7.3. 取引所の債券セグメントにおける証拠金

証券取引所でDVP-3ベースで決済された取引におけるリスク管理目的で、清算機関は以下の証拠金を課しています。

- 当初証拠金(IM)：当初証拠金は、1日という期間での99% VaRをカバーできるよう、価格変化に関する様々なシナリオにおいて、各顧客のポートフォリオで最悪の場合の損失に基づいています。
 - 最低当初証拠金は、残余期間が3年以下のものが2%、残余期間が3年超5年以下のものが2.5%、残余期間が5年超のものが3%となっています
 - 証拠金は、クリーン・プライス(即ち、利息を考慮しない場合)で表した債券の取引価格の割合で計算されます
 - 証券取引所は、金利先物に似たVaR予想モデルに従う場合があります。
 - 当初証拠金は、総建玉金額を考慮し、会員の流動性資産から前払いで差し引きされます
- 極端な損失の証拠金(ELM)：ELMは、当初証拠金で使用されるリスク予想で把握されたものを上回る状況で予想される損失をカバーします。あらゆる債券のELMは、クリーン・プライスで表した取引価格の2%です。会員の流動性資産合計から前払いで差し引きされます

取引所の清算機関を通じて報告・決済されるOTC市場で行われた社債取引には、支払うべき証拠金はありません。

11.7.4. 国債市場における証拠金

国債向けのリスク管理プロセス

決済プロセス中は、CCILが、会員が債務を負担する場合に不履行が原因で生じる可能性がある一定のリスクを引き受けます。決済は代金引き換えの証券渡し(DVP)ベースで、不履行によるリスクは市場リスク(関与している証券の価格の変化)です。CCILのプロセスは、証拠金請求プロセスを通じて市場リスクをカバーすることを目的としています。

国債の取引決済を担当する清算機関であるCCILが、残っている取引に関して、会員から当初証拠金とMTM証拠金(日中と一日の終わりの両方)を回収します。

当初証拠金は、関連の証券の価格の将来的な不利な変動から生じる可能性のあるリスクをカバーする目的で回収されます。MTM証拠金は、会員が既に発生させた名目損失(即ち、現行市場価格と取引がカバーしている証券の契約価格との差)をカバーする目的で回収されます。いずれの証拠金も取引に応じて計算した後、会員に応じて集計されます。

会員には、会員が行う取引について当初証拠金とMTM証拠金の両方の要件を十分カバーできる程度の残高を、決済保証資金(SGF)に維持しておくことが求められます。不足が生じた場合、CCILがマージンコールを行い、当会員は、翌営業日の指定期間より前に不足額を満たすことが求められます。SGFに対する会員の拠出は、資格を満たす国債、短期国債、現金の形式で行い、現金は、いかなる時点でも証拠金総額の10%以上とします。

11.7.5. デリバティブセグメントにおける証拠金

取引所の清算機関は、先物 & オプションセグメント向けに包括的なリスク抑制メカニズムを開発しました。清算機関(NSCCL/ICCL)のためのリスク抑制メカニズムで最も重要な構成要素は、オンラインでのポジションのモニタリングと証拠金システムです。清算機関は証拠金のためにSPAN®(Standard Portfolio Analysis of Risk)を使用しており、これはポートフォリオをベースとしたシステムです。

清算機関が課す証拠金の種類については、以下にNSCCLが課す証拠金の詳細を記載します。

当初証拠金

当初証拠金要件は、1日という期間での99% VaRに基づきます。(指数または個別株に対する)先物契約の場合、当初証拠金は2日間という期間で計算され、適切な統計式を適用します。VaRの計算手法は規制ガイドラインに従います。会員に求められる当初証拠金は以下の通りです。

- 顧客ポジション - 各顧客レベルでネット、顧客全員で、取引/清算会員レベルでグロスされ、顧客間の相殺はありません
 - 自己勘定ポジション - 取引/清算会員レベルでネットされ、顧客ポジションと自己勘定ポジション間の相殺はありません。当初証拠金には、SPAN証拠金、割当証拠金、プレミアム証拠金が含まれます。取引所は、当初証拠金に加え、エクスポージャー証拠金(EM)も課します
- SPAN証拠金については、適宜様々なパラメータが指定されます。

プレミアム証拠金

SPAN証拠金に加え、プレミアム証拠金が会員に課されます。プレミアム証拠金とは、オプションの買手が支払う顧客のプレミアムであり、プレミアムの決済の払込が完了するまで課されます。

割当証拠金

割当証拠金は、SPAN証拠金とプレミアム証拠金に加え、CMに課されます。行使決済の払込が完了するまで、指数と個別株のオプション契約の中間行使決済債務と最終行使決済債務について、CMに割り当てられたポジションに課されます。

割当証拠金は、中間行使決済と最終行使決済のための清算会員が支払う決済価額の行使純額で、証拠金に対して利用できる清算会員の有効な預り金から差し引かれます。

エクスポージャー証拠金

指数のオプション契約と先物契約のエクスポージャー証拠金は以下の通りです。

- 指数オプション契約と指数先物契約の場合：先物契約の名目価値の3%。オプション契約の場合、ショートポジションにのみ課され、金額は建玉の名目価値の3%です

- 個別株オプション契約と個別株先物契約の場合：個別株先物の建玉総額および特定の原資産の個別株のオプションにおけるショート建玉総額の名目価値の5%または1.5標準偏差のいずれか高い方。過去6か月間の現物市場における原資産の株式の価格の日次対数リターンの標準偏差は、各月の終わりにローリングおよび月次ベースで計算されます

ここでは、名目価値とは以下のものを指しています。

- 先物契約の場合 - 最終取引価格/終値の契約価額
- オプション契約の場合 - 原資産市場で、最後に利用できる終値に基づくオプション契約で表される同等の株数の価額

先物契約でのカレンダーズプレッドポジションの場合、エクスポージャー証拠金は、期先の先物契約の建玉の価額の3分の1が課されます。カレンダーズプレッドポジションは、期近物の契約の満期までカレンダーズプレッド扱いが付与されます。

追加証拠金の賦課

リスク抑制手段として、関連当局は、清算会員に対し、決定した内容に基づいて追加証拠金を求める場合があります。これは、適宜課される当初証拠金やエクスポージャー証拠金に加えて課されるものです。

11.8. 投資の手段

企業の証券への投資に関心を持つ投資家に対して、様々なルートが用意されています。証券市場には、新規発行(プライマリー)市場と証券の取引(セカンダリー)市場という2つの相互依存の別々のセグメントがあります。

11.8.1. プライマリー市場

プライマリー市場は、新たに発行される証券の販売チャンネルを提供しています。証券の発行体は、投資資金の調達および債務履行のために、プライマリー市場で証券を販売します。

- **新規株式公開(IPO)**：新規株式公開(IPO)は、企業が公に対して株式を提供することであり、SEBIや証券取引所が規定する上場基準を満たす会社が利用できるものです。IPOへの参加は、FPIを含む全ての投資家に開放されています。通常、IPOは、適格機関投資家(QIB)に割り当てられる一定割合があります。IPOは、ブック・ビルディング方式、固定価格方式、または、両方を組み合わせたもののいずれかで実行できます。ASBAルートを通じた場合は、100%の支払がブロックされます。FPIは、カストディアンを通じてIPOに参加できます。但し、カテゴリ-IIIのFPI顧客の場合、QIBカテゴリでは応募できないものの、「機関以外」のカテゴリで応募できます。QIBは、発行終了日後の入札の取引はできません。但し、入札終了日より前であれば入札を修正できます。入札を引き上げる場合、修正とともに、増加分の証拠金を支払う必要があります。但し、入札を引き下げる場合、既に支払った超過分の証拠金は、株式の割り当て時点にのみ返金されます。2016年1月1日から、公募上場の期間が、以前の発行終了後12営業日の間から、6営業日の間にまで短縮されました。
- **追加株式公開(FPO)**：追加株式公開(FPO)は、既存の会社が公に発行した株式に続いて公開を行うことです。これはFPIを含む全ての投資家や機関投資家に開放されています。FPIの場合、カストディアンを通じて申込ができます。但し、カテゴリ-IIIのFPI顧客の場合、QIBカテゴリでは応募できませんが、「機関以外」のカテゴリで応募できます。QIBは、いかなる段階でも、入札の取消や引き下げができません。但し、入札終了日より前であれば入札を修正できます。入札を引き上げる場合、修正とともに、増加分の証拠金を支払う必要があります。入札の引き下げ修正はできません。
- **適格機関向け発行(QIP)**：適格機関向け発行(QIP)は、上場企業が適格機関投資家(QIB)から資金を調達するための別の方法です。カテゴリ-Iとカテゴリ-IIのFPIはカストディアンを通じてこれに参加できますが、カテゴリ-IIIのFPIの場合、QIBとして扱われないため、参加することができません。
- **機関発行プログラム(IPP)**：適格な売手による適格証券のFPOとは、証券の売出、割当、配分を行うことであり、QIBに対してのみ行われます。ASBA*ルートを通じた場合は、100%の支払がブロックされます。入札価格を引き下げたり、撤回したりすることはできません。カテゴリ-Iとカテゴリ-IIのFPIはカストディアンを通じてこれに参加できますが、カテゴリ-IIIのFPIの場合、適格機関投資家(QIB)として扱われないため、参加することができません。
- **売出發行(OFS)**：プロモーターの株式を透明性あるやり方で売却するため、証券取引所が提供する別の期間中にプロモーターの株式を売却することを指します。OFSには、FPIを含む全てのカテゴリの投資家が

参加できます。売出發行期間中の注文は、FPIを含む機関投資家が実行できます。方法は、100%の証拠金を支払うか、前払いの証拠金を払わないかのどちらかです。但し、100%の証拠金を払って行った注文は、取引時間中であればいつでも修正やキャンセルが可能です。証拠金を支払わずに行った注文は、価格や数量を引き上げない限り、投資家やブローカーは修正やキャンセルができません。

電子入札メカニズムを通じた社債の私募発行

SEBIは、私募発行ルートを通じた社債発行について、電子入札プラットフォーム(EBP)を導入しました。2016年7月付で、発行規模50億INR(約7,500万米ドル)のプライマリー市場にあり、証券取引所に上場予定の社債の私募発行全てについて、企業がEBPを使用することが必須になりました。参加者は、入札に参入する前にEBPに加入することが求められます。入札は、発行体が指定した入札期間中に行なうことができます。入札期間終了時点で、EBPは匿名ベースで、利回り、オーバー・サブスクリプションなどの金額、受け取った入札合計数、レーティング、投資家のカテゴリーなどの集計データを開示し、一切の憶測を避けられるようにします。EBPは、ウェブサイト上に割当データをアップロードし、一般公衆に対して公開します。この新しいメカニズムは、私募発行ベースの債券発行の手順を合理化し、価格を見出すための透明性を高めると期待されています。

*ASBA(ブロックされた量でサポートされている)アプリケーションとは、自己認定シンジケート銀行に対して銀行口座にある申請資金をブロックすることについての承認に加え、公募や株主割当発行増資の購入申し込みを行うことを指します

11.8.2. セカンダリー市場

これは、証券取引が行われる市場です。セカンダリー市場は株式市場と債券市場の両方から構成されています。一般の投資家にとって、セカンダリー市場は証券取引の効率的なプラットフォームを提供しています

- **株式**：セカンダリー市場におけるすべての株式取引は、公認の証券取引所で行われる必要があります
- **債券**：社債、証券化債券によるすべての債券取引は、公認の証券取引所とOTC市場で実行できます。但し、OTC市場で行われたすべての取引は、証券取引所の清算機関を通じて報告・決済を行うことが必須となっています。
- **株式公開買付け枠**：SEBIは、2009年SEBI(株式の上場廃止)規則を修正し、証券取引所メカニズムを通じて株主による株式の買付と決済が促進されるようにしました。このメカニズムによって、投資家は、公開買付、自社株買い、企業による上場廃止に参加しながら、公開買付のための証券取引所プラットフォームを使用できるようになります。

11.8.3. 国債：

OTC市場で実行されるセカンダリー市場国債取引は、RBIが所有するNDS-OMプラットフォーム上で報告・決済される必要があります。

相対取引システム-オーダー・マッチング(NDS-OM)：国債取引は、OTC市場やNSD-OMと呼ばれる匿名のオーダー・マッチング・プラットフォームを通じて行われます。OTC市場で実行される相対取引は、顧客の代理のプライマリー会員によって、NDS-OMを通じて報告・決済される必要があります。

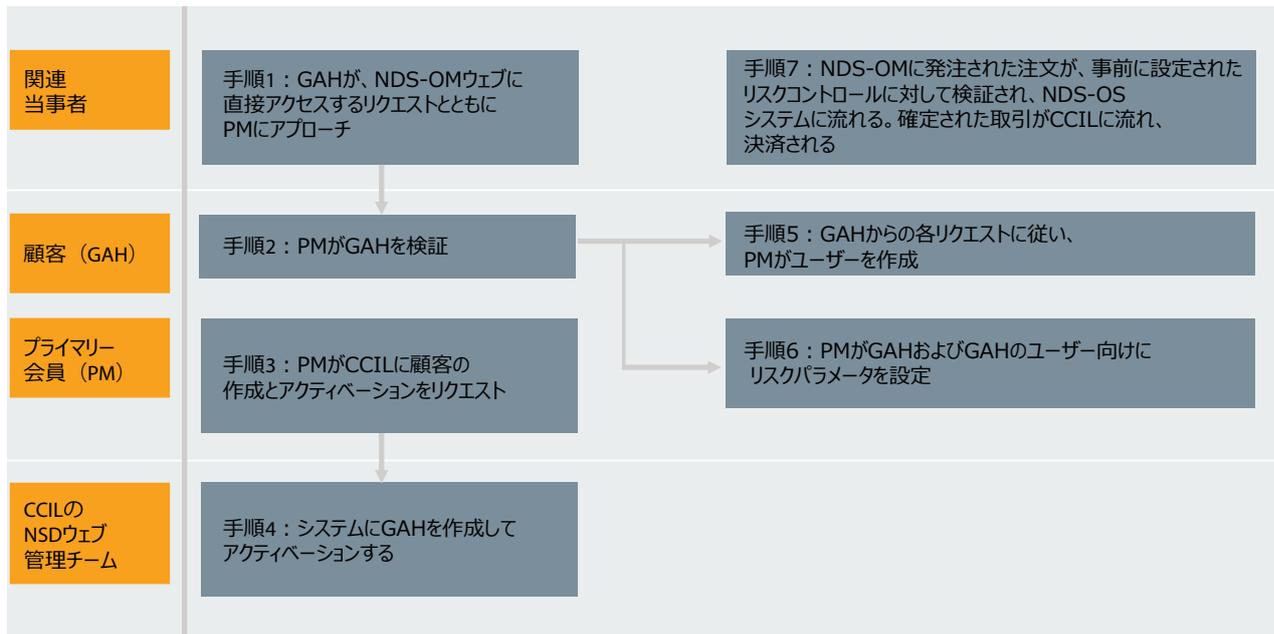
インド準備銀行(RBI)は、2005年8月にNDS-OMを導入しました。NDS-OMは、RBIが保有する国債のセカンダリー市場取引のための、画面ベースの電子匿名オーダー・マッチング・システムです。現在、システムの会員権は、銀行、プライマリーディーラー、保険会社、ミューチュアル・ファンドなど、RBIとSGL口座を維持している事業体に公開されています。これらはNDSのプライマリー会員(PM)であり、NDS-OM会員となることをRBIに許可されています。CSGL口座保有者も、国債の相対取引を執行します。かかる取引の報告は、NDS-OM報告モジュール上で行われます。

RBIは、銀行やPDなどの特定のPM金融機関が、ギルト口座保有者(GAH)として知られる関係者のためにギルト口座を開設し、管理することを認めています。

NDS-OMに対するかかるGAHのアクセスを強化するため、このような顧客にインターネットベースのウェブアプリケーションが提供されました。これにより、NDS-OMに直接アクセスできるようになりました。インターネットベースの機能により、GAHはセカンダリー市場で国債を直接取引(購入と売却)することができます。但し、アクセスするには、GAHがギルト口座と当座預金口座を保有しているそれぞれのプライマリー会員(PM)による管理を条件とします。

GAHの代理で、PMがCCILにアクセス要求フォームを提出する必要があります。この要求は正式にRBIに宛てられますが、CCILは業務上の便宜のため、PMからのアクセス要求フォームを直接受領して処理する権限が与えられています。詳細な業務フローを以下に示しています。

顧客にNDS-OMウェブアクセスを付与する手順

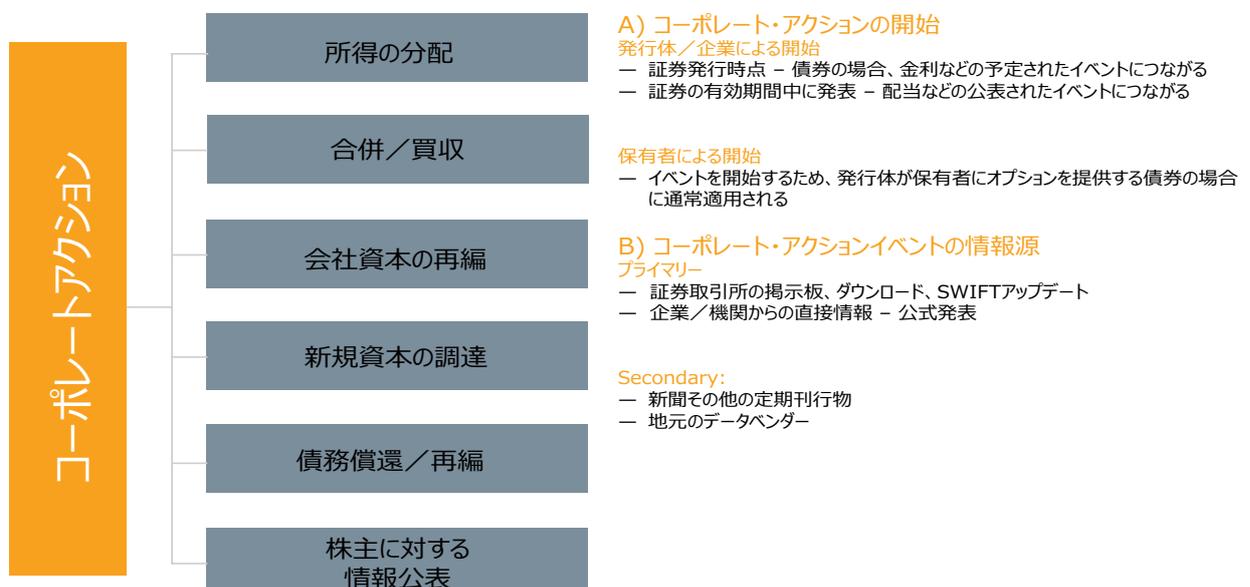


不正アクセスを防止し、否認防止を確実にするため、RBIは、GAHユーザーごとにデジタル証明書を取得する必要があると規定しています。デジタル証明書は、2段階認証のセキュリティを備えた電子トークンにインストールする必要があります。PMはGAHユーザーを作成する前に、デジタル証明書および電子トークンが必ずGAHユーザーに用意されていることを確認しなければいけません。

11.9. 資産管理サービス(コーポレート・アクション概要)

コーポレート・アクションとは、証券の期間のうち、その証券の既存保有を行なうイベントを意味します。コーポレート・アクションの目的は以下の通りです。

資産管理サービス



11.9.1. コーポレート・アクションの種類

コーポレート・アクションの最も一般的な種類は以下の通りです。

- 配当金/株式の利子/無担保社債
- 株主割当発行増資
- 無償交付
- 合併/統合
- 株式分割
- 買い戻しおよび株式の転換

11.9.2. 通知

コーポレート・アクションの通知は、通常、金融関係の新聞、証券取引所の毎日の案内やウェブサイトで公開されます。インドでは、コーポレート・アクションのお知らせに関して集権化されたデータプロバイダーは存在しません。コーポレート・アクションの情報源は以下の通りです。

次的情報源

- 証券取引所の掲示板、ダウンロード
- 企業/機関/預託機関からの直接情報

次的情報源

- 新聞その他の定期刊行物
- ブルームバーグ/ロイター
- 地元のデータベンダー
- CRISIL Bond Valuer(CRISILがサポートする、現地の信用格付機関)

コーポレート・アクションのハイライト

ピーク期間	4月から9月
主要イベント	配当金、株式分割、企業買収、転換、償還、株主割当発行増資、買い戻し、株式公開買付け、無償交付
情報源	一次的情報源 - BSEやNSEのウェブサイト、企業や企業の登録機関/預託機関からの通知 二次的情報源 - 日刊紙、ブルームバーグ/ロイター、外部の現地のベンダー
権利付与日	権利確定日
権利付与の計算	権利確定日に実行
支払日	支払日という概念はありますが、必須ではありません
コーポレート・アクションの請求	市場には自動的な請求手順は存在しませんが、代理銀行がそれぞれのカウンターパーティに連絡し、顧客の代理でコーポレート・アクションの交付を受けます

重要な日付

発表日	企業は、期末日/記録日の21日以上前に、関連する証券取引所に通知しなければいけません。株式やデリバティブを提供する会社、またはデリバティブが利用できる株式が指数構成銘柄である企業は、30日間の通知期間を与える必要があります
期末日	企業が、権利付与の支払について株主記録簿の締め作業を行う日
権利確定日	権利確定日は、コーポレート・アクション交付の対象となる登録会員の数を決定する締切の日です

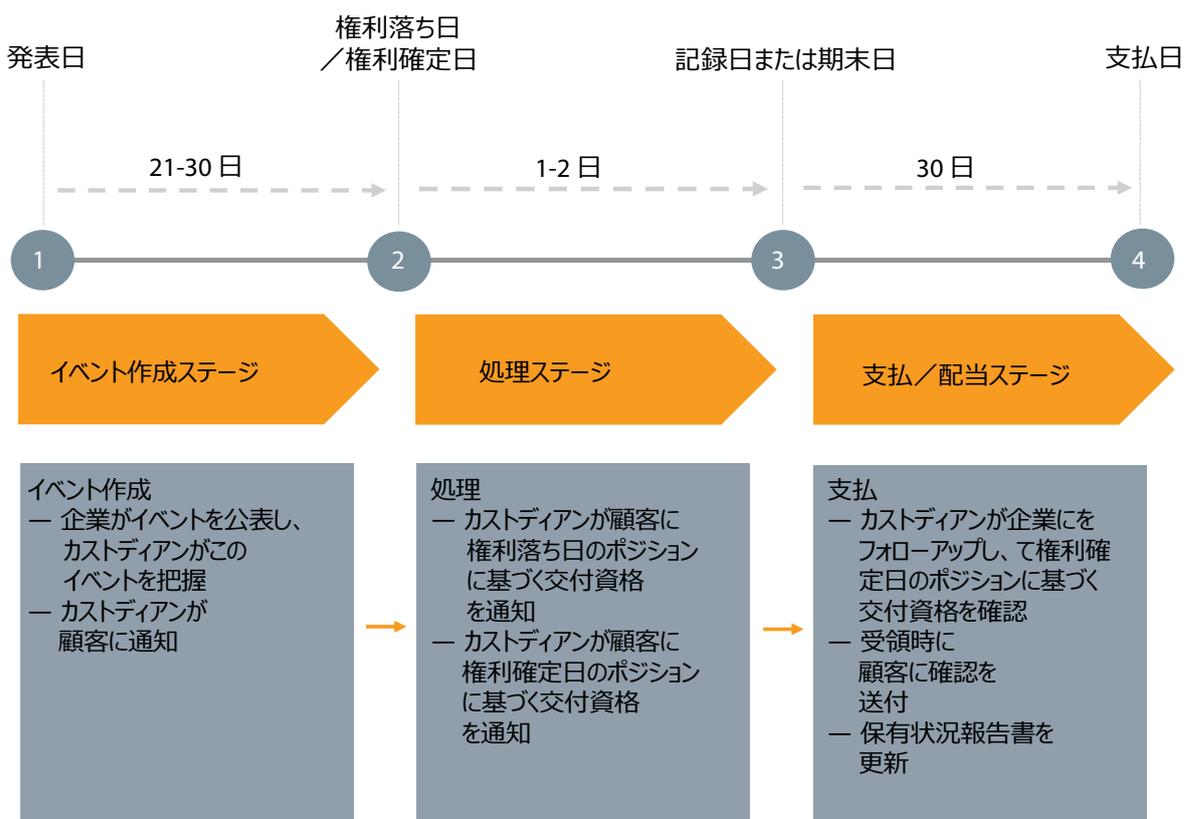
権利落ち日	特定の株式が市場で購入された場合、買手が権利付与(配当金/交付)を受け取る資格がある前の日。かかる取引は「配当付き/交付付き」として知られています。つまり、取引がこれら全ての権利付与/交付を含めて執行されます
支払日	給付は、宣言日または年次株主総会実施日から30日以内に支払われます配当金の支払日の宣言について要件が存在しますが、給付を提供する前に、支払日を通知するという手順をまだ採用していない企業も一部存在します
オファー期間	(条件の有無にかかわらず)提案されているオファーまたは可能性のあるオファーについての公表がなされてから、締日までの期間

11.9.3. ライフサイクル – 必須のコーポレート・アクション

以下は、必須のコーポレート・アクションのイベントです

- 合併/買収
- 株式分割/分割/統合
- 無償交付
- 配当金
- 利子
- 償還/一部償還

ライフサイクル – 必須のコーポレート・アクション

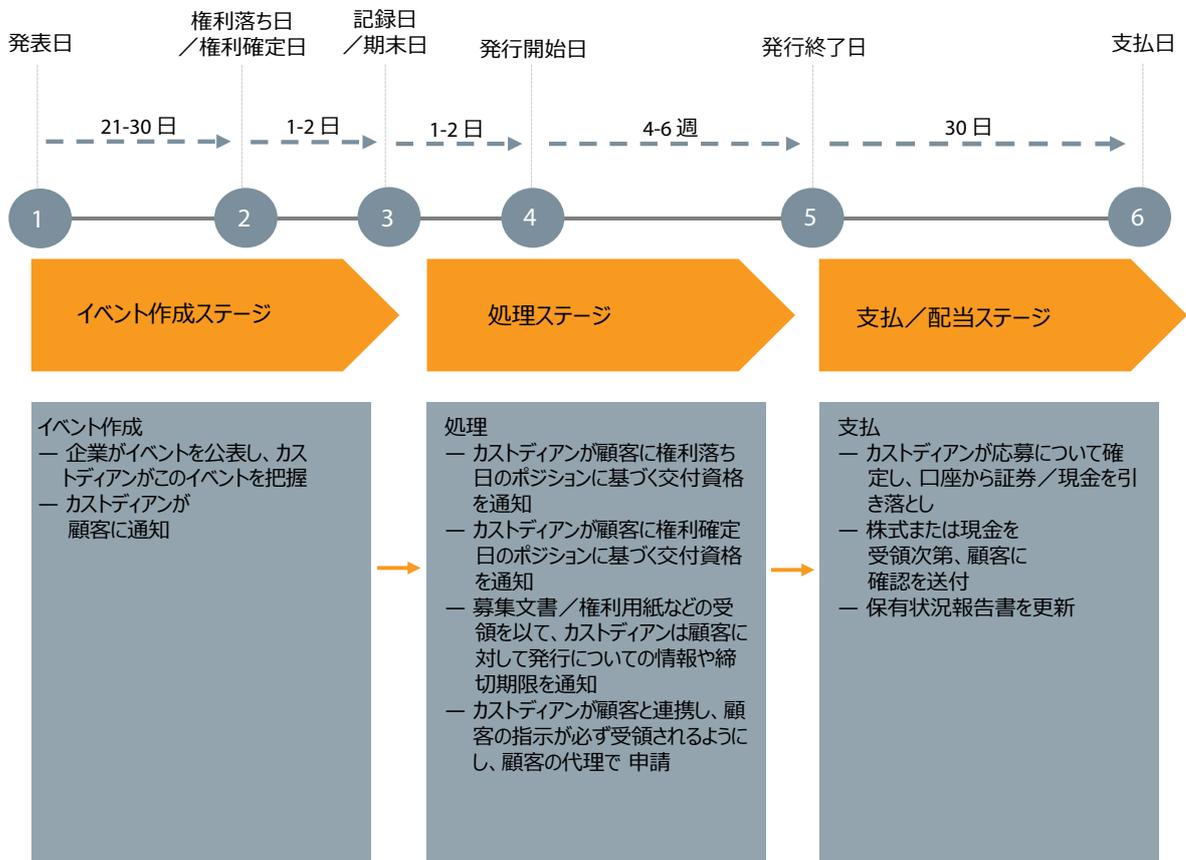


11.9.4. ライフサイクル – 任意のコーポレート・アクションのイベント

以下は、任意のコーポレート・アクションのイベントです

- 償還
- プットオプション
- 株主割当発行増資
- 公開買付
- 買戻し
- AGM/EGM
- ワラント行使
- コールの支払

ライフサイクル – 任意のコーポレート・アクション・イベント



11.10. 議決

議決権代理行使のハイライト	
ピーク期間 – AGM	3月から11月
適格証券	株式
通知情報源	一次的情報源 – BSEやNSEのウェブサイト、企業や企業の登録機関からの通知 二次的情報源 – 日刊紙、ブルームバーグ/ロイター、外部の現地のベンダー
通知期間	AGMの21日前
適格日	権利確定日
株式のブロック	なし
事前登録	該当なし
議決の方法	会議に出席、郵送投票、電子投票
議決権不統一行使	議決が投票によるものの場合のみ許可
会議の結果	議決が拳手の場合は即時、議決が投票や電子投票の場合は約1週間

FPIは、会議に出席して実際に投票したり、代理人を任命して出席して投票することができます。

顕著な特徴	<ul style="list-style-type: none"> — 2013年会社法第109条には、会議に出席して投票する資格がある企業のすべてのメンバーは、別の人物を代理人として任命し、代わりに出席して投票させる資格があると記載されています — 権利確定日/期末日に会社の記録に登録されている株主全員に投票資格があります — 議決権代理行使について、株式のポジションはブロックされていません — 委任状通知は、会議の48時間(銀行の場合は96時間)以上前に発行体に提出します — 会社の会議における議決については、拳手にて投票が行われます。決議がなされなかったり、投票が要求された場合を除き、議決内容はその時点で決定し、終了されます — 代理人は、拳手では議決権の行使ができません — 投票の場合、代理人は、顧客の指示に従って投票を行なうことができます(賛成、反対、または無回答) — 投票では、単一のアカントに対して、分裂した決定があり、様々な指示が存在する場合があります
-------	---

11.10.1. 議決手順

- 預託機関で保有されている株式については、預託機関が企業に実質所有者のリストを提供します
- 代理人が投資家を代表できるようになるためには、委任状を通じて投資家が承認を行わなければいけません。最近まで、代理人による投票は、AGMへの実際の出席でのみ実行可能で、郵送による投票はできませんでしたが、会社法では、郵送投票による一定の議決を認めているものの、一部の議決については、郵送投票が必須となっています
- 会社法では、代理人の任命を知らせる通知は、会議の48時間(銀行機関の場合は96時間)以上前に発行体に提出することが求められています
- 通常、会社の会議における議決は、拳手にて投票が行われます。決議がなされなかったり、投票が要求された場合を除き、議決内容はAGMで決定し、終了されます。代理人は、会社の定款にて拳手による代理投票を許可していない限り、拳手では議決権の行使ができません
- 投票の場合、代理人は、指示に従って投票できます(賛成、反対、または無回答)。投票では、単一のアカントに対して、分裂した決定があり、様々な指示が存在する場合があります
- 議決権代理行使について、株式のポジションはブロックされていません

11.10.2. 通知

一般的には、ほとんどのAGMは、毎年6月から9月の間に開催されます。AGMへの招待状は企業が発行し、AGMの21日以上前に規則に従い、企業側が送付しなければいけません。

11.10.3. 会議の結果の公表

決議案の投票の結果は、代理人がAGMに出席した後に顧客に通知されます。

11.10.4. 電子議決

2013年会社法では、2014年12月31日付で、全ての上場企業や1,000名以上の株主を有する企業は、株主に対し、電子的手段にて株主総会の議決方法を提供するよう命じています。

調査官の役割

- 企業の取締役は、社外の人物を任命し、電子投票が公平かつ透明な手段で行われているか綿密に調査させます
- 調査官は、電子投票終了日から3営業日以内に、会長に対し、賛成または反対の投票報告を送付します
- 調査官は、以下のものを記録するため、マニュアルベースか電子ベースのいずれかで登録簿を保管します
 - 受領した賛成または反対
 - 株主の名前、住所、フォリオ番号または顧客IDの詳細
 - 保有株式数
 - 株式の名目価値など
- 電子投票に関連した登録簿やその他全ての書類は、会長が承認するまでは調査官が保管します
- 会長が議事録、登録簿、およびその他の関連書類に署名をした後、企業に返却されます

電子議決の特徴

- 電子議決プロセス終了日は、会議日より3日前でなければいけません。また、電子投票は、一度執行されると修正ができません
- 電子議決設備にアクセスできない株主やメンバーは、議決フォームを通じて賛成または反対を伝えることができます
- 企業が電子議決を選択した場合は常に、挙手による議決は廃止されます
- 電子議決が顧客のために行われた場合、代理人は、その顧客のために会議で議決に参加することはできません
- 電子議決を執行するメンバーや株主は、会議には参加できますが、会議では投票はできません
- 結果は、調査官の報告書とともに発表され、関連するメンバーの総会での決議から2日以内に、企業のウェブサイト上および代理人のウェブサイト上に公開されます

例外

- 電子議決は、裁判所によって行われる会議や公共セクターの銀行が開催する会議では利用できません

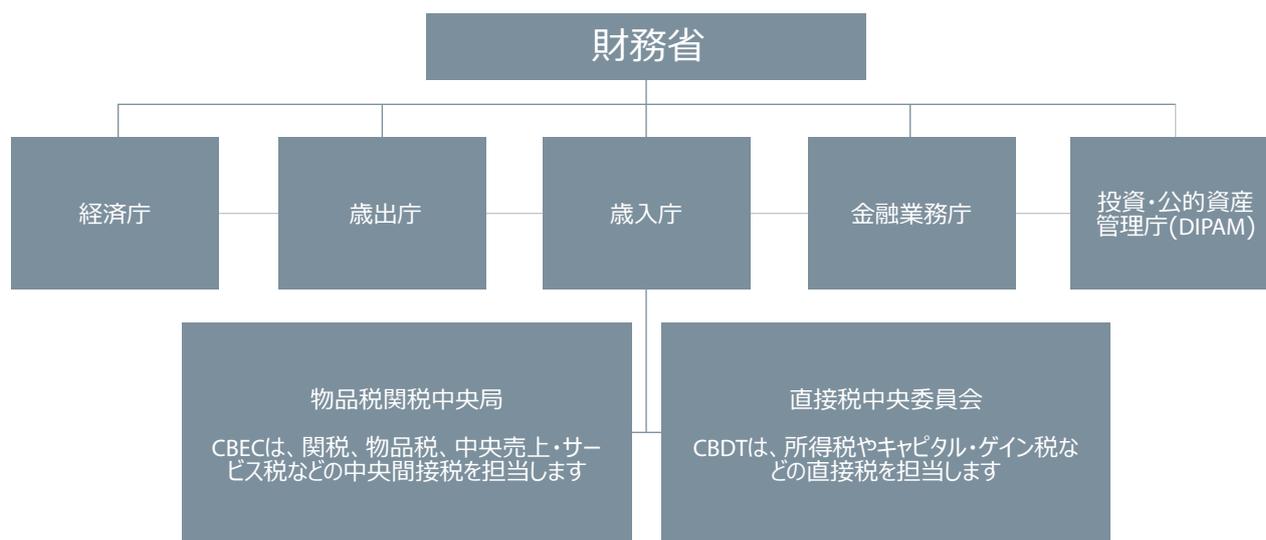
電子議決のプロセスフローは次の通りです。

- 顧客はウェブサイトログインして、電子議決に直接参加できます
- カストディアンは、顧客の代理で電子的に投票することで、顧客をサポートできます。カストディアンは、カストディアンモジュールに従い、電子議決機能のためのNSDLに登録できます
- カストディアンが電子議決システム(1回のアップデート)において顧客を登録します。その後、そのシステムが、NSDLに登録され、企業全体で使用されます
- 議決指示は、一度アップロードされると修正できません
- 十分な投票数獲得を以て、決議案は、関連する総会の日付に通過したものとみなされます
- 通常決議案の場合は50%超、特別決議案の場合は75%超とする多数株式保有は、電子議決/投票が執行された株式数に基づくものとします(企業の株主資本は関係ありません)
- 投票要求は関係ありません。電子議決結果に基づき、決議を通過させることができます
- 電子議決で過半数が達成された場合、決議案は、投票にかけずに通過したものとみなされます

税金面

12.1. FPI向けのインドでの税制

財務省の管轄下にある歳入庁が、中央政府の直接税と間接税の両方の徴収を担当する調整機関となっています。歳入庁が税政策を策定し、直接税中央委員会(CBDT)と物品税関税中央局(CBEC)という2件の法定機関を通じて機能しています。CBDTは、外国投資家の所得の評価のために、別の組織を設立しました。財政政策の発表はインド予算案の発表に含まれます。インド予算案は通常、2月の最終営業日に公表されます。但し、2017年～2018年については、発表は1カ月先送りされ、2017年2月1日に発表されました。



インドの税務サービスは、顧客に対し、かかるサービスを提供する、インドで登録した公認会計士/税理士を指名するよう求めています。指名されたコンサルタントは、顧客の税務ID(PAN)取得、税額の算出、納税の手続、税申告書類の作成と提出、税務当局との連絡をサポートします。顧客は、カストディアンに対し、指名したインドの税理士について通知する必要があります。

FPIが支払わなければならない税金は、以下の通りです。

- 源泉課税
- キャピタル・ゲイン課税
- 有価証券取引税

FPIは、インドから受取金を送金する前に、適用される全ての税金を必ず払う必要があります。これらの税金は、送金時点、またはインドからの送金がない場合は、所得税法に規定されているスケジュールに従って予納税として支払うことができます。

12.1.1. 源泉課税(WHT)

源泉課税とは、指定された収入源をもとに支払を行う際に支払人に課される、税の源泉徴収という義務のことです。FPIは、債券の利息収入についてWHTの対象となります。

利息への課税

FPIは、インドで得た利息収入について、法律で規定されている現行の税率、または、インドとFPIの本国との間の二重課税回避条約の規定に従い、いずれか少ない方の税金を支払う責任があります。

利息収入には20%のWHTが適用されます。2013年財政法は、FPIが得たINR建て社債や国債への投資で得られた利息について、2013年6月1日以降2015年6月1日前に支払うべきものに対して、5%という譲許税率を適用しました。この税率は現在、2020年6月30日まで延長されています。WHTの引き下げという特典は、海外で発行されたINR建て債券(マサラ債)にも拡大されています。

配当金への課税

インド企業は、株主に配当された配当金について、15%の配当税(プラス適用される加重税と教育目的税)を支払わなければいけません。かかる配当金は、株主の管理下から除外されます。

12.1.2. キャピタル・ゲイン課税

証券売却益への課税：

2014年～2015年インド予算案では、証券取引から生じたFPIの所得はキャピタル・ゲインとみなされることを明確にしました。これは、インド国内外でファンドマネージャーが事業を展開しているかに関係なく、ポートフォリオ投資を通じて得られた所得の分類を明確化するためです。

この結果、2014年財政法を参照した法律に修正を行い、資本資産の定義に基づき、(適用されるSEBI規則に従い)FPIに対して発行された証券を含めることになりました。かかる証券取引から生じたFPIが取得した所得は、「キャピタル・ゲイン」として課税されます。

さらに、株式の保有期間が12カ月未満の場合、キャピタル・ゲインは短期キャピタル・ゲインとみなされ、これ以上の場合には長期キャピタル・ゲインとみなされます。

FPIは、法律に規定されている税率で、インドの株式売却で得られたキャピタル・ゲインについて税金を支払う責任があります。但し、FPIは、それ自身が受益者である場合、租税条約の規定を選択できます。

12.1.3. 有価証券取引税(STT)

STTは、インドの証券取引所に上場されている証券を購入または売却する度に課税されます。これには、株式、デリバティブ、株式に基づく投資信託ユニットが含まれます。

2017年度～2018年度の有価証券取引税

取引	税率	払い手
株式の購入/売却(受渡ベース)	0.1%	買手/売手
株式に基づく投資信託ユニットの購入(受渡ベース)	なし	買手
株式に基づく投資信託ユニットの売却(受渡ベース)	0.001%	売手
株式、株式に基づく投資信託ユニットの売却(非受渡ベース)	0.025%	売手
証券オプションの売却	0.05%	売手
証券オプションの売却(オプションが行使された場合)	0.125%	買手
証券先物の売却	0.010%	売手
株式に基づくファンドユニットの投資信託への売却	0.001%	売手

12.1.4. 税率

以下はFPIに適用される参考税率であるため、確定的な税率とみなさないください。その理由は、事業体の種類や設立国によって、最終税率は異なる可能性があるためです。FPIは、インドの課税法に関して、資本市場に投資を行う前に、それぞれの税務コンサルタントに相談することが求められています。

インドに投資を行うFPIに適用される税率

評価年：2018～2019

前年：2017年4月1日から2018年3月31日まで(適用される加重税と教育目的税を含む)

所得の性質	法人FPI			非法人FPI(信託など)	
	純課税所得 10,000,000未満	純課税所得 10,000,000以上 100,000,000未満	純課税所得 100,000,000以上	純課税所得が 1,000万INRを上 回らない場合	純課税所得1,000 万INRを上回る場 合、2015年歳入 法案に従う
配当金	なし	なし	なし	なし	なし
法律の第194 LD条 の利子	5.15%	5.253%	5.4075%	5.15%	5.9225%
法律の第194 LD条 以外の利子	20.6%	21.012%	21.63%	20.6%	23.69%
STTが適用される株 式と株式に基づくファ ンドのユニットの短期 キャピタル・ゲイン	15.45%	15.759%	16.2225%	15.45%	17.7675%
STTが適用される株 式と株式に基づくファ ンドのユニットの長期 キャピタル・ゲイン(注 記1を参照)	なし	なし	なし	なし	なし
STTが適用されない 証券の短期キャピタ ル・ゲイン	30.9%	31.518%	32.445%	30.9%	35.535%

所得の性質	法人FPI			非法人FPI(信託など)	
	純課税所得 10,000,000未満	純課税所得 10,000,000以上 100,000,000未満	純課税所得 100,000,000以上	純課税所得が 1,000万INRを上 回らない場合	純課税所得1,000 万INRを上回る場 合、2015年歳入 法案に従う
STTが適用されない 証券の長期キャピタル・ゲイン	10.3%	10.506%	10.815%	10.3%	11.845%

上記の比率は適用される加重税と教育目的税を含めたものです。

注記：FPI/機関投資家は、インドで適用される法律に従って所得税債務を遂行することが求められています。顧客は、税金に関連した全ての事柄について、税務コンサルタントの意見を求める必要があります。

注記1 - 2004年10月1日以降に、株式譲渡から生じた長期キャピタル・ゲインへの課税免除は、かかる取得が有価証券取引税(STT)に課税された場合のみ利用できます。所得税部門は、これらの規定が適用される取得内容のリストを公開しました。STTが支払われなかった実際のケースに対する免除を保護するため、所得税部門は、取得時点でSTTが支払われなかった場合でも、かかる株式の譲渡に関して長期のキャピタル・ゲイン課税免除の対象となる取得についてもリストを公開しました。

12.1.5. 予納税

会計年度内に資金を本国に送金することを希望しない投資家は、キャピタル・ゲインにかかる税金債務は、会計年度中に分割払いで予納税という形式で遂行しなければいけません。その結果、支払われた税金は、それぞれの評価年度の課税合計額に対して調整されます。2009年～2010年度から、かかる税金が10,000INR以上の場合、予納税を支払う責任があります。2016年財政法では、予納税のスケジュールについて、法人納税者の予納税のスケジュールと一致させるため、非法人納税者向けの予納税のスケジュールを合理化させました。その結果、以前は非法人事業体には適用されなかった6月15日という予納税の納税期限が、これらの事業体に適用されるようになりました。

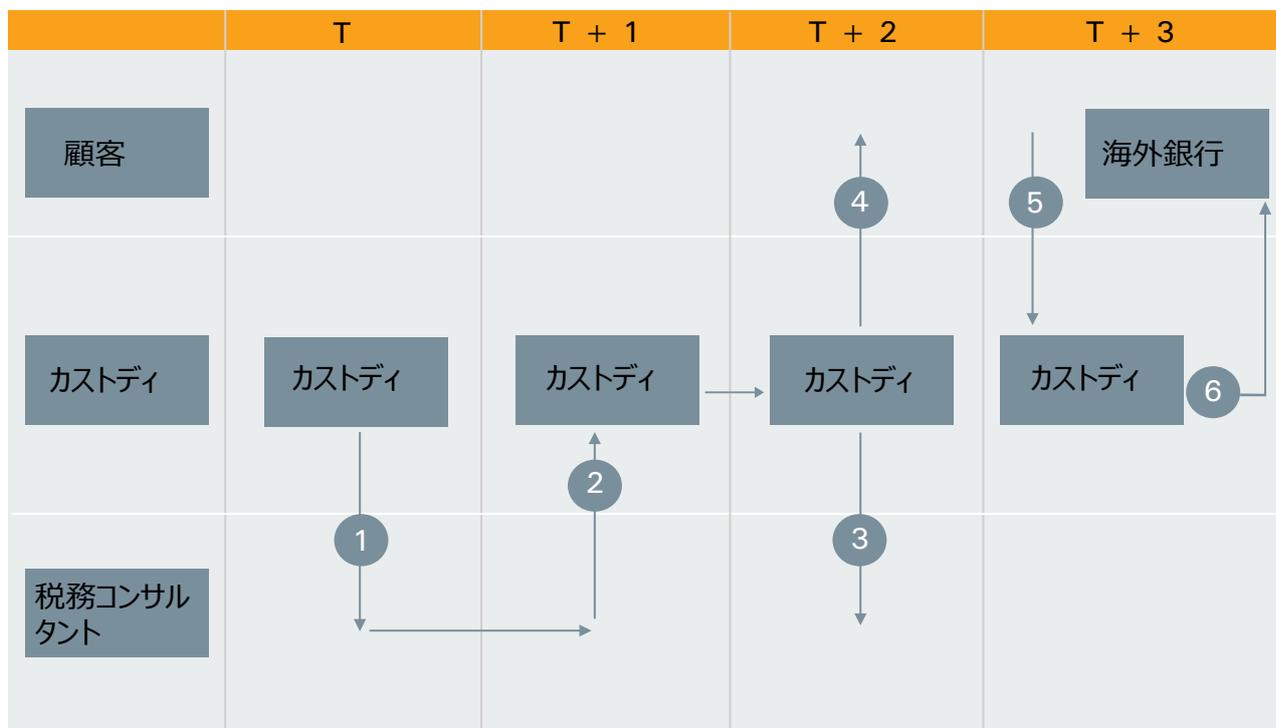
(法人事業体と非法人事業体に適用される)予納税率と支払の間隔は以下に記載の通りです。

期限	法人事業体と非法人事業体が支払う予納税
6月15日	予納税の15%
9月15日	予納税の45%
12月15日	予納税の75%
3月15日	予納税の100%
3月31日(3月15日から3月31日までの15日間)	100%所得課税(キャピタル・ゲインと配当金/利子)

- 税金は決済ベースではなく、取引したポジションをベースに計算されます。このため、上記の期限を含めた日までに執行された全ての取引が計算に含まれることになります
- 会計年度終了日(3月31日)に、税務当局が、上記スケジュールに従って税金が支払われなかったことを発見した場合、不足分に対して月率1%の金利で加算されます
- 会計年度の所得税申告書提出期限は、法人事業体が10月31日、非法人事業体が翌会計年度の7月31日です。期限までに申告書が提出されなかった場合、未払税金と予納税と源泉徴収税との差額について月(または月の一部)率1%の利子が課されます。利子は、該当する会計年度の所得税申告書が提出されるまで課されます

12.2. 課税フロー

下図は、資金送金前の課税プロセスのフローについて図示したものであり、実際のフローは異なる場合があります。



説明文

1. カストディアンが、顧客が任命した税務コンサルタント(TC)に対して、取引とコーポレート・アクション取引を報告
2. TCが、取引に関する税ポジションを示す税計算書を提供。支払うべきポジションか、売却代金から差し引かれる税金は「なし」のいずれかです
3. 納税義務がある場合、カストディアンが「納税銀行」を通じて顧客の指示に従って税の支払いを行い、E-Challanを税務コンサルタント(TC)に提出
4. 売却手取額/コーポレート・アクション受領金を顧客の現金口座に入金
5. カストディアンが売却金の本国送金指示を受領
6. 税控除後の売却金を顧客の海外銀行宛てに本国送金

12.3. 二重課税防止

インド政府は、複数の国と二重課税回避協定(DTAA)を締結しています。この協定は、インドがDTAAを締結した国に所在する事業体が、インドで得た様々な所得(キャピタル・ゲイン、配当収入、利息を含む)の課税について決定するものです。事業体は、DTAAの規定が、所得税の規定に関してよりメリットがあるものについて、そのメリットを利用することができます。

インド政府が締結しているDTAAは、こちらからご覧いただけます。
<http://www.incometaxindia.gov.in/Pages/international-taxation/dtaa.aspx>

12.4. 最低代替税(MAT)

インド大統領は2015年5月14日、2015年度予算を通過させました。法律で通過した案の一つはMATに関連するもので、外国企業が得た、証券売却から得られたキャピタル・ゲインや利息収入、ロイヤルティ、技術サービス手数料は、かかる収入に対する通常税率が18.5%未満の場合、MATから除外されることを明記しています。

さらに、直接税中央委員会(CBDT)は、2015年4月1日以前にインドで恒久的施設(PE)/事業所を持たないFPIに対して、MAT規定が適用されないことを明記する所得税法について、適切な修正を行うことを通知しました。

以下に該当する場合、インド政府は、2001年4月1日付で、第115JB条に基づき、外国企業に対するMAT規定の非適用を明らかにしました。

- 外国企業が、インドと二重課税回避協定(DTAA)を締結している国に所在している企業であり、関連するDTAAの条件の定義内での永続的事業所を持っていないこと、または
- 外国企業が、インドとDTAAを締結していない国に所在している企業であり、1956年会社法の第592条または2013年会社法第380条に基づき登録を求められていないこと

12.5. 一般的租税回避防止規定(GAAR)

一般的租税回避防止規定(GAAR)は、2017年4月1日以降に行われた投資の譲渡、または、2017年4月1日以降に利用可能となるあらゆる税務上の特典について、手配日に関係なく、GAARが施行された時、将来に向かって適用されます。

GAARの適用やGAARが適用されない条件のための必要手順は、1962年所得税規則の規則10U~10UCに列挙されています

GAARの施行について明確化するため、直接税中央委員会(CBDT)は、一連のFAQを発行しました。FAQには以下のリンクからアクセスできます。

http://www.incometaxindia.gov.in/communications/circular/circular7_2017.pdf

12.6. 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)/共通報告基準(CRS)

12.6.1. FATCA

2010年、アメリカ合衆国は、アメリカ合衆国居住者およびアメリカ合衆国市民が保有するオフショア金融口座に関する情報取得を通じて脱税対策に取り組むことを目的に、「外国口座税務コンプライアンス法」(FATCA)として知られる法律を施行しました。アメリカ合衆国は、インドを含む様々な国々と政府間協定(IGA)を締結しました。インドとアメリカ合衆国との間のIGAは、2015年7月9日に署名締結されました。協定では、インドの金融機関はインドの税務当局に必要情報を提供し、これは定期的にアメリカ合衆国に送付されることになっています。

12.6.2. CRS

オフショア脱税や用途不明の海外資金の問題に対処するため、税務当局間での協力を必要とします。G20とOECD諸国は、連携して、自動情報交換(AEOI)に関する共通報告基準(CRS)を進展させました。AEOIに関するCRSでは、源泉の管轄地域にある金融機関が、その税務当局に対し、他国に居住している口座保有者に関する情報を収集して報告するよう求めており、かかる情報は年1回自動的に送付される必要があるとしています。交換される情報は、個人に関するものだけでなく、実質所有者ダミー会社や信託、居住国における利子に関するものも含まれています。さらに、銀行、預託機関、集合投資手段、保険会社などの広範な金融機関が、様々な金融商品について報告を行わなければいけません。

12.6.3. 報告金融機関(RFI)のための報告要件

所得税法114G(9)規則に従い、それぞれの要報告口座に関する明細書は、所得税(システム)長官が指定したデータ体系に従い、デジタル署名に基づき、報告要件のために特別に指定されたサーバーに電子データをオンライン送信することを通じて、RFIが提出する必要があります。RFIには、電子申告(E-File)メニューにある「フォーム61B」または「無計上ステートメント」を送信することが求められています。

12.7. 物品サービス税(GST)

2017年7月1日から、物品税、販売税、売上税やその他の様々な間接税に代わり、物品サービス税(GST)制度の運用が開始されました。GSTは中央物品サービス税(CGST)、州物品サービス税(SGST)、統合物品サー

ビス税(IGST)および連邦直轄領物品サービス税(UTGST)から構成されています。これは、インドが連邦制の統治構造となっていることが原因です。インドでは、物品やサービスのあらゆる州間取引について、中央政府にはCGST、州政府にはSGSTが課されます。州間のあらゆる物品やサービスの取引についてIGSTが課されます。

インド政府、報道情報局は、FAQ(よくある質問)のリストを公開しました。これは、GST法案の規定や経済上のメリットについての情報を提供しています。FAQには以下のリンクからアクセスできます。

<http://pib.nic.in/newsite/PrintRelease.aspx?relid=148240>

12.8. インドへのファンド運用の国内移転

所得税法において、インドでの取引関係を提供するうえで、税務上の居住地を決定するために、インド国外からのファンド運用活動を実行するFPIが必要です。これは、インド国内にファンドマネージャーが存在していることで、FPIがインドで税務上の居住者とみなされるためです。ファンド運用をインドに国内移転できるようにするため、2015年財政法により、所得税法に第9A条が挿入されました。この第9A条はセーフハーバー条項を要約したものです。適格な投資ファンド(EIF)のために、インドにおける適格なファンドマネージャー(EFM)を通じて実行されたファンド運用活動は、ファンドのインドにおける取引関係とはみなされず、インドにおける税務上のファンド所在にもつながりません。これらの利点は、特定の条件を遵守することを条件として利用可能です。

規定された条件のうち、カテゴリIおよびIIのFPIは、EIFとしての資格を満たすため、1961年所得税法第9A条で規定されている以下の要件から免除されます。

- ファンドには、直接的または間接的に、関連当事者ではないメンバーが25人います
- 関連当事者ととも、ファンドのメンバーは、直接的または間接的に、ファンドへの参加持分が10%を上回らないものとします
- 関連当事者ととも、ファンドの10人以下のメンバーのファンドに対する総計参加持分は50%未満とします
- 所得税法第9A条第3(b)項により、ファンドが、ファンドに代わって中央政府によって合意事項が締結または通知された国または特定地域の居住者であることが求められています。インド政府は、EIFとして居住者ファンドの資格を満たすことができる国や地域のリストを通知しました。国や地域のリストには以下のリンクからアクセスできます。

<http://www.egazette.nic.in/WriteReadData/2017/177815.pdf>

12.9. 間接移転に対する課税

インドの所得税法では、インドに所在する資産から実質的に得られた株式または持分の価値について、海外事業体の株式の譲渡により課税されます。インドに所在する資産の価値は、1億INR以上で、インド国外に所在する会社が保有するすべての資産の価値の50%以上に相当する必要があります。この条項は、インドに所在している、資産を直接的または間接的に所有する企業の総議決権/株式資本/持分の5%未満を保有し、かかる企業の経営権または支配権を保有していない投資家を免除します。

- 小規模投資家に規定された免除事項の対象となる、上記の閾値の違反により、この条項は適用されます。
 - マスターフィーダーファンド構造
 - ノミニーディストリビューターファンド構造
 - インドにフォーカスしたサブファンドおよび上場ファンド
- 支払人に対する源泉徴収義務など、所得税法におけるその他の規定は法律に従い適用されます
- この規定は、オフショアファンドの合併時、および、かかるファンドの内部再編時に投資家に適用されます。
- 1億INRという閾値は合理的であるとみなされており、閾値を10億INRに増加させる必要はありません
- 規定の適用は、所得税法で規定された免除の対象となります

2017年～2018年度予算案では、カテゴリIおよびIIのFPIは、間接的移転規定から免除されることを明確にしました。インドでの課税対象となるインドへの投資の償還または売却の結果生じたインド国外の株式または持分の償還の場合、間接的移転規定は適用されません。

REIT、InvIT、AIF

13.1. 不動産投資信託(REIT)

集合的不動産投資の概念は、2008年に不動産ミューチュアルファンドの形で最初に導入されましたが、不動産ミューチュアルファンド(REMF)は市場を魅了できませんでした。2014年9月26日、インド証券取引委員会(SEBI)が、不動産投資信託(REIT)の導入に関する新しい規制を通知しました。REITとREMFは異なるため、SEBIは不動産ミューチュアルファンドの規制もそのまま機能させています。

13.1.1. REITとは何か？

REITとは、かかる信託の投資家にリターンを提供する目的で、集合投資ビークルとして機能するように形成された特別な信託であり、その大部分の資金を不動産に投資することを意図しています。

投資条件

- REITによる投資は、インドにおける持株会社および/もしくはSPVまたは不動産、有価証券、移転可能な開発権(TDR)のみとします
- REITは以下のものには投資できません
 - 空地
 - 農地
 - 不動産担保証券以外の住宅ローン
 これは、段階的に実施されている既存のプロジェクトの延長である土地には適用されません
- REITは、以下を条件として、持株会社またはSPVを通じた物件への投資が認められています。
 - 持株会社による投資の場合、原資産のSPVにおけるREITの最終持分が26%以上であること
 - 持株会社またはSPVの他の株主またはパートナーも、REITがREIT規則の規定を遵守することを妨げるいかなる権利もないこと。持株会社またはSPVへの投資に先立ち、かかる株主またはパートナーと契約が締結されていること
 - 運用担当者は、受託者と協議のうえ、かかる持株会社および/またはSPVの取締役会もしくは運営委員会の過半数を任命すること
 - 運用担当者は、持株会社および/またはSPVの年次株主総会を含むすべての会議において、REITの議決権が必ず行使されるようにすること
- 以下を条件として、REIT資産の80%以上を完成済みの賃貸物件に投資するものとします。
 - 投資が持株会社および/またはSPVを通じて行われている場合、株式、債券、株式連動商品、パートナーシップ持分などの方法に関係なく、かかる持株会社および/またはSPVによる物件への直接投資部分のみ考慮されます
 - 段階別に行われるプロジェクトの場合、完成済みで賃料収益を上げているプロジェクトの部分のみ考慮されます
- REIT資産の20%は、以下の資産に投資できます。
 - 以下に該当する物件
 - 完成後3年以上にわたってREITが保有する建築中の物件
 - REITが保有している、賃料収益を上げている既存の物件の一部である建築中の物件で、完成後3年以上にわたってREITが保有する物件
 - 完成済みで賃料収益を上げていない物件で、購入日から3年以上REITが保有すべき物件

- 不動産セクターの企業または法人の上場または非上場の債券。これには、持株会社および/またはSPVの債券に対して行われた投資は含まれないものとします
- 不動産担保証券
- インドの公認の証券取引所に上場している企業の株式で、前会計年度の監査勘定に従い不動産活動の営業利益が75%以上
 - 国債
 - 既に投資を行っているプロジェクトのFSIの未使用分
 - 既に投資を行っているプロジェクトに関して使用する目的で取得したTDR
 - 短期金融市場商品または現金同等物
- REIT、持株会社、SPVの収益の51%以上が、物件の処分に起因する利益以外に、賃貸、リース、不動産資産またはかかる資産に関するその他のリースに付随する収益から得られたものでなければいけません
- REIT資産の75%以上が収益を上げていなければいけません
- REITは2つ以上のプロジェクトを保有している必要があります。1件のプロジェクトの資産価値が60%を上回ることはできません
- REITは、アームズ・レングス原則での取引を条件として、特定の関連当事者取引を行うことが認められています
- REIT、持株会社またはSPVによる物件の売却、または、REIT資産の10%を超える持株会社またはREITによるSPVへの株式もしくは持分の売却には、ユニット保有者の承認が必要です
- REITは貸出を行うことはできません。これは債券への投資には適用されません
- REITはその他のREITのユニットには投資できません

13.1.2. ユニットの発行と割当

- REITは公募のみを通じて、ユニットの公開を行うものとします
- 以下に該当する場合のみ、公開を行うことができます。
 - REITが保有する資産額が50億INR以上である
 - 公開の一環としてユニットを保有する者の数が200以上となること。スポンサー、スポンサーの関連当事者と関連会社はこの数には含まれません。200未満となる場合、新規公開への購入申し込みはすべて返金されるものとします
- 以下に該当する場合を除き、REITがユニットを公開することはできません。
 - 当局の規則に基づき、REITが当局に登録されていること
 - REITが保有するすべての資産額が50億INR以上であること
- 新規公開を通じて公開される予定のユニットは以下に従うものとします。
 - 公募価格での公開後資本が160億INRの場合、発行済みユニットと公開されるユニットの合計が25%以上であること
 - 公開後資本が160億INR以上400億INR未満の場合、40億INR以上であること
 - 公募価格での公開後資本が400億INR以上の場合、発行済みユニットと公開されるユニットの合計が10%以上であること
- オファー書類に記載された公募額の90%を上回る応募額を調達できなかった場合、REITは申込者全員に資金を返金するものとします
- 申込者の最低応募額は20万INRです
- 許容される最長募集期間は30日間です
- 割当または返金は、発行の終了日から12営業日以内とします
- ユニットは無券面化形式でのみ発行できます
- REITユニットの価格は、ブックビルディング、またはその他のSEBIが指定したプロセスで決定されます
- ユニットの割当や上場ができなかった場合や、資金の返金ができなかった場合、運用会社は、割当、上場、返金が完了するまで、年率15%の利子を支払う義務があります

13.1.3. ユニットの上市と売買

- 新規公開後は、REITの全てのユニットを、公開終了日から12営業日以内に全国的な取引ターミナルを持つ公認の証券取引所に上市することが義務付けられています
- REITのユニットの上市は、REITと指定証券取引所との間で締結した上市契約に従って行うものとします

- 証券取引所から上場許可を受けられなかった場合、または、当局が発行した監視レターを撤回した場合、ユニットは上場の資格を満たさなくなり、REITは直ちにそれぞれの割当先に申込金を返金する義務があります
- 公認の証券取引所に上場されたREITのユニットは、関連する証券取引所の規約、および当局が規定する条件に従って取引、承認、決済されるものとします
- REITのユニットの取引を目的とした取引ロットは、10万INRとします
- REITは買戻しまたはユニットの上場廃止時のみ、ユニットを償還します
- REITのユニットは、上場廃止されない限り、指定の証券取引所に上場されたままとなります
- 上場されているREITのユニットに対する最低限の公開保有は、規則に準拠するものとし、取締役会および指定された証券取引所が規定した措置が取られない場合には、ユニットの上場廃止を含む措置が取られる場合があります
- 新規公開前にREITのユニットを保有しているスポンサー以外の者は、当局が規定した回状またはガイドラインに従い、ユニットの上場日から1年以上にわたりユニットを保有しなければいけません

13.1.4. バリュエーション

- バリュエーションは、スポンサー、運用会社または受託者の関連人物が行ってはならず、不動産のバリュエーション経験を5年以上有する鑑定士が行わなければいけません
- 完全なバリュエーションでは、鑑定士によるすべての物件の目視調査を含め、鑑定士によるすべての資産の詳細なバリュエーションが含まれます
- 鑑定士による完全なバリュエーションは、会計年度ごとに1回(会計年度末から3カ月以内の会計年度末)以上行うものとします
- 鑑定士による半年に1回のREIT資産のバリュエーションは、9月30日を期末とする半期末に実施し、過去6カ月間における主要な変更を取り入れます。この半年に1回のバリュエーションレポートは、半期の期末日から45日以内に作成します
- 4年以上連続して、同一の物件を同じ鑑定士がバリュエーションを行うことはできません
- REIT資産のバリュエーションに影響を及ぼす可能性のある重要な開発の場合、運用会社は鑑定士に対し、検討中の物件の完全なバリュエーションを行うよう要求し、かかるバリュエーションを実行した日から2カ月以内に、バリュエーションを実行した旨とその内容を受託者、投資家、および指定証券取引所にかかるバリュエーションから15日以内に通知するものとします
- 鑑定士は、かかる買収または処分についてREITに鑑定士が関与した場合を除き、過去12カ月以内に買収または処分に関与したいかなる資産もバリュエーションを行ってはならないものとします
- 関連当事者以外の取引が関与している物件の購入または売却取引について、以下に該当する場合、完全なバリュエーションとともに、ユニット保有者からの承認が必要となります
 - 評価額の110%以上の金額で購入された物件
 - 評価額の90%未満の金額で売却された物件

13.2. インフラ投資信託(InvIT)

InvITとは、単一の事業体(信託構造)のもとで、複数のプロジェクトをプールすることで、インフラ資産の開発者がその資産を収益化できるようにするメカニズムです。InvITはミューチュアルファンドのように機能し、一定期間にわたってキャッシュフローをもたらすインフラ資産のポートフォリオに投資できるよう、多数の投資家から少額の資金をプールすることを目的としています。このキャッシュフローの一部は、配当金として投資家に還元されます。InvITの目的は、インフラセクターへの投資を促進することです。SEBIはインフラプロジェクト向けにInvIT規則を導入しました。これは、インドの巨大なインフラニーズを念頭に置いたものです。

InvITとは、インフラプロジェクトの株式公開を増やし、インフラ開発会社の負債コストを削減し、投資家が投資先として異なるクラスにアクセスできるようにする、インフラプロジェクトに大部分の資金を投資することを目的とした集合投資ビークルとして機能するよう形成された特別な信託です。

13.2.1. InvITの重要な特徴

- InvITが信託として設定されSEBIに登録されます
- InvITは以下の4つの参加者から構成されます
 - スポンサー：InvITを設定し、当局への申請時点でInvITとして指定されている企業またはLLPまたは法人
 - 受託者：これらの規制に従って、ユニット保有者の利益のためにInvIT資産を信託として保有する人物
 - 投資顧問会社：InvITの資産と投資を管理し、規則に規定されたInvITの活動を引き受ける企業、LLPまたは法人
 - プロジェクトマネージャー：プロジェクトの執行を担当
- InvITは証券取引所に上場する必要があります
- InvITはインフラプロジェクトに投資しますが、その手段は、直接、SPV経由、または持株会社経由です。但し、投資が持株会社またはSPVのみを通じて行われる官民パートナーシップ(PPP)プロジェクトの場合を除きます
- InvITは、支配持分およびSPVに対する株式資本または持分の50%を有するものとします。但し、規制要件またはコンセッション契約から生じる要件により、実行できない場合を除きます。このような場合、スポンサーは、InvITと契約を締結し、SPVに関する議決権を含め、スポンサーが行う決定のいずれも、InvITやInvITのユニット保有者の利害に反しないようにします
- InvITは、純キャッシュフローの90%を必ず投資家に分配しなければいけません

13.2.2. 投資条件：主要ハイライト

- InvIT規則やオファー書類または目論見書に記載されている投資戦略に従い、InvITによる投資は、インドにおける持株会社およびもしくはSPV、またはインフラプロジェクト、有価証券、移転可能な開発権(TDR)のみとします
- PPPプロジェクトの場合、InvITは持株会社および/またはSPVを通じてインフラプロジェクトに強制的に投資します
- InvITは、以下を条件として、持株会社またはSPVを通じたインフラプロジェクトへの投資が認められています。
 - 持株会社による投資の場合、原資産のSPVにおけるInvITの最終持分が26%以上であること
 - 持株会社またはSPVの他の株主またはパートナーも、InvITがInvIT規則の規定を遵守することを妨げないかなる権利もないこと。持株会社および/またはSPVへの投資に先立ち、かかる株主またはパートナーと契約が締結されていること
 - 投資顧問会社は、受託者と協議のうえ、かかる持株会社および/またはSPVの取締役会もしくは運営委員会の過半数を任命すること
- 私募を通じて資金調達を行うInvITの場合、以下に従う必要があります。
 - InvITはInvITの資産価額の80%以上を直接的、または持株会社もしくはSPVを通じて、適格インフラプロジェクトに投資するものとします
 - 投資されていない資金は、以下の商品に投資できます。
 - インフラセクターの企業または法人の上場または非上場の債券。これには、持株会社またはSPVの債券への投資は含まれません
 - インドの公認の証券取引所に上場している企業の株式で、前会計年度の監査勘定に従いインフラセクターの営業利益が80%以上
 - 国債
 - 短期金融市場商品、流動性のある投資信託または現金同等物
- 公募を通じて資金調達を行うInvITの場合、以下に従う必要があります。
 - 以下に従うことを条件として、InvITの資産価額の80%以上を、完成済みの収益を生み出しているインフラプロジェクトに対し、InvITの保有に比例して投資するものとします
 - 投資が持株会社および/またはSPVを通じて行われている場合、株式、債券、株式連動商品、パートナーシップ持分などの方法に関係なく、かかる持株会社および/またはSPVによる完成済みの収益を生み出しているプロジェクトへの投資のみこの目的のために考慮されます
 - プロジェクトが段階別に行われている場合、完成済みの収益を生み出しているプロジェクトとしてカテゴリー分類できる、プロジェクトの一部がこの目的のために考慮されます
 - InvIT資産の最高20%まで、以下に投資できます。

- 建設中のインフラプロジェクト。投資手段は、直接的か、持株会社および/またはSPVを通じたものかを問いませんかかる資産への投資は、InvIT資産価額の10%を超えないものとします
- インフラセクターの企業または法人の上場または非上場の債券。これには、持株会社またはSPVの債券への投資は含まれません
- インドの公認の証券取引所に上場している企業の株式で、前会計年度の監査勘定に従いインフラセクターの営業利益が80%以上
- 国債
- 短期金融市場商品、流動性のある投資信託または現金同等物

原資産または証券の市場価格の変動により上記条件を守れなくなった場合、投資顧問会社はその旨を受託者に通知し、条件を守れなくなってから6カ月以内に必ず条件を満たすようにする必要があります。期間は、投資家からの承認を条件として1年に延長可能です。

- インフラ資産をInvIT、持株会社もしくはSPVが売却している場合、または、持株会社もしくはSPVに対する株式もしくは持分をInvITが売却している場合
 - InvITが売却額を別のインフラ資産に再投資することを提案した場合、売却額をInvITまたは投資家に分配する必要はありません
 - InvITが売却額を別のインフラ資産に1年以内に投資しないことを提案した場合、売却額を分配します
- InvITはその他のInvITのユニットには投資できません
- InvITは、InvITが投資した持株会社またはSPVを除き、いかなる人物にも貸出を行うことはできません。債券への投資は貸出とみなされません
- InvITは、かかる資産の購入日から3年以上、インフラ資産を保有しなければいけません。これはSPVを除き、インフラセクターの企業の証券への投資には適用されません
- 任意の取引における任意の人物との共同投資の場合
 - 他の人物による投資は、InvITの投資よりも有利な条件であってははいけません
 - この投資は、InvITがInvITの規則の条項を遵守できないようにするいかなる権利もその人物に与えることはできません
 - かかる人物との契約には、以下の内容を含める必要があります
 - 分配されるキャッシュフローの最低割合
 - 分配を受け取るためのInvITの資格、最低限の保有分に比例
 - InvITと他者との間の紛争解決手段
- InvITに基づき開始されるスキームはありません
- SEBIは、InvITが適切と考える投資の追加条件を指定する場合があります

13.2.3. ユニットの発行と割当

- 以下に該当する場合を除き、InvITがユニットを公開することはできません。
 - 当局の規則に基づき、InvITが当局に登録されていること
 - InvITが保有するすべての資産額が50億INR以上であること

13.2.4. ユニットの上市と売買

- InvITの全てのユニットを、全国的な取引ターミナルを持つ公認の証券取引所に上市することが義務付けられています。ユニットの上市は、InvITと指定証券取引所との間で締結した上市契約に従って行うものとします。証券取引所から上市許可を受けられなかった場合、またはSEBIが発行した監視レターを撤回した場合、ユニットは上市の資格を満たさなくなり、InvITは、割当日から年率15%の利息で直ちにそれぞれの割当先に申込金を返金する義務があります。
- 私募ユニットの上市に関しては、そのユニットは、割当日から30営業日以内に指定証券取引所に強制的に上市されるものとします。公募ユニットの上市に関しては、そのユニットは、新規公開の終了日から12営業日以内に指定証券取引所に強制的に上市されるものとします
- スポンサー以外の最低InvITユニット保有者数

- 私募InvITの場合は最低数は5、それぞれの保有分がInvITのユニットの25%を超えないものとする
- 公募の一部を構成する部分は20、それぞれの保有分が、ユニットの上場後いかなる時もInvITのユニットの25%を超えないものとします
- 指定された証券取引所のユニットの取引を目的とした取引ロットは1,000万INRとします
- 新規公開前にInvITのユニットを保有しているスポンサー以外の者は、ユニットの上場日から1年以上にわたりユニットを保有しなければいけません
- 当局および指定された証券取引所は、ガイドラインまたは回状を発行し、InvITのユニットの上場および取引に関するその他の要件を規定する場合があります

13.2.5. InvITのユニットでの売買および決済に関連して取引所が通知した規範

トピック	詳細
セグメント	資本市場セグメント
適格会員	資本市場(CM)セグメントで取引する資格があるメンバー全員が、InvITのユニットを取引できます
清算会員	CMセグメント内の清算会員全員がInvIT決済の資格があります
市場セッション	ユニットは、寄り付き、ザラ場、大引けの間を取引できます
価格帯	25億INR未満のIPOの場合+ / - 20%、25億INR未満のIPOの場合+ / -5%
買付規模	0.01INR
許可されているロットサイズ (市場ロット)	導入時の価格に基づき、最低50万INRに相当するユニット数 BSE：ロットサイズは、6か月ごと、または、コーポレート・アクションのあった時期のいずれか早い方に変更されます NSE：ロットサイズは、取引所が適宜変更や見直しを行います
通常のウィンドウ向けの単一 注文上限額	BSE：1億INR。NSEは別個には何も規定していません
オーダー・マッチング	匿名のオーダーブック 価格優先及び時間優先の継続的マッチング
証拠金	InvITの証拠金枠組みは、CMセグメントの他の証券に適用されるものとします
取引手数料	BSE：取引手数料は取引額に課されます。取引手数料は、通常取引、ODDロット取引、オークション取引それぞれについて1,000万あたり275INRです
シリーズ	NSEの場合 — IVとしてのシリーズによるローリング決済(EQ同等) — IDとしてのシリーズによる取引一件ごとの決済(BE同等) — IAとしてのシリーズによる機関セグメント(IL同等) BSEの場合 — 通常/ローリング決済は「IF」グループ — 取引一件ごとの決済は「IT」グループ
証券の決済	— 取引に対する決済保証があり、決済は無券面化された形式で強制的に行われるものとします — InvITで執行された取引はT+2ローリングベースで決済されます — 通常/ローリングシリーズで執行された取引は、シリーズ内で純債務ベースで清算・決済されます — 取引一件ごとの決済ベースで執行・決済された取引は(グロスベースで)清算・決済されます。取引のネットイングはありません
証券のオークション	— 通常/ローリングシリーズで取引される証券の場合の決済不足は、オークションメカニズムを介して行われます — 取引一件ごとの決済ベースで取引される証券の場合の決済不足は、直ちにクローズアウトされます
ブロック取引	InvITのユニットもブロック取引の取引ウィンドウで利用できます。ブロック取引ウィンドウの注文入力は、適用されるロットサイズの倍数である必要があります

13.2.6. 登録

REITおよびInvITのいずれもSEBIの規制下にあり、以下に基づき登録する必要があります。

REIT	InvIT
信託は、REIT規則に基づき不動産信託としてSEBIに登録する必要があります	InvITはSEBIから登録証明書を取得する必要があります

REITおよびInvIT登録のための新規申請はすべて、SEBI仲介ポータルを通じてのみ オンラインで受理されます。

13.3. オルタナティブ投資ファンド(AIF)

ベンチャーキャピタル投資の急増により、インドでのオルタナティブ投資ファンド(AIF)に対するニーズが高まりました。2012年、SEBIはインドにおける国内資金のための規制枠組みを全面的に見直し、2012年SEBI(オルタナティブ投資ファンド)規則を導入しました。SEBIがAIF規則導入の背後にある理由を強調するためにSEBIが引用した主な理由の中には、AIFを別個の資産クラスとして認識することがありました。スタートアップやアーリーステージの企業を促進し、セカンダリー市場における投資戦略を可能にし、投資規制への手数料やインセンティブを結びつけるためのものです。

13.3.1. 定義

オルタナティブ投資ファンド(AIF)とは、次の形式でインドにて設立または法人化されたあらゆるファンドを意味します。

- 信託
- 企業
- リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ(LLP)
- 法人
- 投資家の利益のために定義された投資方針に従って投資するため、インド人か外国人かにかかわらず、投資家から資金を集める非公開でプールされた投資手段
- 1996年SEBI(ミューチュアルファンド)規則、1999年SEBI(集合投資スキーム)規則、または、資金運用活動を規制するその他のあらゆるSEBIの規則ではカバーされていません

次のものはAIFとはみなされません。

- 1956年会社法に基づき定義された、親族の利益のために設定された家族信託
- 1999年SEBI(従業員のストックオプションスキームおよび従業員の株式購入スキーム)ガイドラインに基づき設定された、または、1956年会社法で許可されたESOP信託
- 従業員の利益のために設定された従業員福祉信託または謝金信託
- 1956年会社法第4条の意味での持株会社
- 特定の規制枠組みの下で規制されている証券化信託を含む、ファンドマネージャーが設立していないその他の特別目的事業体
- 2002年金融資産の証券化および再建ならびに担保強制執行法第3条に基づき、RBIに登録されている証券化会社や再建会社が運用する資金
- インドのその他の規制当局が直接規制している資金プール

13.3.2. 私募

AIFは、私募の方法以外では、資金を募ったり回収したりすることはできません。

13.3.3. オルタナティブ投資ファンドの登録

事業体または人物は、SEBIから登録証明書を取得してからのみAIFとして行動できます。

オルタナティブ投資ファンドは、以下にあるカテゴリーのいずれか1つへの登録を求めるものとします

カテゴリーI	カテゴリーII	カテゴリーIII
<p>スタートアップまたはアーリーステージのベンチャーもしくはソーシャルベンチャー、またはSME、インフラまたは政府や規制当局が社会的または経済的に望ましいと考えるその他のセクターや分野に投資しているAIFには次のものが含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> — エンジェルファンドを含む、ベンチャーキャピタルファンド — SMEファンド — ソーシャルベンチャーファンド — インフラファンド — および、規定によるその他のAIF 	<p>カテゴリーIおよびIIIに該当せず、日々の業務要件を満たす目的以外のレバレッジや借入を行わないAIF、およびこれらの規則で許可されているAIF</p>	<p>多様または複雑な取引戦略を採用し、上場デリバティブ、非上場デリバティブなどのレバレッジを活用している可能性のあるAIF</p>

13.3.4. AIFの投資制限および条件

<p>カテゴリーI AIF</p>	<ul style="list-style-type: none"> — カテゴリーI AIFは、投資対象企業、ベンチャーキャピタル事業、特別目的事業体、LLP、または規則に定められているその他のAIFのユニットに投資するものとします — 特定のサブカテゴリーのカテゴリーI AIFは、カテゴリーI AIFの同じサブカテゴリーのユニットに投資できます。但し、この投資条件は、カテゴリーI AIFがファンドオブファンズのユニットに投資できないというさらなる制限を条件とします — カテゴリーI AIFは、一時的な資金調達要件を満たす場合を除き、30日以上、1年に4回以上、投資資金の10%以上を、直接的または間接的に資金を借り入れたり、レバレッジに関与したりすることはできません <p>これらの投資条件に加えて、AIF規則は、カテゴリーI AIFの各サブカテゴリーに関する一連の投資条件も規定しています</p>
<p>カテゴリーII AIF</p>	<ul style="list-style-type: none"> — カテゴリーII AIFは、主として、非上場の投資対象企業、または、目論見書に規定されているその他のAIFのユニットに投資するものとします — カテゴリーII AIFは、カテゴリーIおよびカテゴリーIIのAIFのユニットに投資できます。これは、カテゴリーII AIFがファンドオブファンズのユニットに投資できないという制限を条件とします — カテゴリーII AIFは、一時的な資金調達要件を満たす場合を除き、30日以上、1年に4回以上、投資資金の10%以上を、直接的または間接的に資金を借り入れたり、レバレッジに関与したりすることはできません — カテゴリーII AIFは、商業銀行と契約を締結し、発行されたもののうち購入申し込みをされていない部分に購入申し込みを行ったり、または、ICDR規則に基づきマーケットメイキングの過程で証券の受領・受渡ができます — カテゴリーII AIFは、SME取引所または取引所のSME部門に上場されている企業への投資に関して、かかる企業のデューデリジェンスに基づき、インサイダー取引規則の第3規則および第3A規則から免除されるものとします。これは、AIFが、投資先企業が上場されている証券取引所に対して2日以内に買収や取引について開示し、かかる投資は投資の日から1年間にわたってロックインされるというさらなる条件に従うことを条件とします

- カテゴリ-III AIF**
- カテゴリ-III AIFは、上場または非上場の投資先企業の証券、またはデリバティブ、複合商品、または仕組み商品に投資することができます
 - カテゴリ-II AIFは、カテゴリ-I、カテゴリ-IIおよびカテゴリ-IIIのAIFのユニットに投資できます。カテゴリ-III AIFはファンドオブファンズのユニットには投資できません
 - カテゴリ-III AIFは、ファンドの投資家からの同意を得ることを条件として、SEBIが規定する上限額を限度として、レバレッジや借入を行うことができます。および、
 - カテゴリ-III AIFは、運用基準、ビジネスルールの実施、プルデンシャル要件、償還および利害衝突の制限などの分野に関するSEBIの指示の発行を通じて規制されなければいけません
 - カテゴリ-III AIFは、特定の条件の履行を条件として、「顧客」としての商品デリバティブ取引所への参加が認められています

13.3.5. 一般的投資条件

オルタナティブ投資ファンド(AIF)の全てのカテゴリによる投資は、以下の条件に従うものとします。

- AIFは、RBIおよびSEBIが適宜規定または発行する可能性のある条件またはガイドラインに基づき、インド国外に設立された企業の証券に投資できます
- 運用会社またはスポンサーによる投資先企業への共同投資は、オルタナティブ投資ファンドに提供されたものより有利な条件とすることはできません
- カテゴリ-IおよびII AIFは、投資先企業1社に対する投資可能資金の25%以上を投資することはできません
- カテゴリ-III AIFは、投資先企業1社に対する投資可能資金の10%以上を投資することはできません
- AIFは、AIFに対する投資価額で測った投資家の75%の承認がある場合を除き、関連会社への投資を行うことはできません
- 投資対象ファンドの未投資部分は、投資目的に従い資金が展開されるまで、流動性のある投資信託や銀行預金、短期国債、CBLO、CP、CDなどの質の高いその他の流動資産に投資できます
- 2015年SEBI(ICDR)規則開始後の、カテゴリ-Iおよびカテゴリ-IIオルタナティブ投資ファンドによる機関取引プラットフォームに上場されている企業の株式への投資は、これらの規則上では、非上場証券への投資とみなされます
- カテゴリ-III AIFは、商品デリバティブ取引所で取引されているすべての商品デリバティブ商品に「顧客」として参加することができ、SEBIおよび取引所が適宜発行する、顧客に適用される可能性があるすべての規則、規制、指示、およびポジション上限額規範に従うものとします
 - 原資産の商品1つに対する投資可能資金の10%以上を投資することはできません
 - ファンドの投資家からの同意を得ることを条件として、SEBIが規定する上限額を限度として、レバレッジや借入を行うことができます
 - 商品デリバティブへの投資については、投資家に発行された私募目論見書において開示する必要があります。商品デリバティブへの投資を意図するカテゴリ-III AIFは、既存の投資家からの同意を得なければならず、反対する投資家には解約機会を提供しなければいけません
 - 現行の規制に基づき、FPIは、商品デリバティブへの投資はできません。この規制は、商品デリバティブへの投資を行うカテゴリ-III AIFへの投資家としてのFPIの参加も制限することになります

13.3.6. バリュエーション

- オルタナティブ投資ファンドは、投資家に対し、バリュエーション手順および資産のバリュエーション方法論を説明したものを提供する必要があります。
- カテゴリ-Iおよびカテゴリ-II AIFは、6か月に1回以上、オルタナティブ投資ファンドが任命した独立したバリュエーション担当者による投資バリュエーションを実施する必要があります

- ただし、オルタナティブ投資ファンドへの投資額のうち75%以上の投資家の承認により、この期間を1年に延長することが可能です
- カテゴリーIII AIFは、純資産価額(NAV)の計算が必ずAIFのファンド運用機能とは独立しているようにしなければならず、かかるNAVを、クローズド・エンド・ファンドについては四半期を超えない間隔で、また オープン・エンド・ファンドについては1か月を超えない間隔で投資家に開示しなければいけません

13.3.7. 上場

- AIFのクローズド・エンドのユニットは、最低取引可能ロットが1,000万INRであることを条件に、証券取引所に上場できます
- オルタナティブ投資ファンドのユニットの上場は、ファンドまたはスキームの最終締切後にのみ可能です

13.3.8. 適格投資家

以下に記載されている投資家は、AIFのユニットの取得、購入、保有、売却、または譲渡ができます

- AIFは、インド人、外国人、在外インド人にかかわらず、あらゆる投資家から、ユニットの発行を通じて資金を調達できます
 - (パキスタンまたはバングラデシュの国民、または、これらの国で登記または設立されたその他のあらゆる事業体を除く)インド国外に居住する人物
 - 在外インド人(NRI)
 - 登録済み外国ポートフォリオ投資家(FPI)
- カテゴリーIIIオルタナティブ投資ファンド
- FPIは、カテゴリーIII AIFに対して25%以上の持ち分を保有することはできません

グジャラート州国際金融テックシティ(GIFT)

14.1. 背景

インドアルン・ジェートリー財務相は、2015年予算案にて、インド初の国際金融サービスセンター(IFSC)の設立にグジャラート州を指定しました。IFSCは、シンガポールやドバイのような優れた国際金融センターとなることを構想したものです。

GIFTは、国際的にベンチマークとされる金融センターと同等以上になるように設計された、インドで初めての世界的な金融・ITサービスの拠点として開発されました。GIFTシティを設立する目的は、IFSCの開発により、世界的な金融拠点となる世界レベルのスマートシティを開発することです。GIFTシティは、最先端のインフラとインド初の開発の中心となるビジネス拠点です。

プロジェクトを開発し実施するため、Gujarat Urban Development Company Limited(GUDCL)および Infrastructure Leasing and Financial Services Limited(IL&FS)という事業を通じ、グジャラート州政府は、50:50の合弁事業である「Gujarat International Finance Tec-City Company Limited」(GIFTCL)を設立しました。

14.2. GIFTのポジショニング

GIFTは、グローバル企業に対して世界レベルのインフラと施設を提供することにより、インドの大規模な金融サービスの可能性に応えることを目指しています。最高品質の生活を提供することで、国内トップの人材を引き付けることを目指しています。GIFTは50万人の直接雇用、および、576万平方メートルの不動産オフィスと居住空間を必要とする間接雇用と同等のものを提供すると見積もられています。

14.3. 国際金融サービスセンター

IFSCは、INR以外の通貨で、現在の規則で許容される範囲で、非居住者および居住者に金融サービスを提供する管轄権です。

GIFTのIFSCは、現在、海外の金融機関およびインドの金融機関の海外支店/子会社がインド国外で実施している金融サービス取引を、実用的な目的で指定されたセンター、実際にはインド国内の同じエコシステムを持つロケーションに誘致することを目指しています。

14.4. GIFT-IFSCに進出するメリット

GIFTのIFSCは、そこに事業魚店を設立している事業体に多くのメリットをもたらすでしょう。メリットの例は以下の通りです。

- 世界の他の金融センターと同等の最先端のインフラ
- 10年間にわたるリベラル税制
- 強固な規制・法的環境
- グローバルなベストプラクティス、国際的に認められた法令プロセスに準拠した、完全に透明な事業環境
- 熟練した専門家のプール
- 近代的な輸送、通信、インターネットインフラ
- インドで唯一オフショア取引ができる場所

14.5. IFSCを管轄する規則

IFSCの証券市場に関連した金融サービスの促進および規制のための規制枠組みは、以下の規制/ガイドラインや法律によって規制されています。

- SEBI – 2015年IFSCガイドライン
- 2015年インド保険規制開発庁(国際金融サービスセンター)規則
- RBI – 2015年外国為替管理(国際金融サービスセンター)規則
- 2005年特別経済区域法

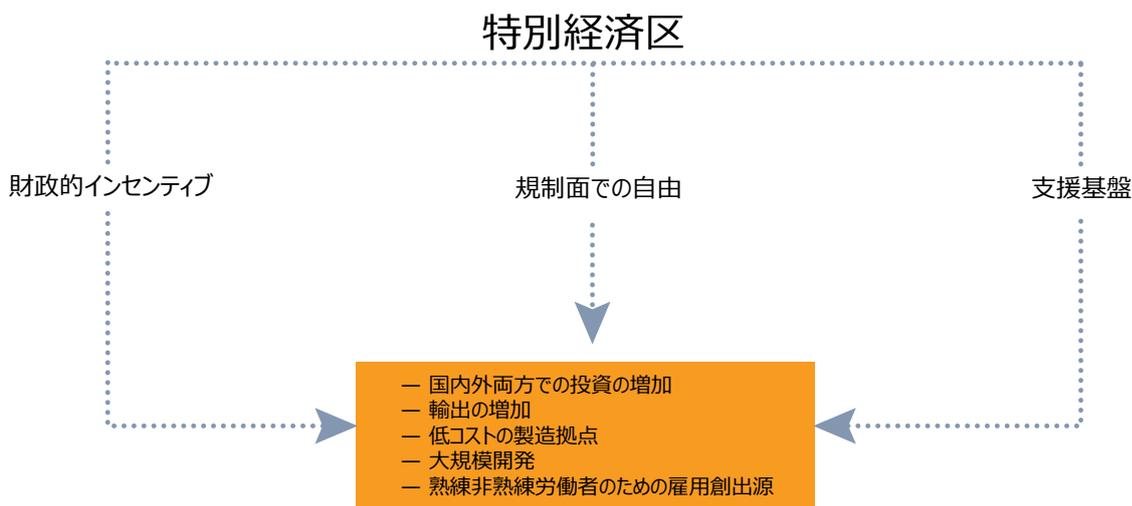
14.6. IFSC内での商品/許容証券

IFSCで事業展開している証券取引所は、SEBIからの事前承認を受けることを条件に、取引プラットフォーム上で規定された取引ロットサイズで、以下の種類の証券およびかかる証券の商品をINR以外の通貨で取引することが許可されています。

- インド国外に設立された企業の株式
- 預託証券
- 適格発行体が発行し、IFSCに上場されている債務証券
 - IFSC外で発行された債務証券は、かかる債務証券が、金融活動作業部会(FATF)の加盟国で、加盟国の居住者により発行されていることを条件として、IFSCの証券取引所に上場することが認められています
 - IFSCでの債務証券の店頭(OTC)取引が認められています
- 通貨デリバティブおよび金利デリバティブ
- 指数ベースデリバティブ
- 商品デリバティブ
- 当局が規定するその他のかかる証券

証券取引所は、適格市場参加者がポジション上限額に違反した場合、該当する罰則を課すものとします。

IFSCの事業構造



出典：www.giftgujarat.in

14.7. IFSCでの事業展開を許可されている仲介機関

IFSCにおいて仲介機関として事業展開することを希望するいずれの公認事業体も、SEBIが許可した通り、証券市場に関連するかかる金融サービスを提供する会社を設立することができます。

「仲介機関」とは、株式ブローカー、商業銀行、発行体の銀行、信託証券の受託者、発行体の登記官、株式名義書換代理人、引受人、投資顧問会社、ポートフォリオマネージャー、預託参加者、証券のカストディアン、信用格付機関、または、SEBIが規定するその他の仲介機関または証券市場に関連する人物が含まれます。

- IFSCに設立されたIFSCバンキングユニット(IBU)は、IFSCの清算機関の取引所の取引会員または専門清算会員として行動することが許可されています
- IFSC内での事業展開についてSEBIが許可した仲介機関は、以下の顧客カテゴリーに金融サービスを提供するものとします。
 - インドに在住していない人物
 - 在外インド人
 - インドに所在する、FEMAに基づき適格の、海外投資を許可されている範囲でオフショアに資金を投資する金融機関
 - インドに所在する、FEMAに基づき適格の、RBIの送金自由化スキームに基づき許可されている範囲で、SEBIが規定する最低投資額を条件として、オフショアに資金を投資する人物
- IFSC内での事業展開についてSEBIが許可した仲介機関は、規制要件への遵守を徹底する目的で、経営陣の人物を「指定役員」と任命します
- IFSC内で投資顧問またはポートフォリオ管理サービスを利用するためには、顧客は以下に該当する必要があります。
 - インド国外に在住する人物
 - 在外インド人
 - インドに所在する、FEMAに基づき適格の、海外投資を許可されている範囲でオフショアに資金を投資する金融機関
 - インドに所在する、前会計年度中に100万米ドル以上の純資産を持つ、FEMAに基づき適格の、RBIの送金自由化スキームに基づき許可されている範囲で、オフショアに資金を投資する人物

14.8. GIFT IFSCでIFSCユニットを開設できる事業体

IFSCユニットを開設できる事業体は以下の通りです。

14.8.1. 銀行セクター

インド準備銀行(RBI)の規制下

- インドの銀行(外国為替の取引を行うことを認可されている、公共セクターと民間セクターの銀行)
- 既にインドに進出している外国銀行

14.8.2. 保険セクター

インド保険規制開発庁(IRDAI)の規制下

- インドの保険会社
- インドの再保険会社
- インドのブローカー
- 外国の保険会社
- 外国の再保険会社

14.8.3. 資本市場

インド証券取引委員会(SEBI)の規制下

- 証券取引所/商品取引所
- 清算機関
- 預託機関
- ブローカー
- 投資顧問
- ポートフォリオマネージャー
- オルタナティブ投資ファンド
- ミューチュアル・ファンド

14.8.4. 外国投資家

適格外国投資家(EFI)とFPIはIFSCでの事業展開を許可されています。

- SEBIに登録されたFPIで、IFSCでの事業展開を希望している者は、追加の書類や事前の承認プロセスを経ることなくこれを行うことができます
- FPIがIFSCに参加する場合、IFSCの公認の証券取引所の取引会員は、インドでの登録手続と口座開設中に、SEBI登録仲介機関が既に実行したデューデリジェンスプロセスに依拠できます
- FPIとして登録していないEFIが参加する場合、IFSCの公認の証券取引所の取引会員は、EFIの口座開設中に、IFSCでの事業展開についてRBIが許可している銀行が実行したデューデリジェンス、または、自ら実行したデューデリジェンスに依拠できます
- インドの証券市場で現在展開し、IFSCでも展開を目指すFPIは、資金と証券の明確な分離を確保することが求められています。カストディアンが、それぞれのFPI顧客に対し、この規定への遵守を監視します。FPIはIFSCへの参加についてそれぞれのカストディアンに通知します

14.8.5. ポートフォリオマネージャー、AIFまたはミューチュアル・ファンド

IFSCで事業展開しているポートフォリオマネージャー、AIFまたはミューチュアル・ファンドは、以下の商品に投資を行うことを許可されています。

- IFSCに上場されている証券
- IFSCで設立された企業が発行した証券
- インドで設立された、または外国法域に属する企業が発行した証券
- ポートフォリオマネージャー、AIFまたはミューチュアル・ファンドは、FPIルートを通じてインドに投資するものとします

14.9. GIFT IFSCから事業を開始した事業体

- **証券取引所**：インド国立証券取引所、ボンベイ証券取引所、MCX、NCDEX、DMCC(NSEおよびBSEはすでに事業展開していますが、その他の取引所については間もなく事業展開を開始する見込みです)
- **銀行**：IDBI Bank、ICICI Bank、Yes Bank、IndusInd Bank、Federal Bank、Kotak Mahindra Bank、State Bank of India
- **保険会社**：New India Assurance(元受保険)、GIC Re(再保険)は近日、Xperitus(再保険ブローカー)は間もなく事業を開始予定です
- **資本市場**：Reliance AIF Management Ltd
- **IT/ITeS、コンサルユニット**：Accvell Technologies、QX Corporate Advisors、iShip Design、Exemplary Consultants

14.10. GIFT-IFSCにおける課税枠組み

- 最低代替税(MAT) - IFSCユニットは9%
- 有価証券取引税(STT) - なし
- 商品取引税(STT) - なし
- 配当税(DDT) - なし
- 長期キャピタルゲイン(LTCG) - なし
- 免税期間(10年)

14.11. 利用可能通貨

INDIA INXおよびNSE IFSCの下で取引された商品の決済はすべて米ドル建ての現金となります。

14.12. IFSCで展開している証券取引所

14.12.1. India INX

アジア最古の証券取引所であり、現在は6マイクロ秒のスピードを備えた世界最速の取引所であるBSEは、GIFT-IFSCシティ・ガンディーナガルに初の国際取引所を設立させました。

この国際取引所は、2016年12月30日にインド証券取引委員会(SEBI)からの最終承認を得ました。India INXは現在、GIFTシティに設立されたインド初の国際取引所であり、2017年1月9日、ナレンドラ・モディ首相が開始しました。India INXは2017年1月16日から取引を開始しました。

India INXは、海外投資家と在外インド人が世界中のどこからでも取引できるよう、1日22時間稼働しています。

14.12.2. NSE IFSC

NSE IFSCは、グジャラート・インターナショナル・フィナンس・テック(GIFT)シティにあるIFSCでグローバル取引プラットフォームとして開始された証券取引所であるインド国立証券取引所の完全子会社です。

NSE IFSCは、アフマダーバードにあるグジャラート州の企業登録局が発行した2016年11月29日付の設立証明書を取得しました。NSE IFSCは2017年1月16日から取引を開始しました。

14.12.3. IFSCの証券取引所で現在提供されている商品

以下の商品が現在、IFSCの証券取引所で提供されています。

	指数 デリバティブ	株式 デリバティブ	商品 デリバティブ	通貨 デリバティブ
India INX	✓	✓	✓	✓
NSE IFSC	✓	✓	✓	✓

14.12.4. 取引と決済

INDIA INXおよびNSE IFSCで執行される取引の清算および決済は、SEBIが発行したガイドラインならびにINDIA ICCおよびNSE IFSC CLEARING CORPORATION LIMITED(NICCL)の規則、法律、規定、また適宜発行される可能性のあるその他の回状やガイドラインに従って、それぞれINDIA ICCおよびNICCLを通じて清算され決済されるものとします。

清算と決済は、各清算会員の決済義務に従って多当事者間のネットリングベースで行われるものとします。清算会員は、取引会員として、また、清算会員として決済を請け負うそれらの取引会員やカストディ参加者の証拠金、罰金、その他のこれらの取引会員やカストディ参加者が行った取引にかかる課徴金および清算義務を含むすべての義務を負うものとします。

規定プロセスとして、取引会員が行った取引に関するすべての義務は、その取引について清算会員としての役目を引き受けた各清算会員に移転されます。

14.13. 重要なリンク

<http://giftgujarat.in/>

<http://www.indiainx.com/>

<https://www.nseifsc.com/>

<http://giftgujarat.in/faq.aspx>

重要なお知らせ

15.1. 主要規則

投資家のFPI、FDI、FVCIカテゴリーを管轄する主要規則へのリンクを以下に挙げています。

2014年FPI規則

http://www.sebi.gov.in/legal/regulations/jun-2017/sebi-foreign-portfolio-investors-regulations-2014-last-amended-on-july-20-2017-_35121.html

2017年統合版FDIポリシー回状

http://dipp.nic.in/sites/default/files/CFPC_2017_FINAL_RELEASED_28.8.17.pdf

FVCI規則

http://www.sebi.gov.in/legal/regulations/sep-2000/sebi-foreign-venture-capital-investors-regulations-2000-last-amended-on-march-6-2017-_34636.html

15.2 重要なお知らせ

15.2.1. 外国ポートフォリオ投資家

重要なお知らせ	詳細	カテゴリー	影響
実施済み			
オフショアデリバティブ商品の発行	オフショアデリバティブ商品(ODI)を管轄するKYC規範に関するよくある質問(FAQ)	FAQ	これらのFAQは、ODI発行体と応募者、ODIに関連する説明を行っています
	http://www.sebi.gov.in/sebi_data/attachdocs/1472729299841.pdf		
	FPIは、保有株式をヘッジする目的で取ったデリバティブポジションを除き、デリバティブを原資産と知るODIを1対1ベースで発行することは禁止されています	規制面	SEBIは、FPIが保有株式をヘッジする目的で取ったデリバティブポジションを除き、デリバティブを原資産とするODIを1対1ベースで発行することを禁止することにより、ODI発行に関連した規範を厳格化しました
	http://www.sebi.gov.in/legal/circulars/jul-2017/guidelines-for-issuance-of-odis-with-derivative-as-underlying-by-the-odi-issuing-fpis_35266.html		

重要な お知らせ	詳細	カテゴリー	影響
非上場の債券および証券化債券への投資を許可されたFPI	外国ポートフォリオ投資家(FPI)は、非上場の債券および証券化債務証券への投資が許可されています https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=10718&Mode=0 http://www.sebi.gov.in/cms/sebi_data/attachdocs/1488197031529.pdf http://www.sebi.gov.in/cms/sebi_data/attachdocs/1488277921324.pdf	規制面	FPI顧客向けの投資ルートが拡大され、非上場の債券や証券化債券にも投資できるようになりました
RBIは、FPIがNDS-OMプラットフォームで国債に参加することを許可しています	FPIは、ウェブモジュールを含む相対取引システム-オーダー・マッチング(NDS-OM)の主要メンバーを通じたセカンダリー市場で国債を取引することを許可されています https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/NOTI860017E8FEB03A4BD4965DB1FDBF97775.PDF	規制面	FPIは、セカンダリー市場での国債取引についてNDS-OMシステムへのウェブアクセスが得られます。これにより、取引システムに直接アクセスできます
PANのオンライン認証と電子PANの使用	SEBIは、口座開設に際して仲介機関がオンラインでPAN詳細を認証することを許可しています http://www.sebi.gov.in/cms/sebi_data/attachdocs/1479379448955.pdf KYC遵守目的でFPIが電子PANを使用予定 http://www.sebi.gov.in/legal/circulars/jun-2017/acceptance-of-e-pan-card-for-kyc-purpose_35210.html	事業展開の容易さ	この発表により、FPI口座開設時のPAN認証プロセスが容易になると予想されます これは、KYCプロセスを緩和し迅速化すると予想されています。
金利オプションの導入	原資産の金利リスクを抱える外国ポートフォリオ投資家は、その原資産のリスクをヘッジするため、ユーザーとして参加できます https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=10802&Mode=0	取引環境	これでFPIは原資産の金利リスクをヘッジできます
SEBIは、FPIがプライマリー市場を通じて清算機関や預託機関に投資することを許可しています	外国ポートフォリオ投資家は、初期割当/プライマリー市場を通じてインドの清算機関、証券取引所および預託機関の株式を取得することを許可されています http://www.sebi.gov.in/cms/sebi_data/attachdocs/1487247919638.pdf http://www.sebi.gov.in/cms/sebi_data/attachdocs/1487247829651.pdf	規制面	これにより、FPIは清算機関や証券取引所のIPOに参加できるようになります
IFSCにある取引所の(INRがからまない)クロスカレンシー先物およびオプションのポジション上限額	SEBIは、国際金融サービスセンター(IFSC)にある取引所の(INRがからまない)クロスカレンシー先物およびオプションのポジション上限額を通知しました http://www.sebi.gov.in/legal/circulars/may-2017/position-limits-for-cross-currency-futures-and-options-contracts-not-involving-indian-rupee-on-exchanges-in-international-financial-services-centres-ifsc-_34892.html	取引環境	国際金融サービスセンター(IFSC)にある取引所の(INRがからまない)クロスカレンシー先物およびオプションのポジション上限額が通知されました。
RBIがインドのOTCデリバティブ市場に取引主体識別コードを導入	インド準備銀行(RBI)は、金融市場の透明性を促進しリスク管理を改善するため、取引主体識別コード(LEI)の実施を通知しました https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=10988&Mode=0	規制面	LEIイニシアティブの目標は、金融市場の透明性を促進しリスク管理を改善することです

重要なお知らせ	詳細	カテゴリー	影響
CBDTが、カテゴリーIおよびIIのFPIに1961年所得税法第9A条の特定要件を免除	2014年インド証券取引委員会(FPI)規則に基づき登録されているカテゴリーIおよびIIのFPIは、1961年所得税法第9A条に基づき規定されている(ブロード・ベースド基準などの)特定の要件から免除され、適格投資ファンド(EIF)としての資格を満たします	税金	FPIは、「ファンドマネージャー」がインドに所在するというだけの理由で、適格投資ファンドの資格を満たすための第9A条に規定された一定の要件が免除され、インドの税務上の居住者であるとみなされることはありません
http://www.egazette.nic.in/WriteReadData/2017/177814.pdf			
FPI向けの社債総合上限額のオークションメカニズム	SEBIは、全体投資額が95%に達するまでは、FPIのための2兆4,432.3億INRの社債総合上限額を外国投資家が投資にすぐ使用できるものの、これを上回ってしまった場合、オークションメカニズムが発動して残りの上限額の割り当てが開始されると通知しました。債券上限額利用分が92%を下回った場合、オークションメカニズムが停止され、投資に際して再度上限額まで利用できるようになります	規制面	全体投資額が95%に達するまでは、使用されていない社債総合上限額をFPIが投資にすぐ使用できるものの、これを上回ってしまった場合、オークションメカニズムが発動して残りの上限額の割り当てが開始されます
http://www.sebi.gov.in/legal/circulars/jul-2017/investments-by-fpis-in-corporate-debt_35362.html			
マサラ債はFPI向けの社債上限額からは除外されます	海外で発行されたINR建て債券(マサラ債)は、FPI向けの社債上限額に対する計算からは除外されます。開放された上限額は、2回の四半期のトランシェに分けて、FPIが社債投資に利用できるようになります	規制面	上限額は以下の通り開放されません。 2017年10月3日 - 2,700億INR 2018年1月1日 - 1,700.1億INR 四半期ごとに開放される950億INRの上限額は、インフラセクターに投資を行う長期FPIに引き当てられます
https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/APDIR622091779F98D3D3A4D45F598AAD850C93EC393.PDF			
https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/APDIR522091746D54E9902984BD593836C5064285D70.PDF			

重要な お知らせ	詳細	カテゴリー	影響
検討中			
FPIアクセス規範の緩和に関する諮問書	<p>外国ポートフォリオ投資家(FPI)およびその他の関連するFPI規則改正のためのアクセス規範の緩和提案</p> <p>提案のハイライトは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> — カテゴリーIのFPIへのFPI登録付与資格を満たす国の拡大 — ブロード・ベースド要件およびその他の関連する分類の簡略化 — 現地のカストディアン/指定預託機関参加者(DDP)が変更になった場合のSEBIからの事前承認要件の廃止 — 複数投資顧問会社(MIM)構造を持つFPIが、資産の無償譲渡の場合のSEBIからの事前承認要件の廃止 — 株式クラスを追加するプロセスの簡略化 — MIM構造で事業展開しているFPI、または、外国ベンチャーキャピタル投資家(FVCI)登録を保有しているFPIが複数のカストディアンを任命することを許可 — 適切に規制されているプライベートバンク/商業銀行が自身および顧客の代理で投資を行うことを許可 — 「適切に規制されている人物」の定義を拡大し、ブローカー・ディーラー、スワップ・ディーラーなどの他の規制下にある事業体も含める 	事業展開の容易さ	諮問書は、FPI向けのアクセス規範の緩和に関連した様々な提案について記載しています
http://www.sebi.gov.in/reports/reports/jun-2017/consultation-paper-on-easing-of-access-norms-for-investment-by-fpis_35192.html			

重要なお知らせ	詳細	カテゴリー	影響
インドの株式デリバティブ市場の成長と進展に関する諮問書	<p>SEBIは、インドの株式デリバティブ市場の成長と進展に関する事柄について公のフィードバックを求める諮問書を発行しました。</p> <p>提案のハイライトは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> — デリバティブにおける出来高は、現物市場における出来高の約15分の1です。インドにおける、このデリバティブの出来高と現物市場における出来高の比率のドライバーは、他の市場のドライバーとどの程度比較可能か — 現物市場とデリバティブ市場を調整するための、海外市場におけるグローバルなベストプラクティスと経験 — 株式デリバティブ市場においてバランスの取れた参加を促すために必要な、参加者のプロフィールに関する措置 — 個人投資家のデリバティブ、特にオプション取引を考慮して、インド市場における商品適合性の枠組みを導入する必要性 — 参加者のプロフィール、商品構成、株式デリバティブのレバレッジを考慮して、株式デリバティブの最小取引単位および建玉上限額を設定するための指針 	成長と進展	諮問書は、デリバティブ市場の進展に関連した様々な提案について記載しています
http://www.sebi.gov.in/reports/reports/jul-2017/discussion-paper-on-growth-and-development-of-equity-derivative-market-in-india_35295.html			
http://www.sebi.gov.in/reports/reports/sep-2017/addendum-to-discussion-paper-on-growth-and-development-of-equity-derivative-market-in-india-_35883.html			

15.2.2. 外国直接投資

重要なお知らせ	詳細	カテゴリー	影響
実施済み			
「その他の金融サービス」デリバティブに関するFDIポリシー	少なくとも1つの金融セクター規制当局によって規制されているすべての「その他の金融サービス」活動において、自動ルートに基づき最高100%までの外国投資を許可します	事業展開の容易さ	以前は、指定されたサービスのみ、自動ルートで許可されていました。この回状により、金融セクターの規制当局が規制している「その他の金融サービス」は、自動ルートに基づき許可されるようになります
	https://rbi.org.in/scripts/NotificationUser.aspx?Id=10606&Mode=0		
FEMA改訂の通知 - FDIポリシーの自由化	FDIポリシーの自由化	規制面	この回状は、防衛、製薬、民間航空セクターなどの特定のセクターにおけるFDIポリシーを自由化することで、外国投資規範を簡略化します
	http://www.egazette.nic.in/WriteReadData/2016/172979.pdf		
DIPPがFDI提案内容の処理のため標準業務手順を発行します	DIPPが、政府の承認を必要とするセクターへの外国投資に対する外国直接投資(FDI)の提案を処理するための標準業務手順(SOP)を発行しました。提案は改正後の外国投資促進ポータル上からオンラインで提出します	規制面	— 期限付き承認プロセス — 簡略化された申請プロセス
	http://www.dipp.gov.in/whats-new/standard-operating-procedure-sop-processing-fdi-proposals		
インドの証券取引所での外国人持ち株比率を高めます	インドの証券取引所での外国投資上限額の5%から15%への引き上げは、以下の事業体に適用されます。 - 外国の証券取引所 - 外国の預託機関 - 外国の銀行 - 外国の保険会社 - 外国の商品デリバティブ取引所	規制面	外国投資家の指定された特定カテゴリーは、国内投資家と同等の株式資本の15%まで投資できるようになりました
	http://www.sebi.gov.in/sebi_data/attachdocs/1484304686250.pdf		
	http://www.egazette.nic.in/WriteReadData/2017/173574.pdf		

業界見通し

India INX：海外投資家にユニークな価値提案を提供する

著者

Shri Arup Mukherjee

India ICC 常務取締役兼CEO

今年の初め、2017年1月9日に、インドでは、ナレンドラ・モディ首相の尽力により、インド初の国際取引所であるIndia International Exchange (IFSC) Ltd. – India INXが開設されました。アジア最古の証券取引所であるBSEが、グジャラート州国際金融テックシティ（GIFTシティ）に新しく指定された国際金融サービスセンターに国際取引所を設立する計画を公表して以来、この取引所設立の準備がなされていました。

国際金融サービスセンターの主催者GIFTシティ

アフマダーバード国際空港（ムンバイから500 km北）の近くに位置するGIFTシティ（<http://giftgujarat.in/>）は、国内の金融センターおよび関連する社会インフラである国際金融サービスセンター（IFSC）を主催するマルチサービスSEZを促進するマスタープランを備えたグローバルな金融およびITサービスの拠点として概念化されました。これらすべてが密接する土地で開発されているため、企業や個人などにも同様のインフラの魅力が増えています。GIFTで実施されている金融サービスには、グローバル通貨を用いた銀行取引、資本市場取引、保険があります。

さらに、グローバルな参加者の法的権利を効率的かつ慎重に維持するため、GIFT IFSCは、その他の世界的に評判の高い金融センターと同様に、紛争解決のためシンガポール国際仲裁センターと提携しています。

IFSC：インドの強み

インドに設立された国際金融サービスセンターは、世界的に最も優れた金融サービスセンターと肩を並べる競争力のある資本市場の精神に基づいています。これは、India INXの開設演説で首相が次のように強調したときに明らかでした。「国際金融サービスセンターの概念はシンプルだが強力です。オンショアの人材にオフショアの技術的および規制上の枠組みを提供することを目指しています。これは、インドの企業がオフショア金融センターと同等の立場で競争できるようにするためのものです。GIFTシティIFSCは、世界の他の主要国際金融センターに匹敵する設備と規制を提供することができます。今から10年後に、商品、通貨、株式、金利、その他の金融商品にかかわらず、世界で最も多く取引される金融商品の少なくともいくつかのプライスメーカーにGIFTシティはなるはずだと考えています。」

インドの資本市場における人材のポテンシャルと、世界中の投資家や市場参加者がシンガポール、ドバイなどの他のグローバル金融拠点を通じて、間接的にではなく直接的に新興市場と関わる方法を変えることができるGIFT IFSCの能力を考慮し、インドの政府と規制当局は急速な成長を達成できるよう、いくつかの政策を推進しています。

このような政策や規制介入のハイライトは、以下の通りです。

- インドで外国ポートフォリオ投資家としてまだ登録していない外国人投資家に対しては、適格外国投資家（EFI）と呼ばれる参加者の新しいカテゴリーが作成されました。EFIは、IFSCブローカーの顧客の銀行口座に証拠金を直接入金することにより、IFSCに直接参加することができます。また、外国にあるEFIの銀行口座に直接支払われます

- 外国ポートフォリオ投資家（FPI）はIFSC取引所の商品に参加できます
- IFSCのミューチュアル・ファンド（MF）、オルタナティブ投資ファンド（AIF）、ポートフォリオ管理サービス（PMS）は、IFSCの取引所に上場されている証券に加えて、インド国内の証券取引所に上場されているインドの証券に投資できます
- すべての商品（現金、株式デリバティブ、商品デリバティブ、通貨デリバティブ）について単一のセグメントを提供しているため、事業展開コストを削減し、担保の使用を最適化します
- リベラルな税制を提供しています。配当金、長期キャピタルゲイン、取引に対しては課税されません。IFSCに設置され、サービス税を持たない事業体については15年間の段階的免税期間があります
- 債券発行、上場および取引の枠組みに関するリベラルな規定が発表され、これにより、インドおよび外国の発行体の両方が、あらゆる通貨でGIFT IFSCの国際取引所から資金を調達することができます
- 世界中のどこからでもプライマリー市場仲介機関が簡単に参入できるようにしているため、SEBI登録済み仲介機関またはその海外の関連機関が、SEBIからの事前承認を得て、IFSCで（ブローカレッジおよび清算サービスを除く）資本市場仲介サービスを提供することができます
- GIFT IFSCでのすべての取引と決済を外貨で実行できるため、GIFT IFSCを通じた取引には通貨リスクはありません

India INXの強み

強力な資本市場を持つ、新たな自信に満ちたインドを形成するという首相の大胆なビジョンは、市場参加者の優先事項に対応する模範的な国際取引所になるというIndia INXの願望と深く共鳴しています。取引所は、各規制当局に対して次々と迅速に対応してきました。

India INXのユニークな価値提案は、海外投資家や仲介機関のニーズに応え、GIFT IFSCが提供する自由化された資本市場制度を活用しています。これらには次のものが含まれます。

- 現物株式、株式デリバティブ、商品デリバティブ、通貨デリバティブ、金利デリバティブで既に提供されているか、導入される準備段階にある、すべての主要な資産クラスにわたるバランスの取れた商品ポートフォリオ。
- India INXは、S&P BSE SENSEX50（インドの上位50株式のインデックス）を初めて開始しました。取引所は、S&P BSE SENSEX50のデリバティブ取引において日々の出来高が最も高くなっています。
- 一切の通貨リスクを抱えることなく、インド市場に投資する機能。BSEに上場されている株式の時価総額の約70%を占める上位107の単一の株式先物およびオプションを取引可能
- 22時間ノンストップで市場にアクセスできるため、投資/ヘッジ/裁定取引を通じて世界中のあらゆる変化に対応する機会があります
- 4マイクロ秒の中央値応答時間を提供するEurex T/7の最先端技術プラットフォーム
- 会員と顧客の両方がアルゴ、コロケーション、直接市場アクセスを利用できるため、世界中のどこからでもIndia INXに接続して取引ができます。会員に提供されるコロケーションサービスには、無料のラックスペースや標準のハードウェアサーバーなどがあります
- 全商品向けの単一セグメントは、証拠金の合理化、商品間の単一の差金決済につながるため、必ず資本が最適に使用されます
- 最も競争力ある価格設定がされた国際取引所。India INXのデリバティブで1ロットを取引する費用は、他の世界的な取引所と比較して無視できるほどの費用であることから、インドの証券を取引するうえでは取引コストは最低となります
- INXのプラットフォーム上で実行されるあらゆるデリバティブ取引に対して、中央決済機関として機能するIndia International Clearing Corporation (IFSC) Ltd. (India ICC) が実行する1日2回のマーク・トゥ・マーケット決済とアジア最高の取引所/CCPに匹敵する証拠金フレームワークによる強固なリスク管理業務
- 専用のデフォルト・ファンドとデフォルト・ウォーターフォールで、デフォルトしていない会員に対する責任が限定的
- India INXおよび複数のデータサービスベンダーが提供する、リアルタイムの価格および取引データフィードが利用可能

- (間もなく設立予定の) グローバル証券市場は、インドと外国の発行体の両方がグローバルな投資家ベ-ースから効率的に資金を調達するために必要な努力を低減することを提案しています

取引所にとって初期段階であるにもかかわらず、参加者に対するこれらの価値提案のメリットはすでに明らかです。例えば、India INXの商品の流動性は、インド市場の開場時間だけに制限されておらず、これを超えて広がっています。

商品ポートフォリオは、資産クラス全体でバランスが取れています。

India INXにある商品ポートフォリオ

取引可能な商品	追加予定の商品
株式指数デリバティブ (先物およびオプション) : S&P Sensex, S&P Sensex50	通貨デリバティブ (先物) : — INR/USD — USD/INRクアント
商品デリバティブ (先物) : 金、銀、銅、アルミニウム、亜鉛、鉛、ニッケル、金KG	通貨デリバティブ (オプション) : — USD/INRクアント
グローバル個別株 (先物) : Apple INC, Facebook INC, Microsoft, Google, JP Morgan	商品デリバティブ (先物) : — WTI原油、ブレント原油、天然ガス — 金クアント、銀クアント、銅クアント、WTI原油クアント、ブレント原油クアント
通貨デリバティブ (先物およびオプション) : EURUSD, GBPUSD, JPYUSD	商品デリバティブ (オプション) : 金、金クアント、WTI原油、WTI原油クアント
インド個別株 (先物およびオプション) : 107の個別株のデリバティブは、先物およびオプションのセグメントにおける国内取引所の取引活動に基づいて選択されます	

India INXはまた、開設からわずか数カ月間で、株式デリバティブと商品デリバティブの両方で、2017年5月5日に1億米ドルを付け、史上最速で日次出来高の最高額に達しました。開設以来、INXは株式と商品の両方で55億米ドルの出来高を達成しています。

India ICC : 万-の場合への備え

India International Clearing Corporation (IFSC) Ltd. (India ICC) は清算、決済、リスク管理サービスを提供する目的で設立されました。India ICCはすべての取引の中央決済機関として機能し、GIFTシティでIndia INXに清算、決済、担保管理およびリスク管理サービスを提供します。CCPは、CPMI-IOSCOの金融市場インフラのための原則を遵守し、リスクを監視、管理、報告するための堅牢なリスク管理システムを確立しています。

India ICCが採用しているリスク管理業務の一部を以下に紹介します (<http://www.indiaicc.com/static/margin.aspx>)。

流動資産最低額

清算会員は、当初証拠金とエクスポージャー証拠金の要件を調整した上で、すべての時点で流動資産最低額を維持しておく必要があり、この代わりにエクスポージャーを利用することはできません

当初証拠金

- 当初証拠金をリアルタイムで計算できるように、Standard Portfolio Analysis of Risk (SPAN®) 手法を採用しています。
- 1日の標準証拠金期間にわたって、99%の信頼水準でリスクをカバーするために必要な証拠金。

エクスポージャー証拠金

- 市場の極端な変動から守るため、当初証拠金を上回って課されます

リスク削減モード

- 会員の担保/取引上限額が90%に達した場合、会員はリスク削減モード（RRM）に入り、市場でのポジションを引き上げることはできません。注文は建玉を減らすものについてのみ発注できます。

デフォルト・ファンド

- India ICCは専用のデフォルト・ファンドを設立しました。これは、清算会員がデフォルト（債務不履行）となった場合に決済義務を満たすために容易かつ無条件に利用できるものです。India ICCは、最低限のデフォルト・ファンドサイズに達するよう毎日ストレステストを実施し、損失配分のためにデフォルト・ウォーターフォールも設定しています。デフォルト・ファンドに関する詳細はこちらをご覧ください。
<http://www.indiaicc.com/static/static/DefaultFund.aspx>

機会および今後について

INXにとって、最初のマイルストーンは簡単ではありませんでした。大部分のグローバル投資家は、現在でもインドにおけるIFSCのコンセプトやメリットを検討中です。また、包括的なエコシステムを備えたGIFT IFSC参加者のための市場を発展させる動きが進行中です。取引所は100名以上の参加者からの早期返答を受け取りました。この100名以上の全員が、取引所の会員の異なる段階にあります。

関心のある重要な商品のプライスメーカーとなることを目指し、これらの奨励の早期兆候は、無限のポテンシャルを持つ世界の可能性を提供します。India INXにとって、世界の資本市場が求めている機会に応え、インドが提供したいと望む機会を捉え始めたばかりです。

ご不明点は bdn@indiainx.com までお問い合わせください

詳細については、当社ウェブサイト www.indiainx.com をご覧ください

Arup Mukherjee氏は、India International Clearing Corporation (IFSC) Limitedの常務取締役兼CEOです。約30年のキャリアを持ち、そのうち、証券業界での経験は約27年に及びます。以前はIndian Clearing Corporation Limited (「ICCL」)、インド国立証券取引所 (「NSE」)、Indian Seamless Financial Services Limited、Stock Holding Corporation of India Limited (「SHCIL」) に勤務していました。取引業務、株式市場、デリバティブ、債券市場、監視、リスク・規制、会員権、投資家向けサービス、裁定取引、コンプライアンス、指数サービス、トレーニング・教育など、様々な経験を有しています。

NCDEX：農場経営者のため規制された市場のポテンシャルを広げる

著者

Samir Shah

NCDEX 常務取締役兼CEO

インドは、農産物の大半において世界最大の生産国の1つとなっています。これにもかかわらず、農業システムの生産サイドの管理は、複雑、多様で投資集中的な性質のため、常に大きな課題を抱えたままになっています。これに対処するため、異なるステークホルダーのシナジーを農場経営者の利益のために活用できる、農業マーケティングシステムの強化に向けた新しいアプローチが必要です。

インドの商品デリバティブ市場は、開設以来大きな発展を遂げて来ました。NCDEXはその開設以来、取引円滑化機関として成長を遂げ、より優れた価格の発見から効率化の向上、物理市場における構造改革の強化に至るまで、農業エコシステムに多くのプラスの影響をもたらしています。また、市場アクセスを増やし、価格変動に対する保護を提供することによって、農業所得の成長のカタリストとなり、農場経営者が市場および価格情報についてより多くの情報を得られるようになります。

市場へのアクセス：農場経営者にとっての主要課題

インドの農業は、農産物を売るのに苦労していることが多い、小規模で生産力が低い農場経営者が大半を占めています。また、規模の経済、バリューチェーンの統合、市場のボラティリティに対する脆弱性やその他のリスクなどの課題にも直面しています。小規模な農場は、市場の投入サイドと産出サイドの両方で価格決定権を制限しています。様々な研究調査によると、農業収入は、貧困に喘ぐ農業世帯の約53%を守るには不十分であることが分かっています。この貧困に喘ぐ農業世帯は、0.63ヘクタール未満の保有地で農業を行っています。

農業経営者の苦悩に対処するうえで、低水準の農業収入が重要な要因であることを認識した政府は、生産者の報酬価格と消費者の妥当な価格を保証するために、農業市場における競争と効率をもたらす数多くの改革を開始しました。電子国立農業市場（eNAM）の実施、倉庫登録の設定、物品サービス税（GST）法の導入、2017年農業生産および畜産マーケティング（促進および助長）法の提案など、改革は様々な段階で実施されており、農場経営者の経済的成長に重要な役割を果たす可能性があります。

NCDEX：農場経営者を市場につなぐ

小規模農場経営者にとって、市場への強いつながりは、農業生産を増やし、農村部での経済成長を促すうえで不可欠です。これらのつながりを改善することは、生産性を高め、所得を増やし、食料安全保障を強化することによって、好循環を生み出します。小規模生産者が正式な規制市場にアクセスできる道が改善されれば、より高い価格でより多くの生産物を確実に売ることができるようになります。

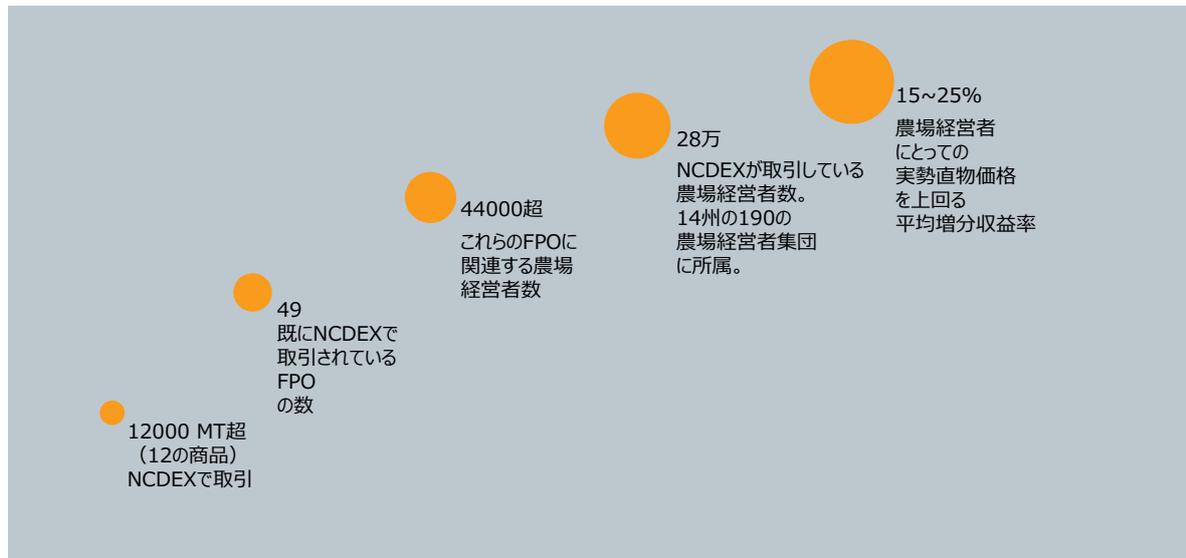
個人の農場経営者は、規制された市場に参加できないことが多くなっています。小規模農場経営者が新興の高付加価値市場に参入するのを支援する実行可能なモデルとして、生産者企業が浮上しました。小規模保有者を最新の供給ネットワークに統合し、取引コストや調整コストを最小限に抑えながら、規模の経済を享受できるようにします。組織と集団行動が、農場経営者の競争力を高め、新しい市場機会における利点を高めるのに役立ちます。

NCDEXはインド最大の農産物取引所であり、革新的な商品とサービスを通じて、常に農業コミュニティにつながろうと努力しています。農業生産者企業や協同組合が、小規模で生産力がない農場経営者が投入サイドと産出サイドの両方で実行できる集約手段として出現したことから、取引所は、こういった農業生産者企業や協同組合と接触して、農業生産者企業や協同組合が直接参加でき、より良い価格を実現し、情報に基づく判断を通じた価格リスクの管理ができるよう、透明なオンラインプラットフォームを提供できるようになりました。

農場経営者に国内市場へのアクセスを提供するためのわずか1年半の取り組みのなかで、NCDEXは、200以上の農場経営者集団に属する28万人以上の農場経営者に接触できました。さらに、49のFPOに属する44,000人

以上の農場経営者が、価格リスクをヘッジする目的で、取引所プラットフォームを上手く利用しています。これらの農場経営者は、作物自体の播種段階の間に、生産物の価格を前もって固定することができました。これらの農場経営者は、収穫時の時価と比較して、ネットで15～25%高い価格を実現しています。さらに、規制市場に直接アクセスできることにより、従来の市場で農作物を販売する場合のコストと比較して、取引コストを3%以上節約するのに役立ちました。

図1：商品先物市場への農場経営者の直接参加



出典：NCDEX

収穫後実務の向上、マーケティング能力の構築、情報の普及、革新的な銀行信用と取引金融メカニズムを目的として、NCDEXが実行した多面的な開発活動を通じて、農場経営者の所得向上が実現できました。

農場経営者に対して収穫後信用を促進する

適切な時期、特に収穫後段階で信用が不足していると、小規模で生産力が低い農場経営者は投げ売りに苦しめられてしまいます。農場経営者の財務力を強化するには、農場経営者が仲介機関に依存することを断ち、より良い市場へのアクセスを可能にすることが求められています。NCDEXは、ステークホルダーの信用ニーズに対応するために、効率的なエコシステムを作り出しました。NCDEX Comtrackシステムを使用して、毎年80億INR以上の商品が担保設定されています。現在までに、200億INR以上の商品が64万トンの商品に対して融資が実行されており、現在の評価額は約300億INRです。また、農場経営者はNCDEX認定の倉庫に保管されている農作物に対して、市場金利よりも3～6%低い運転資本金融を利用しています。

農業倉庫における改革の強化

倉庫は、農業の成長と発展のためのもう一つの重要な要件を形成しています。倉庫は、農作物の時間と場所の有用性を生み出すのに役立つだけでなく、貯蔵品に対する運転資本金融も提供します。すべての倉庫は、受け取った品目の証拠として倉庫領収書を発行し、そこに記載されている品質と数量で保管しなければいけません。まもなく開始される倉庫リポジトリであるNational E-Repository Ltd. (NERL) が、現在の紙ベースの領収書システムを置き換え、すべての倉庫と商品の移動記録をリアルタイムで電子形式で保管します。この電子形式の記録は、関係しているステークホルダー全員に選択的に提供することができます。商品用のリポジトリは、金融機関に自信を持たせることで、倉庫収入融資業務の有機的成長のカタリストとなります。また、政策立案者の中心的なデータ源としても機能することで、農業政策の決定を支援します。長期的には、このシステムは倉庫市場の健全性を高めるでしょう。

プライマリー市場改革の促進

NCDEXも、プライマリー農業市場における改革を推進する最前線に立っています。NCDEX e-Markets Limited (NeML) がカルナータカ州政府と提携して実施したマンディ近代化イニシアチブは、市場の近代化と開発を進める官民パートナーシップのユニークな例です。カルナータカ州政府とNeMLの合併事業であるRashtriya e-Market Services Limited (ReMS) が2014年1月に開始され、電子オークション、農作物の格付け、農場経営者への直接支払い、グローバルなベストプラクティスといった一連の措置を導入して、APMC市場の近代化に注力しました。

新しい市場構造であるカルナータカ州の統一市場プラットフォーム (UMP) モデルは、ベンチマークを設定し、その他の州のインスピレーションとなることで称賛と認識を得ています。カルナータカ州のAPMC市場における農場経営者の収入を増やすため、農業市場改革を成功させた実績についての表彰を行う、インド品質委員会による第11回全国品質会議 (NQC) 2016でのD.L Shah Platinum Award 2016や、「Gems of Digital India Award 2017」など、いくつかの名誉ある受賞を受けました。

NITI Aayogも、UMPを通じたオンラインマーケティングが農場経営者の収入に及ぼす影響について評価しています。UMP導入後、カルナータカ州のマンディにおけるモデル価格は、インド国内の同一商品の卸売価格の上昇率よりもはるかに高いレートで増加しました。農場経営者が実現できた平均的実績は、2013~2014年と2015~2016年を比較すると、名目ベースで38%、(個々の商品のWPIでデフレートした後の) 実質ベースで13%の増加となりました。

表1：農場経営者が受け取った価格に対する統一市場プラットフォーム (UMP) の影響

商品	農場経営者が受け取った価格		2013~2014年から 2015~2016年の増加率	
	2013~2014	2015~2016	名目	実質 [△]
樹豆	3939	7672	95	16
モヤシ豆	3817	7976	109	12
コブラ	5189	9325	80	43
ウコン	5937	7931	34	13
ピーナッツ	3398	4346	28	14
ひよこ豆	3057	4541	49	15
トウジンビエ	1261	1419	13	11
トウモロコシ	1257	1356	8	6

△ 商品のWPIでデフレートした後に計算された実質価格

出典：政策文書、NITI Aayog

今後について

NCDEXは農場経営者の収益を向上させるため、小規模の農業、商品サプライチェーン、加工業界、財政政策および政府の政策を、信頼性の高い透明な方法でつなげるポテンシャルを秘めています。小規模農場経営者が規模を達成し、メリットを深めるためには、政府の政策サポートが必要です。

農場経営者がより優れた価格を実現するために、時間、グレード、場所を問わず自由に販売できるような、現物市場とデリバティブ市場とのリンクが必要です。NCDEXが承認した倉庫は、提案されている2017年農業生産および畜産マーケティング（促進および助長）法に基づき、副次的市場とみなされた場合、最新の電子現物市場と統合の重要ポイントとして機能することができます。さらに、商品取引所にますます多くの商品を導入し、取引所で取引される先物や農場経営者向けのオプションを導入することで、農場経営者が農作物に最適価格を設定し、効率的に価格リスクを管理するための適切なツールを提供できます。

Shah氏は2013年3月1日、NCDEXにCEO代理として入社し、その後、常務取締役兼CEOに任命されました。NCDEX入社以前は、ドバイ金・商品取引所（DGCX）で最高事業責任者を務めていました。同社では、DGCXを世界で最も急速に成長している取引所の1つとするため、取引所の成長をリードし、数々の賞を受賞しました。Contract of the YearやBest Commodity Exchange in 2012などを受賞しました。

20年に及ぶ機関や市場インフラの設立経験を誇ります。DGCX入社前は、ムンバイを拠点とするUniversal Commodities Exchange（UCX）でCEOを務めていました。

商品デリバティブ市場：インドをグローバル経済へとつなぐ

著者

Mrugank Paranjape

インド・マルチ商品取引所（MCX）常務取締役兼CEO

インドは商品デリバティブ取引の歴史が古く、活発です。綿の先物取引は、1860年代の米国南北戦争勃発に伴う世界の綿花市場の不確実性に対応して、インドで開始されました。Bombay Cotton Trade Association Ltd.が最初に設立され、その後1893年にBombay Cotton Exchangeが設立されました。綿花のデリバティブ取引は活発でしたが、他の商品のデリバティブもインド国内の様々な場所で開始されました。1913年に小麦、1919年には原料ジュートとジュート、1920年には金塊の先物取引が開始されました。

戦時中に市場は急速に成長しました。その後、市場を規制するため、1952年先物契約（規制）法に基づき、先物市場委員会が1953年に設立されました。しかしながら、先物業界は、戦争、自然災害およびその結果生じた不足に伴い、1960年代半ばに大半の商品（コモディティ）の先物取引が禁止されたため、忘れ去られてしまったのです。

MCXの始まり

2002年にインド政府が複数の商品（コモディティ）に先物を提供する電子商品取引を許可した後、21世紀に向け、インド・マルチ商品取引所（MCX）が設立され、2003年11月から取引所が業務を開始しました。この取引所は基本的に、商品（コモディティ）における価格発見とリスク管理のための市場ベースのプラットフォームを目指した、インドで長期間にわたって満たされていない需要に対応するものでした。インドが90年代に急速に経済のグローバル化を始めた後、特にこの需要が高まり、WTO協定の批准に至りました。インドはWTOの設立メンバーで、設立時からWTOに加盟しています。

それから15年をかけて、MCXはますます強みを増して成長し、インドの市場リーダーとしての地位を確立し、売上高ベースで90%近い市場シェアを獲得し、取引された先物商品数ベースでは世界7位となりました（先物業協会：FIAに基づく）。取引された先物商品数ベースで、MCXは銀で世界第2位、アルミニウムで第3位を誇ります。MCXのこの素晴らしい地位は、インドの1,200以上の町や都市で670以上の会員と51,000以上の認可業者が草の根への接続性を促進していることを考えると、驚くべきことではありません。

イノベーションの環境

MCXが経験してきた他の発揮手段として、商品、慣行、業務、戦略を特徴付けるイノベーションの環境が挙げられます。MCXは、ステークホルダーの実情とニーズを把握したうえで、ハッカ油、プラスチック、鉄鉱石、コリアンダー、アーモンドなど多様な商品の先物取引を世界で初めて開始し、また、暖房油、ガソリン、ジャガイモの先物取引をインドに導入した初の取引所です。MCXはインドで始めて上場され、また、権威ある証券監督者国際機構（IOSCO）とFIAの会員資格を付与された取引所です。品質規格でISO 9001:2008、環境マネジメントシステム規格でISO 14001:2004、情報セキュリティマネジメントシステム認証でISO 27001:2015を取得し、認定を受けています。市場参加者に対し、世界的に参照可能な価格を提供するため、国際的なベンチマークを有する商品契約の取引が、ほぼ真夜中まで提供されています。おそらく、市場を開発するための取引所の努力は、取引所のリーダーシップとイノベーションの最良の例として際立っています。（MCXとIndia Postのジョイントプログラムである）Gramin Suvidha Kendraの機関は、地理的にアクセスしにくい地域で貴重な価格情報をコミュニティの最下位層に広めるうえで、堅実なイノベーションのアイコンとなっています。これが、インドの隅々まで広がる広範なアウトリーチ・イニシアティブを通じて、ステークホルダーに商品市場やデリバティブ市場およびその効用について説明し、ステークホルダー間での認識や受容を生み出すためのMCXの日常的な取り組みを補完します。

今後について

設立後わずか約14年のMCXは、商品価格の変動から生じるリスクを管理するための効率的なリスク軽減プラットフォームをステークホルダーに提供することにより、インド経済の重要な必要性を満たしてきましたが、他のすべてのデリバティブ商品がインドの商品市場で禁止されていたため、取引所は最近までプレーン・バニラ先物の提供にのみ制限されていました。同様に、ほとんどの金融機関がインドの商品デリバティブ市場への参加を禁止されています。

このシナリオは、2015年にインドの商品デリバティブ市場で画期的な構造変化が起こった後に変化し始めました。かつて商品デリバティブ市場の規制当局であった先物市場委員会がインド証券取引委員会（SEBI）と合併され、「証券」と認識された商品デリバティブと市場を支配する60年前の法律が廃止されました。

商品デリバティブ市場におけるリスク管理システムを強化することは別に、この構造変化の主要な効果の1つとして、市場におけるいくつかの新商品および制度に同意されたことが挙げられます。SEBIは、既に商品取引所が商品先物についてオプション契約を開始することを許可しており、MCXも間もなく最初のオプション商品を開始する準備ができています。オプションの導入は、従来型のデリバティブ商品を使用してヘッジすることができなかった商品市場におけるステークホルダーの様々なカテゴリーでのリスク管理のニーズを満たす上で、非常に役立ちます。オプションの構造のお陰で、このタイプの商品は、特に農場経営者や中小企業などの小規模なステークホルダーに適しているため、インドのような国に特に関連があります。

さらに、商品オプションの存在も、インドのデリバティブ市場の投資家への魅力を高めています。こういった商品オプションの魅力は、高い流動性からもたらされる関連利益とともに、デリバティブ市場とその原資産市場との間の効率的な情報伝達、低いコストインパクト、市場での買い占めリスクの削減など、高水準（および高品質）の流動性をもたらすことができる商品デリバティブ市場において、取引に対するより多くの関心を生み出す可能性があります。

商品デリバティブのもう一つの大きな変化は、今まではこの市場に参加できなかった新しい参加者グループが導入されたことです。最近まで、インドの商品デリバティブ市場には金融機関は参加していませんでした。最近の許認可が変更され、海外のヘッジファンドに相当するオルタナティブ投資ファンド（AIF）が商品デリバティブを取引できるようになりました。市場関係者は、銀行、 뮤チュアルファンド、外国ポートフォリオ投資家（FPI）などのその他の主要な機関投資家やこういったその他の企業も、商品デリバティブ取引実行が正式に許可されるようになることを期待しています。幅広い層が商品デリバティブ市場に参加することが、流動性を高め、ヘッジを促進し、市場を掘り下げ、その結果インドの取引価格に対する信頼を高め、市場全体の発展につながります。これは、世界の商品市場において、インドを複数の商品の最大の消費者や生産者の1つとなる可能性のあるプライスメーカーとするうえで重要なステップです。

最近の物品サービス税（GST）の導入は、インドの間接税制改革における非常に重要な一歩であり、インド全体で、ステークホルダーに対する商品市場の関連性を高めるプラスの影響をもたらす可能性があります。GSTは「1つのインド、1つの税制、1つの市場」を思い描いており、州ごとに異なる税制を廃止することで、商品向けのより大きな汎インド市場が生み出されています。これにより、州境を越えて商品をシームレスに輸送できるようになり、現物市場とデリバティブ市場との間のより効率的な連携が促進され、取引所で発見された価格とエコシステム全体との関連性が高まります。

インドの商品デリバティブ市場の自由化に向けた積極的な政策策定は、引き続き明るいマクロ経済見通しと並んで、インドの商品デリバティブへの投資の魅力を高めています。上記の自由化のプロセスは、今後さらに進展すると予想されます。例えば、商品デリバティブ市場や証券デリバティブ市場は、参加者、仲介機関および異なる市場セグメントの業務フレームワークの統合によって、さらに統合化が進むと予想されます。これにより、投資家が

容易に参加できるようになり、複数の資産クラス間で資本を代替可能になり、市場の魅力が高まります。商品の現物市場とデリバティブ市場の間でも同様の統合が予想され、特定の商品または複数の商品の現物取引を運用するための枠組みが現在構想中です。

これは、MCXのような取引所の飛躍を期待できる機会であり、投資家コミュニティは無視することはできません。

Paranjape氏は、インド工科大学ムンバイ校およびインド経営大学院アフマダーバード校を卒業後、コーポレート・バンキング、テクノロジー、証券市場、投資家サービス、資産運用、カस्टディアンサービスなどの様々な地域や分野で25年以上の経験を積んできました。MCX入社前は、ドイツ銀行にてマネージングディレクターを務めていました。過去10年間で、Prudential ICICI AMC やシティバンクなど、様々な国際的企業で管理職を務めました。

インド・メトロポリタン証券取引所（MSEI）

著者

Udai Kumar

MSE 常務取締役兼CEO

序文

インド・メトロポリタン証券取引所（MSE）（旧称MCX Stock Exchange LimitedまたはMCX-SX）が2008年9月16日、インド証券取引委員会（SEBI）より認可され、2008年10月7日から営業を開始しました。インドで最も新しい、3番目の国立証券取引所と位置づけられ、株式への浸透度が低い所で集中的に密集しており、株式に集中しているという富の創造プロセスの2つの最も困難なシナリオに取り組む目的で考案されました。株式への幅広い参加と株式以外のセグメントの拡大を促進するために、会員の運用コストを削減し、資本と技術のアップグレードをより有効に活用することを目的とした市場向けの差別化された商品を拡大しました。

MSEは、プロモーター主導の事業体から取締役会の監督下にある専門的に管理された事業体へと変貌を遂げています。インドステイト銀行、パンジャブ国立銀行、パロダ銀行、インド銀行、カナラ銀行などのトップの公共セクター銀行とならび、MCX、IL&FSなどの大手金融機関が、取引所の株式の約66%を保有しています。Rakesh Jhunjhunwala博士、Radhakishan Damani氏、Nemish Shah氏、Kalparaj Dharamshi氏などの有力投資家が、取引所の株式の30%超を保有しています。

現在提供されている商品

インド・メトロポリタン証券取引所（MSE）は、資本市場、先物およびオプション、金利デリバティブ、通貨デリバティブ、ETF、債券市場における取引のための透明でハイテクなプラットフォームを提供しています。現在、245社が取引所に上場しています。総時価総額の90%以上を1400以上の大企業が構成しており、これらの企業について、許可された取引カテゴリーで取引することができます。市場にある53のETFはすべて、MSEでの取引が可能です。

取引所はFPIの参加を特に重視し、交渉された取引、一括取引およびブロック取引を執行するための効率的なプラットフォームを提供しています。顧客は、価格と数量のスリッページがなく、日中の二国間取引を柔軟に執行できます。MSEの株式現物セグメントは、大型取引執行時のスリッページから免除されます。このユニークな利点と取引コストの削減とが相まって、FPIによるバルク取引の執行には、MSEの株式現物セグメントが魅力的になります。多くのFPIが、これらの資産クラスに適用される取引所別のポジション上限額を最大限に活用するため、MSEの通貨および金利デリバティブセグメントにも参加しています。

MSEは、市場の拡大、ギャップの特定および穴埋めに焦点を絞っており、他の取引所とは競合していません。MSEは現在、コミュニケーションやインフラの拡大、インフラ開発を支援するグローバル実務の採用に取り組んでいます。

株式や株式デリバティブに対する市場ポテンシャルや投資家の全体的な好みは、これらのセグメントを通じた少額のキャピタルゲインが、株式と比較してより安定した一貫した利益を提供すると認識されていることを主な要因として、債券と現在のセグメントがやや無視されていることを示しています。MSEはこれらのセグメントを強化することに焦点を当て、MFおよびAMCの参加を促すため、これらと現在協議中であり、当該ファンドマネージャーが多くの関心を寄せています。

MSEはすでにIRF（金利先物）取引プラットフォームを備えています。MSEは、通貨デリバティブおよびIRFにおける市場シェアの再生に徐々に焦点を当てています。2018～19年に開始されるMSEの開発第2段階では、債券および中小企業の上場に焦点を当てています。

当社の価値提案

MSEは、収益性を求めて、後戻りできない改革を色々と実行してきました。現在では10億INR以上の純資産を有しています。

証券取引所の中でも、加入手数料や入金手数料、ビジネスインセンティブスキーム、ビジネスパートナーシップ、競争力のある取引手数料、会員へのインフラサポートなど、MSEの参入コストは最も低くなっています。MSEは独自の統一取引インターフェースである「TWS - トレーディング・ワーク・ステーション」を提供しています。この他にも、会員が取引所で取引するためのカスタマイズされた取引ソフトウェアおよびハードウェアを使用することを許可するCTCL技術もサポートしています。機関投資家の場合、MSEは、取引所内のサーバ用のラックスペースで構成された低遅延のコロケーション機能を通じたアルゴリズム取引をサポートしています。

また、MSEとロンドンのGMEXグループは、既存セグメントの商品開発分野で協業し、MSEとその子会社であるMCCILに対するGMEXの戦略的株式投資に加え、新商品、技術革新、新商品のための市場インフラ開発を開始することを最近合意しました。

グローバルなベストプラクティスや規制要件に沿って、取引所で行われた取引の清算や決済は、認定された適格中央清算機関である子会社のMetropolitan Clearing Corporation of India Ltd. (MCCIL) を通じて行われます。MCCILは、設立以来、一切のデフォルトなくすべての決済を完了したユニークな実績を誇ります。

今後について

MSEは、5年間の事業計画の一環として、株式セグメントで差別化商品を投入することにより、資本市場への参入を拡大するブルーオーシャン戦略を検討しています。同様に、通貨市場や債券市場にも重点を置くと考えられます。MSEは、社債の私募の際に入札を受けるための電子ブックビルディング（EBP）を提供するプラットフォームを導入中です。

Udai Kumar氏は、MSE入社前は、Metropolitan Clearing Corporation of India Limited (MCCIL) でマネージングディレクターを務めていました。それ以前は、JM Financial、JMモルガン・スタンレー、Centrum CapitalやFortune Financialなどの金融セクターの有力企業で管理職を務めていました。証券取引所、資本市場、資金調達、事業再編、買収合併において20年超にわたる豊富かつ多様な経験を誇ります。

物品サービス税（GST）：期待すべきこと

著者

Uday PimprikarおよびNikita Nandwani
Ernst & Young LLP、ムンバイ事務所

2017年7月1日から、インドにて物品サービス税（GST）が施行されました。この改革は、いくつかのレベルでの構造的変化を示しています。本稿では、GSTの潜在的インパクトの概要について説明します。

効率的な税制の出現

GSTの導入は、主に、税のカスケード効果を減じ、共通の市場を創出することを主要目標として推進されました。これらの目標は、実際にはGSTで先導された憲法改正案の目的と理由に関する声明に託されています。

GSTは、過度の古い税を包含しています。これらの税金の多くは、完全または部分的に代替することができなかったため、結果として税金費用が含まれていました。このことと、結果的にサプライチェーンを構築することにより、代替できない税金を削減することで、いくつかの追加コストが発生しました。こういった状況について、主席経済顧問（「CEA」）はインドの取引に対する「ネガティブな保護主義」と呼んでいます。GSTは、これらのネガティブな要因を抑えるため、はるかに改良されたエコシステムを作り出すことに尽力しました。

カスケード効果の削減

GST導入以前の制度では、購入に含まれた税金が購入者への仕入れ税額控除として相殺することができなかった事例が数多くありました。例として、購入に対する州付加価値税（VAT）は、購入者がサービスプロバイダーの場合は相殺できませんでした（理由は、サービスプロバイダーが供給するものについて、中央政府が課すサービス税のみを支払う義務があるからです）。また、取引を行う者は、購入した商品や取引した商品に課される消費税を相殺することができませんでした。さらに、商品にかかる入境税、オクトロイ（特定州で課される物品入市税）、物品入市税は、購入者の物品サービス税に対して含まれたコスト（相殺不可能）でした。

これらの税金は現在、単一のGSTに包含されており、通常は代替可能であるため、大幅にコストが削減されます。GSTはかなりリベラルな税制を導入しています。現在、購入に対して課されるどのGSTも、「ビジネスの過程または発展のため」費用が発生している限り、コストとはみなされません。この制度は、海外の多くのGST制度よりもリベラルです。その理由は、他の税制では、「生産物供給に使用された」投入物（商品またはサービス）に関連した仕入れ税額控除のみを付与するためです。これにより、調達コストの大幅な見直しが行われるはずですが。

サプライチェーンのリエンジニアリングと物流改革

現在、ほとんどは、新しい制度を導入する準備が整っています。コンプライアンスの最初のサイクルは、今後数カ月以内に完了する予定です。はるかに優れた自由化された包括的な仕入れ税額控除制度の新しい原則により、購入者とサプライヤーは自らのサプライチェーンを再評価することが期待されます。サプライヤーは、（GST以前に適用されていた）中央売上税などの代替不可能な州間税を控除するのではなく、物流コストやサプライチェーンを構築するためのインタイム供給などの側面を検討していくでしょう。新しい倉庫とロジスティクスのソリューションはすでに評価中です。これらのセクションには、多くの投資が行われています。統合されたロジスティクス拠点、自由貿易および倉庫保管区域（FTWZ）などの新しいモデルが使用されることとなります。

輸送効率

GST導入以前の制度では、特定の州の出入許可や入州税の課税など、様々なコンプライアンスが数多く課されていました。これらのコンプライアンスは、明らかに膨大な時間と資源の無駄につながります。GST制度は、所定の閾値限度を上回るすべての委託販売品を記録し報告することを義務付ける、共通の電子許可システムを保持することが可能性として考えられていますが、この制度が慎重に実施されれば、業界は資産の大幅な有効活用と輸送コストの削減を最適化することができます。

新たなコンプライアンス体制によるインパクト

GSTコンプライアンスの枠組みの核心にあるのは、GSTネットワークです。GSTネットワークとは、GSTのすべてのコンプライアンスを実行する政府のITプラットフォームです。コンプライアンスには、納税者が順応していく努力が必要です。エコシステムでは、請求書と取引レベルの情報を当局に提供することを義務づけており、政府は、この大量のデータを処理して漏れなどのある分野などを特定する深い能力を開発することが期待されるべきです。既に、税務当局による公平に焦点を当てた照会が見られることから、この傾向はますます高まるはずですが、その上、この枠組みには、組織されたセクターへの控除を拒否し、購入者からの追加のコンプライアンスを義務付けることにより、コンプライアンス違反に対する大きな抑制要因があります。このため、購入者は登録された適格納税者とのみ取引したいと考えることとなります。これらの措置は、今までコンプライアンスが低かった国の責任感を高めるはずですが、その結果、税収増がもたらされると考えられます。

税収増は、税制を合理化するうえでの政府の自信向上につながります。税率や税率区分の削減、一部のコンプライアンスの合理化、ガバナンス改善に向けた動きが挙げられます。

結論

GSTは、質の高い投資と消費やガバナンス改善の新たな波を将来的にもたらす「税制改革」です。税制改革に伴う最初の混乱が予想されますが、数カ月後に人々は徐々に慣れてきます。次の段階では、最も重要な事柄である効率性、ガバナンス改善、前向きな経済への注力が見られるでしょう。

政府は、最終的には複雑さを取り除き、あいまいさを排除し、対処しやすい体制に向けて取り組むべきです。実行予定の取り組みは数多くあります。その意図は、公言されているように、税を「善きシンプルな税」へと向かわせることです。

Uday Pimprikar氏は、EY Indiaの間接税部門のパートナーです。メディア・エンターテインメント、金融サービス、テレコム、ITサービス、BPO、電力などの様々な業界の企業に対し、GST、サービス税、消費税、関税、貿易政策、付加価値税などの間接税制に関する助言を15年以上にわたって提供してきました。様々な業界フォーラムでサービス税やGSTについて特に言及しながら、税政策の表明を行うことに積極的に関わっています。

Nikita Nandwani氏は、EY Indiaの間接税部門のシニアコンサルタントです。特にテレコムおよび銀行セクターと間接税に関する事柄について企業に助言を行ってきました。また、サービス税やGSTに基づく様々なコンプライアンス実施についても企業へのサポートや助言を行っています。

免責事項

本章に記載されている見解および意見は著者のものであり、必ずしも公式ポリシーやドイツ銀行の姿勢または見解を反映したものではありません。記載内容は、公に入手できる情報に基づいて用意されたものであり、記載内容について、ドイツ銀行は独自に確認を行っておりません。ドイツ銀行、ドイツ銀行に関連する人物のいずれも、本章に記載されている情報の十分性、正確性、完全性、合理性について、明示的または暗示的にかかわらず、一切の表明または保証を行いません。

添付

添付1 FPI登録用申請書フォーマット

添付1.1. フォームA

別表1
フォーム
フォーム A

2014年インド証券取引委員会（外国ポートフォリオ投資家）規制

[規制3(2)および規制8を参照]

外国ポートフォリオ投資家（FPI）としての登録証書付与用
申請フォーム

1.0 申請者の詳細

1.1 申請者の名称

--

1.2 申請者の所在地

所在地			
郵便番号		国	
電話番号		Fax番号	
ウェブサイト			

1.3 生年月日／成立日／設立日

dd/mm/yyyy

1.4 出生地および出生国／成立・設立地および成立・設立国

場所		国	
----	--	---	--

外国個人申請者の場合、申請者の国籍とパスポート番号を記載してください

国籍		パスポート番号	
----	--	---------	--

1.5 申請者の法的形態および申請者の法人化、設立、または登記に基づいている法律（個人の場合、該当しない）

--

1.6 主たる事業活動の記載（個人の場合、該当しない）

--

1.7 （該当する場合）申請者が所属するグループの主たる事業活動の記載（個人の場合、該当しない）

--

1.8 コンプライアンス・オフィサーに関する情報（個人の場合、該当しない）

氏名			
役職			
電話番号		Fax番号	
EメールID			

2.0 申請者のカテゴリ

2.1 申請者の分類（最もよく当てはまるカテゴリを選んでください）*

カテゴリの種類	カテゴリの名称 (指定したカテゴリの中から最もよく当てはまるものだけを選んでください)
カテゴリ-I	
カテゴリ-II**	
カテゴリ-III	

* 申請者は、最もよく当てはまるカテゴリを1つだけ選んでください。申請者が2つ以上のカテゴリや間違っただけのカテゴリを選んだ場合、申請フォームには欠点があるとみなされ、却下の原因となります。参考のため、上記カテゴリの簡単な説明を以下に記載します。

** (但しc節に基づき) 申請者が下表のカテゴリIIに属する場合、投資顧問の名称を記入してください。この場合、投資顧問会社は、規則に従ってブロード・ベースド・ファンドが行う、投資顧問会社の原資産のブロード・ベースド・ファンドおよびその他の行為や事柄の全てに関する委託および怠慢について、全てのことに責任を負うことを約束するものとします。

カテゴリ	資格を満たす外国投資家
I	中央銀行、政府機関、ソブリン・ウェルス・ファンド、国際組織／機関または多国籍組織／機関を含む政府および政府関連の投資家
II	a) ミューチュアル・ファンド、投資信託、保険／再保険会社を含む適切な規制下にあるブロード・ベースド・ファンド b) 銀行、資産運用会社、投資顧問会社、ポートフォリオマネージャーを含む適切な規制下にある事業体。 c) 投資顧問が適切な規制下にあり、カテゴリIIの外国ポートフォリオ投資家として当局の代わりに指定預託機関参加者により登録されている、適切な規制下でないブロード・ベースド・ファンド。投資顧問会社が、規則に従って、ブロード・ベースド・ファンドが行う投資顧問会社の原資産のブロード・ベースド・ファンドおよびその他の行為や事柄の全てに関する委託および怠慢について、全てのことに責任を負うことを約束すること。 d) 大学基金および年金基金 e) 既にFIIまたはサブ・アカウントとしてSEBIIに登録されている大学関連のエンゲウメント
III	基金、慈善団体、公益信託、財団、法人団体、信託、個人、ファミリーオフィスなど、外国ポートフォリオ投資家のカテゴリIやIIの資格を満たさないその他全てのFPI

2.2 外国投資家グループに関する情報

番号	報告を行っている事業体の名称	報告を行っている事業体の登録番号	申請者が共通の最終実質所有者を共有する外国ポートフォリオ投資家の名称	外国ポートフォリオ投資家登録番号	列Cに記載されている外国ポートフォリオ投資家の電子株式を保有するための口座のC
A	B	C	D	E	F

3.0 申請者を規制する規制監督機関の詳細（該当する場合）

3.1 連絡先詳細

名称			
国		ウェブサイト	

3.2 登録番号／コード（ある場合）

4.0 懲戒履歴

申請者、申請者の親会社／持株会社または関連会社が、経済責任または犯罪責任を受けたり、一時的または恒久的な事業の停止または登録の取り消しが行なわれた可能性のある、証券法、倫理行動規範、事業規則への違反または非遵守があったかどうか。

あり

なし

「あり」の場合、添付書類に詳細をご記入ください。

5.0 指定預託機関参加者、証券のカストディアン、任命した指定銀行に関する詳細

5.1 DDPの詳細

名称	Deutsche Bank AG
SEBI承認日	

5.2 証券のカストディアンの詳細

名称	Deutsche Bank AG
証券のカストディアンのSEBI登録番号	CUS003

5.3 指定銀行の詳細

銀行名と支店名	Deutsche Bank AG, Mumbai Branch
所在地	Securities Services, DB House, Hazarimal Somani Marg, Fort, Mumbai – 400 001

6.0 インドの証券市場との以前の関わりに関する詳細

（当セクションは個人の場合、該当しない）

6.1 申請者のインド証券取引委員会へのFIIまたはサブ・アカウントとしての登録の有無

あり

なし

「あり」の場合、詳細をご記入ください。

事業体の名称	登録名	SEBI登録番号	登録期間	
			開始日	終了日
			dd/mm/yyyy	dd/mm/yyyy

7.0 宣言書および約束事項

私たちは以下のことを宣言します。

- a. インドで投資を行う許可を受けています。
- b. 申請者の所得と資金源は、既知の合法的な源から来ているものです。
- c. 申請者は在外インド人ではありません。
- d. 申請者は、外国ポートフォリオ投資家としての登録付与に関し、他のいかなる指定預託機関参加者その他の申請を一切行っていません。
- e. 申請者に対する清算命令は行われていません。
- f. いかなる規制当局も、申請者が金融セクターでの活動を永久に停止または禁止する命令を行っていません。
- g. 過去5年間に、いかなる規制当局も、証券市場に影響を及ぼす、申請者に対するいかなる免許／承認の付与の取り下げまたは拒否命令を行っていません。
- h. いかなる規制当局による（罰金を含む）違約金も、既に手続または支払が済んでいます。
- i. 付属書類を含め、申請に際して提供している情報は、完全かつ真実です。

約束事項

私たちは以下のことを約束します。

1. 申請書に記載された情報に変更があった場合は、速やかに知らせること。
2. 法律、または、その時施行されているその他すべての法律の規定に基づき、適宜、インド証券取引委員会、インド準備銀行、または、その他のすべての規制当局が発行する可能性のある業務上の指示／指令に従うこと。

申請者代表

正式署名者のサイン	
名前	
役職（個人の場合、該当しない）	
日付	dd/mm/yyyy

添付1.2. フォームA記入のためのガイダンス・ノート

このガイダンス・ノートは、Deutsche Bank Indiaが作成したもので、2014年6月1日以降に新しくFPIとして登録を行う全てのFPIに適用されるフォームA（FPI申請フォームなど）の記入にあたって、外国投資家が分かりやすく記入できることを目的としたものです。

参照 セクション	フォームAで要求される 情報	ガイダンス用 コメント
1	申請者詳細	
1.1	申請者の名称	申請者は、設立書類に記載されているものと同じ名称を記入する必要があります。
1.2	申請者の所在地	申請者は、自身の登記先住所を記入する必要があります。
1.3	生年月日／成立日／設立日	申請者は、申請者が法人化または設立された日付を記載する必要があります。
1.4	出生地および出生国／成立・設立地および成立・設立国	申請者は、申請者が法人化または設立された場所および国を記載する必要があります。
	外国個人申請者の場合、申請者の国籍とパスポート番号を記載してください	個人の申請者の場合、国籍とパスポート番号を記載する必要があります。法人顧客の場合、「N.A.」と記載できます。
1.5	申請者の法的形態および申請者の法人化、設立、または登記が基づいている法律（該当する場合）	申請者は、その法的形態と、登記先が基づく法律を記載する必要があります（有限責任組合、公開有限責任会社、非公開会社など）。
1.6	主たる事業活動の記載	申請者は、それが実行する事業内容について簡単に記載する必要があります（個人の場合、該当しない）。
1.7	（該当する場合）申請者が所属しているグループの主たる事業活動の記載	申請者は、グループの名称と概要を記載する必要があります。
1.8	コンプライアンス・オフィサーに関する情報	申請者は、申請者の規制遵守に責任を持つ人物の詳細を記載する必要があります。コンプライアンス・オフィサーとは、現地の規制当局および／またはDDPからの公式連絡に際する主要連絡先のことです。

参照 セクション	フォームAで要求される 情報	ガイダンス用 コメント
2	申請者のカテゴリー	
2.1	カテゴリーの種類 (I/II/III)	<p>* 申請者は、最もよく当てはまるカテゴリーを1つだけ選んでください。申請者が、2つ以上のカテゴリーや間違ったカテゴリーを選んだ場合、申請フォームには欠点があるとみなされ、却下の原因となります。</p> <p>カテゴリー分類の決定は重要で、その後の書類要件や川下の業務規則に影響を与えます。申請者には、選択したカテゴリーに申請を行う前に、十分検討を行うことが求められます。申請者は、カテゴリーを指定する欄に、(フォームAで提供されている表から) 関連する事業体の種類を選択する必要があります。例えば、ソブリン・ウェルス・ファンドとして事業を展開している申請者の場合、フォームAの「カテゴリー-I」欄に「ソブリン・ウェルス・ファンド」と記入します。</p> <p>申請者がカテゴリー-IIIに該当するものの、申請者の投資顧問(投資運用会社、投資顧問、受託者など)がカテゴリー-IIのステータスであることを理由にカテゴリー-IIのステータスを希望する場合、その投資顧問の名称とFPI登録番号を、フォームAの反対側のカテゴリー-IIIに提供されているスペースに記載する必要があります。その投資顧問からの必要な宣言書および約束事項に投資顧問のFPI登録証書の控えを添え、添付書類としてフォームAに添付してください。</p>

参照 セクション	フォームAで要求される 情報	ガイダンス用 コメント
2.2	外国投資家グループに関する情報	<p>投資家グループに関する情報の提供に際する指示</p> <ul style="list-style-type: none"> - FPIは、グループの一部として、50% を超える直接的または間接的な普通株式保有／実質所有権／実質持ち分を持っている事業体、およびFPIとして申請書を登録または提出した事業体全てに関する詳細を提供しなければいけません。 - 一般的な実質所有者は以下をベースに特定されるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 株式保有 (2) 議決権 (3) FPI全体の50%を超える経営権に関するその他の形式（既存のFII／サブ・アカウントを含む）
3 申請者を規制する規制監督機関の詳細（該当する場合）		
3.1	連絡先情報	申請者は、申請者を統括している規制当局に関する詳細を記載する必要があります。ここでは、適切な規制当局は証券市場監督者、または中央銀行（銀行として申請する場合）のいずれかとなります。
3.2	登録番号／コード （ある場合）	申請者は、監督機関との登録番号を記入する必要があります。
4 懲戒履歴		
4.1	<p>申請者、申請者の親会社／持株会社または関連会社が、経済責任または犯罪責任を受けたり、一時的または恒久的な事業の停止または登録の取り消しが行なわれた可能性のある、証券法、倫理規範、行動規範、事業規則への違反または非遵守があったかどうか。</p> <p>（あり／なし）</p>	<p>「あり」の場合、添付書類に詳細をご記入ください。</p> <p>このセクションでは「該当なし」と記載しないでください。</p>

参照 セクション	フォームAで要求される 情報	ガイダンス用 コメント
5	インドの証券市場との以前の関わりに関する詳細	
5.1	申請者のインド証券取引委員会 へのFIIまたはサブ・アカウントとしての 登録の有無 (あり/なし)	<p>「あり」の場合、フォームAにある表に詳細をご記入ください。</p> <p>表の「開始日」欄：FII/サブ・アカウント宛てのSEBI承認レターの日付を指します</p> <p>表の「終了日」欄：FII/サブ・アカウント宛てのSEBI取消レターの日付を指します</p> <p>このセクションでは「該当なし」と記載しないでください。</p>

添付2 FPI登録に必要な書類

FPI登録申請書類		
DDPへの申請（フォームA）	FPIフォームA原本	添付1.1参照
	申請フォームA記入のためのガイダンス・ノート	添付1.2参照
DDPに提出する標準宣言書／ 約束事項	原本（FPIのレターヘッド）。 SEBIは、FPIが提出しなければならない標準型宣言書／約束事項を発行しています。	添付2.1参照
追加登録書類		
	これらの書類は、FPI登録申請の一部となっています。	添付2.2参照
FPI登録の更新		
更新のための提出書類	更新に際し、FPIは以下のものを提出する必要があります。 — 登録の有効期限から3カ月前のFPI登録更新のためのカバーレター — 手数料（登録しているカテゴリーの手数料に従う） — カバーレターでSEBI／DDPに提出する情報に一切の変更がないことを確認する約束書 — 保護セル会社（PCC）／マルチクラスビークル（MCV）宣言書 — 共通実質所有者（CBO）宣言書	
監督機関の承認	SEBIの代理でDDPが発行	
KYC書類		
標準KYCフォーム	SEBIが公表する標準KYCフォーム	添付2.3参照
その他KYC書類要件	KYC完了および口座開設のための補足書類	第7章参照

添付2.1. 標準宣言書および約束事項

指定預託機関参加者に提供する、外国ポートフォリオ投資家からの約束事項付き宣言書

日付

宛先

指定預託機関参加者

各位

[事業体名]（「申請者」/「私」/「私たち」）は、2014年インド証券取引委員会（外国ポートフォリオ投資家）規制に従い、外国ポートフォリオ投資家（「FPI」）としての登録申請を行います。上記に関連し、以下のため、添付のフォームA（申請用フォーム）をご査収ください。

外国ポートフォリオ投資家（FPI）としての登録証書付与または

既存の外国機関投資家/サブ・アカウント/適格外国投資家から FPIへの転換

私/私たちは、2014年インド証券取引委員会（外国ポートフォリオ投資家）規制、運用ガイドライン、これに基づき発行された回状、および、SEBIが適宜指定するその他すべての規約（「FPI規則」）を読み、理解したこと、また私/私たちは、FPI規則に基づく適格基準を満たし、FPIとしての登録に適格であることを宣言いたします。FPI規則の要件を遵守し、申請者は、ここに、以下の事柄について宣言および約束いたします。

- 1) 私/私たちはインド在住者ではありません[1961年インド所得税法に従う]。
- 2) 私/私たちは_____（国名）の在住者です。同国については以下の通りです。

証券市場監督機関である_____（監督機関の名称）は、居住国の証券市場監督機関が証券監督者国際機構（IOSCO）の多国間覚書（MMoU）に参加調印しています、または、SEBIと二国間覚書（MoU）に参加調印しています（付録A：SEBIと海外の監督機関の間で、特に情報共有を行うという二国間のMoU）または

中央銀行_____（中央銀行の名称）は、国際決済銀行のメンバーです（申請者が銀行の場合のみ適用されます）。

- 3) 私／私たちは、金融活動作業部会（FATF）が発行する声明書通り、以下に挙げる事項として記載されている国に居住していません。
 - (i) 戦略的なマネーロンダリング防止またはテロの資金調達撲滅（AML／CFT）に対する対抗策の適用が不足している管轄区域
 - (ii) 不備に対処するうえで十分な進歩を遂げていない、または、不備に対処するためのFATFとの行動計画に取り組んでいない管轄区域
- 4) 私／私たちは、法人化もしくは事業設立を行った国または事業を展開している国の外での証券の投資について、法的に許可を受けています。
- 5) 私／私たちは、自身で、もしくは、私／私たちのクライアントの代理で投資を行ううえで、私／私たちの基本定款、通常定款、または、これらに相当する文書もしくは規約により承認を受けています。
- 6) 私／私たちは、（インドに投資を行ううえで）十分な経験、優れた（投資）実績を有し、プロフェッショナルな競争力を備え、財務基盤が健全で、（監督機関、裁判所、投資家などから）私／私たちには公正性および整合性が欠けていると言われた事例やケースはありません。
- 7) 私／私たちは、[2008年SEBI（仲介機関）規則附則IIIに基づき]健全で適切な人物／組織です。
- 8) 私／私たちは、以下について、書面にてSEBIおよび貴殿に直ちに（かつ、6カ月以内、またはSEBIが適宜規定するそれ以下の期間内）お知らせします。
 - a) 以前にSEBIまたは貴殿に対して提出した情報または詳細について、重要な点において間違いまたは誤解を招くとみなされる情報が見つかった場合。
 - b) 以前に私／私たちがSEBIまたは貴殿に対して提供した情報について、重要な変更があった場合。重要な変更の例としては、支配権の直接的または間接的な変更、規制状況の変更、合併、分割、事業再編、カテゴリーの変更、構造／実質所有権の変更などが挙げられますが、これらに限定されません。私／私たちは、このような変更の結果、FPIの登録内容の再評価が生じる場合があることを理解しています。
 - c) 海外の監督機関により、私／私たちに対して、措置が取られた、または措置が現在取られている罰則、係争中の訴訟、訴訟手続き、調査または捜査の結果がある場合。
- 9) 私／私たちは、SEBIまたはインドのその他すべての政府機関が必要とする場合、FPIとしての私／私たちの活動に関連するあらゆる情報、記録、書類を提出します。

- 10) 私／私たちは、自国および／または海外の法域における投資について、現地の監督機関／裁判所などから制限または禁止を受けていないことを確認します。
- 11) 私／私たちは、FPIとしての私／私たちの活動に関連して、常に、現行のインドの法律、規制、規則（FPIおよびFEMA規則を含む）、SEBI、RBIまたはその他監督機関が適宜発行する回状、ガイドラインまたはその他の規約を遵守します。
- 12) 私／私たちは、貴殿が要求する付加的情報または書類、宣言書、約束事項を提出し、2002年マネーロンダリング防止法、ならびにそれに従って規定される規制および規則、FATF基準、SEBI、RBIまたはその他監督機関が適宜発行する回状を必ず遵守します。
- 13) 私／私たちは、保護セル会社、分離セル会社またはこれらと同等のものなど、最終実質所有者にアクセスできない、または、実質所有者がお互いに目的を特定した上で隔離されている、または、施行に関して実質所有者が目的を特定した上で隔離されているような、あらゆる構造のものを意味する不透明な構造を一切持っていません。構造／定款／株式の分類の追加に変更が生じた場合、貴殿の事前承認を受けます。
（最終実質所有者は、SEBIが適宜発行するマネーロンダリング防止、または、SEBIが適宜発行するテロ資金供与対策に関する主要な回状に基づくものとします）。
- または
- 私たちは、監督機関の要求により、または、法に従い、私たちの資産および負債を、その他のファンド／サブ・ファンドから目的を特定した上で隔離し、以下のことを宣言します。
- (a) 私／私たちは、私／私たちの自国の法域で規制下にあります。
- (b) 私／私たちのファンド、またはサブ・ファンドは、ブロード・ベースの基準を満たしています。
- (c) 私／私たちは、SEBIからの要求に応じて、私／私たちの実質所有者に関する情報を提供することを約束します。構造／定款／株式の分類の追加に変更が生じた場合、DDPの事前承認を受けます。
- 14) 私／私たちは、FPIとして、または、在外インド人として、一切の預金口座を所有しておらず、2件以上の預金口座を開いたしません。

15) 私／私たちは以下のことを確認します。

- a. 私／私たちは既存のFII／QFI／サブ・アカウントであり、登録番号は_____です。
- b. 私／私たちはFII／QFI／サブ・アカウント／FPIの申請を行ったことは一度もなく、また、申請が拒否されたこともありません。
- c. 私／私たちはFII／QFI／サブ・アカウント／FPIに申請したことがあり、以下を理由に拒否されました。

16) 私／私たちの会計帳簿、記録、書類は、FPI規則の要求に従って_____にて保管・維持され、私／私たちは、変更があった場合、直ちに貴殿に通知いたします。

17) 私／私たちが保有する株式は、一切の抵当権等の負担がなく、今後もないものとします。

18) 上記の宣言／約束およびフォームAに記載した情報は真実かつ正確です。私／私たちは、宣言／約束事項のいずれかが間違いであること、または、宣言／約束の違反から生じるあらゆる結果について単独で責任を負うこと、また、預託機関および指定預託機関参加者がかかる宣言／約束事項および情報に依拠することに関して損害を与えないことについて理解・同意しています。また、私／私たちは、かかる情報および／またはこの宣言／約束事項に依拠したことが原因で生じる可能性のあるいかなる損失、費用、損害、罰金（合理的な弁護士費用、支出を含む）、課徴金、罰金、税金、利子について補償することに同意します。

19) FPIは、投資家グループに属する保有額合計が、規定の上限額を上回ってしまう場合、預託機関が規定した手順に従い、規定された時間内に規定の投資上限額に収まる保有額に戻します。

日付：

場所：

(申請者の署名欄)

承認を受けた人物の署名

カテゴリIIIに基づく登録を求めるファンドにのみ適用

A. 適切な規制下にある ((i)または(ii)のいずれかに記入のうえ、該当しない方に取り消し線を入れてください)

(i) 私たちは、インドにおける投資を提案する場合と同等に、自国の管轄区域の証券市場監督機関により適切に規制または監督を受けていることを宣言します。

または

(ii) 私たちは、自国の管轄区域の証券市場監督機関による適切な規制または監督を受けていませんが、私たちの投資顧問（投資顧問の名称とFPI登録番号）は、適切に規制され、カテゴリIIのFPIとして登録されており、以下の約束事項を提供いたします。

B. ブロード・ベースド基準 ((i)または(ii)のいずれかに記入のうえ、該当しない方に取り消し線を入れてください)

(i) ブロード・ベースド基準を満たす申請者 私たちは（FPI規則に従う）インド国外で設立／法人化されたブロード・ベースド・ファンドであり、20人以上の投資家（投資基準ベースの直接投資家と原資産投資家全員を含む）がいます（ファンドに投資している投資家の合計数の確定については、共同ファンドだけを目的として設定された原資産の投資家で、投資を行っているものだけを考慮するものとします）。

ファンドの直接投資家全員に関する詳細を以下に記載します。

シリアル番号	* 投資家の一般的種類	投資家数	共同ビークルの場合、投資家数を記載	保有額の割合 (1)
ファンドの元本 (USD / GBP / EUR)				

* 投資家の一般的種類には、ミューチュアル・ファンド、投資信託、年金基金、保険、集合投資ファンド、基金、公益信託、法人、個人などが含まれます。

(1) ある機関投資家が49%を超えて保有している場合、投資家の一般的種類の各詳細は、以下の表に記載する必要があります（必要に応じて追加の表を追加）。

シリアル 番号	* 投資家の一般 的種類	投資家数	共同ビークルの場合、 投資家数を記載	保有額の 割合 (1)
ファンドの元本 (USD/GBP/EUR)				

* 投資家の一般的種類には、ミューチュアル・ファンド、投資信託、年金基金、保険、集合投資ファンド、基金、公益信託、法人、個人などが含まれます。

または

(ii) ブロード・ベースド基準を満たさない申請者（条件付登録）

私/私たちは、新規に法人化/設立された事業体であり、カテゴリIIIに基づくブロード・ベースド・ファンドとして登録することを希望しますが、申請時点ではブロード・ベースの基準を満たしておりません。条件付登録付与に関する要件に従い、私たちは、ここに、インドに対し、ファンド元本の5%以上の投資を行うことを約束し、登録付与から180日以内にブロード・ベースド基準に従います。

（申請者の署名欄）

承認を受けた人物の署名

日付：

場所：

FPI登録番号（FPI登録番号）を持つ私たち（投資顧問会社の名称）はFPI登録番号（FPI登録番号）を持ち、（申請者の名称）の投資顧問会社であり、規則に従って（申請者の名称）が行う行為や事柄の全てに関する委託および怠慢について、全てのことに責任を負うことを約束します。

FPIが適切に規制されていないものの、投資顧問会社は適切に規制されており、カテゴリ-IIのFPIとして登録されている場合、申請者が行う行為や事柄の全てに関する委託および怠慢について、全てのことに責任を負うことについて、投資顧問会社が署名を行います。

（投資顧問会社の署名欄）

承認を受けた人物の署名

日付：

場所：

[FPIのレターヘッド] (2010年SEBI回状を参照 – PCC/MCV宣言書)

日付 :

宛先

指定預託機関参加者

各位

必須の宣言書および約束事項について、以下を参照してください[FPIの名称を記載してください]。

宣言書

該当するものにチェック を入れてください。

- (a) 申請者は、保護セル会社 (PCC) または分離ポートフォリオ会社 (SPC) ではなく、いかなる命名によっても同等の構造を有していないことを宣言します。
- (b) 申請者は、体系的にマルチ・クラス・シェア・ビークル (MCV) ではなく、いかなる命名によっても同等の構造を有していないことを宣言します。株式の単一クラスのみを保有しています。
- (c) 申請者は、体系的にMCVであり、2つ以上のクラスの株式を保有しているか、または、同等の構造を有しており、また共有ポートフォリオは、全てのクラスの株式のために維持しており、ブロード・ベースド基準を満たしていることを宣言します。
- または
- (c) 分離ポートフォリオは、別々のクラスの株式のために維持しており、そこでは、株式の各クラスはブロード・ベースドとなっています。

約束事項

申請者がMCVまたは同等の構造であるか、そうなることを提案しており、2つ以上のクラスの株式を保有している場合。

私たちは以下のことを約束します。

- (a) 共通のポートフォリオを、様々な株式クラス全般に渡って配分し、ブロード・ベースにするものとします。

または

- (a) ポートフォリオが、それぞれ異なる株式クラスのために分離されている場合、各株式クラスは、ブロード・ベースト基準を満たすものとします。
- (b) 構造／定款／株式の分類の追加に変更が生じた場合、DDPの事前承認を受けます。
- (c) 株式クラスに追加があった場合、上記 (a) の基準に従うものとします。

承認を受けた人物のサイン

[FPIの名称を記載してください]

添付2.2. 追加登録書類

書類	署名権限
基本定款&通常定款、またはその他の同等の設立文書	<ul style="list-style-type: none"> — ASLに従い、正式署名者が認証。会社捺印、名称、日付を記載。 — 公証人が公証、または外国多国籍銀行が認証（証書には名称、日付、役職を記載のこと）
FII/FPI登録証書の控え (該当する場合) *	
投資顧問契約 (該当する場合) *	正式署名者が認証。会社捺印、名称、日付付き。

* カテゴリーIIIに基づく登録を求める、規制下でないFPIの場合は必要。カテゴリーIIのステータスの投資顧問会社が該当書類を提出の必要あり。

C. その他の詳細										
1	発起人／パートナー／カルタ／受託者および常勤取締役の名称、PAN、居住地住所と写真									
2	常勤取締役のDIN									
3	発起人／パートナー／カルタのアドハー番号									
(詳細は添付 (3ページ)にて記入)										
D. 宣言										
<p>私／私たちは、上記の情報が、私／私たちが知っている、かつ信じている限りで真実かつ正確であり、私／私たちは、ここにある情報に何らかの変更が生じた場合、直ちに通知することを宣言します。上記の情報が虚偽、不正確、誤解を招く、または不実表示であることが分かった場合、私／私たちは、それについて責任を負うことを認識しています。</p>										
正式署名者の氏名および署名 _____										
<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">日付</td> <td style="padding: 2px;">D</td> <td style="padding: 2px;">D</td> <td style="padding: 2px;">M</td> <td style="padding: 2px;">M</td> <td style="padding: 2px;">Y</td> <td style="padding: 2px;">Y</td> <td style="padding: 2px;">Y</td> <td style="padding: 2px;">Y</td> </tr> </table>		日付	D	D	M	M	Y	Y	Y	Y
日付	D	D	M	M	Y	Y	Y	Y		
事務所記入欄										
<input type="checkbox"/> 原本を承認し、自己認証書類の控えを受領した										
正式署名者の署名	仲介機関の捺印									
日付										

個人用以外の顧客確認 (KYC) 申請フォームの一部を構成する発起人/パートナー/カルタ/受託者および常勤取締役の詳細

番号	名前	申請者との続柄 (発起人、常勤取締役など)	PAN	所在地住所/登記先所在地	常勤取締役のDIN、または、発起人/パートナー/カルタのアドハー番号	写真

正式署名者の氏名および署名 _____

日付	D	D	M	M	Y	Y	Y	Y
----	---	---	---	---	---	---	---	---

添付 - K
 パートII - 口座開設フォーム (非個人用)

参加者名 - DEUTSCHE BANK AG DP ID - IN300167 所在地 - DB HOUSE, HAZARIMAL SOMANI MARG, R.O. BOX NO.1142, FORT, MUMBAI - 400 001		クライアント-ID (参加者が記入)												
以下の詳細に従い、私たちの名前で預金口座開設を行うことを要請します。(詳細は全て大文字だけでご記入ください)											日付			
A) 口座保有者の詳細														
		名前					PAN							
単独/1人目の保有者														
2人目の保有者														
3人目の保有者														
B) 口座の種類														
<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> FI <input type="checkbox"/> FII <input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入ください) _____ <input type="checkbox"/> 適格外国投資家 <input type="checkbox"/> ミューチュアル・ファンド <input type="checkbox"/> 信託 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> CM <input type="checkbox"/> FPI														
C) 連絡先		DEUTSCHE BANK AG, DB HOUSE, HAZARIMAL SOMANI MARG, P.O. BOX NO.1142, FORT												
所在地		市町村		MUMBAI			PIN番号		4 0 0 0 0 1					
		州、都道府県		MAHARASHTRA			国		INDIA					
連絡先情報		電話番号 (事業所)		022-7180-3000			電話番号 (居住地)							
		Fax番号		022-7180-3901			携帯電話番号							
		Eメール		dbindia.custody@db.com										
		D) HUF、パートナーシップ企業、未登記信託、団体 (AOP) 等の場合、口座はカルタ、パートナー、受託者などの名義で開設されますが、HUF、パートナーシップ企業、未登記信託、団体 (AOP) 等の名称とPANは以下の通り記載してください。												
a) 名称							b) PAN							
E) FII/その他の場合 (該当する場合)														
RBI承認参照番号														
RBI承認日														
SEBI登録番号 (FII用)														
F) 銀行詳細														
1 銀行口座の種類		<input type="checkbox"/> 貯蓄預金口座 <input checked="" type="checkbox"/> 当座預金口座 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に記入ください)												
2 銀行口座番号		0190363005												
3 銀行名		DEUTSCHE BANK AG												
4 支店住所		DB HOUSE, HAZARIMAL SOMANI MARG, FORT												
		市町村		MUMBAI			PIN番号		4 0 0 0 0 1					
		州、都道府県		MAHARASHTRA			国		INDIA					
G) 5 MICR番号				4 0 0 2 0 0 0 0 2										
H) 6 IFSC		D E U T 0 7 8 4 D C O												
I) 該当する場合、正式署名者である重要な公的地位を有する者 (PEP) /発起人/パートナー/カルタ/受託者/常勤取締役にチェックを入れてください: 重要な公的地位を有する者 (PEP) と親戚関係にある <input type="checkbox"/>														
J) 清算会員の詳細 (清算会員のみが記入)														
1 証券取引所の名称		該当なし												
2 清算機関の名称		該当なし												

3	清算会員ID	該当なし		
4	SEBI登録番号	該当なし		
5	商号	該当なし		
6	CM-BP-ID (参加者が記入)	該当なし		
K) 標準的指示				
1	私たちは貴殿に対し、自動的に私たちの口座に入金を受けることを承します。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		
2	口座は委任状 (PoA) を通じて管理されます	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ		
3	SMS通知機能			
	番号	保有者	あり	なし
	1	単独/1人目の保有者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2	2人目の保有者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3	3人目の保有者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	口座明細書の受取方法	<input type="checkbox"/> 書面フォーム <input type="checkbox"/> 電子フォーム (メール/SWIFT) [注記3を読み、KYC申請フォームにEメールアドレスが記載されていることを確認すること]		
L. その他詳細				
1	年収の詳細 (具体的にご記入ください) : 年収			
	<input type="checkbox"/> 250万INR未満	<input type="checkbox"/> 500万INR~1,000万INR		
	<input type="checkbox"/> 200万INR~500万INR	<input type="checkbox"/> 1,000万INR超		
2	純資産			
	金額 (単位: INR) _____	時点 (日付)	D	D
			M	M
			Y	Y
			Y	Y
	(純資産は1年以内の値としてください)			

宣言

私たちは、現在有効である口座に関する預託機関および預託機関参加者に関する規制および規則を読み、理解しました。私たちは口座に適宜施行される規則に従い、その拘束を受けることに同意します。私たちは、上記の情報が、私たちが知っている、かつ信じている限りで真実かつ正確であり、私たちは、ここにある情報に何らかの変更が生じた場合、直ちに通知することを宣言します。上記の情報が虚偽、不正確、誤解を招く、または不実表示であることが分かった場合、私/私たちは、それについて責任を負うことを認識しています。私/私たちは、「実質所有者および預託機関参加者の権利と義務」という書類の控えを受領したことを認めます。

私たちは、1999年外国為替管理法 (これに基づき発行された指示、規則、通知、回状など、および適宜行われる同法への改正を含む) の条項に従うことを約束します。

私たちは、法執行機関、取引所、規制機関から、関連顧客書類の控えおよびKYC詳細について、関連するインドの監督機関からの規定や要請で要件/照会があった場合、遅延なく対応することを確認します。

正式署名 (正式署名のための当局決議を同封)

単独/1人目の保有者	名前	署名
1人目の署名者		X
2人目の署名者		X
3人目の署名者		X

その他の保有者		
2人目の保有者		X
3人目の保有者		X

単独／1人目の保有者の動作形態（共同保有の場合、保有者全員の署名が必要）	
<input type="checkbox"/> いずれか1人が単独で	
<input type="checkbox"/> 共同で	
<input type="checkbox"/> 決議に従う	
<input type="checkbox"/> その他（具体的にご記入ください）	DB POA

注記

1. 追加の署名を含める場合は、申請フォームに別の添付書類を添付してください。
2. 拇印、および、英語、ヒンディー語、またはインド憲法附則8に記載されている言語以外の言語での署名は、行政長官、公証人、または特別行政長官による証明が必要です。
3. 口座明細書を電子形式で受け取る場合
 - I. 顧客は、メールアドレスのパスワードの機密性を確保しなければいけません。
 - II. 顧客は、メールアドレスに変更があった場合、参加者に速やかに通知しなければいけません。
 - III. 顧客は、10日前に事前通知を行うことにより、この機能を停止することができます。同様に、参加者も、10日前に事前通知を行うことにより、この機能を停止することができます。
4. 該当しない方に取り消し線を入れてください。

承認
参加者名、所在地、DP ID

_____とともに、_____を単独／1人目の保有者、
_____をそれぞれ2人目の保有者、3人目の保有者として、預金口座開設を行う申請フォームを受け取りました。今後の問い合わせには、毎回、割り当てられたDP IDおよび顧客ID（清算会員の場合はCM-BP-ID）を記載してください。

日付：

D	D	M	M	Y	Y	Y	Y
---	---	---	---	---	---	---	---

参加者の捺印および署名

添付3 役立つ参照リンク一覧

国際決済銀行（BIS）	http://www.bis.org
ボンベイ証券取引所（BSE）	http://www.bseindia.com
CDSL Ventures Limited（CVL）	https://www.cvlkra.com
Central Depository Services Limited（CDSL）	https://www.cdslindia.com
産業政策推進局（DIPP）	http://dipp.nic.in
金融活動作業部会（FATF）	http://www.fatf-gafi.org
Indian Clearing Corporation Limited（ICCL）	http://www.icclindia.com
証券監督者国際機構（IOSCO）	http://www.iosco.org
財務省（MoF）	http://finmin.nic.in
National Securities Depository Limited（NSDL）	https://www.nsdl.co.in
インド国立証券取引所（NSE）	http://www.nseindia.com
NSDL Database Management Limited	https://kra.ndml.in
報道情報局（PIB）	http://pib.nic.in
インド準備銀行（RBI）	http://www.rbi.org.in
インド証券取引委員会（SEBI）	http://www.sebi.com
National Securities Clearing Corporation Limited（NSCCL）	http://www.nscclindia.com

添付4 インドの主要連絡先

市場インフラ事業者

ボンベイ証券取引所 (BSE)

氏名 : Mr. Neeraj Kulshrestha
役職 : BSE最高業務責任者
Eメール: neeraj.kulshrestha@bseindia.com
電話: +91 22 22728484

Central Depository Services Ltd (CDSL)

氏名 : Ms. Nayana Ovalekar
役職 : 最高業務責任者
Eメール: nayana@cdslindia.com
電話: +91 22 66341855

氏名 : Mr. Yogesh Kundnani
役職 : バイスプレジデント
Eメール: yogeshk@cdslindia.com
電話: +91 22 22728694/ 6634 1857

CDSL Ventures Limited (CVL)

氏名 : Mr. Sunil Alvares
役職 : 最高業務責任者
Eメール: sunila@cdslindia.com
電話: +91 22 22728627

MCX

氏名 : Naveen Mathur
役職 : 事業開発責任者
Eメール: Naveen.Mathur@mcxindia.com
電話: +91 22 6731 9299

名前 : Girish Dev
役職 : 戦略部門責任者
Eメール: Girish.Dev@mcxindia.com
電話: +91 22 6731 9299

インド・メトロポリタン証券取引所 (MSE)

氏名 : Mr. Ajit Singh
役職 : 事業開発部門バイスプレジデント
Eメール: Ajit.Singh@msei.in
電話: +91 22 6112 9000 Ext: 9169/
+91 9819887766

市場インフラ事業体

National Securities Depository Limited (NSDL)	氏名 : Mr. Samar Banvat 役職 : シニアバイスプレジデント Eメール: samarb@nsdl.co.in 電話: +91 22 24994590
インド国立証券取引所 (NSE)	氏名 : Mr. Prashant Vagal 役職 : シニアバイスプレジデント Eメール: prashantv@nsdl.co.in 電話: +91 22 24994481 氏名 : Mr. K. Hari 役職 : 株式 & 株式デリバティブ部門最高業務責任者 Eメール: harik@nse.co.in 氏名 : Mr. Nagendra Kumar 役職 : 製品・データサービス部門バイスプレジデント Eメール: nagendrak@nse.co.in
National Commodity and Derivatives Exchange Limited (NCDEX)	氏名 : Kanupriya Saigal 役職 : エグゼグティブバイスプレジデントマーケティング・ 企業広報担当 Eメール: kanupriya.saigal@ncdex.com 電話: +91 11 6611 4803 + 91 11 6611 4848
NSDL Database Management Limited	氏名 : Sameer Gupte 役職 : シニアバイスプレジデント Eメール: sameerg@nsdl.co.in 電話: +91 22 49142505

税務代理人／コンサルタント

BDO	氏名 : Saumil Shah 役職 : 事業開発部門パートナー Eメール: saumilshah@bdo.in 電話: +91 22 2439 3782
Deloitte, Haskins & Sells LLP	氏名 : Rajesh H Gandhi 役職 : パートナー Eメール: rajegandhi@deloitte.com 電話: +91 22 61854380
Ernst & Young LLP	氏名 : Tejas Desai 役職 : パートナー Eメール: tejas.desai@in.ey.com 電話: +91 22 61920710/ +91 9820 410278
KPMG	氏名 : Naresh Makhijani 役職 : パートナー、金融サービス責任者 Eメール: nareshmakhijani@kpmg.com 電話: +91 22 30902120
Manohar Chowdhry & Associates	氏名 : Ameet Patel 役職 : パートナー Eメール: ameen.patel@mca.co.in 電話: +91 22 24445064
Minesh Shah & Co	氏名 : Malav Shah 役職 : パートナー Eメール: malav@mineshshah.com 電話: +91 22 40044600/ 4603/ +91 98209 09359
PricewaterhouseCoopers	氏名 : Suresh Swamy 役職 : パートナー、金融サービス Eメール: suresh.v.swamy@in.pwc.com 電話: +91 22 61198053
SKP & Co	氏名 : Maulik Doshi 役職 : パートナー Eメール: maulik.doshi@skpgroup.com 電話: +91 22 6617 8100
Walker Chandiook & Co LLP	氏名 : Amit Narayan Kedia 役職 : パートナー Eメール: amit.kedia@in.gt.com 電話: +91 22 6626 2600

法務関係連絡先

ARA Law	氏名 : Rajesh Begur 役職 : 創立者兼マネージングパートナー Eメール: rajesh@aralaw.com 電話: +91 22 6619 9800
AZB & Partners	氏名 : Rushabh Maniar 役職 : パートナー Eメール: rushabh.maniar@azbpartners.com 電話: + 91 22 6639 6880
金融法アドバイザー	氏名 : Sandeep Parekh 役職 : マネージングパートナー Eメール: sandeep.parekh@finseclaw.com 電話: +91 22 62363181
産業法	氏名 : Nishant Singh 役職 : パートナー Eメール: nishant.singh@induslaw.com 電話: +91 22 49207215/ +91 22 61496215
J. Sagar Associates, Advocates & Solicitors	氏名 : Aashit Shah 役職 : パートナー Eメール: aashit@jsalaw.com 電話: +91 22 43418536
Khaitan & Co	氏名 : Siddharth Shah 役職 : パートナー Eメール: Siddharth.Shah@khaitanco.com 電話: +91 22 66365000
Nishith Desai Associates	氏名 : Pratibha Jain 役職 : ファンド組成 & 規制関連業務担当パートナー Eメール: pratibha.jain@nishithdesai.com 電話: +91 9910122443
Platinum Partners	氏名 : Ankit Majmudar 役職 : パートナー Eメール: ankit.majmudar@platinumpartners.co.in 電話: +91 22 61111900

Shardul Amarchand Mangaldas	氏名 : Jay Gandhi 役職 : パートナー Eメール: jay.gandhi@AMSShardul.com 電話: +91 22 4933 5555 / +91 9820054821
Trilegal	氏名 : Sabiana Anandaraj 役職 : 最高業務責任者 Eメール: Sabiana.Anandaraj@trilegal.com 電話: +91 11 4259 9319/ +91 11 4163 9393/ +91 11 4259 9319
Wadia Ghandy & Co. Advocates Solicitors and Notaries	氏名 : Shabnum Kajiji 役職 : パートナー Eメール: shabnum.kajiji@wadiaghandy.com 電話: +91 22 40735652

添付5 本ガイド内で使用されている略語の一覧

略語	正式名称
AD	承認取引者
ADR	米国預託証券
AGM	年次株主総会
AI	承認済仲介機関
AIF	オルタナティブ投資ファンド
ARC	資産運営会社
ASBA	ブロックされた金額でサポートされているアプリケーション
BIS	国際決済銀行
BSE	ボンベイ証券取引所
CBDT	直接税中央委員会
CBEC	物品税関税中央局
CBRICS	社債報告および統合清算制度
CC	清算機関
CCD	強制転換社債
CCDL	社債総合限度額
CCIL	Clearing Corporation of India Ltd.
CCP	中央カウンターパーティー
CD	定期預金
CDSL	Central Depository Services (India) Limited
CFT	テロ資金供与対策
CIS	集合投資ファンド
CM	清算会員
CP	コマーシャル・ペーパー
CPI	消費者物価指数

略語	正式名称
CRS	共通報告基準
CSGF	コア決済保証資金
CSGL	関係者の子会社一般元帳勘定
CTT	商品取引税
DDP	指定預託機関参加者
DEA	経済庁
DII	国内機関投資家
DIPP	産業政策推進局
DoR	歳入庁
DP	預託機関参加者
DR	預託証券
DSC	デジタル署名証明書
DTAA	二重課税回避協定
ECB	対外商業借入
ECM	為替管理マニュアル
EFI	資格を満たす外国投資家
EGM	臨時株主総会
ELM	極端な損失の証拠金
ETCD	取引所に上場されている通貨デリバティブ
ETF	上場投資信託
F&O	先物とオプション
FAQ	よくある質問
FATCA	外国口座税務コンプライアンス法
FATF	金融活動作業部会
FCCB	外貨建て転換社債
FCEB	外貨建て他社株転換社債

略語	正式名称
FD	定期預金
FDI	外国直接投資
FEMA	外国為替管理法
FI	金融機関
FIFO	先入れ先出し法
FIFP	外国投資促進ポータル
FIPB	外国投資促進委員会
FMC	先物市場委員会
FMI	金融市場インフラ
FMP	固定満期計画
FPI	外国ポートフォリオ投資家
FPO	追加株式公開
FRB	変動利付債券
FVCI	外国ベンチャーキャピタル投資家
FX	外国為替
GAAR	一般的租税回避防止規定
GAH	ギルト口座保有者
GC	グローバル・カストディアン
GDP	国内総生産
GDR	国際預託証券
GIFT City	グジャラート州国際金融テックシティ
Gol	インド政府
G-Sec	国債
Holdco	持株会社
ICCL	Indian Clearing Corporation Limited
ICDM	インド社債市場

略語	正式名称
ICDR	資本の発行および開示要件
IDFI	インド開発金融公社
IDR	インド預託証券
IFSC	国際金融サービスセンター
IGA	政府間協定
INR	インドルピー
InvITs	インフラ投資信託
IOSCO	証券監督者国際機構
IPO	新規株式公開
IPP	機関発行プログラム
IRF	金利先物
ISIN	国際証券識別番号
ITP	機関取引プラットフォーム
IVCU	インドのベンチャーキャピタル事業
JLF	共同貸手フォーラム
KMP	主要経営責任者
KYC	顧客確認
LLP	リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ
MAT	最低代替税
MCA	企業省
MCCIL	Metropolitan Clearing Corporation of India Ltd
MCX	インド・マルチ商品取引所
MF	投資信託ユニット
MIM	複数投資顧問会社
MMOU	多国間覚書
MoF	財務省

略語	正式名称
MRC	最低必要資本
MSEI	インド・メトロポリタン証券取引所
MTM	マーク・トゥ・マーケット
NAV	純資産額
NCD	非転換社債
NCDEX	National Commodity and Derivatives Exchange Limited
NDS-OM	相対取引システム-オーダー・マッチング
NEFT	国内電子送金
NOC	異議なし証明書
NRI	在外インド人
NSCCL	National Securities Clearing Corporation Limited
NSDL	National Securities Depository Limited
NSE	インド国立証券取引所
OCI	インド海外市民
OCB	海外企業体
OFS	売り出し
OTC	店頭
PAN	パーマネント口座番号
PD	プライマリーディーラー
PDO	公債オフィス
PE	恒久的施設
PIO	インド系移民
PIS	ポートフォリオ投資スキーム
PM	プライマリー会員
PMLA	マネーロンダリング防止法

略語	正式名称
PPP	官民パートナーシップ
PSU	公営企業
PTC	パス・スルー証書
QFI	適格外国投資家
QIB	適格機関投資家
QIP	適格機関向け発行
RBI	インド準備銀行
RDM	リテール債券市場
REITs	不動産投資信託 (REIT)
RTGS	即時グロス決済
SA	サブ・アカウント
SAST	株式の大量取得および買収
SAT	証券上訴法廷
SCRA	1956年証券契約 (規制) 法
SDR	戦略的債務再編
SEBI	インド証券取引委員会
SGF	決済保証資金
SGL	子会社一般元帳勘定
SLB	証券貸借
SLBS	証券貸借スキーム
SLR	法定流動性比率
SME	中小企業
SPAN	Standardised Portfolio Analysis of Risk
SPV	特別目的事業体
STT	有価証券取引税
TAN	税額控除および徴税口座番号

略語	正式名称
T-Bill	短期国債
TC	税務コンサルタント
TDR	開発権移転
UPSI	未公開の価格感応情報
VaR	バリュー・アット・リスク
VC	ベンチャーキャピタル
VCF	ベンチャーキャピタルファンド
WHT	源泉課税
ZCB	ゼロクーポン債

インド、証券サービス CIB – グローバル・トランザクション・バンキング インド Deutsche Bank AG

連絡先

Sriram Krishnan
インド、証券サービス責任者
CIB – グローバル・トランザクション・バンキング
Deutsche Bank AG

電話: +91 22 7180 3579

Eメール: sriram-a.krishnan@db.com

本文書に記載されている情報は、公開情報、または、発行時点でDeutsche Bank AG、その子会社および関連会社（総称して「ドイツ銀行グループ」）が信頼できると考えた情報源から得られた情報に基づいて用意されたものです。本文書に記載されている情報は、要約または翻訳の場合があります。本文書に記載されている資料の内容は、予告なく変更される場合があり、かかる変更により、その有効性に影響する場合があります。ドイツ銀行グループは、将来の出来事に照らして、資料の内容を更新する義務を負いません。さらに、ドイツ銀行グループは、明示的または黙示的に、その真実性、正確性、完全性について保証を行いません。ドイツ銀行グループは、本文書のいかなる使用、または本文書に記載されている資料に基づきいかなる行動、もしくはそこから生じた行動について、一切の責任を負いません。本書に記載されている資料は、情報提供だけを目的としたものです。したがって、本書は、ドイツ銀行グループまたはその役員、取締役、従業員、代理人による投資上、税務上、法律上のアドバイスとして解釈されるべきものではありません。顧客の皆様におかれましては、具体的な事柄については適切な専門のアドバイザーに相談してください。本書の内容と構成は著作権で保護されています。情報またはデータコンテンツの複製、特に、文章（全部または一部）、画像、グラフィックスの使用には、Deutsche Bank AGからの事前承認を必要とします。

